# 早稲田大学審査学位論文(博士)

# 「奴隷的拘束禁止」の憲法上の意義

―― アメリカ合衆国憲法修正第 13 条はなぜ奴隷制を廃止したのか ――

The Significance of Constitutional Abolition

The Struggle against Slavery in Antebellum America—

早稲田大学大学院社会科学研究科 政策科学論専攻 比較憲法論研究

小池 洋平

KOIKE, Yohei

2018年2月

# 目次

序章	「奴隷的拘束」の意味を問う意義	5
1.	奴隷制は過去の問題か?	. 5
2.	日本の憲法学における学説の整理	6
3.	修正第 13 条研究の持つ可能性	. 7
4.	本論文の構成	. 8
第1部	なぜ奴隷制が許されないのか	11
はじぬ	かに	12
1.	植民地法と奴隷制	12
2.	建国期における奴隷制	13
3.	合衆国憲法制定後の繰り返された妥協	15
4.	アンテ・ベラム期の反奴隷制論者の分類	16
第1章	章 合衆国憲法への異議申し立て人 William Lloyd Garrison	18
1.	反奴隷制論へのコミットメント	18
2.	Garrison の反奴隷制論	19
3.	なぜ奴隷制が正当化されないのか	22
4.	Garrison による憲法への挑戦	25
5.	小括	28
第2章	章 制憲期の常識破壊者 Lysander Spooner	29
1.	財産権を尊重する気風	29
2.	Spooner の憲法的反奴隷制論	31
3.	人間所有の否定と労働の成果を享受する権利	35
4.	小括	37
第3章	章 憲法的反奴隷制論者 Salmon P. Chase	38
1.	州権理論問題と逃亡奴隷問題	38
2.	奴隷制の拡大を阻止するために	44
3.	Chase の自由労働観念	52
4.	小括	61
第4章	軍 平等主義的・憲法的反奴隷制論 Charles Sumner	64
1.	Sumner の立ち位置	64
2.	反奴隷制論者 Charles Sumner	65
3.	Sumner の反奴隷制論	69
第1部	『のまとめ	75
第2部	奴隷制を正当化する理論	77
第5章	章 奴隷制の基本書執筆者 Thomas R. R. Cobb	79

	1.	奴隷制擁護論者としての Cobb	. 79
	2.	Cobb の奴隷制擁護論	. 83
	3.	奴隷の法的地位を巡る反奴隷制論との対立	. 91
	4.	Cobb の奴隷制擁護論における州権問題	. 96
第	6章	で 奴隷制の社会的正当化 George Fitzhugh	106
	1.	奴隷制と自由は対立するのか?	106
	2.	奴隷主の世界観の解説者 George Fitzhugh	108
	3.	Fitzhugh の奴隷制擁護論の目的	110
	4.	反奴隷制論との対決	114
第	7章	5 奴隷制とアメリカ合衆国最高裁	121
	1.	悪名高き Dred Scott 判決	121
	2.	事案の概要と論点整理	123
	3.	Dred Scott 判決と反奴隷制論の緊張関係	130
第	2 剖	3のまとめ	134
第3	部	修正第 13 条制定へ	135
		った 南北戦争と奴隷制論争	
	1.	連邦離脱という危機の時代	
	2.	妥協の模索	137
	3.	南部連合国憲法	139
第	8章	€ 反奴隷制憲法理論の連続と変容	141
	1.	連邦議会の権限を巡る変化?	141
	2.	奴隷=財産という理解の連続性と揺れ動き?	144
	3.	南北戦争と自由労働	146
	4.	小括	147
第	9章	🗈 修正第 13 条における奴隷制廃止の意味	149
	1.	修正第 13 条の審議過程	149
	2.	修正第 13 条審議の内容	152
第	1 0	章 「再建」の論理と州権理論	159
	1.	「再建」と連邦議会権限問題	159
	2.	修正第 13 条制定反対派の理論的根拠	161
	3.	修正第 13 条制定支持派による応答	163
第	3 剖	3のまとめ	170
終章		「奴隷的拘束の禁止」の憲法上の意味	171
	1.		
	2.	なぜ人間を財産として扱ってはならないのか?	
			179

4. 日本国憲法第 18 条前段の「奴隷的拘束」の意味	. 17	74
-----------------------------	------	----

# 序章 「奴隷的拘束」の意味を問う意義

#### 1. 奴隷制は過去の問題か?

現代において,「奴隷的拘束」もしくは奴隷制が人権保障との関係から正当化し得ないということは、当たり前のこととして捉えられている。

しかしながら、奴隷的拘束を想起させる問題は現代日本でもたびたび生じてきた。たとえば、自らの意思でハンガーストライキを行っていた未決拘禁者に対して、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第62条第1項第2号に基づき、拘置所の職員が強制的に栄養補給を行ったことが、憲法第18条の禁じる奴隷的拘束に当たるか否かが争われた事件がある」。この事件の福岡地裁判決は、いわゆる政令201号事件最高裁判決を引用しながら、憲法第18条のいう奴隷的拘束の趣旨を「人格を無視しその意思にかかわらず束縛する状態に置く」ことと解し、原告の生命の危険を回避するためにとられた当該職員による強制的な栄養補給は奴隷的拘束には該当しないと判断した。また、ここで引用されている政令201号事件最高裁判決でも、職場離脱を禁じる政令201号第2条第1項が奴隷的拘束に該当するかが問題となった。この点につき、最高裁は、「人格を無視してその意思にかかわらず束縛する状態におかれるのではなく所定の手続を経れば何時でも自由意思によってその雇傭関係を脱することもできる」と述べ、当該条項を憲法第18条の奴隷的拘束には当たらないと判断した。2

さらに、裁判として現れていなくとも、奴隷的拘束と関連する問題は同様に生じている。たとえば、近年では人身売買(Human Traficking)を現代の奴隷制(modern slavery)とする見方がある。この見方に立つものとして有名なのは、アメリカ国務省が毎年報告している Trafficking In Persons Report³であろう。これは、2000年にアメリカ連邦議会で制定された Trafficking Victims Protection Act⁴(TVPA)の定める最低基準に基づきながら、人身売買に対する世界各国の対策状況に関する評価をまとめたものであり、このなかで日本政府は TVPA の最低基準を見たなさいとされるランク 2(Tier 2)に位置づけられている5。そして、具体的には外国人研修生制度(Technical Intern Training Program)や、主にアジアから日本にやってきた外国人が国内で置かれている強制労働・性的搾取、子どもの売春問題などに対する政府の対応が不十分であると指摘されている。

<sup>1</sup> 福岡地裁平成 26 年 5 月 19 日判決。

<sup>2</sup> 最高裁大法廷昭和 28 年 4 月 8 日判決。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> U.S. Department of State 2016.

<sup>4 22</sup> U.S.C. §§7101-7114.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> U.S. Department of State 2016:217-218.

## 2. 日本の憲法学における学説の整理

このように、依然として現代日本にも奴隷制を想起させる制度が問題化する一方で、日本の憲法学において奴隷的拘束の定義に関する議論が深まっているとは言えない。これまで憲法学では、一般的に、この奴隷的拘束が「自由な人格者であることと両立しない程度の身体の自由の拘束状態」を意味すると説明してきた。この説明を改めて真剣に考えてみると、奴隷的拘束に該当するか否かを判断するためには、そもそも「自由な人格」とは何かを明らかにする必要がある。しかし、このような問いはあまりも抽象的すぎるという批判も受けることになるであろうっ。それゆえ、日本の憲法学にとって、何をもって奴隷的拘束とするかを探求することは、依然として解決すべき課題である。そこで、日本国憲法第18条が規定する奴隷的拘束の禁止が何を意味しているかを可能な限り具体的に検討する必要がある。その際、合衆国憲法修正第13条(以下では修正第13条と記す)に関する議論が1つの参考となる。なぜならば、日本国憲法第18条が、修正第13条1節を由来としていることが広く指摘されてきたからである。。

大日本帝国憲法には奴隷的拘束を禁じる規定は存在しない。現行の日本国憲法第 18 条の直接的な起源は、総司令部案(マッカーサー草案)第 17 条9である。この条項の原型は、それに先立つ総司令部第一次案にも含まれているが、興味深いことに「人身の自由」との区別が図られている。「人身の自由」ではなく、「人間は何人も『物 (property)』ではないということを定める」趣旨を持ってこの原型が作られていたのである10。総司令部案を受け取った日本政府側はこの 17 条を除外し、1946 年 3 月 4 日に行われた民政局における交渉でも日本政府側は日本に奴隷制が存在していないことを根拠として同条項の削除を求めるが、「先方は bondage はあるだろうといってなかなか譲らず、結局それを残して『奴隷、農奴又ハ』を削ること11」となった。その結果、1946 年 4 月 17日に発表された大日本帝国憲法改正草案では、第 16 条として「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」という文言が盛り込まれることになった。

ここで興味深いのは,「人身の自由」と奴隷的拘束が区別されており,後者は人間を 財産として見なすことを否定することに重きが置かれていたことである。これまで日本 の憲法学では,先に挙げた定義にも見られるように,奴隷的拘束のメルクマールを身体

<sup>6</sup> 芦部 2011:235。

<sup>7</sup> 渋谷 2013:231。

<sup>8</sup> 宮沢 1974:333。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> [高柳/ 大友/ 田中 1972:274-276]によれば、「第 17 条 何人も、奴隷、農奴、その他いかなる種類にせよ奴隷的拘束を受けない。また、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」(英語では"No person shall be held in enslavement, serfdom of [sic] bondage of any kind. Involuntary servitude, except as a punishment for crime, is prohibited.")という条文であった。

<sup>10</sup> 高柳/ 大友/ 田中 1972:200。

<sup>11</sup> 佐藤 1994:119-120。

的拘束の有無に主として求めてきた。しかし、日本国憲法第 18 条の制定過程を踏まえると、このような通説的な理解が「奴隷的拘束」の持つ意味の一面しか捉え切れていない可能性が高い。それゆえ、日本国憲法第 18 条における「奴隷的拘束」の意味を探求するに当たり、修正第 13 条の制定に至る議論に内在的に潜り込み、その意味を明らかにするための前提を浮き彫りにすることは有意義な課題である。

## 3. 修正第13条研究の持つ可能性

修正第13条は、南北戦争後の1865年12月18日に制定された。その第1節は、犯罪に対する処罰として当事者が適法に有罪宣告を受けた場合を除き、奴隷制または意に反する苦役を禁じる。そして第2節は、本条の規定を適切な立法によって執行する権限を連邦議会に付与する。

これまでアメリカ史研究において、修正第 13 条制定の 1 つの契機となった南北戦争について膨大な研究が蓄積されてきた。なかでも多くの先行研究が指摘するのは、南北戦争を通じて連邦政府の権限が拡大したことである。たとえば、アメリカ憲政史研究者 David E. Kyvig は、南北戦争により憲法思想とその実践における根本的なシフトが生じ、連邦政府の権限が拡大し、州の権限が縮小したとする<sup>12</sup>。このように、アメリカ史において連邦政府-州政府の権限配分を巡る転換を引き起こした南北戦争は、アメリカの立憲主義にも変容をもたらす。すなわち、権利の保障の役割を連邦政府が引き受け始めるのである。こういった転換期に当たるため、アメリカの憲法学および憲政史研究においては、南北戦争後の再建期修正(修正第 13 条、修正第 14 条、修正第 15 条)の制定過程に関する研究蓄積も豊富である。

しかし、修正第 13 条は連邦権限の拡大を意味しているだけではない。たとえば、Jacobus TenBroek は、修正第 13 条審議を分析し、奴隷制の廃止には、自然権および憲法上の権利が等しく保障されること、合衆国市民が憲法上の特権および免除において等しいこと、そしてすべての人がデュープロセスなしに自由・生命・財産を剥奪されないという憲法上の保障をうけること、という 3 つの意味があったとする<sup>13</sup>。また Rebecca E. Zietlow も、奴隷制を廃止する憲法修正案を第 38 回連邦議会に提出した James Ashley 下院議員の言説を中心に分析し、修正第 13 条が単に奴隷制を廃止するだけでなく、自由を確立するための憲法修正であったとする<sup>14</sup>。これら先行研究の成果を踏まえると、修正第 13 条審議において、連邦政府の権限問題だけでなく、自由を巡る豊富な議論が展開されていたことが明らかとなる。

もっとも,修正第 13 条審議における議論の豊富さは,修正第 13 条の意味を拡散させてしまう恐れがある。ここでは,修正第 13 条の制定に至る過程において奴隷制を廃止しようとした人々の主張に通底する狙いを明らかにする必要があるだろう。そこで,本

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Kyvig 1996:154-155.

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> TenBroek 1965:168-169.

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Zietlow 2012a:394.

論文が着目するのが、アンテ・ベラム期から再建期に至る歴史を精力的に研究してきた Eric Foner の描き出した労働のあり方を巡る議論である。Foner は、南北戦争を《 北部の自由労働 vs. 南部の奴隷労働 》という自由のあり方を巡る対立であり、北部が南北戦争に勝利したことが自由労働の勝利であったとする<sup>15</sup>。このように自由と労働とを結びつける Foner の理論枠組は、南北戦争後の再建期修正の第 1 段階として制定された修正第 13 条が労働のあり方に関連していたことを示唆している。実際に労働法・憲法研究者である Lea S. Vander Velde は、修正第 13 条審議において公正で正しい労働関係とは何かに関する見解が豊富に含まれていたが、現代の修正第 13 条解釈においてそれが失われているとして、審議当時の見解の重要性を指摘する<sup>16</sup>。 Vander Velde による分析は、修正第 13 条の制定を支持した人々が共通して持っていた狙いを探ろうとする本論文にとって、示唆に富むものである。

また,近年,アメリカの憲法学において修正第 13 条の現代的適用可能性に関する議論が盛んに行われていることも注目に値する<sup>17</sup>。もちろん,これら研究の成果は,再建期から現代に至るまでの合衆国最高裁の判例を踏まえた上で評価する必要がある。こういった研究動向は,本論文の成果が現代的な問題へと展開する可能性も示唆しているであろう。

## 4. 本論文の構成

以上の問題関心に基づき、本論文は3部構成で修正第13条の制定に至る議論を分析し、憲法によって奴隷制を廃止したことの意義を明らかにする。

まず第1部では、アンテ・ベラム期<sup>18</sup>に活躍した奴隷制廃止論者の言説を分析し、彼らの反奴隷制論に通底していた根拠、および対立を明らかにすることが課題である。第1章では、1830年代初頭から反奴隷制新聞 THE LIBERATOR を発行し、合衆国憲法を批判する立場から積極的に反奴隷制論を展開した William Lloyd Garrison の言説を扱う。第2章から第4章では、Garrison とは逆に、合衆国憲法が奴隷制を禁じているという立場から反奴隷制論を展開した論者を取り上げる。第2章では THE

UNCONSITUTIONALITY OF SLAVERY と題された著作を出版した Lysander Spooner を検討し、彼の憲法解釈アプローチの特徴を明らかにする。第3章では後の修正第13条の制定にも関与する共和党との結びつきが強い Salmon P. Chase を、また、第4章でも共和党所属の連邦議会議員として論陣を張った Charles Sumner を取り上げる。第1部小

<sup>15</sup> フォーナー 2008:138。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> VanderVelde 1989:437-438.

<sup>17</sup> Tsesis 2010. この本の第二部には現代問題に修正第 13 条を適用しようとする研究がまとめられている。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 本論文においてアンテ・ベラム期とは、全国的に反奴隷制論が高まった 1830 年から 1861 年に南北戦争が勃発するまでを指す概念として用いる。そして、南北戦争勃発から南部連合国軍の Robert Edward Lee 将軍が Appomattox で降伏する 1865 年 4 月 9 日までを南北戦争期と呼ぶ。

括では、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちの主張に「労働の成果を享受」する自然権と、人間を財産として取り扱うことの不当さが通底していたことを示す。

そして、第2部では、同時期に活躍した奴隷制擁護論者の言説と、奴隷制を擁護した Dred Scott 事件合衆国最高裁判決を分析する。第5章は、アンテ・ベラム期において 奴隷法に関する概説書を執筆して影響力を持っていた Thomas R. R. Cobb の奴隷制擁護 論を素材とする。また、第6章は南部奴隷主の世界観を表したとされる George Fitzhugh の奴隷制擁護論を検討する。第5章と第6章では、そもそも彼らが奴隷制を奴隷主の絶対的な支配力が行使される残虐な制度ではなく、むしろ、奴隷制によって奴隷が保護されていると考えていたことを明らかにする。そして第7章では、Dred Scott 判決を分析し、合衆国憲法において奴隷制がいかなる制度として位置づけられたのか、奴隷制擁護論者の影響力がどの程度及んでいたのか、および、反奴隷制論者たちとの緊張関係を考察する。

第3部では、第1部と第2部で明らかにしたアンテ・ベラム期の反奴隷制論と奴隷制擁護論の対立軸を踏まえ、南北戦争勃発後の連邦議会の動向と修正第13条審議の内容を分析する。第8章では、南北戦争の勃発を受けて連邦議会から南部選出議員が立ち去った後に、連邦議会で奴隷制に対する立法動向がどのように変化したのか、また、変化しなかったのかを第一次財産没収法などの審議録を素材として検討する。連邦議会の権限に関しては拡大しようとする試みがあった一方で、従来通り抑制的であろうとする動きも存在した。そのなかで、人間を財産とする理解については積極的に排除されていたことを示す。第9章および第10章では、連邦議会における修正第13条審議録を素材として、修正第13条制定の思想的土台を明らかにする。特に第9章では、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちと共通する根拠、すなわち「労働の成果を享受すべき」とする規範が修正第13条審議において重視されていたことを示す。そして第10章では、修正第13条審議において制定支持派がその制定を正当化するために用いた共和政体保障条項に着目し、そこでいう共和政体の内容が何であったのかを明らかにする。

その上で、終章では、以上の研究成果を土台とした場合、日本国憲法第 18 条前段の「奴隷的拘束」の解釈にどのような示唆を得ることができるのかを探求し、本論文の総括を行う。

# 第1部 なぜ奴隷制が許されないのか

## はじめに

第1部では、1830年代から南北戦争に至るまでのアメリカにおいて、反奴隷制論を 積極的に展開した論者を取り上げ、彼らの主張の根底にあるものを浮かび上がらせたい。 当然のことながら、彼らの主張は、植民期から続けられてきた奴隷制論争と決して無関 係ではない。そのため、具体的な検討に入る前に、植民期からアンテ・ベラム期に至る まで奴隷制がいかなる法的制度として捉えられてきたのかをまず整理し、アンテ・ベラ ム期の反奴隷制論者たちが置かれていた理論状況を示しておきたい。

## 1. 植民地法と奴隷制

北米イギリス植民地であるヴァージニア植民地にアフリカから黒人がはじめて奴隷として持ち込まれたのは 1619 年と言われている¹。その後も黒人たちは他のイギリス植民地へと持ち込まれる。もっとも、アンテ・ベラム期の奴隷とは異なり、当初の黒人たちの身分は主として年季奉公人であった。すなわち、一定期間の労働に従事した後に自由身分を獲得する可能性が開かれていたのである。自由身分を獲得した黒人は、自由黒人と呼ばれ、年季奉公中に蓄えた財産を元手に農場を経営する者も少なからず存在した²。

しかし 1630 年代から 1775 年以降の独立革命期までの間に、メリーランド植民地やヴァージニア植民地をはじめとする北米イギリス植民地におけるこのような黒人の法的身分は、各植民地で制定されたいわゆる奴隷法(Slave Code)において確認できるように、変化を見せる³。たとえば、1639 年にメリーランド植民地議会で奉公人の年季の上限を定める法律が制定されるが、ここでその対象は「18 歳以上のすべてのクリスチャン(奴隷を除く)」と定められていた⁴。そしてその後、同植民地議会が 1664 年に制定した黒人及び奴隷に関する法律では、「すでに本植民地に存在するすべての黒人と他の奴隷、もしくは、以後本植民地に輸入される奴隷は生涯に渡って(Durante Vita)従事する」と定め、黒人奴隷については永続的な奉公人としての身分が定められた⁵。また、1705 年にヴァージニア植民地において制定された植民地法では、奴隷が「不動産(real

<sup>1</sup> 有賀/ 大下/ 志邨/ 平野 1994:52-55 〔有賀・大下執筆〕。

<sup>2</sup> バーリン 2007:69-74。

 $<sup>^3</sup>$  現代のアメリカ憲政史研究者 William Wiecek によれば、その特徴は次の 4 点に集約できる。すなわち、1)奴隷制を生涯の状態として定義したこと、2)奴隷としての身分が母系を通じて継承されたこと、3)人種が奴隷の指標とされたこと、4)奴隷の法的地位が財産とされたことである。Wiecek 1977b:262-264.

<sup>4 1</sup> Md. Archives 80. なお、当該植民地法の正式名称は"An Act limiting the time of Servants"である。Alpert 1970:190.

<sup>5 1</sup> Md. Archives 533. 当該植民地法の正式名称は"An Act Concerning Negroes & Other Slaves"である。

estate)」として所有される者と規定された<sup>6</sup>。この植民地法が制定される前から、慣習上、奴隷はすでに財産として売買の対象とされていた。それゆえ、当該植民地法はこのような慣習を実定法化するものであった。

## 2. 建国期における奴隷制

1776年7月4日,アメリカ大陸会議は「すべて人は平等に造られ、生命、自由及び幸福追求を含む、一定の奪われることのない権利を創造主によって、与えられている」ことを「自明の真理」と謳い上げる独立宣言を採択した。現代から見れば、この自明の真理が奴隷制と鋭い緊張関係にあることは明らかである。実際、独立宣言採択時までに奴隷制を廃止した植民地も存在していた。しかしその一方で、奴隷制を維持する植民地も存在した。また、独立宣言採択後、1777年に連合規約が採択されるが、ここにおいても奴隷制が明文で禁止されることはなかった。むしろ1787年、すぐ後で述べる合衆国憲法の制定に先立って、大陸会議は北西部条令(Northwest Ordinance)を制定する。北西部条令は、オハイオ川以北の北西部テリトリーにおける奴隷制を禁じつつも、逃亡奴隷の返還を求める権利を規定するものであった。すなわち、建国期においては、たしかに奴隷制を解放する動きはあったものの、北西部テリトリー以外の場所における奴隷制な認されたのである。

1787年に合衆国憲法が大陸会議において制定されるが、ここには奴隷制を禁じる条項が盛り込まれなかった。すなわちアメリカは、独立宣言の自明の真理と奴隷制との緊張関係を依然として抱え込んでいたのであった。それどころか、合衆国憲法には奴隷制を保護していると解釈可能な条項さえ含まれていた。合衆国憲法の起草者たちがどの程度積極的に奴隷制を保護しようとしていたのかについては議論がある<sup>8</sup>が、アメリカ憲法史研究者である Paul Finkelman の整理<sup>9</sup>に従うならば、以下の条項が奴隷制擁護条項として理解することができる。

## (1) 奴隷制を直接的に扱う条項

修正第13条が制定される以前の合衆国憲法には「奴隷制(slavery)」という文言は 用いられていない。しかし、実質的には、奴隷制を直接的に保護する機能を果たす次の 条項が含まれていた。

a) 合衆国憲法第1条第2節の「5分の3条項」 まず、合衆国憲法第1条第2節のいわゆる「5分の3条項 (the three-fifths clause)」である。この条項は、下院議員の定数と直接税の徴収額の算出基準となる各州の人口について、自由人の総数とその他すべての者の数の5分の3を加えたものとすると定めている。ここでいう「その他すべての者」が憲法制定会議において奴隷を意味するものであった。この規定に従うと、奴隷州

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Morris 1999:66.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 1. Stat. 50.

<sup>8</sup> 西出 2016:79-93。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Finkelman 2014:6-10.

には下院議会の議員定数が自由州のそれよりも多く配分されることになり,必然的に連邦議会における奴隷州の発言力が増すことになる。

- b) 第1条第9節の「奴隷貿易条項」 合衆国憲法第1条第9節のいわゆる「奴隷貿易条項」は、人の輸入を禁じる連邦法を1808年まで連邦議会が制定してはならないと規定する。ここでも奴隷という文言は用いられていないが、憲法制定会議において奴隷の輸入に関する事項を定めたものとして理解されていた。合衆国憲法第1条第8節は外国との通商に関する立法権限を連邦議会に付与しているが、奴隷貿易については憲法制定から約20年の間は規制してはならないとされたのである。
- c) 第4条第2節の「逃亡奴隷条項」 合衆国憲法第4条第2節のいわゆる「逃亡奴隷条項」は、州法に基づいて労働の義務を有するものが別の州に逃亡したとしても、逃亡先の州法によってその義務から解放されることはないと定める。さらに同条項では、逃亡した者の労働の義務に対する権利を有する者が当該逃亡人の身柄を引き渡されることも保障している。憲法制定会議では、この条項が奴隷主に対して逃亡奴隷の返還を請求する権利を保障したものとして理解されていた。
- d) 第5条の「奴隷貿易条項」 合衆国憲法第5条は憲法改正について定めているが、同時に、憲法改正の限界を明文で定めている。そこでは、1808年まで、上で述べた第1条第9節の「奴隷貿易条項」を憲法修正することを禁じている。つまり、1808年まで連邦法上だけではなく、憲法上も奴隷貿易を禁止することができないとされていたのである。

#### (2) 奴隷制を間接的に保護する条項

また,憲法制定会議において奴隷制の保護を直接的な理由とされてはいなかったものの, それを間接的に保護するような以下の条項も合衆国憲法には含まれている。

- a) 第1条第8節の反乱鎮圧条項 合衆国憲法第1条第8節は、反乱を鎮圧するための民兵 (militia) の招集に関する立法権限を連邦議会に付与している。憲法制定会議では、この条項が奴隷による反乱にも適用されると考えられていた。
- b) 第4条第4節の州内暴動防衛条項 合衆国憲法第4条第4節は、州議会もしくは 州知事の要請に基づいて、州内の暴動から州を保護する権限を連邦政府に付与している。 ここでいう州内の暴動については、上で見た反乱鎮圧条項と同様、憲法制定会議におい て、奴隷による暴動が含まれていた。すなわち、連邦政府には、奴隷による反乱や暴動 から州政府を守る役割が、反乱鎮圧条項および州内暴動防衛条項によって期待されてい たのである。
- c) 第2条第1節の大統領選挙人条項 合衆国憲法第2条第1節は,下院議会の議席数は大統領選挙人の人数にも反映させている。先に述べた「5分の3条項」によって奴隷州には,自由州よりも,多くの議席が配分されていた。それゆえ,大統領選挙においても奴隷州は,憲法上,自由州よりも有利な状態に置かれていた。言い換えるならば,これら2つの条項によって立法・行政に対する奴隷州の影響力が,自由州のそれよりも増すことになったのである。

## 3. 合衆国憲法制定後の繰り返された妥協

19世紀に入ると合衆国の領土は拡大していった。たとえば合衆国政府は、1803年にルイジアナ地方をフランスから購入し、1819年にフロリダ地方をスペインから購入した。さらに1840年代に入ると、46年にはイギリスとの間でオレゴン条約が締結されて北緯49度以南のオレゴン地方が、48年にはメキシコ戦争の結果としてカリフォルニア地方及び旧メキシコ領がそれぞれ合衆国領土となった。

合衆国領土の拡大と奴隷制拡大は密接な関係にあった。地力に大きく依存する収奪農業であった当時のプランテーションは、そもそも耕作地の拡大を必要としていた<sup>10</sup>。そして、綿繰機の発明やイギリスの産業革命の影響に伴い綿花耕作は南西部に拡大し、同時に奴隷制も拡大していった<sup>11</sup>。反面、領土拡大と奴隷制拡大は、奴隷州と自由州の間の政治的な緊張関係を増大させた。例えば、連邦上院議員が各州から2名ずつ選出されると規定する合衆国憲法第1条第3節は、連邦上院議会における奴隷州ー自由州の政治的均衡と直結していた。例えば、新たな州が連邦に加入する際、それが奴隷州であるならば連邦上院議会において奴隷州選出議員は2名増える。逆に、それが自由州であるならば、自由州選出の上院議員が2名増えることになる。

実際に 1820 年にミズーリが州として連邦に加入しようとした際、この地に奴隷制を 認める代わりに、メイン州を自由州として加入させる妥協(いわゆるミズーリ協定)が 成立した<sup>12</sup>。さらに、この協定は、ミズーリ州、メイン州の加入という目の前の問題だ けでなく, ルイジアナ購入地において今後北緯36度30分以北での奴隷制を認めないこ とを規定していた。つまり、北部へと奴隷制が拡大しないようにする規定が盛り込まれ ていた。そしてこのミズーリ協定に基づいて, 1836年にアーカンソーが奴隷州として, 1837年にはミシガンが自由州としてそれぞれ連邦に加入した。その後も、合衆国領土 の拡大とそれに伴うテリトリーの州編入問題を巡って, 奴隷制論争が繰り返される。な かでも,メキシコから割譲されたカリフォルニア・テリトリーに奴隷制を認めるか否か が大きな問題となっていた。1850年にはいわゆる「1850年の妥協」が連邦議会におい て成立し,同テリトリーを自由州として連邦に編入することを認めると同時に,ニュー メキシコおよびユタについては奴隷制を認めるか否かは住民が決定できるとされた。し かし、1854年にミズーリ協定の破棄を明文で定めたカンザス・ネブラスカ法案が連邦 議会で提案されると、これまで保たれてきた自由州と奴隷州の政治的な均衡が揺らぐこ とへの懸念が高まる。そして、このカンザス・ネブラスカ法に関する論争のなかで、後 に修正第13条の制定に大きく関わる共和党が結成されていく。アンテ・ベラム期の反

<sup>10</sup> アメリカ学会 1955:62-63; 田中 1986:416-420。

<sup>11</sup> アメリカ学会 1953:25.。

<sup>12 1820</sup>年3月6日に制定されたミズーリ州の設立を認める連邦法第8条(3 Stat. 545)参照。 当該条項の邦訳として[アメリカ学会 1953:172]。また、ミズーリ協定につき [田中 1968:165-167]参照。

奴隷制論者たちは、上で述べた奴隷制が拡大していく事態の中で、奴隷制を批判していたのである。

## 4. アンテ・ベラム期の反奴隷制論者の分類

アンテ・ベラム期の反奴隷制論者の主張は、内容や戦略の点で多様であり、決して一枚岩でなかったことが既に知られている<sup>13</sup>。それゆえ、これまで反奴隷制論研究ではいくつかの分類が試みられてきた。なかでも反奴隷制論に関する代表的な分類としては、William Wiecek が提示した、 Garrison 派(Garrisonian)、急進的立憲主義(radical constitutionalism)、穏健的立憲主義(moderate constitutionalism)とする分類が知られている<sup>14</sup>

この整理では2段階のメルクマールが設定されている。1段階目のメルクマールは、合衆国憲法が奴隷制を保護しているか否かという論点に関する立場の違いである。この段階で、Garrison派と急進的立憲主義・穏健的立憲主義との間に線が引かれる。前者のGarrison派とは、第1章で分析するように、合衆国憲法が奴隷制を保護していると捉える反奴隷制論者たちのことである。具体的には、その呼び名にも現れているようにWilliam Lloyd Garrisonが、さらに彼と行動を共にしたWendell Phillips などがここに含まれる。後者の急進的立憲主義と穏健的立憲主義は、逆に、合衆国憲法が奴隷制を認めていないと解釈していた反奴隷制論者たちのことである。

そして、2 段階目で設定されるメルクマールは、合衆国憲法が奴隷制を認めていないと主張する両立憲主義を区別するものである。ここでは、建国期になされた「連邦合意 (federal consensus)」、すなわち、州内における奴隷制について規制権限を有するのは当該州政府だけであり、連邦政府には州内の奴隷制を規制する権限を有さないとする共通理解を尊重するか否かがメルクマールとされる<sup>15</sup>。そして、この連邦合意を否定していたのが急進的立憲主義、尊重していたのが穏健的立憲主義として分類される。前者には、George W. F. Mellen、William Goodell、そして Lysander Spooner が含まれる。一方の後者には、共和党に所属し反奴隷制論を展開していた Abraham Lincoln や Salmon P. Chase が含まれる<sup>16</sup>。

合衆国憲法に対する対応に基づくこの分類は、特に修正第 13 条とアンテ・ベラム期の反奴隷制論との連関を検討しようとする本論文にとって 1 つの指標となる。もっとも、逆から見れば、Wiecek の分類にはアンテ・ベラム期の反奴隷制論者が共通して求めようとしていたものが見えにくくなっている。合衆国憲法を否定する Garrison 派とそれを積極的に活かそうとする急進的立憲主義や穏健的立憲主義との間に、そして、連邦合意

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Richards 1992:1187-1188.

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Wiecek 1977a:15-16.

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Wiecek 1977a:15-16.

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Wiecek 1977a:228-248, 202-227, 276-277.

に対する態度は違えども,急進的立憲主義と穏健的立憲主義者との間に,どのような共 通性が見られるのか。

そこで、本論文では、Wiecek による分類に基づきつつ、彼が扱っている反奴隷制論者を素材として、奴隷制を否定する点において、彼らの主張のなかにどのような共通要素が見られるのかを検討していきたい。

## 第1章 合衆国憲法への異議申し立て人 William Lloyd Garrison

#### 1. 反奴隷制論へのコミットメント

## 1.1 Benjamin Lundy との出会い

William Lloyd Garrison は、1805 年 12 月 10 日にマサチューセッツ州の Newburyport で生まれた。彼の父親 Abijah Garrison は、1805 年の春に当時イギリス領であった Nova Scotia から Newburyport へ移り住んできた船乗りであった。Abijah は同地において船乗りとして生計を立てていたが、1808 年に体調の問題から失職し、Newburyport に家族を置いて 1 人 Nova Scotia へと帰ってしまう。それゆえ、Garrison の母親 Frances Maria Lloyd は、子どもを育てるために自ら働かざるを得ない状況に置かれた。Garrison は、母親の出稼ぎのために、Newburyport に住む Deacon Ezekiel Bartlett の家に預けられた¹。この時、彼は、グラマースクールに通う機会を得るが、木こりとして生計を立てていた Bartlett の生活も苦しく、わずか 3 ヶ月で退学することになる。その後彼は、靴作り職人、タンス作り職人の見習い工として収入を得ていた。

1818年、13歳になった Garrison は、植字と新聞業を学ぶために Newburyport Herald 社の見習い工(年季奉公人)となった。見習い工として働いているうちに、彼は自らの手で新聞を出版したいと考えるようになっていた。そこで彼は、1825年に年季が明けると、翌26年には友人である Issac Knapp から ESSEX COURANT 紙を買い取り<sup>2</sup>、同紙のタイトルを FREE PRESS へ変更して編集者となる。ここで彼は単に編集に携わるだけなく、実際に編集者欄に記事を寄稿する。当時のマサチューセッツ州では、1812年戦争のために同州が連邦政府へ貸していた負担金の返還が問題となっていた。というのも、ジョージア州、メリーランド州、ヴァージニア州など、他の州には負担金の返還がなされたのに対して、マサチューセッツ州に対する返還が進んでいなかったからである。この問題について彼は、編集者欄のなかで早急に返還されるべきであるとする記事を公表するなど、積極的に政治的な主張を展開していた<sup>3</sup>。

1828年にGarrison は、Boston を訪れていた反奴隷制論者 Benjamin Lundy と出会う。 Lundy は、メリーランド州 Baltimore で GENIUS UNIVERSAL EMANCIPATION と題した新聞 を発行し、漸次的解放を求める反奴隷制論を展開していた人物である。彼と出会ったこ とによって Garrison は、奴隷制問題について考えるようになる<sup>4</sup>。そして翌 29 年には彼 は GENIUS UNIVERSAL EMANCIPATION 紙の協同編集者となる<sup>5</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Grimke 1891:11-21.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> もっとも、Garrison 一人で同紙を購入したわけではなく、Allen との共同購入であった。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Brennan 2014:53-82.

<sup>4</sup> アメリカ学会 1953:477; 竹本 1979:2-3。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Lowance 2003:327.

## 1.2 LIBERATOR の発行とアメリカ奴隷制反対協会

Garrison は、1831年にTHE LIBERATOR(以下では LIBERATOR と記す)と題した新聞を創刊し、多くの反奴隷制運動家たちに向けてメッセージを発した。この新聞は、修正第13条が制定されるまで発行され続け、彼の反奴隷制運動の武器であった。また彼は、1833年に結成された反奴隷制運動の全国的な組織である American Anti-Slavery Society(アメリカ奴隷制反対協会)の創設に携わり、同協会の憲章の起草を引き受けるなどの貢献をした。この協会は、各地で行われる反奴隷制集会に講師を派遣したり、パンフレットの出版を通じて反奴隷制運動を支えた。もっとも、1840年頃には協会の運営方針を巡って内部分裂が起こり、Garrisonの率いる Garrison派と、New York派という2つの中心勢力間の対立が激しくなった。その結果、後者がアメリカ奴隷制反対協会を離脱して、American & Foreign Anti-Slavery Society(アメリカ及び海外奴隷制反対協会)を新たに結成する。Garrison と Garrison派は、元のアメリカ奴隷制反対協会に残る。その後、アメリカ奴隷制反対協会は下部組織への指導力を失いながらも活動を続け、南北戦争後の1870年に解散する。

このように、Garrison は、自ら LIBERATOR を発行し、アメリカ奴隷制反対協会における活動を通じて組織的な反奴隷制運動を展開すると同時に、反奴隷制論内部における衝突に直面しつつもアンテ・ベラム期において一貫して反奴隷制論を積極的に展開していた。

#### 2. Garrison の反奴隷制論

#### 2.1 「自明の真理」という足がかり

LIBERATOR を創刊する 2 年前の独立記念日、Garrison は、Boston にある Park Street 教会で Address to the Colonization Society と題した演説(以下では Park Street 演説と記す)を行っている<sup>7</sup>。このなかで彼は、独立宣言が採択されたアメリカにおいて生まれた奴隷には白人と同じ固有かつ不可譲の権利を有していると述べつつ、奴隷制を持たない自由州が奴隷制の漸次的廃止(gradual abolition)を求めるべきであると主張していた。さらに彼は、「私は、全ての州・郡・町において、植民協会〔アメリカ植民協会(America Colonization Society)のこと 引用者註〕の補助組織の設立を助けることを私たちの市民に呼びかける」と述べ、植民協会への協力を求めていたのである<sup>8</sup>。すなわち、反奴隷制運動に身を投じた当初、彼は、南部の出方を見ながら徐々に奴隷を解放していこうとする当時一般的であった漸次的解放と、解放された奴隷をアメリカ国外へ送り出そうとする植民政策に対して好意的であった。

しかし、その2ヶ月後の9月には GENIUS UNIVERSAL EMANCIPATION 紙上で漸次的解放論への支持の撤回を表明する。その理由は、奴隷解放が直ちに行われるべきことと、

<sup>6</sup> 清水 2001:216。

<sup>7</sup> Park Street 演説の内容は[Garrison W./ Garrison F. I:127-137]を参照した。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Garrison W./ Garrison F. I:137.

植民政策の基盤には黒人への偏見が横たわっていること、植民政策は神の摂理に反するものであり、それが「欺瞞的であり、残酷であり、危険なもの $^9$ 」であったからである。そして 1831 年に彼は、LIBERATOR 創刊号に掲載した To The Public と題された記事において、「人権(human rights)という偉大な根拠を擁護するにあたり、私はあらゆる宗教および政党の助力を望む $^{10}$ 」と述べた上で、次のように宣言する。

アメリカ独立宣言において謳われた「自明の真理(self-evident truth)」,「すべて人は、等しく造られ、創造主により、生命、自由及び幸福の追求を含む、奪うことのできない一定の権利を与えられている」を承認するがゆえに、私は、我々の奴隷の即時解放(immediate enfranchisement)のために懸命に闘うつもりである<sup>11</sup>。

ここからは彼の即時解放論の根拠が独立宣言の「自明の真理」であったことを確認することができる。

もっとも、Garrisonのように「自明の真理」から即時解放論を直接的に導き出すことが果たして可能なのか疑問が生じる。というのも、そもそも独立宣言が奴隷制の廃止を意図したものではなく、さらに、その起草者である Thomas Jefferson 自身が奴隷所有者であったからである。 Jefferson は、NOTES ON THE STATE OF VIRGINIA において、奴隷制に対して否定的な見解を示した上で、奴隷主の同意を得た上で奴隷がいずれ解放されることを望んでいた<sup>12</sup>。しかし、同時に彼は、肌の色の違いを重視し、白人よりも黒人が身体的、精神的に劣った存在であることを前提としていた。そして彼は、このことから白人と黒人の血が混じり合うことを避けるべきであり、もし奴隷が解放されるとしても解放奴隷は白人と「血の交わりのできない所へ移されるべき」とも述べていた<sup>13</sup>。

Jefferson の奴隷制に関する構想は、奴隷解放の可能性それ自体を否定するものではないが、人種をメルクマールとして黒人を劣等な存在であると措定し、植民政策の採用を訴えかけるものであった。すなわち、少なくとも、植民政策を訴えかけている点において、

「自明の真理」との矛盾を抱え込むものであった $^{14}$ 。Jefferson のこのような構想は、

Garrison の言う意味での奴隷の即時解放,つまり「自明の真理」を文字通りに捉えて人種的平等を前提として,植民政策を否定した上での即時解放を意味していたわけではないのである。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Garrison W./ Garrison F. I:262.

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Garrison 1831a.

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Garrison 1831a.

<sup>12</sup> ジェファソン 1972:294-295。

<sup>13</sup> ジェファソン 1972:248-260, 260。

 $<sup>^{14}</sup>$  Jefferson が矛盾を抱えた背景として、彼の政治家としての現実路線を位置づけ、その偽善性を指摘するものとして[早瀬 2017:24-30]参照。

そうであるならば、Garrisonが「自明の真理」を自らの反奴隷制論の足がかりとすることができた理由が問題となる。そこで次に、彼が奴隷制についていかなる問題意識を抱き、奴隷制をどのように定義していたのかを確認する。

## 2.2 Garrison における奴隷制の定義

これら公理のなかには、別の視点から奴隷制の不当さを示唆するものもある。たとえば、「奴隷たちは財産として所有されている。奴隷たちが罪を犯した場合には、法律において、彼らを道徳主体(moral agent)として認め、最も厳しいやり方で罰することは、人間性と正義の極致である。たとえ、彼らはその法律を読むことができず、知ることもなかったとしてもである!」(第19公理)とする部分である。ここでは、奴隷が財産として所有されていることだけではなく、それにもかかわらず罰する場面では奴隷を人間扱いするダブル・スタンダードが批判されている。それだけでなく、「奴隷たちは彼らの善のために強制労働に置かれている」(第16公理)や「奴隷たちは満足し幸せである」(第17公理)、そして、奴隷労働による製品を好むことで奴隷主に利益をもたらせば奴隷にも食事や衣服がより与えられる(第20公理)といった部分「では、奴隷制が奴隷のためには望ましいとする、後に奴隷制擁護論者が主張する「奴隷制の積極的善」に対する批判がすでに含まれている。このように Garrison は、奴隷制に関して多様な側面から問題意識を持っていたのである。

それゆえ、Garrison の奴隷制の定義も多義的なものであった。彼は、アメリカ奴隷制 反対協会が 1833 年 12 月 6 日に採択した Declaration of sentiments of the American Anti-Slavery Society Convention (以下では単に Declaration of sentiments と記す)を起草しているが、この宣言では、同協会が解放すべきと考える奴隷が置かれている状況が次の

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Lowance 2000:105.

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> The Liberator, January 8, 1831.

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> THE LIBERATOR, January 8, 1831.

ように描き出される。すなわち、奴隷とは「法律によって承認され、彼らの同胞によって取引可能な商品―品物そして家畜―、理性の無い野獣として取り扱われている」者であり、「彼らの労役の成果が補償(redress)無しに日常的に強奪され」、「彼らの彼らの身体(persons)に対する放埒かつ残忍な暴行からの憲法上・法的保護を受ける権利を現実的に享受しておらず」、「無責任な暴君の気まぐれもしくは喜びによって、か弱い赤ん坊は気が狂いそうになっている母親の腕から、失望した妻は涙を流している夫から引き離され」、「肌の色が黒いということのために、飢えという苦しみ、むち打ちという難儀、残忍な労役という不名誉を被って」おり、「彼らへの教育(instruction)を刑罰とする法律によって異教徒的な暗黒に置かれている」存在であると定義される「8。

## 3. なぜ奴隷制が正当化されないのか

Garrisonは独立宣言の「自明の真理」を足がかりとして反奴隷制論を構築していたが、 上で確認した彼の定義するところの奴隷制がなぜそれに反するとされたのか。

これまで指摘されてきた一つの理由は、Garrison の持っている宗教的信念である。独立宣言では、「人は等しく造られ」、創造主によって「生命、自由及び幸福追求の権利」を含む不可譲の権利が付与されたことが「自明の真理」として謳われていた。そして彼は、奴隷制を独立宣言で造物主により付与されたとされる諸権利を侵害するものであると捉え、このような法的制度が「エホバの大権の強奪である<sup>19</sup>」と述べる。すなわち、造物主以外の者がこれら諸権利を剥奪するがゆえに、奴隷制は誤っていると考えられていたのである。彼のこのような宗教的信念の背後には、1820年代に高まった信仰復興運動が影響している可能性が指摘されてきた。この信仰復興運動の特徴は「人間を自由で道徳的な存在とみる」新たな人間観の登場を促した点にあり、特に Garrison に関しては、信仰復興運動のなかで新たに起こった完全主義という教義解釈、すなわち罪からの解放が地上においても可能であり、救いの獲得は各人が地上でどのように決意するか次第である、とする宗教的信念が影響を与えていたと言われる<sup>20</sup>。

たしかに、Garrison の反奴隷制論において彼の宗教的信念が背後に存在することは否定できないであろう。たとえば、前述の Declaration of sentiments でも「現在効力を持っている奴隷制に関する権利を認めるすべての法は、神の前で完全に無効である<sup>21</sup>」や、「人間を自らの財産として意に反する苦役の状態で保持するアメリカ市民は、聖書の言葉によると、人を奪うもの(man-stealer)である<sup>22</sup>」などのように、宗教的信念や聖書の言葉に基礎づけられた箇所が多数存在する。また、彼は、市民には悔い改めて奴隷を解放する人道的な義務があると考え、人々の道徳的な改心によって奴隷制を廃止させること

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> THE LIBERATOR, December 14, 1833.

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> American Anti-Slavery Society 1838:7.

<sup>20</sup> 清水 1974:102-105。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> American Anti-Slavery Society 1838:7.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> American Anti-Slavery Society 1838:7.

を強調する<sup>23</sup>。この部分にも、救いの獲得を現世の各人の決意に求める完全主義の影響を想起させるものである。もっとも、そうであるとしても、なぜ彼が LIBERATOR 創刊号において聖書の文言ではなく、世俗的な独立宣言の「自明の真理」を足がかりにしたのかという疑問が生じる。この疑問に答えるためには、Garrison による「自明の真理」解釈を宗教的信念とは別の視点から検討する必要がある。

## (1) 「不可譲の権利」の内容と共和主義

Declaration of sentiments において Garrison は、身体(body)への権利、自らの労働の成果(products)への権利、法の保護への権利、社会の共通利益(common advantages of society)への権利、という4つの権利を何人にも保障された「不可譲の権利」の内容として提示する<sup>24</sup>。すなわち彼は、奴隷制がこれら諸権利を奪っていることの不当性を「自明の真理」に依拠しながら主張していたのである。これら4つの権利は、奴隷制に関する彼の定義を踏まえると具体的には次の内容となる。むち打ちをはじめとする奴隷主による暴行から奴隷が自らの身体を守る権利、およびその保護を受ける権利、奴隷が自らの労働の成果を強奪する奴隷主に返還させる権利、教育のような社会的な利益を享受する権利である。ただし、Declaration of sentiments ではこれら諸権利は「不可譲の権利」として自明のものとして断言されているため、彼が列挙したこれら権利内容が導き出される根拠については不明瞭な部分が残る。

現代の法史学者 William E. Nelson によれば、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者の主張には2つの要素が存在していた。一つは宗教的な信条から導き出される神の高次法という観念であり、もう一つは神によって付与もしくは共和政体に固有の人権に関する観念である<sup>25</sup>。この整理を参考にするならば、Garrison の反奴隷制論においては、これら二つの要素が並列的に並んでいたと言うことができる。たとえば、彼が 1839 年の独立記念日に行った演説では、聴衆に向かって「奴隷制と妥協するのではなく、『人間性』の名の下において、そして神の法に従って、即時解放を求めよ。このように感じ行動することが、人間として、共和主義者(republicans)として、クリスチャンとしてのあなたにふさわしい<sup>26</sup>」と述べ、ここではクリスチャンであることと共和主義者であることが並置される。すなわち彼の反奴隷制論には、宗教的信念だけではなく、アメリカという国の根本に据えられるべき共和主義へのコミットメントも含まれているのである。

もっとも、アメリカにおける共和主義概念は、時代ごとに異なる理念が前提とされてきた。少なくとも、独立革命期においては、特に共和主義と奴隷制とが両立し得るという考え方が存在していた。なぜならば、「公共善を積極的に追求する独立した男性からなる社会という共和主義像」を前提とするならば、奴隷制は「政治に参加する国民から従属的な貧民の多数を取り除くことによって、財産を所有する独立した人々に政治活動

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> American Anti-Slavery Society 1838:6.

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> THE LIBERATOR, December 14, 1833.

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> Nelson 1974:534-535.

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> The Liberator, July 19, 1839.

を委ね<sup>27</sup>」ることができるからである。ここでいう財産を所有し独立した人々とは、Jefferson の理念を前提とするならば、独立自営農民であった(以下では独立自営農民型共和主義と記す)<sup>28</sup>。 すなわち、広大な土地が存在するアメリカにおいて、この土地を耕して財産を手にする者こそが「もっとも高潔でかつ独立した市民<sup>29</sup>」であると、Jefferson は考えていたのである。それゆえ、独立自営農民による政治活動を支える制度として奴隷制を正当化することができたのである。さらに、独立自営農民であることを支えるものとして財産が重視されたことも、奴隷制を正当化する要因になっていた。また、独立革命期には、主に都市部においては職人を前提とした別の共和主義モデルも存在した(以下では職人型共和主義と記す)。これは、土地ではなく、熟練技術や工房を財産として所有する職人を共和国の担い手とするモデルである<sup>30</sup>。

これら2つの共和主義モデルでは、共和国の担い手が農民であろうが職人であろうが、財産の獲得を通じて独立した人間となることが共通の前提とされている。このことを踏まえると、共和主義にコミットする Garrison が、自らの労働の成果を享受する権利を反奴隷制論の根底に据えていたことの理由が浮かび上がる。すなわち彼は、宗教的信念だけではなく、アメリカ共和主義に内包された、財産を獲得することによって独立した存在になるという価値に基づきながら「自明の真理」を解釈していたのである。

## (2) 「人は等しく造られ」たことの意味

Garrisonが共和主義の観点から「不可譲の権利」を解釈していたとしても、それらが 人種とは無関係に享受されるべきと考えられていたのは何故かという、より根本的な疑 問が生じる。彼は、Trusim において、肌の色をメルクマールとして黒人を従属的な地 位に陥れることの不当性を訴えていた。しかし、独立宣言の起草者である Jefferson は、 前述のように、黒人は劣った存在であり、たとえ奴隷制を廃止したとしても解放奴隷と 白人が同じ共和国に住むことはできないと考えていた。このことを踏まえると、自明の 真理における「人は等しく造られ」という命題について、植民政策を否定する Garrison にとって別の意味を持っていた可能性がある。

この点について興味深いのは、Garrison が植民政策を支持した Park Street 演説において「自明の真理」に依拠していたことである。すなわち、この段階では、「人は等しく造られ」という命題と植民政策が矛盾しないと彼は考えていたのである。しかし、前述のように彼は、この Park Street 演説での発言をその 2 ヶ月後には撤回する。彼は、1832年の LIBERATOR 紙上で、「黒人が『コミュニティにおいて永遠に分離し軽蔑され』なければならない」ことが「神の摂理であり、普遍の自然法である」という植民協会の前提を、偏見と不信心の精神によるものとして批判する $^{31}$ 。この批判には、解放後の黒人

<sup>27</sup> フォーナー 2008:45。

<sup>28</sup> ウッド 2016:115。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> ジェファソン 1972:313。

<sup>30</sup> 森脇 1997:4-6。

<sup>31</sup> THE LIBERATOR, October 20, 1832.

を海外に植民させる政策が人種的偏見に基づくものであり、解放奴隷も共にアメリカに おいて共生すべき、とする彼の認識が現れている。

また、アメリカ植民協会に対する批判のなかで決断された Garrison の即時解放論には、もう一つ重要な主張が含まれている。それは、奴隷制を廃止するにあたり奴隷主へ金銭的補償してはならない、すなわち無償解放でなければならない、という主張である。彼が無償解放を訴えたのは、もし有償解放を行ったとすれば、それが人間を財産として扱うことを認めたことになってしまうからであった。既に見たように、彼の奴隷制の定義には、人間が財産として扱われていることが含まれていた。人間を財産として扱うことの不当性は、上でみた平等の観点から導き出すことができる。肌の色に関係なく人はすべて魂を持つ存在である以上、同じ人間だからである。

## 4. Garrison による憲法への挑戦

## 4.1 独立宣言と合衆国憲法の矛盾

Garrison は、独立宣言の「自明の真理」を自らの反奴隷制論の根底に据える一方で、逆に合衆国憲法に対しては否定的な態度をとっていた。このことは、彼が合衆国憲法の書かれた紙を「死との契約、そして地獄との協定<sup>32</sup>」と言いながら大衆の前で焼き捨てた出来事とともによく知られている。

Garrison は、1844年5月7日、アメリカ奴隷制反対協会の設立10周年に際してAddress to the Friends of Freedom and Emancipation in the United States と題した演説(以下では10周年演説と記す)を行っている<sup>33</sup>。この中で彼は、現在の国家契約(the present national compact)、アメリカ合衆国憲法、そしてアメリカ連邦政府に対する批判を展開する。1つ目の国家契約とは建国期に自由州と奴隷州との間で交わされた「罪深い妥協<sup>34</sup>」のことであり、残り2つの合衆国憲法および連邦政府はその妥協を体現したものとして位置づけられる。ここで彼の言う妥協の中身とは、独立宣言で謳われた「自明の真理」に関する奴隷州と自由州との間の妥協に他ならない。すなわち彼は、合衆国憲法および連邦政府を「自明の真理」に反するものとして捉えていたのである。

第1部の序章で整理したように、現代では、合衆国憲法には奴隷制を容認していたと解釈できるいくつかの条項が含まれていると理解されている。10周年演説においてGarrisonもまた、合衆国憲法に含まれる奴隷制擁護的条項を指摘する。合衆国憲法には「奴隷」もしくは「奴隷制」という文言が用いられていないがゆえに、それが奴隷制をなんらかの保護を与えるものではないとする主張に対して、彼は次のように述べる。すなわち「そのような文言がその文書に含まれていないとしても、奴隷制の必要性を満たすために、別の文言が賢く明確に用いられている」と、彼は反論する。その上で彼は、

<sup>32</sup> Garrison W./ Garrison F. III:412

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> THE LIBERATOR, May 31, 1844.

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> The Liberator, May 31, 1844.

憲法制定会議の議事録を参照しながら、合衆国憲法前文、合衆国憲法第1条第9節の奴隷貿易条項、同第1条第2節の5分の3条項、同第4条第2節の逃亡奴隷条項、同第4条第4節の州内における暴動を防衛する権限を連邦政府に与える条項(against domestic violence 条項)を奴隷制擁護的条項として批判する。そして彼は、このような奴隷制擁護的条項を盛り込んだ合衆国憲法の起草者たちを「彼ら自身だけに自由を確保しようと意図した」人々であると位置づけ、合衆国憲法が「自明の真理」を反故にしてしまったと捉える。それゆえ、このような奴隷制を支持する法が「道理上(in the nature of things)、そして神の法に従って無効である35」がゆえに、彼は合衆国憲法を否定したのである。このように考えると、Garrisonの合衆国憲法批判の主たる矛先は合衆国憲法の起草者たちに向けられていたと理解することができる。つまり彼は、独立宣言に示された「自明の真理」が憲法起草者たちによってねじ曲げられてしまったと考えていたのである。このような彼の批判は、憲法起草者たちの妥協的な態度を問いつめることで、自らの反奴隷制思想を正当化しようとするものであった。

## 4.2「紙の政府」否定と「神の政府」志向?

合衆国憲法を無効と考える Garrison の反奴隷制論は、連邦政府の存在それ自体への批判へと結びついていく。なぜならば、彼にとって合衆国憲法は、人間の政府である「アメリカ合衆国を具現化する文書」であり、アメリカ合衆国の別名であったからである³6。実際に、彼の連邦政府に対する態度は、「私たちはいかなる人間の政府に対しても忠誠を認めることはできない³7」と述べるように、否定的なものであった。このような態度は、彼の関わったアメリカ奴隷制反対協会の行動戦略とされる、ノン・レジスタンス原則に表れていると言えるかもしれない。

1833 年にアメリカ奴隷制反対協会が採択した The Constitution of the American

Anti-Slavery Society(「アメリカ奴隷制反対協会の憲章」)の第3条では、「協会は、物理的力を頼りにすることによって彼ら〔奴隷のこと 引用者註〕の権利を擁護するための反対運動をすることを決して支持しない<sup>38</sup>」と定め、ノン・レジスタンス原則を採ることが戦略として定められている。ここで言うノン・レジスタンス原則とは、かつての物理的力に頼った建国者たちによるイギリス君主への抵抗とは異なり、「道徳的純粋さと道徳的堕落との対決、倫理の力による過ちの克服、愛の力による偏見の撲滅、悔い改めの精神による奴隷制の廃止<sup>39</sup>」を目指すことであり、具体的には、「言論・出版を通じて可能な限り広範囲に私たちの意見を広める<sup>40</sup>」ことと、「講師を雇い・・・・・協会を

<sup>35</sup> THE LIBERATOR, May 31, 1844.

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Garrison W./ Garrison F. I:107.

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Garrison W./ Garrison F. II:230.

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> American Anti-Slavery Society 1838:4.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Garrison W./ Garrison F. II:409.

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> Garrison W./ Garrison F. II:233.

組織し、州および国家に請願する<sup>41</sup>」ことがその手段であった。 さらに、この憲章ではメンバーに対して「自発的に私たち自身をすべての立法府と司法府から排除」することを要請しながら、「州および国家に請願する」ことを手段として認めている<sup>42</sup>。すなわち、選挙への立候補や投票自体を禁止しつつ、請願については許容するという戦略が1833年時点におけるアメリカ奴隷制反対協会では採られていたのである。

このような個人の道徳的改心を迫るノン・レジスタンス戦略に対して、現代からは、特に Garrison の思考における宗教的信念および道徳的側面を分析した上で、「人間による人間の支配を拒み、現世の政府を拒むだけでなく、さらに進んで現世そのものを拒む彼岸的な志向を秘めた思想で」あったと指摘されている<sup>43</sup>。たしかに、究極的には神の法に依拠するものとして彼の反奴隷制論を位置づけるならば、合衆国憲法および連邦政府を否定した上で、実際にどのように行動すべきかという点で、また、行動指針として十分機能するか否かに関しても疑問が生じる。しかし、彼の反奴隷制論を「彼岸的」という言葉で一括できない部分もある。すでに検討したように、彼の反奴隷制論は、独立宣言の「自明の真理」に強く依拠するものであり、そこにアメリカにおける共和主義の価値を組み込んでいたからである。

#### 4.3 北部離脱論

これまで見てきたように、Garrisonによる合衆国憲法批判は、究極的には、その効力 それ自体を否定するものである。そして彼は、自由州が連邦政府から離脱すべきだという主張を反奴隷制論として展開した。1832年に彼は、LIBERATORにOn the Constitution and the Union と題した記事を執筆している。ここで彼は、「もし奴隷制を放置しておくならば、それはこの合衆国連邦をたちまち破壊するだろう。しかし、あなたたちの人種の数百万の首を踏みつけて血を抜き、魂を破壊することで合衆国連邦が維持されるとしても、私たちはそんなものに価値はないと言うし、あなたが現在の契約書〔憲法のこと - 引用者註〕を続けることは最もひどい罪である⁴」と述べており、既に連邦の維持よりも奴隷制廃止の方が重要であるという考え方が確認できる。そして、1844年の10周年演説において彼は、アメリカ奴隷制反対協会の標語として「奴隷主との連邦なし! (No Union with Slaveholders!) ⁴5」を掲げるべきであると述べる。

この北部連邦離脱論は、人々の道徳的な悔い改めのためのアジテーションの有力な武器の一つとして提起されたものであったと理解することもできる<sup>46</sup>。もし、そうであるならば、彼の北部連邦離脱論は単なる脅しの1つとして位置づけることができるかもし

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> Garrison W./ Garrison F. II: 233.

<sup>42</sup> Garrison W./ Garrison F. II:232-233.

<sup>43</sup> 清水 2001:249。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> The Liberator, Dec. 9, 1832.

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> The Liberator, May 31, 1844.

<sup>46</sup> 山本 1989:100-105。

れない。しかし、むしろ、彼の反奴隷制論にとって北部連邦離脱論は本質的であった可能性もある。なぜならば、国家契約、合衆国憲法、連邦政府を否定することは、新たな政府の創出という構想と結びつくのが自然だからである。もっとも、北部連邦離脱によって奴隷を解放しようということは、それまでの Garrison が主張していた即時無償解放論と矛盾しているようにも見える。というのも、北部が分離したとしても奴隷たちは南部に閉じ込められたままになってしまうからである<sup>47</sup>。つまり、彼の北部連邦離脱論に対して、南部の奴隷たちを切り捨てるのではないかという疑問が生じる。しかし、彼はこのような批判は当てはまらないと述べる。なぜならば、奴隷制が存在しているのは連邦に原因があり、その連邦を破壊することによって南部の奴隷制も崩壊すると彼は考えていたからである。

1830年代から即時無償解放主義を掲げながら活動を行った Garrison であったが、実際には1840年代にはフロリダ州とテキサス州が奴隷州として連邦に加入し、依然として合衆国において奴隷制が拡大しつづけていた。このような状況下で主張された彼の北部連邦離脱論は、合衆国憲法と連邦政府を否定し続ける以上、たどり着く終着点であったと言うことができるだろう。

## 5. 小括

ここまで、Garrisonの反奴隷制思想を、彼が特に独立宣言の「自明の真理」にこだわったことの意味を中心に分析してきた。彼の反奴隷制論は、奴隷制が人間を財産と扱うことを通じて、自由、平等、そして労働の成果を享受する権利に対する侵害であるとするものであった。従来、彼の反奴隷制論については宗教的信念の強さが指摘されてきたが、本章で明らかにしたように、それと並んで彼の反奴隷制論には共和主義へのコミットメントが存在していた。

Garrison は、合衆国憲法を否定する根拠を起草者たちが自明の真理と妥協してしまったことに求めていた。そして、彼はそのような合衆国憲法とそれに基づく連邦政府を否定するが、これは裏を返せば、独立宣言の「自明の真理」を具体化する新たな連邦、もしくは既に存在している連邦政府がそうなることを求めていたと言えるであろう。独立宣言が明示されて以降も、その理念と大きく矛盾する奴隷制がアメリカ合衆国には現実的に存在した。彼はその矛盾を克服しようとしていた。すなわち、憲法起草者たちが妥協してしまった「自由・平等・幸福追求」および「人は等しく創られ」たという理念を連邦政府が妥協することなく真正面から実現せよ、と彼は迫ったのである。

-

<sup>47</sup> 辻内 1997:49-50。

## 第2章 制憲期の常識破壊者 Lysander Spooner

「すべての人は平等に造られ」たことを「自明の真理」として独立宣言が謳い上げてから、修正第 13 条が制定されるまでの約 80 年間、議論と妥協が繰り返されつつも、アメリカには奴隷制が存在し続けてきた。また、当初の合衆国憲法には奴隷制を明示的に保護する条項は含まれていないものの、その制度を暗に保護していると解釈し得る条項も含まれてもいた。これらのことからすると、建国期および制憲期において、独立宣言や合衆国憲法の下では奴隷制が許容され得るとする、背景的な理論的土台が存在していた可能性がある。

奴隷制擁護論を扱う第2部で明らかにするように、奴隷制を支える背景的な理論的土台は一様ではない。もっとも、特に法的な側面からすれば、奴隷制に対して敵対的な北部においてすら見られたとされる「合衆国憲法を尊重する気風、財産権を尊重する気風」を奴隷制問題との関係で検討する必要がある。そこで、本章では、これら2つの気風の両方と密接に関係する反奴隷制論者 Lysander Spooner の議論を検討する。

#### 1. 財産権を尊重する気風

## 1.1 神聖視された財産権

植民期アメリカでは、イギリスのコモン・ローを植民地の状況に合わせながら継承・発展させていた<sup>2</sup>。北米イギリス植民地では、財産権についても、イギリスのコモン・ローで定義され保護されてきた財産権を自分たちの法理と一致させながら採用していた<sup>3</sup>。土地所有者の数が限定的であったイギリスにおいては土地所有が富や社会的地位の主要な源泉であったが、広大な土地が存在した植民地においては事情が異なっていた<sup>4</sup>。それゆえ、イギリスのコモン・ロー上の財産権それ自体がそのまま植民地に「輸入」されたわけではないが、財産権そのものに対する評価は植民地に大きな影響を与えた。具体的には、1215年のマグナ・カルタをはじめとする、自由と財産とを相互依存的観念として捉えるイギリス立憲主義の伝統に存在している「デュープロセスなくして財産は奪われない」という、恣意的な権力行使に対抗するために構想された財産権観念であった<sup>5</sup>。財産を奪われることが自由の喪失につながるという懸念は、北米イギリス植民地の多くに移入され、同時に、その意味において財産権を重要視する理解も定着していたのである。

<sup>1</sup> 田中 1968:417。

<sup>2</sup> 田中 1968:280。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Ely 1992:10-11.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Ely 1992:11.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Ely 1992:13.

財産権を重視する理解は、その後の革命期にも引き継がれた。1776年の独立宣言では「生命・自由、幸福の追求」が奪われることのない権利であると謳い上げられ、これらの権利を確保することが政府の目的であると宣言される。もっとも、独立宣言のこの部分には「財産」という言葉が登場していない。しかしながら、このことは財産権の重要性が否定されたことを意味するわけではない。というのも、当時は幸福という観念と財産の獲得とが密接に結びついており、財産の獲得や所有は幸福の中核的部分であったからである。むしろ、アメリカ独立の契機となった植民地の経済的利益に対するイギリスの対応は、植民地において財産権が政治的自由の享受と結びつくことを促進した。それゆえ、独立革命の結果として、アメリカでは財産権が神聖なものとして捉えられるようになっていたのである。

革命期と同様、合衆国憲法起草者たちにとっても、財産を獲得し所有する権利は疑う余地もなく至上の価値を有するものでありつづけた<sup>9</sup>。1791年に合衆国憲法へ加えられた修正第5条のいわゆるデュープロセス条項は、「法の適正な手続によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない」と、独立宣言とは異なり財産を明記した。ただし、同条のいわゆる収用条項では、「何人も、正当な補償なしに、私有財産を公共の用のために徴収されることはない」と規定している。収用条項それ自体は、連邦政府が私有財産を正当な補償を条件として徴収することができるとする前提に立つものであり、合衆国憲法において財産権はその限りで絶対的ではないと評価することもできる<sup>10</sup>。

#### 1.2 財産かつ人間としての奴隷

革命期において神聖視された財産権は、奴隷制を保護する背景的な理論枠組となっていった。というのも、奴隷は財産としての要素を持つ人間として理解されていたからである。革命期において奴隷の法定地位は、完全な財産としてではなく、人間的要素と財産的要素の両方をあわせ持つものとして考えられていた。たとえば、当時の奴隷法の多くは、奴隷を遺言や差し押さえの対象となる動産と見なす一方<sup>11</sup>、所有する奴隷に食事を与えなかったり、死に至らしめたりした奴隷主を罰する規定も設けていた<sup>12</sup>。James Madison の言葉を借りるならば、奴隷は「混合性質」を持つ者として理解されていたのである。

混合性質論を前提としながらも奴隷が財産的要素を持つ存在として捉えられたことは、奴隷の解放について一定の限界をもたらすことになる。革命期において、奴隷解放

<sup>6</sup> Ely 1992:29.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Ely 1992:41.

<sup>8</sup> Huston 2003:7.

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Ely 1992:43; スチュワート 1994:34-38。

<sup>10</sup> 中川 1981:208。

<sup>11</sup> 特に南部の植民地において奴隷の法的地位が動産と見なされていたことにつき[楪2005:4]。

<sup>12</sup> Ely 1992:15.

法を制定する植民地・邦も現れるが、ここには奴隷の財産的要素から導かれる限界が含 まれている。たとえば、アメリカにおいて最初に制定された奴隷解放法とされるペンシ ルベニア邦の 1780 年「奴隷制に関する漸次的廃止法(An Act for The Gradual Abolition of Slavery)」は、その第3節で本法施行後に同邦に生まれた黒人やムラート(白人と黒 人の混血児)を含むすべての人は奴隷として見なされないと規定する13。しかしその一 方で、同法第11節は、この法が逃亡奴隷を保護しないと定め、他の州に居住する奴隷 主の自らの奴隷を取り返す権利を保障していた14。このことは、革命期の奴隷制廃止論 が財産権の尊重によって限界付けられていたことを示している<sup>15</sup>。独立革命後も建国者 たちは、多様で対立的な要素を含むイギリスの政治的文化的理念を植民地の実践に即し た形に変形させながら取り入れ、多数者の脅威から私有財産を保護する必要性と共に、 北部アメリカのアフリカ人奴隷を私的財産権の対象であることを認めていたのである16。 アンテ・ベラム期においても、奴隷の財産的要素は奴隷制論争の一つの大きな論点で あった。たとえば、合衆国憲法と奴隷制の関係性が問題となった 1857 年の Dred Scott v. Sandford 事件合衆国最高裁判決17には、奴隷主の財産権を尊重する姿勢を確認すること ができる。Roger B. Taney 首席判事の執筆した法廷意見では、合衆国憲法が奴隷と他の 財産を区別することなく保護する連邦の権限を認めているとされ, そのうえで, 奴隷を 所有する権利が合衆国憲法の下で確約されていると捉えられていた<sup>18</sup>。合衆国憲法が奴 隷を財産と見なしているという Taney の解釈は, それ以前の奴隷の法的地位にかんする 理解とかけ離れたものではない。

#### 2. Spooner の憲法的反奴隷制論

## 2.1 奴隷制廃止論者 Lysander Spooner

こうした理論状況にあって、合衆国憲法が奴隷制を禁じているという解釈を展開したのが Spooner である。彼は、1808 年にマサチューセッツ州 Athol で反奴隷制運動に携わっていた両親のもとに生まれた<sup>19</sup>。後に連邦上院議員となる John Davis や同州最高裁長官を務める Charles Allen の弁護士事務所で法律を勉強し、その後、弁護士として活動する。そして、1845 年に彼は、THE UNCONSTITUTIONALITY OF SLAVERY(以下ではUNCONSTITUTIONALITY と記す)を出版して奴隷制が違憲であるという主張を展開し、奴

<sup>16</sup> Huston 2003:3.

<sup>13</sup> 当該制定法の原文は[Finkelman 2007:21-31]参照。

<sup>14</sup> 当該条文につき[Finkelman 2007:29]参照。

<sup>15</sup> Ely 1992:34.

<sup>17 60</sup> U.S. 393. 合衆国最高裁の判決文では Sandford と表記されているが,これが Sanford の間違いであることは広く指摘されている。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 60 U.S. 451.

<sup>19</sup> Spooner の経歴については[鳥澤 2005:208-209; Lowance 2002:446-447; Bernett 1997:978-981]を参照した。

隷制廃止論者として名を知られるようになる。この主張は当時先駆的であり $^{20}$ ,同書は 急進的立憲主義の教科書として受け入れられた $^{21}$ 。

この Unconstitutionality が出版された時期は、すでに前章で見た Garrsion の Liberator も発行されていたし、アメリカ奴隷制反対協会も分裂した後に当たる。また、Garrison 派の 1 人である反奴隷制論者 Wendell Phillips が THE Constitution: A Pro-slavery Compact<sup>22</sup>と題されたパンフレットを既に出版していた。この副題が示しているように、同書は、合衆国憲法が奴隷制を認めていると主張するものであった。すなわち、合衆国憲法が奴隷制擁護的憲法であるとする Garrison の主張がすでに世に出回った後に、Unconstitutionality は出版されたのである。このような背景からも明らかなように、Unconstitutionality において Spooner が扱おうとして主たる論点は、合衆国憲法が奴隷制を認めているか否かであった。この点につき、彼は、大きく分けて2つのアプローチから、奴隷制が合衆国憲法に反していることを立証していく。1つ目のアプローチは、合衆国憲法を自然権に有利になるように解釈するというものである。奴隷制が自然法に反するという命題からのアプローチである。そして2つ目は、アメリカに存在してきたこれまでの奴隷制が合法的な制度とされてこなかったことを、植民期からの制定法(合衆国憲法含む)を検討することで確認していく歴史的なアプローチである。

## 2.2 Spooner の憲法解釈アプローチ

## (1) 自然権的解釈アプローチ

Spooner が UNCONSTITUTIONALITY で展開した奴隷制廃止論は、以下の法的推論が土台とされている。まず彼は、「あらゆる物事を支配する『自然的』で永続的で普遍的な原理」として自然法があると想定する。そして彼は、そのような自然法は個人の市民的権利(civil rights)をも支配するものと捉え、「自然権を永遠に保持し、自然権の享受を確実なものとし、それら自然権の侵害を禁止」する自然的正義の原理を自然法から導き出す。このように彼は、自然権保護という自然法の目的を確定し、奴隷制は奴隷の自然権を侵害するがゆえに自然法と反すると主張する<sup>23</sup>。Spooner は、UNCONSTITUTIONALITYというタイトルを付けているものの、根本的には奴隷制が自然法に反するものとして想定しているのである。

このような Spooner の自然法概念は、John Locke が『統治二論』の後篇「政治的統治について」で示したそれを想起させる。Locke は、自然状態を支配する自然法が存在し、その自然法が人間を拘束すると考えていた $^{24}$ 。そして彼は、この自然法には、他者の自然権を侵害してはならないというルールを含めていた。Spooner もこのような人間を拘

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Perry1973:194.

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> Wiecek 1977:257-258.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Phillips 1844.

<sup>23</sup> 以上の Spooner の主張につき Spooner 1860:6。

<sup>24</sup> ロック 2010:298, §6。

東する自然法の存在を前提とし、自然権侵害の禁止というルールを自然法に含ませている。この点で、Spooner の自然法思想は、奴隷制が禁止されるか否かという点で違いはあるものの、Locke の系譜に位置付くものである。

もっとも、前章で見たように、Garrison もまた自然法の下で奴隷制が禁じられていると理解していた。そして Garrison は、独立宣言で謳われた自明の真理と合衆国憲法の矛盾を批判し、後者を否定した。それに対して、Spooner は、このように自然法を合衆国憲法と順接的に結びつけることで、奴隷制が合衆国憲法に反することを立証しようとする<sup>25</sup>。このときにそれを可能にしたのは、実定法は自然権に有利になるように厳格に解釈されなくてはならないという解釈論である<sup>26</sup>。彼は、次の歴史的アプローチにおいて、植民期以降の様々な制定法をこのルールに従って解釈することを通じて、最終的に合衆国憲法が奴隷制を禁じているという結論を導き出す。

## (2) 歴史的解釈

UNCONSTITUTIONALITY において、Spooner はアメリカ史を大きく3つの時期に整理して制定法を分析している。

第1の時期は植民期から独立宣言までの時代である。Spooner は、特許状の分析を通じてイギリスのコモン・ローが植民地に妥当していたことをまず確認する。すなわち、ヘイビアス・コーパスや陪審裁判といったコモン・ロー上の諸原理が植民地にも存在していたことが確認される<sup>27</sup>。そして彼は、ヘイビアス・コーパスこそが人間を所有する権利を本質的に否定するものであったと述べる<sup>28</sup>。なぜならば、その目的は身体の自由という自然権をすべての人にとって確実なものとすることであり、この原理は誰も自らの自然的自由(natural liberty)を制約されてはならないとするものだからである<sup>29</sup>。その上で彼は、独立宣言以前の 1772 年にイギリスの王座裁判所で下された Somerset v. Stewart 判決<sup>30</sup>の存在を指摘し、植民期では判例法上も奴隷制は認められていなかったと主張する<sup>31</sup>。さらに彼は、各植民地の制定法を分析し、それらの中に奴隷の存在を前提としているような条項は含まれているものの、いずれも誰が奴隷であるかを規定しておらず、制定法上も奴隷制が確立していたわけではないと結論づける<sup>32</sup>。

<sup>25</sup> Spooner は「自然法はわれわれの有する制定法や憲法の非常に多くの部分に確実性を与える唯一 のものである」と述べる[Spooner 1860:137]。 なお、現代において、自然法および自然権を合衆国憲法と順接的に結びつけた人物として Spooner が例に挙げられることがある[Hamburger 1993:956]。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> Spooner 1860:16-18.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> Spooner 1860:21.

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> Spooner 1860:21.

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Spooner 1860:103.

<sup>30</sup> Lot 1, 98 Eng. Rep. 499 (K.B. 1772). なお, Somerset 判決につき[Wiecek 1974:86]参照。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> Spooner 1860:23.

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> Spooner 1860:32-36.

第2の時期は、独立宣言から合衆国憲法制定までの時代である。Spooner は、イギリスからの解放と生命・自由・幸福追求の確認および確立を目的とする独立宣言で示された「自明の真理」が、各邦憲法やアメリカ連合規約のような統治契約に本質的要素として組み込まれたと捉える<sup>33</sup>。そして、この統治契約について、「自明の真理」とされる自然権の内容全てを列挙することは不可能であり、自然権の内容となっているものは明確に否定されていない限り存在するものとして想定されなくてはならない、と彼は述べる<sup>34</sup>。このような理解に基づき彼は、連合規約や各邦憲法を検討し、それらの中には「自明の真理」が取り込まれていると結論付ける。

第3の時期は、合衆国憲法制定から UNCONSTITUTIONALITY が執筆された 1845 年当時までである。ここでは実際に各州憲法や合衆国憲法を自然権に有利になるように解釈する実例が示されている。州憲法について Spooner は、1845 年当時の州憲法<sup>35</sup>を見ても、州内の奴隷制を法的に認めている条文はなく、州レベルにおいても実定法上の奴隷制は存在していないと結論付ける<sup>36</sup>。また、合衆国憲法については、たとえば逃亡奴隷条項を次のように解釈することで、それが奴隷制を認めたものではないと主張する。同条項の「労役に従う義務のあるもの」という文言は奴隷制の法的描写ではない。奴隷の相当な部分は労役に対して若すぎたり、年老いていすぎたり、病弱であったりする。それゆえ労働は奴隷制の本質的条件でも必要条件でもなく、同条項は奴隷制を認めたものではない、とする解釈である<sup>37</sup>。

以上のように3つの時期に分けながら Spooner は、植民期から 1845 年当時まで奴隷制が実定法上確立された制度ではないと結論付ける。しかしながら、このような彼の歴史的解釈には議論の余地がある。というのも、序章でも見たように、植民地法や合衆国憲法において奴隷制の保護が前提とされていたことは明白だからである。むしろ、少なくとも合衆国憲法の奴隷制擁護的性質については、前章で扱った Garrison の見解の方が正しかったと評価できるであろう<sup>38</sup>。

## (3) 合衆国憲法否認論と有用論

もっとも、本論文の目的は、現代の視点から Spooner を断罪することではなく、むしろ彼の主張の目的を時代内在的に探ることになる。この点を意識するならば、

UNCONSTITUTIONALITY の目的が Garrison 的な合衆国憲法解釈への批判にあったことの意味を探求する必要があるだろう。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> Spooner 1860:37.

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> Spooner 1860:38.

<sup>35</sup> Spooner が参照できていないフロリダ州憲法を除く[Spooner 1860:126]。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Spooner 1860:126-129.

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Spooner 1860:69.

<sup>38</sup> 現代のアメリカ憲政史研究者 Paul Finkelman は, Garrison の憲法理解の方が正しかったと評価する[Finkelman 1999a:426]。

Garrison は、合衆国憲法の奴隷制擁護的性格を、起草者たちの妥協と結びつけて論じていた $^{39}$ 。また、Garrison派として知られる Wendell Phillips もまた、合衆国憲法の逃亡奴隷条項の裏には、奴隷制を保護し、逃亡した奴隷を取り戻すという起草者たちの意図があると指摘していた $^{40}$ 。そして彼は、Thomas Jefferson や James Madison など建国者たちが奴隷制を認める意図を持っていたことを、実際に彼らの文章を大量に抜書きすることで証明しようとする $^{41}$ 。このような合衆国憲法が奴隷制を認めているという反奴隷制論内部における理解に対して異議を唱えることが Spooner の狙いであった。

このことを踏まえると、興味深いのは Spooner の反奴隷制論において、憲法起草者の意図それ自体が彼の批判の直接的な対象となっていないことである。 Spooner が異議申し立てしたのは、 Garrison が示したような、奴隷制を擁護しようとしていたという憲法起草の意図を合衆国憲法の解釈に反映させることであった。憲法起草者の意図ではなく、自然権保障を愚直に求めながら合衆国憲法を解釈すれば、奴隷制は違憲とならざるを得ない。これこそが Spooner の主張であった。 Spooner は、合衆国憲法をうまく使いこなすことで奴隷制廃止を達成できることを示そうとしたにすぎない。 その意味では、憲法起草者の意図がどうであったのかという問題については、彼の反奴隷制論は Garrison のそれと真正面から衝突するものではない。 たしかに、合衆国憲法が奴隷制を認めているか否かという論点の結論部分において、 Garrison と Spooner は対立している。 しかし、言うならば、反奴隷制論にとって合衆国憲法が有用であるか否かを巡る両者の認識の違いが、この対立の原因として求められるであろう。そうであるならば、合衆国憲法の有用性を巡る論点とは別に、両者が共に求めていたものはなんであろうか。

### 3. 人間所有の否定と労働の成果を享受する権利

合衆国憲法の奴隷制擁護的性格については対立しながらも、Garrison と Spooner の反 奴隷制論に共通する根拠も存在する。1つは、人間を財産として扱うことの不当さである。前章で見たように、Garrison は、奴隷制が人間を財産として扱っていることを批判し、有償で奴隷を解放することが人間を財産として扱うことを前提としてしまうがゆえに、即時無償解放を主張していた<sup>42</sup>。それに対して Spooner は、前述のように、人間を財産として扱ってはならないことの根拠をヘイビアス・コーパスに求めている。そして彼は、合衆国憲法第1条第9節第2項のいわゆる特権停止条項に注目する。同条項では、反乱や侵略に際して公共の安全のために必要な場合を除き、ヘイビアス・コーパスを求める特権を停止してはならないと定める。この条項では当該特権を有する者を特定されていないが、自然権に有利になるように解釈すべきとする彼のルールに従い、すべての

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Garrison W./ Garrison F. III:109.

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> Phillips 1844:6-7.

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> Phillips 1844:11.

<sup>42</sup> American Anti-Slavery Society 1838:8.

者に当該特権が認められると彼は解釈する。すなわち、奴隷であってもヘイビアス・コーパスを求めることができると考えられている<sup>43</sup>。このように考えることによって、彼は人間を財産として扱うことが合衆国憲法上認められないと主張していたのである。

Spooner は、ヘイビアス・コーパスという原理が自然権の1つである「身体の自由(personal liberty)」を確実にするものとして捉えている。ここでいう「身体の自由」とは、ヘイビアス・コーパスという文脈を踏まえると、文字通りの身体的自由を意味すると考えられる。彼は、このような意味での身体的自由を個人が自らの身体を支配する権利として理解している<sup>44</sup>。自分の身体を支配する生来の権利という彼の構想は、John Locke が『統治二論』の後篇論文で提示していた自己所有論に連なるものである。Locke は何人も自己の身体の所有者であると想定し<sup>45</sup>、このことから本人の労働もその人に固有のものであるとし、その労働こそが物を所有する契機であると述べる<sup>46</sup>。Spooner は、UNCONSTITUTIONALITY において Locke には言及していないものの、労働によって財産を獲得することを自然権の1つとして捉えてもいる<sup>47</sup>。このことから、彼の反奴隷制論は、自然法の枠組みのなかで自らの労働の成果を享受する権利を措定するものであったと言うことができる。

このように、前章で見た Garrison と Spooner は、共に労働の成果を享受する権利を反 奴隷制論の根拠に据えていた。ただし、両者の間には検討すべき差異も存在している。 Garrison の場合,個人が財産を獲得して独立した存在となるという共和主義の価値への コミットメントが背後に存在していた。それに対して Spooner の場合, そういった特定 の価値とは関係なく、純粋に自然法だけからこの権利が導かれているようにも見える。 たしかに, Spooner の反奴隷制論の根底には自然法が横たわっているが, 実はそれと同 時に共和主義へのコミットメントも存在している。というのも,彼は合衆国憲法を反奴 隷制的な文書と捉えているが、その第4条第4節には共和政体保障条項が含まれている からである。実際,彼は当該条項が奴隷制を禁じていると解釈している。ここで保障さ れる共和政体とは、彼によれば、人民全体が政府に権力を付与することと、その政府に よって与えられる保護を享受する政体であった<sup>48</sup>。ここで重要なのは、彼が人民全体を 共和政体の根幹に置いていることである。こうすることによって,彼は特定の人民を奴 隷化する政府が共和政体に値しないと批判していた。このことからも明らかなように, 彼の反奴隷制論にもまた, 合衆国憲法の共和政体保障条項を媒介として共和主義の要素 が組み込まれているのである。すなわち、彼のいう労働の成果を享受するという自然権 もまた、実質的には共和政体において保障されるものだったのである。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Spooner 1860:102-105.

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> Spooner 1860:130.

<sup>45</sup> ロック 2010:326, §27, 345, §44。

<sup>46</sup> ロック 2010:326, §27。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> Spooner 1860:6-7.

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> Spooner 1860:106.

### 4. 小括

これまで見てきたように、Spooner の反奴隷制論には、人間を財産として所有として扱うことの不当性と、自らの労働の成果を享受する権利という2つの要素が含まれていた。これら2つの要素はGarrisonの反奴隷制論においても確認できるだけではなく、その背後には共和主義が存在していた。そうであるならば、Spooner と Garrison も、財産権それ自体を批判するものではなかった。あくまでも彼らは、財産を獲得し独立した存在となる主体から排除するシステムとしての奴隷制を批判していた。その意味では、両者ともに、田中が指摘していた財産権を尊重する当時の気風を共有していたと言うことができる。

Spooner が提示した合衆国憲法が奴隷制を禁じているという理論は、それを綱領として取り入れた自由党(Liberty Party)を媒介としながら、その後の政治的議論に影響を与えている $^{49}$ 。この自由党は政党を中心とする政治的議論に奴隷制廃止論を持ち込み、後に自由土地党および共和党結成の原動力の1つとなった $^{50}$ 。

ただし自由党内部にも、合衆国憲法が奴隷制を禁じていることは認めつつも、州法上認められている奴隷制に連邦は介入できないとする穏健的立憲主義者たちがいた。自由党と自由土地党に参加した人々の中でも、この穏健的立憲主義者に分類される Salmon P. Chase のような人々が共和党の結成を主導していくことになる<sup>51</sup>。

<sup>49</sup> Johnson 1982:259. 1849 年自由党綱領第 22 項は「正直な心と, 鋭く深淵な知性を持つ 男, マサチューセッツの Lysander Spooner は, 奴隷の合憲性に対する完全で決定的な法的論証を出版した」と UNCONSTITUTIONALITY を推薦している。

<sup>50</sup> 真下 1982a:141。

<sup>51</sup> 安武 2011:71。

# 第3章 憲法的反奴隷制論者 Salmon P. Chase

### 1. 州権理論問題と逃亡奴隷問題

# 1.1 「逃亡奴隷のための弁護人」Chase

Salmon P. Chase は,父 Ithamar Chase と母 Janette Ralston Chase との間に,1808 年 1 月 13 日にニューハンプシャー州 Cornish に生まれた。Ithamar は,同地において農業を営み成功していたが,1815 年に農地を売り払い,ガラス業に関する事業を新たに立ち上げる。しかし,その事業は失敗してしまい,Chase 一家は経済的な危機に直面することになる。そして,1817 年に父親が亡くなると,母親の意向で,Chase は当時評判の良かったヴァーモント州 Windsor にある学校に通うことになる。1

1820年に彼は、オハイオ州 Worthington で学校を運営していた伯父 Philander Chase の下で家事を手伝いながら勉強することとなった。1822年に Philander が Cincinnati College の校長に就任すると、Chase も彼と共に Cincinnati へ移った。しかし、わずか 1 年ばかりで Philander が校長職を辞任したため、同地での生活は長く続かなかった。そして、Chase は母親の住むニューハンプシャー州 Keene に帰ることとなる。<sup>2</sup>

1823 年、Chase は Dartmouth College へ入学する。そして College を卒業すると、Philander の助言に従い、Chase は学校を作ることを計画する。この時彼は、叔父であり、ヴァーモント州選出合衆国上院議員の Dudley Chase を頼って首都 Washington へ行き、彼の協力の下で同地に学校を設立する。この学校には当時の John Quincy Adams 政権で司法長官を務めていた弁護士 William Wirt の 2 人の息子などが通うこととなり、ここで Chase は多くの政治的エリートたちと交流する機会を得た。特に Wirt は、幼い時に父親を亡くしていた Chase にとって生き方のモデルとなった。この間、アメリカ文化における弁護士という職業の卓越性と、政治的キャリアの下積みとして弁護士になることを彼は決意し、Wirt の弁護士事務所で法律の勉強を始める³。そして彼は、合衆国最高裁判事に任命されたばかりの John McLean の助言もあり、オハイオ州 Cincinnati で弁護士として活動することを決意する。 $^4$ 

Chase は、Cincinnatiで「保守的なホィッグ的弁護士」として、1830年に弁護士活動を始める<sup>5</sup>。1831年から約3年間かけて、Chase はオハイオ州の法制史をまとめた体系書を編纂し、出版するなど法律家として活躍していた<sup>6</sup>。1836年、Cincinnatiで奴隷制廃止を主張する新聞を発行していた James Birney の印刷所が暴徒によって襲われるとい

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Niven 1995:5-9.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Niven 1995:5-15.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Middleton 1993:24.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Niven 1995:17-28.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Blue 1993:2.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Niven 1995:29-38.

う事件が発生した。Cincinnati は、自由州であるオハイオ州内に位置しているが、奴隷州であるケンタッキー州とオハイオ川を隔てて隣接している。そのため、Cincinnati の住人の多くは、ケンタッキー州と経済的に強く結びついており、奴隷制廃止論に対して敵対的であった。Birney に対する暴動の背景には、Cincinnati のこのような事情があった。Chase は、この暴動を反奴隷制論者の「表現の自由」に対する脅威として認識した。そして、この認識が Chase を Birney 擁護へと向かわせ、両者の交流を深めることとなった。7

1837 年に Birney は、Matilda v. Larkin Lawrence 事件<sup>8</sup>と Birney v. Ohio 事件<sup>9</sup>という 2 つ の逃亡奴隷事件に巻き込まれる。両事件とも Matilda という名の逃亡女性奴隷を Birney がメイドとして雇用していたことに端を発している。

Matilda 事件の概要は次の通りである<sup>10</sup>。Matilda は、ミズーリ州の奴隷主 Larkin Lawrence が所有する奴隷であった。1836 年 5 月 20 日に Lawrence は、Matilda を伴って旅行に出かけ、道中で Cincinnati に一時滞在した。そして、その時に Matilda は Lawrence の元から逃亡した。その後、Birney が Matilda をメイドとして雇っていたが、約 9 ヶ月後、逃亡奴隷を探すことを生業とする John Riley が Matilda を発見し、彼女は保安官 (sheriff) によって拘留された。これを受けて、Birney は、交流のあった Chase に Matilda の弁護人となるように依頼したのである。そこで Chase は、Matilda を解放すべく人身保護令状の発給と、彼女が自由の身分であることを確認するように郡の裁判所に申し立てた。

そして、もう一方の Birney 事件は、Birney が Matilda を逃亡奴隷と知りながら隠匿したとして、オハイオ州法違反で起訴された事件である。ここでも Birney は、自らの弁護を Chase に依頼した。 Chase にとって、これら2つの事件で Matilda および Birney の弁護人として携わったことが、彼の反奴隷制論の出発点となった<sup>11</sup>。そこで、以下では Matilda 事件と Birney 事件における Chase の主張を検討する。

# 1.2 Chase と州権理論

Chase は、Matilda 事件において、次の予備的意見を述べる。すなわち、「奴隷制は、自然権と相容れないことが広く認められている。奴隷制が存在するあらゆる場所では、それは実定法に基づいてのみ存在する<sup>12</sup>」という意見である。つまり彼は、奴隷を所有する権利なるものを自然権として認めず、あくまでもそれが「不完全な法的権利 (naked

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Niven 1995:46-49.

<sup>8</sup> Matilda 事件に関する裁判所の正式な記録は公開されていないが、Chase が 1837 年に出版したパンフレットに、事件の経緯と彼の主張が収められている[Chase 1837]。

<sup>9 8</sup> Ohio 230

<sup>10</sup> Matilda 事件の概要については[Chase 1837:3-5]を参照した。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Niven 1995:50-54; Benedict 2006:132.

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Chase 1837:8.

right) <sup>13</sup>」にすぎないとする前提に立つ。そして、この前提から彼は、実定法によって 奴隷制が禁じられている自由州においては、そのような権利が「消滅 (vanish) <sup>14</sup>」し、 奴隷は自由への法的権利を得る、という結論を導き出す。ここで Chase は、すでに奴隷 制を実定法で禁じているオハイオ州内にいる Matilda について、Lawrence がミズーリ州 で有している奴隷所有権を否定しようとしたのであった。

Chase の上記の予備的意見には、奴隷制に関する憲法上の重大な論点が2つ含まれている。1つ目は、合衆国憲法のいわゆる逃亡奴隷条項を巡る解釈問題である。合衆国憲法第4条第2節の逃亡奴隷条項は、前段において、州法に基づいて労働の義務を有する者が他の州に逃亡した場合、逃亡先の州法によってその労働から解放されないことを定めている。また、後段においては、その逃亡した者の労働に対して権利を有する者の請求があった場合、当該請求者に引き渡さなければならないと定める。Chase の予備的意見は、逃亡奴隷条項の前段の規定と明らかに矛盾する。Matilda 事件において、Chase は逃亡奴隷条項の解釈に真正面から立ち向かっていたのである。

そして、重大な論点の2つ目は、そもそも合衆国憲法が奴隷制を容認しているのか否か、という問題である。Chase の予備的意見を単純に解釈するならば、奴隷制に実定法上の根拠を与えている奴隷州では奴隷制が認められる余地がある。というのも、彼の予備的意見においては、奴隷を所有する権利は「不完全な法的権利」であるとされているが、逆に言えば、実定法上の根拠を与えられさえすれば完全な法的権利として成り立ち得るからである。言い換えるならば、結局の所、奴隷制が認められるか否かは州法次第ということになる。もしそうであるならば、彼の反奴隷制論は、州権尊重に基づく限定された理論として出発していたことになる。それゆえ、これらの問題について、Matilda事件およびBirney事件において、Chase が合衆国憲法との関係でどのように考えていたのかを明らかにする必要がある。

#### (1) Matilda 事件

Matilda 事件において Chase は、憲法起草者たちの意図を引き合いに出しながら、合衆国憲法第4条2項の逃亡奴隷条項について次のように主張する。まず、憲法起草者たちには2つの目的があった。第一の目的は、連邦政府を創設し、それらに権限を付与することである。第二の目的は、州同士の間の、そして、異なる州の市民同士の間の権利と義務の問題を調整することであり、言い換えるならば、州間協定の確立(the establishment of compact)である。憲法起草者たちは、これら2つの目的を上手く達成し、合衆国憲法には権限を付与する条項と、協定としての性質を持つ条項を両方とも憲法に盛り込むことに成功した。合衆国憲法第4条2項の逃亡奴隷条項は、連邦政府の創設とは無関係の条項であり、協定としての性質を持つ条項であるのは明らかである。す

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Chase 1837:8.

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Chase 1837:8.

なわち、逃亡奴隷条項は連邦政府に何らかの権限を付与する条項ではない、と Chase は述べる $^{15}$ 。

そして、そもそも、合衆国憲法第 1 条第 8 節第 18 項 (いわゆる「必要かつ適切条項」)によれば、連邦議会の立法権限は憲法によって連邦政府に与えられた権限を行使するために必要かつ適切なものでなければならない。それゆえ、逃亡奴隷に関する法律を連邦議会が制定するのであれば、当該法律を制定する憲法上の根拠が必要となる。しかし、憲法には連邦政府に逃亡奴隷に関する権限を付与した特別な条項が存在しない。それゆえ、1793 年に連邦議会で制定された逃亡奴隷法は憲法上の権限に基づかない違憲な法律である、と Chase は主張した。さらに、もし逃亡奴隷に関する権限が認められるとすれば、合衆国憲法修正第 10 条が連邦政府に憲法上委任されず、また、州が行使することが憲法上禁じられていない権限を州に留保していることに従って、州政府に認められると彼は主張する<sup>16</sup>。

ここで示された Chase の逃亡奴隷条項に関する解釈において重要な点は,逃亡奴隷条項を州間の協定として位置づけることによって,逃亡奴隷に関する権限を州政府に認めていることである。こうすることによって彼は,奴隷制に実定法上の根拠を与えていない自由州において,奴隷制は当然のこととして,逃亡奴隷の扱いについても州政府が決定できるとして,Matilda の返還を阻止しようとしたのである。

もっとも、逃亡奴隷に関する権限が州政府にのみ認められるとする理論は、南部の奴隷主たち(特に自由州に行こうとは思っていない奴隷主たち)にとって、さほど危険なものとは映らなかった可能性がある<sup>17</sup>。なぜならば、Chase の理論に素直に従うならば、自分たちの奴隷州において州法上の根拠さえあれば、奴隷制が認められるからである。つまり、彼が Matilda 事件において示した理論は、南部の奴隷制を破壊するものではなかったのである。実際、Matilda 事件で Chase は、「私は奴隷制のメリットとデメリットに関する議論には立ち入らないつもりである。私は奴隷制廃止という刺激的なトピックには触れないつもりである<sup>18</sup>」と最初の方で述べている。この意味では、Matilda 事件における Chase の主張は、厳密に言うならば、州内のすべての奴隷制を廃止すべきという意味での奴隷制廃止論ではなかった<sup>19</sup>。

<sup>15</sup> Chase 1837:19-20. なお,彼の主張のうち合衆国憲法の条項には2つの性質があるとする部分は,1836年の Commonwealth v. Aves 事件マサチューセッツ州最高裁判決における Lemuel Shaw 判事が示した理論を引き継ぐものである。35 Mass. 193, 219-221 (1836). 16 Chase 1837:21-22.連邦法の違憲性を訴える際に、そのような連邦法を制定する権限が連邦政府には合衆国憲法上与えられていないと論じる方法は現在でも用いられている[樋口2011:29]。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Middleton 1993:28.

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Chase 1837:8.

<sup>19</sup> Niven は、この時の Chase の主張を注意深く読めば、彼が奴隷制廃止論者(abolitionist) ではないことが分かると述べる[Niven1995:55]。

しかしながら、Matilda 事件における Chase の主張は、その「刺激的なトピック」へ実質的に足を踏み入れている部分もある。なかでも、予備的意見において、奴隷制が自然権とは相容れず、実定法上の根拠に基づいてのみ存在する、と述べる部分である $^{20}$ 。当該箇所には注が付けられており、そこにはイギリスの Somerset v. Stewart 事件王座裁判所判決 $^{21}$ が根拠の一つとして示されている $^{22}$ 。同判決において Mansfield 判事は、奴隷制が自然法と相反するものであるため、その存在には実定法上の根拠が必要である、との見方を示していた。まさに、Chase はここに依拠したのである。予備的意見とはいえ、彼が Somerset 判決に依拠しながら、自然権に反する制度として奴隷制を位置づけたことは、特に他の反奴隷制論者との共通性の点で大きな意味を持つ。

さらに Chase は、Matilda を弁護するなかで、人間本性から導き出される自然権のようなものが存在すると考えていることを明らかにし、独立宣言の「自明の真理」を根本的な原理として位置づける<sup>23</sup>。これは予備的意見を踏まえれば、奴隷制は「自明の真理」と相容れないと彼が考えていたことを表している。それゆえ、少なくとも「自明の真理」を根拠として奴隷制を批判的に捉える点では、これまで見てきた Garrison や Spooner の反奴隷制論と共通性が見られるのである。さらに興味深いことに、Chase は、自由と整合性に疑いのある全ての条項について、「厳格で綿密な解釈(strict and rigorous interpretation)」を行うべきであると裁判所に訴えかけてもいる<sup>24</sup>。これは、Spooner が1845年に示した「自然権に有利になるように厳格に解釈すべき」という憲法解釈ルールと近似している<sup>25</sup>。もっとも、Matilda 事件における Chase の主張には、Spooner とは異なり、具体的にどのように「厳格に」解釈するのかが示されていない。それゆえ、両者の理論がまったく同じであると判断することはできない。しかし、Spooner と似た見立てを可能にする要素を、Matilda 事件の段階で Chase が主張していたことは確認できる。

### (2) Birney 事件

Birney 事件において Chase は、Matilda 事件の時と比較してより深く奴隷制問題に踏み込んでいる。あくまでも Matilda 事件で主として争われたのは、1793 年逃亡奴隷法の憲法適合性であった。それゆえ Chase は、合衆国憲法が奴隷制そのものを禁じているか

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Chase 1837:8.

<sup>21 20</sup> Howell's State Trials 1 (1772). ヴァージニア州に住む Stewart が所有していた奴隷 Somerset を伴ってイギリスに訪れていたが、その際に Somerset は Stewart の元から逃亡した。しかし、Somerset は逃亡奴隷捕獲人によって捕らえられ、Stewart の指示を受けてジャマイカ行きの船に乗せられた。そこで、Somerset の友人によって請求された人身保護令状が認められ、王座裁判所において審理された事件である。以上の事件の概要は[Watson 2006:18-19]に依拠している。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Wiecek 1977a:191-193.

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Chase 1837:37-38.

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Chase 1837:38.

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> Spooner 1845:21-22.

否かについて判断することには抑制的であった。それに対して、Birney 事件においては、「他人の財産である、黒人もしくは混血の人間を隠匿する」ことを禁じていたオハイオ州法が問題となった。そのため、合衆国憲法上、逃亡奴隷の扱いについて決定する権限が州政府に認められるとする、Matilda 事件における彼の主張を踏まえるならば、まさに自由州たるオハイオ州の問題そのものとして奴隷制と真正面から立ち向かう必要があったのである。実際、Birney 事件において Chase は、オハイオ州では人間を財産として扱うことはできないと主張して、Birney の無罪を主張した。彼は、「すべて人は等しく自由 (equally free) かつ独立して生まれ、そして、生命と自由を享受し保護する権利、財産を獲得、所有、保護する権利、幸福と安全を追求し手に入れる権利といった奪われざる権利を有する」というオハイオ州憲法の規定を引き合いに出し、この州憲法の下では人間間の所有関係が成立しえないと論じる<sup>26</sup>。

もっとも、Chase は「オハイオ州は、分離、独立した国家(separate and independent nation) ではない $^{27}$ 」とも述べる。そして、 1787年の北西部条令と合衆国憲法を州憲法よりも 上位の法規範として位置づけた上で、オハイオ州憲法との連関性を歴史的にさらに次の ように検討する。建国期において自由州へ逃げ込んだ奴隷が自由な身分を獲得するか否 かについては、意見の対立があった。憲法制定会議において James Madison は「今のと ころ、もし、奴隷が自由な身分とされている州へと逃亡したならば、逃亡先の法律によ って当該逃亡奴隷は解放される」と述べていた。このような状態を心配した奴隷州は, 逃亡奴隷に関する条項を北西部条令へ, さらに逃亡奴隷条項を合衆国憲法へそれぞれ州 間の協定として盛り込んだ。これら条項は、奴隷制という状態や、人間が人間を所有す るということを認めることを避けるために注意深く作られたものであり,奴隷制の創設, 維持、廃止については各州に委ねられているのである、と Chase は述べる<sup>28</sup>。こうする ことによって、彼は、Birney が Matilda を雇った時点において彼女が Lawrence の奴隷で はなく, それゆえ, 他人の財産たる奴隷を隠匿した罪にも問われるべきではないと主張 したのである。Chase にとって、Lawrence と共に Matilda がオハイオ州に入った段階で 彼女には自由の身分が与えられており, 逃亡することは彼女が自らの自由を行使するに 値する行為であったのである<sup>29</sup>。

Birney 事件における Chase の主張は、Matilda 事件の時と同じく、奴隷制に関する決定権限があるのは州政府であるとする理解の上に立つ。また、合衆国憲法の逃亡奴隷条項の性質を協定と理解する点においても同じである。それゆえ、両事件の主張を踏まえると、Chase は、自由州においてのみ通用する限定的な反奴隷制論から出発していたと評価できる。しかし、限定的であるとはいえ、合衆国憲法起草者たちが奴隷制を承認しないように注意深く起草していたという彼の理解は、奴隷制が憲法上認められるとする

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 8 Ohio 231-232.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 8 Ohio 232.

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 8 Ohio 232-233.

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 8 Ohio 236-237.

奴隷制擁護論との鋭い緊張関係を孕むことになる。また,同時に,この Chase の理解は,合衆国憲法が奴隷制を保護しようとする起草者たちの妥協の産物であると理解する Garrison とも対立する。

# (3) 小括

Matilda 事件と Birney 事件における Chase の主張には、奴隷制それ自体が合衆国憲法と相容れないことを匂わせつつも、結局の所、逃亡奴隷の取り扱い、および、奴隷制の存廃については州政府に委ねられているとする理解が一貫して存在していた。しかし、このような Chase の主張は、両事件で裁判所に受け入れられることはなかった。Matilda 事件において、裁判所は Matilda を Lawrence へ送り戻す命令を出した30。また、Birney 事件では、オハイオ州最高裁は、Birney が Matilda を逃亡奴隷もしくは Lawrence の財産であったかを知っていたという事実の主張が存在しないことに着目し、問題となった逃亡奴隷隠匿罪については故意が必要であるとして、有罪判決としていた下級審判決を覆した31。これは Birney にとって有利な判決であるものの、オハイオ州に立ち入った奴隷が自由な身分となるという Chase の主張を実質的には退けるものであった。なぜならば、奴隷であることを知らなかったという理由付けは、オハイオ州内に立ち入った奴隷が依然として奴隷のままであることを前提としているからである。すなわち、彼の反奴隷制論は、失敗から始まったと言えるであろう。

### 2. 奴隷制の拡大を阻止するために

Matilda事件におけるChaseの主張は、1837年に1冊のパンフレットとして出版され、広く知られるようになった<sup>32</sup>。1841年に彼は、自由党(Liberty Party)<sup>33</sup>へ参加することを決意し、オハイオ州自由党の結党に携わる。同年の12月にColumbusで行われた第1回オハイオ州自由党大会が開催されるにあたり、彼は、同党の決議案を執筆したり、政策についての演説を行ったりするなど中心的な役割を演じた。そして彼は、この政党での活動を通じて、法的な争いの場だけでなく、政治的な争いの場へも関わっていく。

# 2.1 1845 年演説

この時期の彼の主張が比較的まとまったものとして,1845年6月11日に Cincinnati で行われた To the People of the United States と題された Chase の演説 $^{34}$ (以下では1845年演説と記す)がある。まず,1845年演説における Chase の基本的な立ち位置を確認

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> Niven 1995:54.

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 8 Ohio 238-239.

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> Niven 1995:55.

<sup>33</sup> 自由党について詳しくは[真下 1982a:127-137]参照。

<sup>34 1845</sup>年6月にCincinnatiで行われたこの演説は[Chase/ Cleveland 1867:73-125]に収められている。

しておきたい。彼は、奴隷州に住んでいるか自由州に住んでいるかにかかわらず、合衆国の市民たる我々が「我らの父たち〔建国の父—引用者注〕が堂々と始めた個人的、社会的、市民的向上という偉大な課題を進めて達成<sup>35</sup>」しようと訴えかける。このことからも分かるように、彼は、建国者たちが実現しようとした理念の延長線上に自らの反奴隷制論を位置づけていた。すなわち、独立革命において、専制政治ではなく自由を、そして、貴族制的な原理ではなく民主的な原理を実現しようとした建国者たちの理念に基づいて、彼は反奴隷制論を訴えかけたのである<sup>36</sup>。

Chase によれば、建国者たちはすべての人が等しい権利を有すると考えていただけで はなく, 奴隷を所有することが自分たちの政治的信念と矛盾すると感じなかったことは あり得ないことであった。しかし、いくつかの植民地には既に奴隷制が存在していたし、 奴隷を即時解放することが一般的に恐れられてもいた。そこで、建国者たちは、それら 既存の奴隷制については直接介入することなしに, 平等な権利という偉大な原理を一般 的な宣言に留めた、と Chase は説明する<sup>37</sup>。一見すると、彼が建国者たちのある種の妥 協を批判しているようにも読めるが、決してそうではない。むしろ、彼によれば、1774 年の第1回大陸会議から1789年の合衆国憲法の制定に至るまで、連邦政府は反奴隷制 的な政策を採り続けていたからである38。具体的に Chase は、この時期の政策の一つと して独立宣言に言及し, その「自明の真理」を国家的政治的信念の土台として位置づけ る。すなわち、彼によれば、これが採択されたことによって、合衆国は専制と抑圧のあ らゆる形態に対して敵対的であることが合衆国の土台となったのである。また、1787 年の北西部条令について彼は、当該条令が逃亡奴隷の返還を求める権利を保障している ものの、同時に「テリトリーにおける奴隷制または意に反する苦役」を禁じる条項も含 まれており、これがすべての邦の賛成をもって制定されたことに注意を促している39。 合衆国憲法についても、Chase は、建国者たちの意図に基づきながら解釈論を展開す る。1845年演説においてまず彼が扱う問題は、奴隷制を認めているかのように見える 条項が含まれていることである。彼は、これら条項について、建国者たちは独立宣言や 北西部条令を侵害する意図を持っていなかったし、連邦議会や連邦政府に奴隷制を創 設・維持する権限を付与しようともしていなかったと論じる。そして同時に彼は、建国 者たちには当時既に州法の下で認められていた奴隷制を維持するか、それとも廃止する かを決定する権限を州政府に与えると意図していたとも主張する<sup>40</sup>。さらに,彼は, Matilda 事件の時よりも建国者の意図について詳細に述べている。例えば、憲法起草時 において、「奴隷」、「奴隷制」または「奴隷を所有すること(slaveholding)」といっ た文言を使うことが避けられ、代わりに "servitude" や "service" という文言が逃亡奴

<sup>35</sup> Chase/Cleveland 1867:76.

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Chase/ Cleveland 1867:76.

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Chase/ Cleveland 1867:76-77.

<sup>38</sup> Chase/Cleveland 1867:77.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Chase/ Cleveland 1867:80-83.

<sup>40</sup> Chase/ Cleveland 1867:83-85.

隷条項に盛り込まれたという経緯を彼は指摘する。また、合衆国憲法修正第5条のデュープロセス条項についても、当初はマグナ・カルタと同じく「自由人(freeman)」という文言が提案されていたが、「人(person)」へと修正されたことにも彼は言及する。これらのことから彼は、建国者たちが奴隷制に対して法的な保護を与えないように注意深く合衆国憲法を作り上げ、奴隷制がさらに拡大しないようにするための安全装置もそこに組み込もうとしていた、と理解するのである<sup>41</sup>。

ここで注目すべきは、Chase が奴隷制の問題を合衆国憲法と無関係なものとして理解しておらず、むしろ修正第5条のデュープロセス条項の下で禁じられていると解釈していることである。すなわち彼によれば、この条項は「連邦政府が法的関係としての奴隷制を是認することを禁じ、連邦政府の排他的管轄権が及ぶあらゆる場所において、その存続〔奴隷制の存続—引用者注〕を不可能にさせる⁴2」ものであった。彼は、1845年演説でも彼が奴隷制を「ある人が、合法化された力(legalized force)によって、他者の支配もしくは自由裁量に完全かつ絶対的に服従すること⁴3」と定義し、Matilda事件の予備的意見で示していたように、奴隷制が存在する原因を法的な力に求めている。彼が法的な力を重視する理由は、奴隷制のような制度を私人の力によって達成することは不可能であり、法的なプロセスなしに奴隷とされた人の生命や自由を奪うことを可能にする、法の形式をとった公的な力が必ず存在していると考えているからである⁴4。それゆえ、修正第5条の下で連邦政府が奴隷制の根拠となる法を制定することは認められない、とChase は主張していた。

もっとも、Chase は、連邦政府の直轄地に限定しつつ、合衆国憲法それ自体を反奴隷制的な規範として捉えていた。それゆえ、彼が実際に聴衆に訴えかける内容もまた限定的なものとなる。すなわち、奴隷制に有利な立法を廃止することや、あらゆる連邦政府直轄地における奴隷所有を禁じること、そして、既に存在している奴隷制については、あくまでも州の権限の範囲内でそれを廃止する措置をとることを連邦議会が勧告する宣言を出す、といったことである45。既存の奴隷制に対して抑制的な主張を彼が行った背景には、合衆国のテリトリーが徐々に西方へと拡大していくのに伴って、新たに獲得されたテリトリーに奴隷制を認めるか否かという問題が当時深刻化していたという事情が指摘できる。これまでもテリトリーが州に昇格する時に同様の問題が生じてきた。既に1820年には、ミズーリの州昇格に際して、同州に奴隷制を認めるか否かが争われ、結果として、将来にわたり北緯36度30分以北の地には奴隷制を認めないと定めるミズーリ協定(Missouri Compromise)が取り結ばれていた46。そして、その後も、1836年にはテキサスがメキシコから独立し、そのテリトリーが合衆国に合併される可能性が生じ

<sup>41</sup> Chase/ Cleveland 1867:85-86.

<sup>42</sup> Chase/Cleveland 1867:86.

<sup>43</sup> Chase/ Cleveland 1867:86-87.

<sup>44</sup> Chase/ Cleveland 1867:87.

<sup>45</sup> Chase/ Cleveland 1867:100.

<sup>46</sup> アメリカ学会 1953:25-26。

ていた。ミズーリ協定に従うならば、同地が奴隷州となる可能性が濃厚であった。実際に 1845 年、テキサス・テリトリーは奴隷州として連邦に加入する。Chase の演説はまさにこのような状況下で行われたものであり、彼の問題意識が奴隷制拡大問題に向けられたことは当然であった。

# 2.2 Van Zandt 事件

Chase がオハイオ州自由党で活動し始めた翌年の1842年、合衆国最高裁は、Prigg v. Pennsylvania 事件において、1793年逃亡奴隷法が合憲であるとする判決を下した<sup>47</sup>。この判決において Joseph Story 判事が執筆した法廷意見は、合衆国憲法の逃亡奴隷条項の目的を「奴隷州の市民に財産としての奴隷を所有する権利を保障すること」にあるとする<sup>48</sup>。そして、同条項が奴隷主に奴隷所有の権利があることを想定しており、この条項にはその権利を制限する規定も設けられていないため、そのような権利を州法が侵害してはならないと解釈する<sup>49</sup>。さらに合衆国憲法は、州境を超える性質を持つ逃亡奴隷返還という目的を達成するために、逃亡奴隷法を制定する権限を合衆国憲法は連邦議会に与えており、そのような権限がある場合、州が介入することは許されないと解釈し、逃亡奴隷法を合憲であると判断した<sup>50</sup>。合衆国憲法の逃亡奴隷条項が連邦議会に何らかの権限を与えるものではないと主張していた Chase にとって、Story 判事の意見は承認できるものではなかった。

その一方、合衆国最高裁 Prigg 事件判決において John McLean 判事が執筆した反対意見は、逃亡奴隷条項が逃亡奴隷の返還について具体的な手段を定めるものではく、「奴隷制が許されている州において、全ての有色人種は奴隷であると推定される。そして同じ原理は自由州においても通用する。すべての人間は肌の色に関係なく自由である」とする<sup>51</sup>。 McLean 判事が逃亡奴隷条項から逃亡奴隷法を制定する連邦政府の権限を導き出さなかった点で、この反対意見は Chase にとって受け入れることができるものであった。

<sup>47 41</sup>U.S.539. 事件の概要は以下の通りである。メリーランド州に住む Margaret Ashmore は、Margaret Morgan という名の女性奴隷を所有していた。1832 年に Morgan は、ペンシルベニア州に逃亡した。そこで Ashmore は、Edward Prigg に Morgan の連れ戻しを依頼する。Morgan を捕らえた Prigg は、1826 年のペンシルベニア州法に従い治安判事 (magistrate)にメリーランド州へ Morgan を逃亡奴隷として連れていく許可を求めたが、棄却された。許可がない状態で Prigg は、Morgan と彼女の娘をペンシルベニア州へ連れ戻し、Ashmore へと引き渡した。この連れ戻し行為により Prigg は、同州法に違反したと起訴され、誘拐罪として有罪判決を受けた。これに対して Prigg は、同州法が合衆国憲法に反するとして、合衆国最高裁に上訴した。この事件について[田中 1968:449-450;勝田 2011:22-24]も参照。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> 41 U.S. 611.

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> 41 U.S. 611-613.

<sup>50 41</sup> U.S. 616-618.

<sup>51 41</sup> U.S. 669.

1847年に、Chase は、合衆国最高裁で争われた逃亡奴隷法事件である Jones v. Van Zandt 事件<sup>52</sup>に被告の弁護人として関わる。この事件は、被告人 John Van Zandt が逃亡奴隷を幌馬車に乗せて、その逃亡を手助けしたとして逃亡奴隷法違反の疑いで起訴されたものである。この事件において Chase は、Prigg 判決における McLean 反対意見を引き合いに出しながら、逃亡奴隷法の憲法適合性について再考を求めた。

Chase の主張は次の2点に分かれていた。1793年逃亡奴隷法は違憲であり無効である。なぜならば、①合衆国憲法のいくつかの条項に反する、②合衆国憲法は逃亡奴隷について連邦議会になんら権限を与えていないからである<sup>53</sup>。②については Matilda 事件の時とほぼ同様の主張が展開されている。

ところが、①に関する主張には、Matilda 事件の時と比較して、合衆国憲法が奴隷制を禁じているという命題が明確に打ち出されている。ここで Chase は、合衆国憲法の下で、人間が財産として扱われることの不当性を主張する。 Chase は再び憲法起草者の意図をその根拠として示す。例えば彼は、「人間が財産であり得るという考えが合衆国憲法の下では成り立つと認めることは誤りである<sup>54</sup>」という大陸会議における Madison の発言を挙げる<sup>55</sup>。また、合衆国憲法第 4 条第 2 節のいわゆる逃亡奴隷条項に "servitude"ではなく "service"と表記されているのは、前者が奴隷状態を意味しているのに対して、後者が自由人の義務を意味しているからという Madison の解釈を引用してもいる<sup>56</sup>。このように Chase は、そもそも合衆国憲法が奴隷制それ自体を認めていないことを正当化するために起草者の意図を用いていたのである。

ただし、この時に Chase が依拠したのは起草者の意図だけではなかった。彼は、奴隷を「合法化された力によって、自然権に反して、財産として所有される人間」と、定義する<sup>57</sup>。この定義からは、Matilda 事件における主張や 1845 年演説と比較して、自然権侵害を明確に打ち出していることが確認できる。実際に、奴隷を財産と規定する実定法があったとしても、自然法の下で奴隷は自由への不可譲の権利を与えられた人間であるという見方を Chase は示している<sup>58</sup>。その上で彼は、成文憲法としての合衆国憲法の条文が自然権と正義の原理を確立することを主たる目的としており、立法権に制限を課すものであると述べる<sup>59</sup>。Matilda 事件において彼の示した、合衆国憲法の 2 つの性質がここでは自然権と正義の原理の確立という主目的の下で統合される。立法府といえども、人間を財産とみなすことはできないし、生命、自由及び財産の享受を妨げることもでき

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> 46 U.S. 215.

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> Chase 1847:75.

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> ELLIOT'S DEBATES, vol.5, 478(1787年8月25日)。

<sup>55</sup> Chase 1847:81.

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> Chase 1847:40.

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> Chase 1847:83.

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> Chase 1847:84.

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> Chase 1847:93.

ない<sup>60</sup>。この成文憲法の目的について、Spooner と Chase の理論は整合的である。このことは、Spooner が 1860 年に出した the Unconstitutionality of Slavery 改訂版で、「合理的疑い(reasonable doubt)は自由のために決定されねばならない」という解釈ルールを示す際に、Van Zandt 事件における Chase の主張に依拠していることからも確認できる<sup>61</sup>。 結局のところ、Van Zandt 事件で合衆国最高裁は逃亡奴隷法が合憲であると判決を下す。なぜならば、合衆国憲法の逃亡奴隷条項は、他の州へ逃亡した財産としての奴隷を取り戻す奴隷主の権利を守ることを目的としており、その目的を達成するために逃亡奴隷法が制定されたと考えられるからである。さらに、合衆国最高裁は、ある州で人間に対する財産権が認められていないからといって返還要求を認めないという考えが、あらゆる財産への権利に関して無情(harsh)と判断した<sup>62</sup>。つまり、Chase の主張は退けられる。

### 2.3 自由土地党時代

Van Zandt 事件の1年前、メキシコから獲得した領土に奴隷制を認めるか否かを巡る論争——いわゆるウィルモット条項(Wilmot Proviso)問題——によって、奴隷制の西方拡大問題は深刻化する。1846年に合衆国が新たに獲得したこの土地に奴隷制を認めないことを定める条項案が連邦議会に提出された。この条項案は連邦議会下院で可決されるも、上院では否決される。この時の論点の1つは依然として、1820年のミズーリ協定を、合衆国領土の西方拡大という状況下でどうすべきかであった。そして、Chaseもこの拡大問題への対応が迫られていた。その中で Chase は、Van Zandt 事件で彼と一緒に弁護人を務めた、ニューヨーク州知事 William H. Seward との出会いもあり、国政へ進出することを考える。そして Chase は、翌年の1848年に結党される自由土地党(Free Soil Party) <sup>63</sup>に参加する。<sup>64</sup>

1848年の大統領選に際し、Chase が起草した自由土地党綱領には、州法によって存在が認められている諸州の奴隷制に対して連邦政府が介入できないことが再び記されている<sup>65</sup>。そして、北西部条令などから明らかなように、連邦政府の政策は、奴隷制を既存の奴隷州に限定し、支持しないことであったと示す。そして最後には「FREE SOIL、FREE SPEECH、FREE LABOR and FREE MEN<sup>66</sup>」という同党のスローガンの下で戦っていくことが宣言される。

61 Spooner 1860:200.

<sup>60</sup> Chase 1847:93.

<sup>62 46</sup> U.S. 229-230.

<sup>63</sup> この政党には、Chase のような自由党に属していた者や、反奴隷制的民主党員やホイッグ党員が参加した[菊池 1954:104]。

<sup>64</sup> Niven 1995:86-113.

<sup>65</sup> 山本 1984:116-117。

<sup>66</sup> Johnson/Porter 1973:13-14. このスローガンに記されている自由労働(Free Labor)観念は、北部の自由を定義する中心的要素となったと指摘される[フォーナー 2008:97]。この観

Chase が Matilda 事件から示してきた理論がこの綱領に盛り込まれていることは明らかである。綱領は「反奴隷制を最小限度にラディカルな形で表した」ものであった $^{67}$ 。 1848 年の大統領選挙で自由土地党は、Van Buren を候補者に立てるが、ホイッグ党が立てた Zachary Taylor に 100 万票以上の差をつけられ、敗北する。しかし、Chase は同時に行われた連邦上院議会選挙で当選を果たした。

連邦上院議員となった Chase は、メキシコ戦争の結果新たに獲得された領土に奴隷制を認めるか否かという論争に直面する。いわゆる「1850年の妥協」が連邦議会で問題となった。これは次のことを定める諸法を連邦議会で制定するか否かを問うものであった。すなわち、カリフォルニアを自由州として連邦に加入させ、メキシコから割譲された領土に奴隷制を認めるか否かは住民に決定させ、コロンビア特別区における奴隷売買は禁止し、新たな逃亡奴隷法を制定する、という立法セットである<sup>68</sup>。この時期、Chaseは奴隷制拡大を阻止すべく活動を続けていた。1850年3月にはUnion and Freedom、without Compromise と題された演説を連邦議会で行う<sup>69</sup>。

この中で Chase は、「われわれ〔連邦議会議員のこと――引用者注〕は、憲法上の権限領域を超えて、立法によって奴隷制に介入する権利はない<sup>70</sup>」と述べる。Matilda 事件以来、合衆国憲法が奴隷制に関する権限を連邦議会に与えていないと主張していた Chase は、自らが上院議員になった時でも、この主張を変えていなかった。そうであるならば、連邦議会には何ができるのか。Chase は、続けて、「われわれは、奴隷制の拡大と、合衆国が排他的管轄権を有する場所での奴隷制を禁じる権利を有する<sup>71</sup>」と述べる。このことを、Chase の常套手段である、歴史的説明によって立証しようとする。その論証過程は、奴隷がヴァージニアに持ち込まれた 1620 年から始まり、以前の主張よりも時期も素材の対象も広範なものになっている<sup>72</sup>。

また、この演説には、合衆国憲法の逃亡奴隷条項が連邦議会に権限を与える性質のものではなく、州間の協定に過ぎないという主張も確認できる。この演説の最中、サウスカロライナ州選出の民主党上院議員 Andrew Pickens Butler から、もしある州がこの協定を拒絶した場合に誰が救済するのか、と質問が出される。これに対して Chase は、合衆国憲法には救済に関する規定は存在しない、と返答する。これに対して再び Butler から同様の質問が出されるが答えは同じであった<sup>73</sup>。

念と奴隷制との関係性については今後の課題としたい。

<sup>67</sup> Foner 1980:92-93; 山本 1984:117。

<sup>68</sup> アメリカ学会 1953:491-502。

<sup>69</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st sess., Appendix, 468-478. Niven 1995:132-135

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st sess., Appendix, 468.

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st sess., Appendix, 469.

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st sess., Appendix, 469-472.

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st sess., Appendix, 476-477.

このやり取りは、「1850年の妥協」に新たな逃亡奴隷法の制定が盛り込まれていたことからすると、Chaseにとって深刻な論点であった。実際に、1793年逃亡奴隷法と比較して、自由州に返還義務の履行を強く求める1850年逃亡奴隷法が新しく制定された。

# 2.4 小括

自由州でありながらも奴隷州の経済や社会と結びつきのある Cincinnati で、Matilda 事件という逃亡奴隷事件から出発した Chase にとって、州権理論は同地での自由を確保 するために有効なものであった。領土の西方拡大に伴う奴隷制の拡大という問題に直面 した Chase は、憲法起草者たちの反奴隷制的意図と奴隷制の成立条件として合衆国政府 の存在を見定めることによって、合衆国憲法がその新たな領土における奴隷制を禁じて いると主張することができた。

奴隷制の拡大問題に対処する中でも、Chase は州権理論を否定することはなかった。 Chase にとって自由州に奴隷制を持ち込ませないということは、これ以上後退すること のできない限界ラインであったからである。Chase の主張は、奴隷制が普遍的な自然法 と相反することを認めつつも、その一方で、建国時の奴隷制に連邦政府が介入しないと する点でジレンマを抱え込むものであった。ただ、このような Chase の反奴隷制論が合 衆国最高裁で受け入れられなかったことは、修正第 13 条が奴隷制を合衆国全土にわた って禁止しなければならなかった要因であった。

**1854** 年,カンザス・ネブラスカ法によってミズーリ協定は破棄され,再び問題は深刻化する。このことをきっかけとして,**1854** 年から **56** 年にかけて共和党が結党される  $^{74}$ 。この共和党結党の先頭にたったのは,自由土地党員たちであった $^{75}$ 。

<sup>74</sup> アメリカ学会 1953:83-86.

<sup>75</sup> 安武 2011:74.

# 3. Chase の自由労働観念

# 3. 1 Free Soil, Free Speech, Free Labor, Free Men

1854年に結成された共和党は、奴隷制の拡大反対を党是として掲げていた。この共和党は、突然結成されたというよりも、むしろ奴隷制を巡る論争の中でホイッグ党と民主党という当時の2大政党の限界から、「発生」した<sup>76</sup>。そのため、それ以前から存在していた多様な反奴隷制論が共和党結成の根底に流れ込んでいる。ここで考察の対象とすべき重要な人物は Chase である。Chase は、共和党が結成される以前に自由党 (Liberty Party) と自由土地党 (Free Soil Party) に参加し、共和党の反奴隷制的憲法解釈の土台を提供した<sup>77</sup>。奴隷解放宣言で有名な Abraham Lincoln よりも早い段階から自由党・自由土地党において反奴隷制論を牽引した Chase の理論を検討することは、共和党の反奴隷制論を検討するにあたり必要である<sup>78</sup>。

合衆国全土にわたって奴隷制を廃止するためには、合衆国憲法上、様々な論点を克服する必要があった。合衆国憲法は、奴隷という言葉こそ用いていないものの、いくつかの条項において奴隷制の存在を前提としていた。その代表的な条項として、合衆国憲法第4条の逃亡奴隷条項をあげることができる。この逃亡奴隷条項に関連して、州主権のもとで確立された奴隷制に対して連邦政府が介入できるか否かが問題となった。この問題について Chase は、逃亡奴隷を奴隷主から守る弁護士として反奴隷制運動に関与していたため、連邦政府が州内の制度に介入すべきではないという立場をとっていた。自由州であるオハイオ州で逃亡奴隷のための弁護人を務めていた Chase にとって、連邦法レベルで奴隷制に有利な逃亡奴隷法が制定されていることは、連邦議会による奴隷制存続への加担そのものであった。このような Chase の立場は、理論的には、奴隷州の奴隷制を廃止する連邦政府の権限も存在せず、奴隷制それ自体の廃止とは結びつき難いものである。

しかし、共和党の反奴隷制論について目を向けてみると、同党の中核的イデオロギーとして自由労働観念があったと指摘されている<sup>79</sup>。この観念は、奴隷労働と対比的に用いられ、奴隷制を批判する観念であった。実際に第38回連邦議会においてオハイオ州選出連邦下院議員のJames Ashley(共和党)は、修正第13条が労働について束縛されず(unfetters)自由であることを確約する憲法上の権利を創出すると主張していた<sup>80</sup>。その点を意識すると、Chase の反奴隷制論の中に自由労働観念がどれほど組み込まれていたかは重要な論点である。Chase が起草した1848年自由土地党綱領には、同党が「自由

<sup>76</sup> 藤原 1970:498。

<sup>77</sup> Blue 1993:16-19; Foner 1995:75.

<sup>78</sup> Chase が Lincoln よりも早い段階で政治的リーダーとなっていたことについて[Benedict 2006:129]参照。また、Chase が Lincoln よりも早い段階から逃亡奴隷のための弁護士として名を挙げていたことについて[Billings 1993:225-226]参照。

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> Foner 1995:9.

<sup>80</sup> Zietlow 2012a:409.

な土地,自由な言論,自由な労働,そして自由な人間 (Free Soil, Free Speech, Free Labor, Free Men)」をスローガンとすると明示していること<sup>81</sup>から,彼が自由労働観念を全く無視していたと言うことは難しい。

### 3.2 自由党・自由土地党・共和党

#### (1) 自由党の結成

19世紀に入ってからアメリカ合衆国の領土が拡大し、それに伴って奴隷州と自由州の政治的均衡が問われていた。その中で、1830年代以降、北部を中心として反奴隷制運動が活発化した。例えば前出の Garrison が中心となり、1833年にはアメリカ奴隷制反対協会が組織された82。既に第1章で紹介したように、アメリカ奴隷制反対協会は、Garrison の示したノン・レジスタンス原理に基づく運動方針などを巡り、40年頃に分裂する。このことが示すように、反奴隷制運動の中には、連邦議会に反奴隷制の議員を送り込み、連邦議会によって奴隷制廃止を試みる動きがあった。その1つとして1839年の自由党の結成をあげることができる。自由党には東部グループと西部グループが存在していた。Gerrit Smith や James G. Birney らを含む東部グループは、連邦議会が州内の奴隷制に介入する権限を有すると考え、一方、Chase や Thomas Morris を含む西部グループは、連邦政府を奴隷制と切り離していこうとしていた83。このような内部対立を含みながらも、1844年大統領選挙では自由党東部グループの Birney を候補者として立てた。

それにもかかわらず 1844 年自由党綱領は、西部グループの色が濃いものであった。 実際、1843 年バッファローで開催された自由党全国大会において採択された自由党綱 領の大部分は Chase によって起草されたものであった<sup>84</sup>。例えば同綱領第 2 決議は、連 邦政府が奴隷制から絶縁(divorce)することを明示的に求めている<sup>85</sup>。

この年の大統領選挙では民主党が候補者に指名した James K. Polk が勝利し、敗北した自由党内部では Chase を始めとして新たな政治的連合を求める動きが活発化した<sup>86</sup>。

<sup>81</sup> このスローガンは Chase が考えたものである [Niven 1995:110]。

<sup>82</sup> アメリカ学会 1953:475-479。

<sup>83</sup> 真下 1982b:74-75。

<sup>84</sup> Schuckers 1874:69. なお, Chase が死去した翌年に彼の伝記を出版した Schuckers によれば, 1844 年自由党綱領第 37 決議の合衆国憲法第 4 条第 2 節の逃亡奴隷条項を神の法に基づいて無効であるとした部分にはユニテリアン派の牧師 John Pierpont の言葉が挿入されている[Schuckers 1874:70]。当該部分について、Chase が abolitionist というラベルを貼られることを回避していたとすれば [Niven 1995:88], "as abolitionist"という言葉が用いられていることも Schuckers の見方の正当性を高めている。

<sup>85</sup> Johnson/Porter 1973:4.

<sup>86</sup> Luthin 1943:519-520.

#### (2) 自由土地党の結成

大統領選挙の翌年,1845年に連邦がフロリダおよびテキサスを奴隷州として,アイオワを自由州として加入を認めたことにより,それまでの均衡が崩れた。さらに,1848年にカリフォルニア及び旧メキシコ領が合衆国領土となると,この新たな領土に奴隷制を認めるか否かは大きな問題となった。この状況下で1848年大統領選挙が行われ,民主党・ホイッグ党・自由土地党がそれぞれ候補者を立てて争った。当時,民主党・ホイッグ党は奴隷制問題を巡り内部対立を起こしていた。そのため,奴隷制拡大問題に関する両党の態度ははっきりしていなかった。1848年民主党綱領の第7決議は、州こそが自らの制度について最良の判断者であり,奴隷制廃止論者たちが連邦議会を奴隷制問題に介入させようとしていることは,人民の幸福を傷つけ,連邦の安定性を損なうと述べる87。また,ホイッグ党は、大統領候補として北部にとってはメキシコ戦争の英雄として,南部にとっては奴隷主として知られている Zachary Taylor を前面に押し出しながらも,1848年の党綱領は、新たな領土における奴隷制については明らかな態度をとっていない88。

これらに対して、奴隷制の拡大反対を明確に打ち出した政党が 1848 年に結成された自由土地党であった。この政党は、党員を奴隷制廃止論者に厳格に限定しようとする自由党東部グループよりも、もう少し緩やかな連合を求めた Chase を中心に結成された<sup>89</sup>。1848 年の自由土地党綱領第 10 決議は、オレゴン、カリフォルニア、ニューメキシコを自由州とすることを主張している<sup>90</sup>。1848 年大統領選挙の結果はホイッグ党の Taylorが当選し、次点に民主党、そして両党に大差をつけられて自由土地党は敗北する。ただし、ここで重要なのは大統領選挙と同時に行われた連邦上院議員選挙に Chase が自由土地党から立候補し、当選したことである<sup>91</sup>。

新たなホイッグ党政権に、カリフォルニアをはじめとする新たな領土に奴隷制を認めるか否かの問題は引き継がれた。そして、1850年には Henry Clay によって南北間の妥協——いわゆる 1850年の妥協 (Compromise of 1850)——が成立する。これは5つの連邦法から構成され、自由州側に有利な法律としてカリフォルニアを自由州とする法律とコロンビア特別区での奴隷取引を禁じる法律や、奴隷州側に有利な法律としてカリフォルニア以外のメキシコからの割譲地については奴隷州とも自由州とも特定しない法律と以前のものより厳格な逃亡奴隷法 (1850年逃亡奴隷法) などが制定された。

1850年逃亡奴隷法は、以前の1793年逃亡奴隷法と比較して、逃亡奴隷をかくまった者への罰則が500ドルの罰金から1000ドルの罰金及び6ヶ月の懲役へと重罰化された<sup>92</sup>。

<sup>87</sup> Johnson/ Porter 1973:11.

<sup>88</sup> Van Deusen 1973:356; Johnson/Porter 1973:14-15.

<sup>89</sup> 真下 1982b:74。

<sup>90</sup> Johnson/Porter 1973:14.

<sup>&</sup>lt;sup>91</sup> Niven 1995:123.

<sup>92</sup> 逃亡奴隷であると知りながら手助けした者への罰則について, 1793 年逃亡奴隷法(1 Stat. 302)第4節, 1850年逃亡奴隷法(9 Stat. 462)第7節参照。

自由州の人々にも奴隷制へのさらなる関与を求めるこの連邦法の制定は、逃亡奴隷のための弁護活動を行い、逃亡奴隷法を批判していた Chase にとって深刻な問題であった。 1850年の妥協により、南北間の対立はなんとか小康を保つ。しかし、1860年までに、カンザス・ネブラスカのような合衆国憲法が適用される直轄地における奴隷制が認められるか否かという問題が深刻化する<sup>93</sup>。

# 3.3 自由労働観念

# (1) 自由労働観念の要素

奴隷制拡大問題は、合衆国直轄地に奴隷労働を認めるか否かという問題でもあった。共和党の中核的イデオロギーであった自由労働観念は、労働に対する態度だけでなく、アンテ・ベラム期の北部社会を正当化し、奴隷制に基づく南部社会を批判するものであった<sup>94</sup>。主に南北戦争の勃発前から再建期にかけて歴史研究を行う Eric Foner は、この自由労働観念を「単に労働に対する態度だけでなく、アンテ・ベラム期の北部社会を正当化するもの」を含むものとして提示している<sup>95</sup>。このような Foner の自由労働観念に対しては曖昧さも指摘されているが<sup>96</sup>、彼が具体的に自由労働観念を表したものとして挙げているのは、Lincoln のいくつかの演説と 1861 年年次教書である<sup>97</sup>。たとえば、1859年にウィスコンシン州農業協会(Agricultural Society)で Lincoln の述べた「労働は資本に先行し」、「資本は労働の成果である」という言葉が一例とされる<sup>98</sup>。また、別の箇所で Foner は、1858年にシカゴで Lincoln が演説の中で「諸個人が自己の労働の成果を享受する権利を自然的に与えられている(naturally entitled)」と述べている部分から、Lincoln が自らの労働の成果を受け取る権利を自然権として捉えていたとも分析している<sup>99</sup>。

Foner は、このような自由労働観念を、労働者が労働による適正な成果を受け取ることを通じて、社会的流動性を高め、「今日の労働者が明日の資本家となる」ことを確実にするものとして位置づける<sup>100</sup>。さらに、日本においても、自由労働観念に着目する辻内は Foner の研究を踏まえながら、この観念にとって「他人のための労働から『自由』であることが肝要な価値」であり、ここでの自由とは経済的な「独立」「自己決定」「自己統治」を意味すると述べる<sup>101</sup>。

<sup>93</sup> 藤原 1970:475-488。

<sup>94</sup> Foner 1995:9.

<sup>95</sup> Foner 1995:9.

<sup>96</sup> 辻内 1997:18。

 $<sup>^{97}</sup>$  Foner は、Lincoln の「演説と文書ほど自由労働イデオロギーの幅広いアピールをもっとも明瞭に表現し、また国内的緊張を明示したものはなかった」と評価している[フォーナー 2008:96]。

<sup>&</sup>lt;sup>98</sup> Foner 1995:12; CWAL III:471-482.

<sup>99</sup> フォーナー 2008:134;CWAL II:484-502.

<sup>&</sup>lt;sup>100</sup> Foner 1995:20.

<sup>101</sup> 辻内 1997:67-91。

自由労働観念の要素のうち「労働者が自己の労働の成果を享受する」権利は以下の点で奴隷制批判の有効な根拠となり得た。

# (2) Chase と自由労働観念

Chase は 1830 年代に既に自由労働観念の要素を明らかにしている。1830 年に Chase は弁護士として活動するため Cincinnati に移ってきた。1822 年に短期間であったが Cincinnati に住んだこともある Chase は,この約 10 年間の経済的発展を目の当たりにし, 1831 年に Our City と題したエッセイを CINCINNATI AMERICAN 誌に寄せている 106。そこで Chase は,同地で蒸気を動力とする様々な工場が稼働しているのを見て,「労働こそがあらゆる事物に価値を与える」,「額の汗が明日のパンになる」と述べ,労働と町の繁栄を関連づけている 107。また Chase は,1832 年に Effects of Machinery と題されたエッセイを NORTH AMERICAN REVIEW 誌に寄せている 108。この中で Chase は,人間の進化の歴史において機械の登場はその進化を阻害するかどうかという文脈で,「労働の利益はその労働者に確保されている 109」と述べている。すなわち, Chase もまた自由労働観念の要素を 1831 から 32 年の段階で明らかにしているのである。

<sup>&</sup>lt;sup>102</sup> Huston 2003:107-110.

<sup>103</sup> この点について辻内は、Alexis de Tocqueville が 『アメリカの民主政治』で描いた「労働の尊厳」に対する奴隷州と自由州との間の捉え方の違いを手がかりに、労働と奴隷が結びついた奴隷州に労働 の尊厳を見出すことができず、そこでの労働観は 「ヨーロッパでいうところの貴族の生活そのもの」であると分析している[辻内 1997:82-83]。

<sup>104</sup> 岡田 1994:13-23。

<sup>105</sup> 田中 1968:421。

<sup>&</sup>lt;sup>106</sup> Warden 1874:185.

<sup>&</sup>lt;sup>107</sup> Warden 1874:185-186.

<sup>&</sup>lt;sup>108</sup> Warden 1874:203.

<sup>&</sup>lt;sup>109</sup> Chase 1832:224.

もっとも、Chase は自由労働を明確に定義しているわけではない。ただし、Chase がどのような意味合いでこの言葉を用いていたかを彼の言説からある程度明らかにすることができる。

先に述べたように Chase が大部分を起草した 1844 年自由党綱領では、自由労働および自由労働者という言葉がいくつかの決議文に登場している。まず確認できるのは、自由労働が奴隷主権力(Slave Power)を批判する文脈で用いられていることである。その第 14 決議は、奴隷制を維持し拡大させようとしている奴隷主権力が自由な制度、自由労働、さらには自由それ自体に敵対的なものであると主張する<sup>110</sup>。この奴隷主権力に対する抵抗は、合衆国憲法と密接に関係している。また、第 13 決議では、合衆国憲法が奴隷主に特別な政治的権力と逃亡奴隷返還のための貴族的な特権を与えていると述べる。そして、これら憲法条項が反共和的であり、人民の諸自由にとって危険なものであるがゆえに、廃止されるべきだと主張している<sup>111</sup>。第 23 決議では鮮明に「貴族的奴隷主(aristocratic master)」と述べられている<sup>112</sup>。さらに、連邦政府は自由労働によって生産された商品の市場を確立すべきであるとの主張も確認できる。ここでは、奴隷労働ではなく自由労働から生み出された商品こそが、合衆国の永続する繁栄につながるとの見通しが組み込まれている。

1845 年に Chase は Cincinnati で To the People of the United States と題された演説を行っている $^{113}$ 。この演説において、Chase は自由労働という言葉を聴衆へ呼びかける 1 箇所でしか用いていない $^{114}$ 。また、Chase はこの演説の中で奴隷制を「ある人が、合法化された力 (legalized force) によって、他者の支配もしくは自由裁量に完全かつ絶対的に服従すること $^{115}$ 」と定義するが、文面上、ここに自由労働観念が組み込まれているのか否かは明確でない。

しかし,奴隷主権力を批判するいくつかの部分で自由労働観念の要素は登場している。まず,冒頭でアメリカ独立革命が単なる政治的出来事ではなく,専制政治と貴族制を否定し,自由と民主制を肯定したものであったと述べる<sup>116</sup>。1844年の自由党綱領で奴隷制が貴族制と結びつけられていたことを踏まえるならば,この部分は独立革命期からアメリカにおいて奴隷制が否定されてきたという主張であると理解できる。さらに Chase にとって,独立宣言が譲り渡すことのできない諸権利を自明の真理としたことも,また専制政治を禁じたものであった<sup>117</sup>。これ以外の箇所でも奴隷制が貴族制と結びつけて理解されており,労働の成果を剥奪している奴隷主という認識が入り込んでいる。

<sup>110</sup> Johnson/Porter 1973:6.

<sup>111</sup> Johnson/Porter 1973:6.

<sup>112</sup> Johnson/Porter 1973:7.

<sup>113</sup> この演説は[Chase/ Cleveland 1867:75-125]に収録されている。

<sup>&</sup>lt;sup>114</sup> Chase/ Cleveland 1867:124.

<sup>115</sup> Chase/Cleveland 1867:87.

<sup>116</sup> Chase/Cleveland 1867:76.

<sup>&</sup>lt;sup>117</sup> Chase/ Cleveland 1867:79-80.

奴隷主権力が合衆国憲法上、どのように特別な政治的権力を与えられているのか、 1844年自由党綱領では明らかではなかったが、45年演説では、合衆国憲法第1条第2 節第3項のいわゆる5分の3条項があげられている<sup>118</sup>。

また、この演説では、「奴隷制の産物(The Fruits Of Slavery)」という節が設けられ、奴隷制が教育や経済、宗教などを阻害していることも主張されている<sup>119</sup>。この節の前後には奴隷州に住む非奴隷主へのメッセージが置かれており、そのような人々に向けられた部分がある。その中で、奴隷制が労働の価値と尊厳を傷つけていると述べている箇所がある<sup>120</sup>。この部分では自由労働者(free laborer)という言葉が用いられている。この節が置かれた文脈から、この言葉は白人労働者、特に貧しい白人労働者(the poor)を指し示したものである。この部分で Chase は、この貧しい白人労働者を「白い黒人(White negroes)<sup>121</sup>」という言葉を用いて表している。さらに Chase は、奴隷州では奴隷主が貴族的(noble)な存在であるのに対して、奴隷を所有しない白人労働者が下賎(ignoble)な存在におとしめられていると認識してもいた<sup>122</sup>。このことから、Chase の訴えかけは、奴隷を所有しない白人労働者に対して、彼らの自由労働が奴隷制によって損なわれていることを示唆するものであった。

1848年自由土地党綱領では、その冒頭の前文において、我々(自由土地党)は「自由な労働という権利を奴隷主権力による侵害から守り、自由な人民のための自由な土地の確保を決意」したと宣言される<sup>123</sup>。冒頭で奴隷主権力を批判対象として掲げたことは、親奴隷制勢力が新たな領土で政治的足がかりを作ることへの嫌悪感が結党の動機となっていたことからすると自然である<sup>124</sup>。さらに、この綱領の最後の決議文は、自由土地党の標語として「自由な土地、自由な言論、自由な労働、そして自由な人間」を掲げている。

標語にも掲げられ、党の名前ともなった「自由な土地」の「自由」について、いくつかの理解が可能である。まずは、誰にも私有化されていないという意味である。建国後に新たに獲得された領土は連邦政府の公有地となったが、その土地は個人のものではなく、公有地に赴いた開拓者がその土地を開墾することによって所有することができた<sup>125</sup>。ただし、奴隷制が拡大していた当時に掲げられた「自由な土地」とは、誰に土地を取得させるかということだけではなく、その土地でどのような労働が行われるかについても問題としていた<sup>126</sup>。つまり、この「自由な土地」は、奴隷労働が存在せず自由労働が行

<sup>118</sup> Chase/ Cleveland 1867:96-97.

<sup>119</sup> Chase/ Cleveland 1867:114-119.

<sup>120</sup> Chase/Cleveland 1867:116.

<sup>121</sup> Chase/Cleveland 1867:116.

<sup>122</sup> Chase/ Cleveland 1867:116.

<sup>123</sup> Johnson/Porter 1973:13.

<sup>&</sup>lt;sup>124</sup> Bilotta 1992:143.

<sup>125</sup> 岡田 1994:2-4。

<sup>&</sup>lt;sup>126</sup> Seavoy 2006:167.

われる土地を意味し、自由労働と表裏一体の関係にあった。このことから、1848年自由土地党綱領にも自由労働観念は組み込まれていた。

1848 年選挙で連邦上院議員に当選した Chase は、1850 年 3 月に Union and Freedom, without Compromise と題した演説を行う<sup>127</sup>。奴隷州と自由州との間での政治的妥協が行われようとしている状況下で行われたこの演説において、Chase は、自由州と奴隷州の人口統計を使いながら、合衆国憲法の 5 分の 3 条項によって奴隷主たちがいかに政治的特権を享受しているかを示す<sup>128</sup>。この演説の中に自由労働という言葉は登場しない。その代わり、奴隷制を批判するなかで比重が置かれているのは、合衆国憲法上人間は財産として扱われないという主張であった<sup>129</sup>。

# (3) 自由労働と合衆国憲法

奴隷が財産であるか否かという論点は、合衆国憲法修正第5条のデュープロセス条項と奴隷制との関係で深刻な問題であった。デュープロセス条項によるアプローチは、反奴隷制論者にとっては厄介なものであった。というのも、この枠組みを反奴隷制論として有効に機能させるためには、奴隷が財産ではないという認識が確立している必要があったからである。奴隷が財産ではないならば、奴隷制が奴隷という人間から「生命、自由および財産」をデュープロセス無くして奪っており、修正第5条のデュープロセス条項は、奴隷の自由を保障することになる。しかし奴隷が財産であるならば、この条項は奴隷主の所有権を保護するものと考えることができた「30。

Chase は、1842 年 5 月 13 日に Gerrit Smith に出した手紙や逃亡奴隷を手助けした者を 弁護する際に、James Madison の「人間が財産であり得るという考えが合衆国憲法の下では成り立つと認めることは誤りである」という発言を引き合いに出し、奴隷=財産と いう定式を否定しようとしている 131。

さらに Chase にとって、修正第 5 条で「人間 (person)」、「法の適正な過程 (due process of law)」という文言が用いられていたことも重要であった。 Chase は、この修正第 5 条がヴァージニア州によって提案されたことを踏まえ、ヴァージニア州憲法と比較する。当時のヴァージニア州憲法では、「自由人 (freeman) は」「国法 (the law of the land)」なくして生命、自由および財産を奪われてはならないと規定していた。ところが、修正第 5 条では「人間」が主体とされている。 Chase は、合衆国憲法起草者たちがあえて「自由人」を「人間」に書き換えたことを示唆する 132。 つまり奴隷=人間という認識の上で、Chase は奴隷がデュープロセスなくして自由を奪われた人間であると捉えていた。

131 Gerrit Smith へ宛てた手紙につき[Schlesinger 1973:822]。また、Madison の発言につき ELLIOT'S DEBATES, vol.5,478 (1787 年 8 月 25 日)。

59

<sup>&</sup>lt;sup>127</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st Sess., Appendix, 468-480.

<sup>128</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st Sess., Appendix, 473-474.

<sup>&</sup>lt;sup>129</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st Sess., Appendix, 476.

<sup>&</sup>lt;sup>130</sup> Ten Broek 1965:56.

<sup>132</sup> Chase/Cleveland 1867:86.

Chase がこのデュープロセス条項で保障される自由に「自己の労働の成果を享受する自由」を読み込んでいたとしても不思議ではない。例えば,1844年自由党綱領の第9決議において Chase が,独立宣言の譲り渡すことの出来ない諸権利と修正第5条のデュープロセス条項で保障される生命,自由および財産とを同義で用いていたこと $^{133}$ からすると,その可能性はかなり高い。当該条項に列挙された「生命,自由および財産」という言い回しは, $^{134}$  ののが治にしている。そこでは $^{134}$  ののがその典型例である $^{136}$  。さらに, $^{134}$  ののがその典型例である $^{136}$  。さらに, $^{136}$  といるではなく,労働が価値を生み出すことがそのまま所有を正当化するものではなく,労働という苦労をしたことによって所有が正当化される(「労働相応報酬の原理」) $^{137}$  。

このような Locke の労働観が工場や商業活動——すなわち Chase が Our City で述べていた労働——にどこまで妥当するかという問題は、農業を中心とした奴隷制ではあまり深刻ではない。奴隷たちは明らかに「骨を折る」農業労働に従事していたからである。幼いときに父親を亡くした Chase は、より良い学習環境を与えようとした母親の意向で、オハイオ州 Worthington で学校を営んでいた、叔父の Philander Chase の下で生活していた。Philander は決して裕福とは言えず、Chase は学校以外では家畜の世話をしたり、ミルを引いたりするハードワークをこなさなければならなかった<sup>138</sup>。個人の体験がその後の理論に与えた影響について慎重に見定める必要があるが、この Chase の経験は注目に値する。

Chase が州主権に配慮する一方、連邦直轄地では奴隷制が許されないとする際の合衆国憲法上の根拠は、修正第5条のデュープロセス条項であった。Chase の推論は、奴隷=財産という定式を認めることを否定し、次にこの条項によって保障される自由に「自己の労働の成果を享受する自由」を含ませることによって奴隷制それ自体を否定するものであった。Chase を単なる反奴隷制拡大論者として捉えることはできない。Chase にとって、連邦議会が奴隷主権力によって牛耳られているものだった以上、連邦議会が奴隷制について支援する形で介入することをできる限り抑制する必要があったからであ

<sup>133</sup> Johnson/Porter 1973:5.

<sup>134</sup> Locke が「労働に基づく所有」の観念を成立させた背景につき[愛敬 2003:114-115]参照。

<sup>135</sup> ロック 2010:335.

<sup>136</sup> 第 2 論文では、本文で挙げた以外の箇所においても労働が価値を生み出すことが述べられている[ロック 2010:341]。

<sup>137</sup> ロック 2010:345-346; 下川 2000:128-133。

<sup>138</sup> Niven は、Chase が 1841 年に Trowbridge へ宛てた手紙の中で、このときの労働を単純な"work"や "labor" ではなく「辛い仕事(chores)」という言葉で表現していることに着目し、Chase が重労働の経験を有していることを示唆している[Niven 1995:12-13]。

る。Chase が合衆国憲法の中で奴隷制を否定する条項を必要としたわけであるが、その自由として、本質的に考えていたのは、「自己の労働の成果を享受する自由」であった。

Chase がデュープロセス条項と「自己の労働の成果を享受する自由」を結びつけたのは、大きな意味を有していた。Garrison はこのような自由を支持するものの、彼は合衆国憲法を否定し、代わりに根拠として自然法を示していた「139。つまり、Garrison の場合、合衆国憲法からこのような自由を導きだすことはできない。合衆国憲法を自然権に有利になるように厳格に解釈しなくてはならないというルールを提示していた Spooner もまた、労働による財産の獲得が自然的正義(natural justice)の下で保障されると考えていた「140。しかし、Spooner は「自己の労働の成果を享受する自由」を合衆国憲法から導きだす解釈作業を行っていない。この背景として、Spooner は根本的には奴隷制が自然法と反するものだと考えており、最終的に行き着く点が自然法にあったことが理由として考えられる。このように Garrison と Spooner は、「自己の労働の成果を享受する自由」を支持するものの、それが合衆国憲法典の中でどのように保障されるのかを明らかにしていない。それに対して、Chase はそれが修正第5条のデュープロセス条項によって理論的に可能であることを示したのであった。

### 4. 小括

1850年の妥協によって南北間の対立は回避されたが、それは一時的なものに過ぎなかった。1854年にカンザステリトリーとネブラスカテリトリーに奴隷制を認めるか否かを巡り、奴隷制拡大問題は再燃した。Stephen A. Douglas 連邦上院議員(イリノイ州選出、民主党)が提案したカンザス・ネブラスカ法案は、その第14条でミズーリ協定の破棄を明示しており、奴隷制への対応を巡り政党再編を招いた。この再編はおおよそ次のようなものであった。民主党は、同法案へ反対する北部民主党員(独立民主党員と呼ばれる)と賛成する南部民主党員に分かれた。ホイッグ党でも同法案へ反対する党員(良心的ホイッグ党員と呼ばれる)が現れたのに対し、南部出身議員たちは同法案へ賛成票を投じ、党内で亀裂が生じた。このカンザス・ネブラスカ法は結局のところ南部出身議員たちの賛成により制定された。しかし、この再編の過程から、カンザス・ネブラスカ法案へ反対する北部民主党員とホイッグ党員、そして、もとから奴隷制拡大に反対していた自由土地党員が合流して共和党が結成される<sup>141</sup>。

共和党が第1回目の全国大会を開催したのは1856年であった。ただし、カンザス・ネブラスカ法制定からこの全国大会までの間に、地域レベルで共和党結成の動きがあった。その時に中心的な役割を果たしたのが自由土地党出身のメンバーであった<sup>142</sup>。特に、

<sup>139</sup> 本論文第1章参照。

<sup>140</sup> 本論文第2章参照。

<sup>&</sup>lt;sup>141</sup> Bilotta 1992:143.

<sup>142</sup> 安武 2011:74.

共和党員としてオハイオ州知事に立候補した Chase は,他州における共和党結成を促進した点で重要である<sup>143</sup>。

1856年大統領選挙時の共和党綱領を確認すると、同党の目的は、奴隷制即時無償廃止ではなく、あくまでも奴隷制の拡大に反対することにあった<sup>144</sup>。実際に 1856年共和党綱領は、奴隷制拡大の予防線でもあったミズーリ協定の破棄と、奴隷制が自由領土へ拡大することへの反対を冒頭で表明している<sup>145</sup>。

この年の大統領選挙では、民主党は James Buchanan を、ホイッグ党は Millard Fillmore を、共和党は John C. Fremont を大統領候補者にそれぞれ指名した。結果としては、民主党の Buchanan が勝利し、共和党は敗北する。しかし、民主党政権下で制定された低率関税法による不況や、カンザスにおける奴隷制問題を巡る民主党内での対立によって共和党に有利な状況が生み出された。住民決定主義——奴隷制を認めるか否かについて連邦議会は介入せず、その土地の住人が決定すべきとする——を採用したカンザス・ネブラスカ法の下で住民投票が行われ、その結果、奴隷制を禁じる州憲法が賛成多数となった。住民決定主義によって同地に奴隷制が拡大するという民主党の目論みは外れたことになる。そしてカンザス・ネブラスカ法案の提出者であった Stephen Douglass は、民主党内で批判されることとなった。共和党に有利な状況下で次の大統領選挙が近づくと、奴隷州の中から連邦離脱を求める声も上がりはじめた146。

1856 年共和党綱領それ自体には自由労働という言葉は登場しない。しかし、この時の共和党が選挙で用いたスローガンは「Free Speech, Free Press, Free Men, Free Labor, Free Territory and Free Fremont」であった $^{147}$ 。つまり、綱領から消えたからといって、共和党が自由労働観念を放棄したわけではない。実際に、この綱領では冒頭で、ミズーリ協定の破棄と自由領土への奴隷制拡大に反対し、カンザスを自由州として承認することに賛成することが表明されている $^{148}$ 。またこの綱領は、合衆国憲法修正第 5 条のデュープロセス条項が奴隷制を禁じており、連邦直轄地における奴隷制を廃止する権利を連邦議会は有していると主張し、自由党および自由土地党の主張の同一線上に位置づけることができる $^{149}$ 。

1860年共和党綱領にもまた、自由労働という言葉は登場しない。しかし、典型的な自由労働観念を表していた Lincoln が大統領となったことからすると、自由労働観念それ自体が忘却された可能性はかなり低い。この 1860年綱領がなれ合いの作品であると

<sup>&</sup>lt;sup>143</sup> Niven 1995:171.

<sup>144</sup> 奴隷制拡大反対という共和党の目的につき, さしあたり[Curtis 1987:27; Tsesis 2004:12; 朝立 2008:69]参照。

<sup>&</sup>lt;sup>145</sup> Johnson/ Porter 1973:27.

<sup>146</sup> 藤原 1970:478-487.

<sup>&</sup>lt;sup>147</sup> Curtis 1987:32.

<sup>148</sup> Johnson/Porter 1973:27.

<sup>&</sup>lt;sup>149</sup> Johnson/ Porter 1973:27; Tsesis 2004:12.

いう評価もある以上, Chase の自由労働観念が共和党にどのようにして引き継がれたかについて明らかにするためには,彼以外の共和党員の言説を分析する必要がある<sup>150</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>150</sup> Trefousse 1973:1160.

# 第4章 平等主義的・憲法的反奴隷制論 Charles Sumner

### 1. Sumner の立ち位置

南北戦争の最中である 1864 年 4 月 8 日に「すべて人は法の下に平等であり、それゆえ人は他人に奴隷として所有されることはなく、そして、連邦議会はこの条文を合衆国内およびその管轄下にあるいかなる場所において達成するためのあらゆる法律を制定することができる」という憲法修正案を議会に提出した Charles Sumner 連邦上院議員(マサチューセッツ州選出)の反奴隷制論を検討する。Sumner を素材とする理由は3つある。

1つ目の理由は、先にあげた Sumner の修正案のユニークさである。実際に制定された修正第 13 条の文言と比較すると、Sumner 修正案では奴隷制が「法の下に平等」であるがゆえに禁じられている。しかし、他の共和党員からだされた修正案には「法の下の平等」という文言が登場していない $^2$ 。そして良く知られているように、「法の下の平等」は修正第 13 条ではなく、1868 年に制定された修正第 14 条で規定されている。すなわち現在の修正第 13 条審議のなかで Sumner 案は特異なものであった。

2つ目の理由は、Sumner を合わせ鏡とすることで、他の反奴隷制論者の主張の意味を明らかにすることができるからである。反奴隷制論者としての Sumner について、これまでいくつかの先行研究が光を当ててきた。なかでも、Ann-Marie Taylor による研究は示唆に富んでいる。Taylor は、Sumner が連邦上院議員になるまでの時期に焦点をあて、彼が Garrison 派を理解し、急進的立憲主義者に分類される Lysander Spooner の主張に親近感を抱きながらも政治システムを通じて奴隷制廃止を目指したと分析している³。このように評価される Sumner は、各反奴隷制論者を比較するために有用な素材となり得る。

3つ目の理由は、Sumner と Chase の政治的な結びつきの強さである。後に述べるように、 Sumner は、Chase が中心となって立ち上げた自由土地党(Free Soil Party)に参加し、共和党が結成されると両者ともこれに参加している。また、Sumner が Chase の反奴隷制論を高く評価していたという指摘もある $^4$ 。このことから、Sumner の反奴隷制論を通じて、共和党の理論的土台を作ったと評価される Chase と有用な合わせ鏡となり得る。

これら3つの理由の根底にあるのは,各論者の政治的立場決定を明らかにするための補助線をただ単に引こうとするだけではない。むしろ,各論者の反奴隷制論の根拠を合衆国憲法との関係で明らかにしようとするものである。この分析を進めるにあたって,

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess. 521.

<sup>2</sup> 他の共和党員から出された修正案について本論文第9章参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Taylor 2001:202.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Foner 1995:82.

本章では人間所有の不当性,州内の奴隷制を廃止する連邦政府権限,そして自由労働観念という3つの観点を設定する。

# 2. 反奴隷制論者 Charles Sumner

# 2.1 法学研究者としての Sumner

Sumner は 1811 年 1 月 6 日にマサチューセッツ州 Boston で生まれた $^5$ 。彼の父親 Charles Pinckney Sumner は,Harvard 大学を卒業後に弁護士として生計を立てていたが,その収入は決して多いものではなかった。実際に Pinckney 一家が住んでいたのは,Boston 市内でもあまり裕福な人々が住む地区ではなかった。Sumner は,読み書きを伯母の私塾で習い,本を読むことに興味を持ち,ラテン語を独学するようになった。Sumner が 10歳のとき,父親の Pinckney は彼を Boston Latin School へ入学させる。Sumner はこの学校へ5 年間通い,ラテン語で書かれた古典を読むこととなる $^6$ 。

家計が苦しかったことから、Pinckney は当初 Sumner を College へ進学させる予定ではなかった。しかし、1826年に Pinckney が Suffolk 郡の保安官に任命され、経済的に少し余裕がうまれた。そのため、Sumner は同年9月に父親の出身校である Harvard College に入学することができた。 Harvard College 時代の Sumner は、文学、芸術、道徳哲学などに興味を持ち勉学に励んでいた。そして Sumner は 1830年に Harvard University を卒業した7。

大学卒業後の 1830 年秋, Sumner は、父と同じく弁護士になろうと志して Harvard Law School に入学する $^8$ 。 Sumner が同ロー・スクールへ入学したことは、彼の後の人生において重要な意味をもつ $^9$ 。というのも、Sumner が入学する前年、当時合衆国最高裁判事であった Joseph Story が同校の Dane 講座の教授に着任しており、彼の指導の下で法学研究をする機会を得たからである。

<sup>5</sup> ちなみに、Garrison は 1805 年にマサチューセッツ州 Newburyport で、Spooner は 1808 年に同州 Atholで、Phillips は 1811 年に同州 Boston でそれぞれ生まれている。また、Chase は 1808 年にニューハンプシャー州で生まれている。特に Phillips は、Sumner と同じ Boston で生まれ、後述するように Boston Latin School、Harvard College、Harvard Law School と Sumner と同じ学校へ通うこととなる。ただし、Phillips は裕福な家庭で生まれ育ったため、Law School 時代まで Sumner と親しい交流はなかった[Taylor 2001:27]。 6 Sumner のライフ・ヒストリーに関して、これまでいくつかの研究・伝記が存在している。比較的古いものとして[Donald 1970; Donald 1981]をあげることができる。比較的最近のものとして[Blue 1994; Taylor 2001; Marzen 2010] をあげることができる。Donald やBlue による研究が Sumner の一生を描き出しているのに対し、Taylor は Sumner が上院議員になるまでを、それまでの研究を踏まえて詳細に検討している。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Taylor 2001:29-37.

<sup>8 1817</sup> 年に創設された Harvard Law School は、今日のような巨大な組織ではなく、 Sumner が入学した 1830 年の学生数は 24 名の比較的コンパクトな組織であったと言われ ている[田中 1968:277-280]。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Marzen 2010:613.

Story は、個々の判例ではなく、法の歴史や哲学を講義のなかで強調していた<sup>10</sup>。実際に、Story が 1833 年に公刊した COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES では歴史的記述に多くの分量が割かれている<sup>11</sup>。

Story の下で法学を学んだ Sumner は、ロー・スクール卒業後の 1834 年に Washington へ政治の舞台を見学しに行く。反奴隷制論との関わりで重要なのは Sumner がこの旅行中に奴隷州であるメリーランド州を通過し、そこで奴隷制を目の当たりにしたことであった $^{12}$ 。この旅行をきっかけとして、Sumner は奴隷制に関して調べるようになる。もちろん、当時 Garrison が Boston で LIBERATOR を発行しており、Sumner もこの新聞を目にしてはいた。さらに、1835 年に同地で Garrison が暴徒に襲撃される事件が発生していた。Sumner の父親 Pinckney は、当時保安官を勤めており、この事件へ対応した。そして、Garrison は Pinckney の対応が紳士的であったとして彼へ感謝し、両者の間に交流が生まれた $^{13}$ 。ただし、Sumner 自身は Garrison と親しくしていたわけではない $^{14}$ 。

Washington への旅行から帰ってくると、その後約3年間に渡ってSumner は弁護士として活動しはじめる。加えて、Sumner は THE NORTH AMERICAN REVIEW などの雑誌に法律記事を寄せたり、連邦巡回裁判所の記録係(reporter)に任命されたり、Harvard Law School で主に証拠法(the Law of Evidence)の講師を勤めたり、弁護士活動以外にも多忙な日々を送っていた<sup>15</sup>。

### 2.2 反奴隷制論者としての Sumner

1837年に Sumner は、学問を修めて見聞を広めるために、ヨーロッパへ旅立つ。11月 25日に Boston を出発し、New York 経由で 12月下旬にフランスの Le Havre へ到着した。到着したその日に Sumner は市場で女性が重労働をしているのを目の当たりにし、アメリカとフランスの根本的な差異を感じた。その後 Sumner は、1840年5月に Bostonに帰るまで、イギリスとイタリアに足を運んだ $^{16}$ 。

奴隷制との関係では、Sumner がフランスで人種平等を実際に「体験」してきたことは注目に値する。なぜならば、後に彼が平等について語る際、「フランスでは有色人種の若者が大学で最も高い名誉をうけ、そしてあたかも彼らが白人であるかのように歓迎

<sup>10</sup> Taylor 2001:51. なお田中英夫は、Story の講義が「基礎法学的な科目は……いっさい省略され」 たものであったと紹介している。ただし、この紹介はあくまでも Story の理念的なものであって実際の講義とは「若干の食い違いがあるように思われる」と留保が付され、実際に行われていた講義について述べるものではない[田中 1968:279]。

<sup>11</sup> 同書は Sumner が Story の下で学んでいたときに書かれている[Taylor 2001:51]。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Donald 1970:29.

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Garrison が暴徒に襲われたいわゆる Boston Mob につき[Garrison W./ Garrison F. I:468-522; II:1-72] 参照。また、Pinckney に対する Garrison の感謝の言葉につき [Garrison W./ Garrison F. II:29].

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Taylor 2001:57-77.

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Taylor 2001:54-74.

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Taylor 2001:88-125.

されていた。ロー・スクールでも私は彼ら有色人種と同じ椅子に座っていた<sup>17</sup>」というエピソードが登場しているからである。

Sumner は、Boston に戻りしばらくしてから、弁護士としての活動を再開する。そして、Boston 市の教育委員会(school committee)の委員などを勤めていた。1845 年同地で開かれた反奴隷制集会に Sumner は参加する。彼にとってこの時が公の反奴隷制集会に参加したおそらく最初の時であった。この集会では Garrison が主張していた北部連邦離脱論がテーマであったが、彼はこれに不賛成であった。そして、彼は、多様な反奴隷制論の共有可能な原理について考えるようになる<sup>18</sup>。

Sumner の反奴隷制思想について、反奴隷制論者であった父親 Pinckney の影響で彼が 自然と反奴隷制的感情を有していたことが指摘されている<sup>19</sup>。また、Boston で Garrison が反奴隷制新聞である THE LIBERATOR を発刊しているが、Garrison の扇動的な言葉づか いに Sumner は好意的な印象をもっていなかった<sup>20</sup>。もっとも、これら父親や Garrison が Sumner に与えた影響の程度については推測の域を出ておらず、Sumner 自身の言葉を 検討する必要がある。

Sumner にとって転機となったのは、1845 年の独立記念日の式典における The True Grandeur of Nations と題された演説<sup>21</sup>であった。この演説を通じて、彼の演説能力の高さが評判になった。さらに、彼自身もこの才能に気付き、以後演説活動を活発に行うようになる。翌年の1846 年 9 月 23 日、ホイッグ党マサチューセッツ州大会において Sumner は、Antislavery Duties of the Whig Party と題された演説<sup>22</sup>(以下では単に Duties 演説と記す)を行う。当時のマサチューセッツ州議会ではホイッグ党が長年与党の座についていたことから、政治的な硬直状態にあった。そして、この硬直状態にしびれを切らしたのが反奴隷制論者であった<sup>23</sup>。この演説で彼は、ホイッグ党が関税や銀行という論点に集中するのではなく、奴隷制の廃止を党是として掲げるべきだと主張する<sup>24</sup>。

Sumner は、ホイッグ党のなかでも反奴隷制論をとなえる人々――良心的ホイッグ党員――のリーダーとなっていた。そして、ホイッグ党という枠組を超えた政治的連合をSumner は求めていた。その頃、オハイオ州では奴隷制に対して態度を明確にしないホイッグ党に限界を感じていた Chase もまた新たな反奴隷制政党を求めていた。Chase とSumner は手紙でやり取りをし、Chase が新しく自由土地党を立ち上げた際に、Sumner が協力することを確認した<sup>25</sup>。Chase を中心に自由土地党が立ち上がると Sumner は、こ

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> COMPLETE I:161.

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Taylor 2001:167-175.

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Taylor 2001:74.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Donald 1981:111.

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> Orations I:1-130.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Complete I:303-316.

<sup>23</sup> 田中 2000:71-72。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Complete I:304-305.

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> Taylor 2001:246.

の動きを賞賛する演説を行い $^{26}$ ,自身も自由土地党へ参加する。1848年選挙のとき,彼は自由土地党の候補者になることができなかったが $^{27}$ ,1850年選挙で連邦上院議員に選出された $^{28}$ 。

連邦上院議員となった Sumner は、反奴隷制論を議会で展開し、その結果、自らが暴行事件の被害者となった。1856年に彼は The Crime against Kansas と題された演説<sup>29</sup>(以下では単に Crime 演説と記す)を行っている。1854年のカンザス・ネブラスカ法は、住民主権(popular sovereignty)原理に基づいて、これら地域が奴隷制についてどうするかを住民の決定に委ねていた。この住民主権の主唱者であった民主党所属の連邦上院議員 Stephen Douglass(イリノイ州選出)は、南部に近いカンザス地域の住民が奴隷制を認めるであろうと目論んでいた。ところが、奴隷制に反対する北部の人々がカンザス地域に移住した結果、州憲法で奴隷制を認めるか否かを巡って奴隷制反対派と奴隷制擁護派が激しく対立し、奴隷制を認めないトピーカ憲法がまず採択された。その約一年後には、逆に奴隷制を認めるルコンプトン憲法が採択されるという大混乱を招いた<sup>30</sup>。

Sumner は、Crime 演説のなかで Douglass と同じく連邦上院議員 Andrew Butler(サウスカロライナ州選出)をこのような混乱の元凶として、サンチョ・パンサとドン・キホーテに例えて、激しく非難した $^{31}$ 。この演説の 3 日後、Butler の親戚の連邦下院議員 Preston S. Brooks は、Sumner の頭部を杖の持ち手で激しく殴りつけた。Sumner はこの時に重傷を負い、1859 年 12 月まで上院を欠席せざるを得なくなった $^{32}$ 。

Sumner は奴隷制に反対すること以外にも、人種間の平等についても主張していた。 それが実際に表れているのは、Boston 市の公立学校における人種別学制度が問題となり、マサチューセッツ州最高裁で争われた Sarah C. Roberts v. City of Boston 事件である<sup>33</sup>。この事件で Sumner は原告の弁護人として、法の下の平等を定めるマサチューセッツ州憲法下において、このような制度は許されないと主張する。1837年の Matilda v. Larkin Lawrence 事件をはじめとする逃亡奴隷事件で逃亡奴隷側の弁護人をつとめた Chase と比較すると、Sumner が携わったこの事件の性質はずいぶん異なっている。この差には単純に地理的な原因を考えることができる。Chase がオハイオ州の Cincinnati という奴

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> Parties, and Importance of a Free-Soil Organization [COMPLETE II:299-315], および Appeal for the Free-Soil Party [COMPLETE II:316-319]参照。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> ちなみに、このときオハイオ州では Chase が自由土地党所属の連邦上院議員に選ばれている。

<sup>28</sup> 田中 2000:83。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> CONG. GLOBE, 34th Cong. 1st Sess., Appendix, 529-544.

<sup>30</sup> このいわゆる「流血のカンザス」事件について[甲斐 2013:129-134]参照。

<sup>31</sup> CONG. GLOBE, 34th Cong. 1st Sess., Appendix, 531.

<sup>32</sup> Sumner 暴行事件については様々な先行研究で紹介されているがさしあたり[藤原 1970:487; McCormick 2007:1519-1521]参照。

<sup>33 59</sup> Mass. 198 (1850). 当該事件につき[Wiecek 2007:241] 参照。なお、マサチューセッツ州では 1855 年に公立学校における人種別学を禁じる州法が制定された。これは奴隷制廃止論者たちによる勝利であった[フォーナー 2008:128]。

隷州(ケンタッキー州)との境の地で活動した一方, Sumner が活動した Boston は奴隷州から離れていた。そのため, Sumner よりも Chase の方が逃亡奴隷事件は身近な問題であった。ただ, Sumner が Roberts 事件で人種間の平等を訴えた際, 彼自身がヨーロッパでこの平等を体験してきたということも大きな要因でもあった。

#### 3. Sumner の反奴隷制論

# 3.1 Sumner の独立宣言解釈

アンテ・ベラム期の反奴隷制論者の多くが独立宣言を反奴隷制的文書として認識していた。Sumner もその例に漏れない<sup>34</sup>。しかし、独立宣言の「すべて人は平等に造られ、生命、自由及び幸福追求を含む、一定の奪われることのない権利を創造主によって、与えられている」という「自明の真理」から導き出される人種間の平等に関わる結論については差がある。

Garrison の場合,独立宣言の諸原理を足がかりとしながら,有色人種にたいしても自人と同様に登用・経済的向上・向学の道が開かれなくてはならないと論じる³⁵。Sumner の主張は Garrison の立場に近い。Duties 演説において Sumner は,独立宣言で「自明の真理」が自由という肝要(vital)な真理,特に「すべて人は平等に造られ」たという偉大(great)な真理を具体的に表現したものであると論じる³⁵。平等という観点を強調する Sumner の主張は,人種間の平等を前提としている。この演説の前年,Sumner はマサチューセッツ州 New Bedford で活動する団体から講演を依頼された。しかし,この団体が有色人種にメンバーシップ及び講演会のチケット販売を拒否していることを知った Sumner は,この団体に対して Equal Rights in the Lecture-Room と題した手紙を送っている³⁵。この手紙の中で Sumner は,自由にかんする極めて重要(cardinal)な真理が平等であるとして,肌の色による差別を批判している³³。その一方で,Sumner がこの手紙を書いた 45 年に Chase が行った To The People of The United States 演説(以下では単に To The People 演説と記す)では,平等それ自体を否定してはいないが,人種間の平等を訴える部分は確認できない³³。

<sup>34</sup> Marzen 2010:609. Sumner の著作・演説集を編纂した Hoar はそのイントロダクションで、Sumner の政治的黄金律が独立宣言と合衆国憲法であり、その合衆国憲法も独立宣言によって解釈していたと述べる[COMPLETE I:xvii]。

<sup>35</sup> アメリカ学会 1953:487-488。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Complete I:305.

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> COMPLETE I:160-162.

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> Complete I:161.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Chase/ Cleveland 1867:73-125. もちろん, Chase は「自明の真理」における平等そのものを否定しているわけではない。

また,独立宣言の起草者と合衆国憲法の起草者との間で奴隷制に関する考え方の連続性を巡っては対立があった。そしてこの論点は,合衆国憲法が奴隷制を認めているか否かの立場決定に影響を及ぼしている。

Garrison や Phillips は、独立宣言で「自明の真理」を謳い上げた人々が妥協した結果、合衆国憲法が出来上がったという見方を提示していた。つまり、独立宣言と合衆国憲法では奴隷制に関する考え方が連続していないと彼らは捉えていた。その一方で Chase は、合衆国憲法の起草者たちは独立宣言で謳い上げた自由をもとに、連邦レベルで奴隷制問題を回避するような工夫をした結果、合衆国憲法が制定されたのだと捉えている<sup>40</sup>。つまり Chase のなかでは、独立宣言と合衆国憲法で奴隷制に関する考え方は連続したものであった。

Sumner は、1848年6月にマサチューセッツ州で行った演説<sup>41</sup>で、建国時に奴隷制について穏健的な形で留保されていたと述べる。そして Sumner は、時代を経て奴隷主権力 (Slave Power) ——奴隷制の永続と拡大、奴隷主の地位向上に駆り立てられた人々と政治家のコンビネーション——が合衆国政府を牛耳ったことによって、その留保が崩されてしまい、合衆国政府が公然と奴隷制を支持してしまったと述べる<sup>42</sup>。 Garrison の立場からするとこの穏健的な留保こそが奴隷制との妥協であると評価されるだろう。しかし Sumner は、この留保こそ憲法起草者たちが奴隷制を認めていなかったことの表れであると捉える<sup>43</sup>。

Sumner は Barbarism 演説において、合衆国憲法が奴隷制を認めているという奴隷制擁護論者の主張に対して、合衆国憲法が制定される以前の 2 つの国家的宣言(national declaration)を引き合いに出して批判する。その 1 つが独立宣言であった $^{44}$ 。そして、Sumner による独立宣言への依拠の仕方は、合衆国憲法を解釈するときに 1 つの参考とすべき建国者たちの意図を表したものであった $^{45}$ 。それが可能なのは、独立宣言の起草者も合衆国憲法の起草者も同じ哲学の下でそれらを作り上げたとの理解を Sumner が踏まえていたからであった。

独立宣言と合衆国憲法の起草者たちの意図を巡るこのような対立を受けて、Spooner は、合衆国憲法を自然権に有利になるように解釈すべきであると述べ、その解釈の結果として合衆国憲法が奴隷制を認めているどころか、むしろ反奴隷制的文書として捉える

<sup>40</sup> Chase 1847:39-40.

<sup>41</sup> この演説のタイトルは Union among Men of All Parties against the Slave Power and the Extention of Slavery である [COMPLETE II:226-240]。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> Complete II:226-232.

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Complete **I**I:231.

 $<sup>^{44}</sup>$  も  $^{5}$  1 つの文書は  $^{1783}$  年に大陸会議で採択された「諸邦への呼びかけ(Address to the States)」である。

<sup>45</sup> なお, 南北戦争後の再建期議会において Sumner は, 憲法というものが起草者たちの考えていた原理の具体化されたものであると述べている [CONG. RECORD, 42nd Cong., 2nd Sess. 825]。

ことができると主張していた<sup>46</sup>。Spooner の憲法解釈方法では、理論上、独立宣言や合衆国憲法の起草者たちの意図を考慮する必要がない。

Sumner は、独立宣言以外の根拠でも合衆国憲法の反奴隷制的性格を描き出している。 人間に対する財産権が合衆国憲法上認められているという言説に対しては、合衆国憲法 にはそのような言説を示唆する言葉は1つも無く、単なる思い込みにすぎないと言って も過言ではないと Sumner は主張する。たとえば、Sumner は、合衆国憲法第4条第2節 第3項のいわゆる逃亡奴隷条項について、ここでは「人(person)」と書かれており、 「財産」——すなわち奴隷——と書かれている訳ではないと論じる<sup>47</sup>。

さらに Sumner は、逃亡奴隷条項が奴隷制を示唆していないだけでなく、積極的に奴隷制を禁じている条項であると理解する。その根拠は、合衆国憲法案を審議した大陸会議において、逃亡奴隷条項に「servitude」ではなく「service」という言葉が用いられたことである。Sumner は、James Madison が「servitude」という言葉を奴隷の状態と捉えていたのに対して、「service」は通常の自由人が行う仕事と捉えていたことを指摘する。それゆえ、この逃亡奴隷条項は奴隷制を認めていないだけでなく、起草者たちが意図的に奴隷制を合衆国憲法から排除しようとしており、反奴隷制的性格がこの条項には含まれていると Sumner は主張した。Spooner は、この「service」の意味を Sumner のように解釈せず、「service」という言葉が一般的には様々な人の仕事を意味しているとして、奴隷と関連づける必然性はないと論じている48。この逃亡奴隷条項にかんする Sumner の解釈は、Chase と共通している。Chase も逃亡奴隷法の憲法適合性が問題となった 1847年の Van Zandt 事件における弁論で既にこの言葉の使い分けを根拠に、逃亡奴隷条項が奴隷制を想定していない条項であると論じていた49。

### 3.2 州内の奴隷制に介入する連邦権限

合衆国憲法が奴隷制を禁じているとすると,連邦政府が州内の奴隷制を廃止できるか否かが次に問題となる。修正第13条が制定されたという事実を既に知っている今日の人々から見れば,反奴隷制論者たちが連邦議会にこのような権限を認めていたと推測するかもしれない。しかし,反奴隷制論者の間ではこの点について対立が確認できる。

州権を否定し、連邦議会に州内の奴隷制を廃止する権限を認めていたのは Spooner である。Spooner は、州市民権に優位する合衆国市民権を提示する。そして、奴隷制を認めていない合衆国憲法上、奴隷であっても合衆国市民であり、その合衆国市民には等しく合衆国憲法が保障されていると論理を組み立てる。ここでは明確に州権が明示的に否定されていた<sup>50</sup>。

<sup>46</sup> 本論文第2章参照。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> COMPLETE VI:229.

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> Spooner 1860:45.

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> Chase 1847:40.

<sup>50</sup> 本論文第2章参照。

しかし Garrison は、合衆国憲法上、連邦議会に州内の奴隷制を廃止する権限が存在しないことを承認する。Garrison の場合、この承認は、彼の合衆国憲法観——合衆国憲法は奴隷制を認めている——と整合的である<sup>51</sup>。

Chase も、すくなくとも建国時に既に奴隷制を認めていた州に対しては、そのような連邦議会の権限は及ばないと考えていた。なぜならば、合衆国憲法上、連邦議会には奴隷制にかかわる一切の権限を与えられていないからである<sup>52</sup>。Garrison のように合衆国憲法それ自体を否定しない Chase にとって、合衆国憲法上奴隷制が禁じられているにもかかわらず、なぜ州内の奴隷制については許容されるのかという深刻な問題が生じている。Chase のこのような見立てにつき、連邦法レベルで 1793 年逃亡奴隷法が制定され、連邦議会が奴隷制を支持していた当時の状況を踏まえる必要がある。特に Chase の場合、彼自身が逃亡奴隷法にかんする裁判で逃亡奴隷や逃亡する奴隷を手助けした者の弁護人として、反奴隷制論を展開していた。Chase が対逃亡奴隷法という文脈のなかで奴隷制に関する連邦議会の権限を認めなかったことからすると、州内の奴隷制に介入する連邦議会の権限を認めることは困難である。

実は Sumner もまた、対逃亡奴隷法を批判する文脈で連邦議会の権限を否定している。 それが最もよく表れているのは, 1855 年 2 月 23 日に連邦上院議会で Sumner が行った The Demands of Freedom と題された演説である $^{53}$ 。ここで Sumner は, 1850 年逃亡奴隷 法が州権にとって新たな脅威となっていると論じる $^{54}$ 。 Sumner のこのような主張は,彼 が連邦議会の権限という論点に立ち入る前にこの議論を打ち出したオハイオ選出の大切な友達——Chase——の名前を挙げていること $^{55}$ から,基本的には Chase の主張を下敷 きにしたものであることが確認できる。

### 3.3人間所有の不当性

反奴隷制論者たちが考える奴隷制の要素は、修正第 13 条が具体的に何を否定しようとしたのかを検討する際の素材となり得る。1860 年の Barbarism 演説で Sumner は、奴隷制の要素をいくつかあげている56。

たとえば Sumner が指摘するのは、婚姻の破壊(abrogation of marriage)である。一夫 多妻性を認める奴隷制が婚姻の神聖さと civil power による契約という側面を損なうも

<sup>51</sup> Garrison は、1833 年の段階で、連邦議会に州内の奴隷制を廃止する権限はないことを 認めていた[アメリカ学会 1953:489]。

<sup>52</sup> 本論文第3章参照。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> Complete IV:333-351.

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> Complete IV:337.

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> Complete IV:336.

<sup>56</sup> 以下本文で取り上げる要素の他にも Sumner は、知識への門を閉じること(closing the gates of knowledge)」を奴隷制の要素としてあげている。奴隷たちは読み書きを禁じられており、それゆえ彼らの精神も束縛されてしまっていると述べる[COMPLETE VI:134]。

のであると論じる<sup>57</sup>。また、この要素は、Sumner がそれ以外の要素としてあげる、「親子関係の破壊(abrogation of the parental relation)」と関連している。奴隷制において本来神聖な親子関係が奴隷主の恣意的な支配下に置かれ、母親の腕の中から奴隷競売人のハンマーの下に置かれ、無に帰され(nought)てしまうと Sumner は指摘する<sup>58</sup>。このような家族関係の破壊を奴隷制と結びつける見方は、Chase の To the People 演説のなかでは表に出てこない。しかし、この点は Garrison によって 1833 年の段階で明確に問題視されている。Garrison 自らが起草した「反奴隷制協会大会の信条宣言(Declaration of Sentiments of the American Anti-Slavery Society)」では、奴隷の家族が奴隷主によって破壊されていることの問題を訴えている<sup>59</sup>。

Sumner が指摘する要素のなかには、家族関係の破壊というような一部の反奴隷制論者のなかで重視されていない要素もあるが、共通性の高い要素もある。それは人間に対する財産権(property in man)である。自然法の下で人間は自分自身に関する生来の権利を付与されており、奴隷制のように人間を家畜や物として捉えることは、この自然法を否定することであると Sumner は論じる<sup>60</sup>。 Chase は、1793 年逃亡奴隷法の憲法適合性が争われた Jones v. Van Zandt 事件<sup>61</sup>において、James Madison が合衆国憲法のもとで人間=財産という定式が成り立たないという発言を引き合いに出し、奴隷=財産という定式を否定していた<sup>62</sup>。また Spooner は、奴隷制の本質を「人間が財産として所有されている<sup>63</sup>」ことであるとストレートに表現していた。さらに Garrison も、さきにあげた「反奴隷制協会大会の信条宣言」において、奴隷を無償解放すべきだと主張するなかで、人間を所有する観念を明確に否定していた<sup>64</sup>。すなわち、人間が財産として所有されていることは、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちの間では共通性の高い要素であった。

### 3.4 自由労働観念

Sumner は Barbarism 演説において、ある者の「労働の成果すべてを横領すること (the appropriation of the toil)」を奴隷制の要素としても指摘する。この要素は Sumner のなかで重要な位置を占めている。なぜならば Sumner は、奴隷制の諸要素が自分たちの仲間を報酬無しに働かせるという単一の目的のために用いられていると捉えているから

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> COMPLETE VI:132-133.

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> Complete VI:134.

<sup>59</sup> アメリカ学会 1953:483-490, 485。

<sup>60</sup> COMPLETE VI:131-132.

<sup>61 46</sup> U.S. 215.

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup> Chase 1847:81.他にも Chase は、Birney v. Ohio 事件(1837)において、憲法起草者たちが人間同士の所有関係を認めないように慎重に逃亡奴隷条項を練り上げたと述べていた。この点につき本論文第3章参照。

<sup>63</sup> Spooner 1860:69.

<sup>64</sup> アメリカ学会 1953:488。

である $^{65}$ 。また、Sumner がこの演説で奴隷制が引き起こす現実的結果を明らかにする時に、自由労働(free labor)の価値の低下が生じているとも述べる $^{66}$ 。

これは、Eric Foner が共和党の中核的イデオロギーとして描き出した自由労働観念を Sumner も共有していたことを示唆している。この自由労働観念とは、「単に労働に対 する態度だけでなく、アンテ・ベラム期の北部社会を正当化するもの」であり、労働者 が自己の労働の適正な対価を得ることの重要性を意識したものであった。

自然法の下でこのような権利が存在していることは、他の反奴隷制論者の主張にも確認できる。たとえば Garrison は、いかなる人にも「労働の成果を取得する権利」があると述べる<sup>67</sup>。また、Spooner の場合も、自然的正義(natural justice)のもとで労働による財産獲得が保障されていると考えられていた<sup>68</sup>。さらに Chase も、自らが考えた自由土地党の標語「Free soil, Free labor, and Free Men」からも明らかなように、自由労働観念を有していた。

ただし、Chase と Sumner が共に共和党で活動したことを踏まえると、両者の間でこの自由労働観念がどのように構想されていたのか立ち入って検討する必要がある。そこで、奴隷制から生じる実害についてそれぞれ論じている部分を比較してみたい。Chase は、奴隷制が労働の価値をおとしめていると論じる。そしてこの部分で Chase が指摘するのは、自由労働者(free laborer)の労働の価値低下であった<sup>69</sup>。つまり Chase は、奴隷州で奴隷を所有していない白人、特に貧しい白人の労働の価値低下を問題視している。Sumner もまた、奴隷主が労働を拒否する奴隷制が存在する所では、白人労働者が不平等な状態に置かれることを問題視している。しかし Sumner の語り口は、「黒人たちにとって絶望が存在しているだけでなく<sup>70</sup>」と訴えかえるものであった。つまり両者とも、自由労働観念を打ち出すことによって、奴隷労働によって労働の尊厳それ自体が傷つけられていることを主張している。しかし誰の尊厳かという点について、Chase よりもSumner の方が広い射程を明示するものであった。

<sup>65</sup> COMPLETE VI:137.

<sup>66</sup> COMPLETE VI:142.

<sup>67</sup> アメリカ学会 1953:478,486。

<sup>68</sup> Spooner 1860:6.

<sup>69</sup> Chase/Cleveland 1867:116.

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> COMPLETE VI:143.

### 第1部のまとめ

第1部では、まずアンテ・ベラム期に活躍した William Lloyd Garrison の反奴隷制論を素材とし、そこには人間を財産として扱うことの不当性、人種的平等、自らの労働の成果を享受する権利が中核として横たわっていたことを明らかにした。これまで、彼の反奴隷制論については、彼自身の宗教的信念に重きが置かれて分析されてきたが、特に本論文では、彼の理念を共和主義の観点から位置づけ直した。そうすることによって、彼が聖書だけではなく、世俗的な文書である独立宣言の「自明の真理」に依拠した動機も明らかにすることができた。すなわち、彼の反奴隷制論の中核に置かれた上述の3つの要素は、宗教的な動機からではなく、アメリカ共和主義の価値へのコミットメントから導き出されていたのである。また彼は、奴隷制を保護する文書であるとして合衆国憲法を否定し、それに基づいて設立された連邦政府をも否定しただけではなく、北部連邦離脱論を主張していた。ここにも、「神の国」を求めるという彼の宗教的信念だけではなく、憲法起草者による独立宣言の「自明の真理」との妥協に対する彼の批判が含まれている。

そして次に、1845年にUNCONSTITUTIONALITY OF SLAVERY と題された書物を出版していた Lysander Spooner の反奴隷制論を、財産権を尊重する当時の気風および、合衆国憲法が奴隷制を保護しているのか否かという論争との関係で検討した。植民期以降、奴隷は財産的側面を有する存在として考えられており、合衆国憲法にもいわゆる奴隷貿易条項のように奴隷を財産と捉える規定が含まれていた。それに対して Spooner は、奴隷制の本質を「人間が財産として所有されている」ことと捉え、このようなことは自然法の下で認められないと主張した。そして彼は、合衆国憲法の目的は自然権の保障にあると解し、それを解釈する際も自然権に有利になるように解釈すべきであるとして、合衆国憲法上、人間を財産と見なすことは許されないと主張した。また彼は、自然法の下では自らの労働の成果を獲得する権利が保障されていると考えてもいた。

さらに、第3章では、逃亡奴隷のための弁護人として活躍し、共和党の設立にも関与した Salmon P. Chase の反奴隷制論を検討した。彼の反奴隷制論は、Garrison とは異なり、合衆国憲法それ自体を反奴隷制的文書として捉える。この点では Spooner と Chase の反奴隷制論は似たような解釈をしているようにも見える。ただし、 Spooner は連邦政府に州内の奴隷制を廃止する権限が憲法上認められると主張していたが、 Chase は連邦政府にはそのような権限が認められないとしていた。その点で、両者の反奴隷制論は大きく異なっていた。しかし、 Chase の反奴隷制論は、 Garrison や Spooner とは合衆国憲法解釈の点で異なるものの、人間を財産として所有の対象とすることと、自らの労働の成果を享受する権利を前提とするものであった。人間を財産として所有の対象としてはならないことの理由は James Madison の言説に、そして、一方の労働の成果を享受する権利は北部の自由労働観念に基礎づけられたものであった。

最後の第4章では、Chase と同じく共和党議員として活躍した Charles Sumner の反奴隷制論を検討した。彼の反奴隷制論の特徴としては、州内の奴隷制を規制する連邦政府権限に関しては Chase の立場に依拠しつつも、特に人種平等を強調した点にある。そのような彼の反奴隷制論もまた、人間を財産として扱うことが自然法の下で許されないと主張し、かつ、自らの労働の成果を享受する権利が奴隷制によって侵害されていると訴えるものであった。

このように、第1部で検討してきたアンテ・ベラム期の反奴隷制論の根底には、合衆 国憲法が奴隷制を保護しているか否か、その起草者たちの意図を巡る対立が存在してい たが、人間を財産として扱うことの不当さと、自らの労働の成果を享受する権利という 2つの要素が共通して据えられていたのである。1つ目の要素については自然法が引き 合いに出されるものであった。そして2つ目の要素については、共和主義における自由 労働観念に基礎づけられたものであった。

# 第2部 奴隷制を正当化する理論

### はじめに

第1部で検討してきた反奴隷制論者に対して,奴隷制擁護論者はいかなる主張を展開 し,奴隷制を正当化していたのであろうか。

これまでのアメリカ史研究では、アンテ・ベラム期の奴隷制擁護論が様々な根拠から奴隷制を正当化していたことが確認されている。特に、反奴隷制論が高まっていたアンテ・ベラム期においては、奴隷制擁護論者たちは、奴隷制の「積極善」を打ち立てる必要に迫られていた。すなわち、奴隷制擁護論者たちは、奴隷制によって黒人奴隷たちの道徳と人生の質が向上するということを主張することによって、奴隷制を正当化しようとしていたとされる¹。しかし、これまでの研究では、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちが共通して主張した、人間を財産として扱うことの不当性及び自らの労働の成果を享受する権利という2つの要素と、奴隷制擁護論の緊張関係については不明瞭なままである。そこで、第2部では、1858年に奴隷法に関する概説書である AN INQUIRY INTO THE LAW OF NEGRO SLAVERY IN THE UNITED STATES OF AMERICA²(以下では AN INQUIRY と記す)を出版して法的に奴隷制を正当化しようとした Thomas Reade Rootes Cobb と、奴隷制の積極善を主張した George Fitzhugh の奴隷制擁護論を素材として、第1部で確認した反奴隷制論者に共通する2つの要素との緊張関係をそれぞれ第5章と第6章で検討する。

さらに、第7章では奴隷制が合憲であると判断したことで知られる Dred Scott v. Sandford 事件合衆国最高裁判決³を検討する。奴隷制を合憲とする判断は、合衆国憲法の下で奴隷制が禁じられているとする、Spooner、Chase、そして Sumner の反奴隷制論と真正面から対立するものと考えられる。もっとも、第1部で整理したように、反奴隷制論内部においては合衆国憲法が奴隷制を保護しているか否かを巡って対立が存在しており、Garrison は合衆国憲法が奴隷制を保護していると捉えていた。このことを踏まえると、南北戦争が勃発する直前の段階において、合衆国最高裁がいかにして奴隷制を合衆国憲法上の制度として位置づけていたのかを確認しておく必要がある。そこで、第7章では、Dred Scott 判決とアンテ・ベラム期の反奴隷制論との緊張関係を検討し、両者の根底に横たわる理論構造の違いを明らかにする。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Young 2010:409-410.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Cobb 1858a.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 60 U.S. 393 (1857).

### 第5章 奴隷制の基本書執筆者 Thomas R. R. Cobb

### 1. 奴隷制擁護論者としての Cobb

### 1.1 プランテーションに生まれて

1823 年 4 月 10 日,Cobb は ジョージア州 Jefferson 郡 Cherry Hill に生まれた $^1$ 。当時のジョージア州は奴隷州であった。1820 年の第 4 回国勢調査(census)によると,当該州における白人の人口は 19 万 6781 人であり,一方,奴隷人口は 14 万 9656 人であった $^2$ 。すなわち,州の全人口のうち奴隷の占める割合は,約 44%を占めていた。Cobb の父親である John Addison Cobb $^3$ も,同地において「最終的には 600 エーカーと 150 人の奴隷が働 $^4$ 」くプランテーションを経営していた。

Cobb が生まれてから約 1 年後,John Addison Cobb は Cherry Hill のプランテーション を監督人に預け,一家は同じジョージア州内の Clarke 郡 Athens に引っ越す。この地に おいて John Addison Cobb は,プランテーション経営や鉄道事業への投機などから利益 を得つつ,Athens の委員 (commissioner) などを務める $^5$ 。歴史研究者である Sarah H. Case は,Cobb の姉にあたる Mildred Lewis Rootes Cobb に関する論文のなかで,Cobb 家について「アンテ・ベラム期のエリート $^6$ 」と評価する。この評価は弟である Cobb にももちろん当てはまることであろう。

ちなみにここで Cobb の兄弟について,一つ記しておくべきことがある。Cobb の 8 歳年上の兄,Howell Cobb のことである。彼は,Cobb 家の長男として 1815 年に生まれた。そして,現在の University of Georgia の前身のひとつである Franklin College を 1834 年に卒業し,その後は弁護士としての実務経験を積みつつ,民主党所属の連邦下院議員(1843-51 年,1855-57 年),ジョージア州知事(1851-52 年),そして第 15 代合衆国大統領 James Buchanan 政権では合衆国財務長官(1857-60 年)を,さらに連邦を離脱した南部奴隷州がアメリカ連合国(the Confederate States of America)を結成すると,その臨時連合議会議長を務めるなど要職を歴任した人物である $^7$ 。

<sup>1</sup> 以下の Cobb の経歴については[McChash 2004:3-36; Finkelman 1999c:86-91]を参照している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> U. S. CENSUS FOR 1820:118. なお, 当該国勢調査では"free white male"と"free white female"に項目上分かれているが,本論文ではこれらを併せた人口を「自由白人」としている。同様に,本論文では,"male slave"と"female slave"を併せて「奴隷人口」としている。なお,ここでは直接扱わないが,自由有色人(free colored person)も 1763 人いたとされている。ちなみに,同国勢調査では,Cobb の生まれた Jefferson 郡には,自由白人が 3735人,奴隷が 2723人とされている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Rootes 1896:204-211.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> McChash 2004:5.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> McChash 2004:7-8.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Case 2002:604.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Ramage 1922:486.

これらが示すように、Cobbは、奴隷州の裕福かつ社会的地位の高いプランターの家に生まれたのであった。彼が奴隷制と深い利害関係にあったという点は、彼の奴隷制擁護論を検討する際に念頭に置く必要がある。

### 1.2 大学・法律家時代

後に南部の政治的リーダーをも輩出することになる Cobb 家であるが, 1832 年にはプランテーションにおける綿花の不作もあり, 家計は順風満帆というわけでもなかった。そのような経済状況のなかでも, Cobb は, 兄の Howell Cobb からの経済的援助を受けつつ彼と同じ Franklin College に 1837 年に入学する。大学在学中, 彼は, 後に奴隷制擁護論を展開するにあたり生かされることになるラテン語やフランス語などの教養教育を受ける。そして, 1841 年には首席(1st honor)で Cobb は同校を卒業する<sup>8</sup>。

大学を卒業すると、Cobb は Athens の法務官を務める William L. Mitchell のもとで法律を勉強し、1842 年 2 月には弁護士の資格を取得する。弁護士としての活動をしつつ、1844 年 1 月には、Joseph Henry Lumpkin の娘 Marion Lumpkin と結婚する<sup>9</sup>。 Joseph は、当時のジョージア州の法律家の重鎮であり、彼の娘との結婚は「Cobb の将来と、奴隷法に関する南部の主たるコメンテーターとしての役割のための舞台を確かなものに<sup>10</sup>」した。娘が結婚した翌 45 年に Joseph は、ジョージア州最高裁判事に任命された。最高裁判事に任命されたことによって自分の仕事をこなすことが困難になった。そのため、Joseph は自分の抱えていたクライアントの大部分を Cobb に譲った。さらに、Joseph は、Cobb を当該最高裁の判決報告者(reporter)に任命し<sup>11</sup>、その結果として Cobb は THE REPORTS OF THE GEORGIA SUPREME COURT の編集に従事することになる。さらに Cobb は、1851 年には A DIGEST OF THE STATUTE LAW OF THE STATE OF GEORGIA(以下では単に DIGEST と記す)<sup>12</sup>を出版し、名声を得ていく。このように、Joseph との繋がりをもたらした Marion との結婚は、Cobb にとって重大な影響を与えるものであった<sup>13</sup>。

### 1.3 奴隷制問題と Cobb

Cobb の青年期にあたる 1830 年代において、奴隷制問題は、すでに全国レベルで議論されていた。たとえば、1833 年 12 月 4 日、合衆国において最初の全国規模での反奴隷制協会として American Anti-Slavery Society が、William Lloyd Garrison ら反奴隷制論者たちによって結成される。当該協会の「憲章(constitution)」では、当該協会の目的が合

<sup>8</sup> Reed 1949:342, 392. なお, 兄 Howell Cobb は 1834 年に 3 番目の成績で卒業している。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> McChash 2004:22.

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Finkelman 1999c:87.

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Georgia Bar Association 1948:38. Cobb は 1849 年から 57 年まで"The Official Court Reporter"を務めている。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Cobb 1851.

<sup>13</sup> McChash 2004:28. なお、本論文で分析素材とする An Inquiry の表紙の見返し部分には当該書を Lumpkin に捧げる旨が記されている。

衆国内における奴隷制の廃止にあること,そして,奴隷州には自州の制度を廃止する立法権限が合衆国憲法上与えられており,奴隷州に対してはその制度を即時に放棄することを求めることが示されている $^{14}$ 。また,同憲章では,合衆国国内の奴隷貿易(奴隷州間の奴隷貿易)については連邦議会によって規制されるべきであると主張されていたのである $^{15}$ 。さらに,当該協会が同時期に採択した「宣言(declaration)」においては,奴隷制は人間が財産として保持されることは出来ないという「偉大な基本的原理(great fundamental principle)」を侵害するがゆえ,そして奴隷制は罪であるがゆえ,プランターが自らの所有する奴隷を補償を受け取ることなく解放することを求めていた $^{16}$ 。すなわち,Cobb も含めて,奴隷を所有する南部奴隷主は,神の意思に反する罪深き存在であり,自らの貴重な財産を放棄するように要求されていたのである。

さらに Cobb が大学を卒業後,奴隷制問題はさらに深刻になっていく。たとえば,民主党,ホイッグ党,自由党 (Liberty Party)の各候補者が争った 1844 年合衆国大統領選挙では,それが如実に表れている。1844 年民主党綱領では,連邦議会には州内の制度に介入する権限が合衆国憲法上存在せず,奴隷制問題について連邦議会に介入させようとする奴隷制廃止論者による試みは危険な結果を生み,人民の幸福を損ない,連邦の安定性と永続性を失わせるものであると決議されている「つ。一方, 1844 年自由党綱領は,独立宣言と合衆国憲法が採択・制定された当時の理解によれば,奴隷制を拡大することは許されず,既存の奴隷制も,漸次的に,そう遠くない日に,州政府の権限によって廃止されるべきであると主張するものであった「8。さらに,同綱領では,独立宣言における「自明の真理」を合衆国憲法修正第5条のデュープロセス条項とも結びつけ,奴隷制の違憲性を訴えてもいる「9。

1844年大統領選挙では、結局の所、民主党が指名した James K. Polk が当選した。しかし、翌45年に Florida と Texas がそれぞれ奴隷州として連邦に加入すると、連邦政府は13の自由州と15の奴隷州によって構成されるようになる。これにより、南北間の政治的な緊張関係がさらに高まっていく。1850年には、この緊張関係を緩和するためにいくつかの連邦法が連邦議会においてなされる<sup>20</sup>。Cobb が DIGEST を出版した当時の状況は以上のようなものであった。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> American Anti-Slavery Society, 1838:3-4.

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> American Anti-Slavery Society, 1838:3-4.

<sup>16</sup> American Anti-Slavery Society, 1838:8. Garrison の経歴, および彼がアメリカ反奴隷制協会とどのように関わりをもっていたのかにつき,本論文第1章参照。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Johnson/ Porter 1973:4.

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Johnson/ Porter 1973:5.

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Johnson/Porter 1973:5.

 $<sup>^{20}</sup>$  いわゆる「1850 年の妥協(Compromise of 1850)」と呼ばれる一連の連邦法のことである。

### 1.4 AN INQUIRY の執筆意図・体系

Cobb が An Inquiry の執筆に取りかかったのも 1850 年前後であった<sup>21</sup>。彼が An Inquiry を執筆していた8年間,奴隷制を巡る南北対立はさらに高まっていた。というのも,1850年代には,収奪農法の結果として土地が疲弊し,プランテーション経営者たちは新しい土地を購入する必要に迫られていた。また,綿の価格の上昇率と比べて,奴隷価格は著しく上昇していた。さらに逃亡奴隷の数も増大していた。これらのことにより,プランターたちが奴隷制を擁護しようとするインセンティブも強まり,結果として南北間の対立が激化していったのである<sup>22</sup>。

このような時代状況のなかで、AN INQUIRY の序文によれば、Cobb は、忙しい実務の間の空いた時間を使って本書を準備していた<sup>23</sup>。しかも、彼の住んでいる Athens にある資料だけでは足りず、Washington や Philadelphia、そして New York などで資料収集をしたり、Harvard Law School の教員を務めたこともある Simon Greenleaf の協力を得ながら関連する資料を手に入れていた。

AN INQUIRY は、Historical Sketch of Slavery と題された前半部分と Law of Negro Slavery と題された後半部分によって構成されている。全 18 章、本文だけでも 192 頁から成り立つ前者は、アメリカはもちろんのこと、ヨーロッパやアジアをも対象としながら、古代から本書の執筆された時期にいたるまでの奴隷制の歴史を描写するものである。そして、全 22 章、同じく 317 ページから成り立つ後者では、奴隷制が自然法と矛盾しないこと、さらに逃亡奴隷の法的取り扱いや、奴隷の婚姻など、奴隷制に関する法が手広く分析されている。前半部分と後半部分では体裁が異なっており、実質的にはそれぞれが異なった 1 つの著作として成立していると評価できる24。

しかし、両部分がまったく切り離されたものとして存在しているわけではない。むしろ、前者が後者を補完する関係にあったと見ることができる。なぜならば、AN INQUIRYの出版と同じ 1858 年、Cobb は、前半の Historical Sketch of Slavery に後半の Law of Negro Slavery から 2 つの章を付録として収めた本を別に出版してもいる<sup>25</sup>。この本の冒頭に記された広告(advertisement)では、本書に収められた歴史的描写が Law of Negro Slaveryの導入として準備されたものだと説明されているからである<sup>26</sup>。

<sup>21</sup> McChash 2004:155. McCash によれば、Cobb は奴隷制の法的・歴史的側面の研究に8年近くの歳月を費やしていた。AN INQUIRY の出版が 1858年であることを考えれば、この本の執筆には50年前後に取りかかっていることになる。

<sup>22</sup> 菊池 1954:112-116。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Cobb 1858a:iv.

<sup>24</sup> Finkelman 1999c:85. 具体的には、前者のページ数はローマ数字で表記されているのに対し、後者ではアラビア数字が使われている。また、後者では§ごとに内容をまとめる形式が取られているが、前者はそうなっていない。なお、本論文の脚注での本書の該当箇所を示す場合もこの形式に従っている。

<sup>25</sup> Cobb 1858b. なお, 追加された2章とは, Law of Negro Slavery の第1章と第2章である。

<sup>26</sup> Cobb 1858b. "ADVERTISEMENT" 参照。

これほどの重量感のある著作を執筆するように彼を駆り立てていたのは,奴隷制廃止論者の手による奴隷法のパンフレットが存在するものの,合衆国おける奴隷法を存在するがままに (as it exists) 明らかにしようとする基本書が存在しないという問題意識であった<sup>27</sup>。つまり,奴隷制が罪であることを前提とするのではなく,奴隷法を記述的に紹介する本が必要であると彼は考えていたのである。

もっとも、この執筆の目的については留意しておくべきことがある。まず、奴隷法をあるがままに描き出そうとする本書について、Cobb は「政治的目的、地域的目的」がないと序文で断りを入れている。しかし、Cobb が続けて言うように、奴隷州において生まれ、教育を受けたという自身の経験によって本書には一定の「バイアスがかかっている<sup>28</sup>」可能性がある。その意味では、奴隷法をあるがままに記述する必要性があるという彼の動機をそのまま素直に受け取るべきではない。これまで整理してきたように、プランターの家に生まれ育っているという Cobb 自身の背景を踏まえながら、AN INQUIRY を分析する必要がある。

さらに、執筆の特に政治的な目的に関して、確認しておくべきこともある。それが本書のタイトルで「アメリカ合衆国における(IN THE UNITED STATES OF AMERICA)」と書かれていることの意味である。McCash の分析によると、Cobb は、1860 年大統領選挙で共和党が候補者として指名した Abraham Lincoln が当選したことをきっかけとして、連邦主義者から南部連邦離脱論者へと自らの立場を変更している<sup>29</sup>。すなわち、タイトルに「アメリカ合衆国における」というフレーズが含まれていることは、AN INQUIRYの執筆段階において、自由州と奴隷州が同じ連邦のなかで共存していくことができるとCobb が考えていたことを示しているのである。

さらに、An Inquiry の序文には、このことを推測させる記述もある。序文では反奴隷制論者が書いた 1 冊のパンフレットが言及されているが、そのうちの 1 冊は、反奴隷制論者である George McDowell Stroud が出版した A SKETCH OF THE LAWS RELATING TO SLAVERY IN THE SEVERAL STATES OF THE UNITED STATES OF AMERICA<sup>30</sup>であった(傍点引用者)。すなわち、Stroud にとって奴隷法はあくまでも奴隷州の法だったのである。Cobbが自らの本のタイトルで、単に「アメリカ合衆国における」としたことは、連邦政府、ひいては合衆国憲法と奴隷制を調和させる意図を彼が持っていたことを裏付けるものであろう。

### 2. Cobb の奴隷制擁護論

<sup>28</sup> Finkelman 199c:94.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> Cobb 1858a:iv.

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> McCash 2004:184-189.

<sup>30</sup> Stroud 1827. 同書は 1856 年に第2版が出版されている。なお, Cobb が序文で言及しているもう1冊のパンフレットとは[Wheeler 1837]である。

### 2.1 二つの奴隷制概念

AN INQUIRY において Cobb<sup>31</sup>は, 奴隷制を「絶対もしくは純粋な奴隷制 (Absolute or Pure Slavery)」(以下単に「純粋奴隷制」という)と「より通常かつ限定された意味での奴隷制(more usual and limited signification)」(以下「通常奴隷制」という)とに区別して定義する<sup>32</sup>。純粋奴隷制とは「個人の生命,自由そして財産に対して他者が無制限の支配(unlimited control)を及ぼす状態<sup>33</sup>」のことであり、ここで奴隷はすべての人格が抹消され、単なる財産(property)として取り扱われる。Cobbは、生命・自由・財産への権利と対応させながら、コモン・ロー上、すべての市民(citizen)に保障される絶対的な権利として、身体的安全の権利(right of personal security)、身体的自由の権利(right of personal liberty)、私的財産を所有する権利(right of private property)の3つがあるとする<sup>34</sup>。純粋奴隷制において奴隷は、これら権利がすべて剥奪され、奴隷主の絶対的な支配下(dominion)に置かれるとされる。具体的には、奴隷主が自らの所有する奴隷を殺すことすら認められる古代ローマにおける奴隷制が想定されている<sup>35</sup>。

もう一方の通常奴隷制とは、犯罪による処罰として課されたもの以外の、あらゆる意に反する労役(involuntary servitude)を示すものであり、ここでの奴隷は、物(things)として概括的に取り扱われるものの、人間(person)としていくつかの権利も認められる存在とされる<sup>36</sup>。Cobbにとって、通常奴隷制における奴隷とは財産という特徴と、人間という特徴の2つを併せ持った存在であった<sup>37</sup>。ここでいう人間としての権利とは、上でみた3つの権利、すなわち、生命、身体的自由、財産への権利に対応する。すなわち、通常奴隷制における奴隷とは、人間であるがゆえに認められる権利が、財産であるという特徴によって部分的に剥奪される存在であった。

### 2.2 通常奴隷制としてのアメリカ奴隷制

純粋奴隷制と通常奴隷制という区分に基づき、Cobb はアメリカの奴隷制を通常奴隷制に位置づける。その理由は、奴隷州の憲法および州法によって奴隷が法的に保護されているからであった<sup>38</sup>。

<sup>31</sup> Finkelman 1999c:88-89. Cobb は弁護士として活動し、後に現在のジョージア大学法科大学院の全身となる Lumpkin Law School の設立に尽力する。このロー・スクールは深南部で初めて設立されたもので、親奴隷制法律家を訓練する主要な拠点となったとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> Cobb 1858a:3-4.

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> Cobb 1858a:3.

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> Cobb 1858a:83. 生命,自由,財産への権利が市民としての身分によって認められるものなのか,それとも人間であるがゆえに当然認められるものなのかを Cobb は峻別していない。

<sup>35</sup> Cobb 1858a:83-84.

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Cobb 1858a:3-4.

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Cobb 1858a:83. もっとも、この箇所で Cobb は、奴隷の特徴について第1には人間であり、第2に財産であるとしている。概括的に物として扱われつつも、人間としての権利も認められるとする上述の記述とは、順序が逆転している。

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> Cobb 1858a:84-85.

実際,たとえば1845年に制定されたテキサス州憲法39を確認すると,第8条において、州議会には奴隷主に対して所有する奴隷を人道的に取り扱うように、また、奴隷に必要な衣服と食糧を提供するように、さらに、奴隷の生命や手足(limb)を傷つけないように義務づける州法を制定する権限が付与されている(第1節)。すでにテキサス州では、テキサス併合以前のテキサス共和国時代の1840年2月5日、「奴隷に関する法律(An Act Concerning Slaves)40」が共和国議会で制定されていた。同法第3節では、奴隷に対して不合理で残酷な扱いをした者に最低250ドル、最高2000ドルの罰金刑を科している。加えて、同法第4節では奴隷を殺した者に対して殺人罪を適用することが規定されてもいる。もちろん、奴隷を人道的に取り扱おうとするこれら立法の存在が、Cobbの言う奴隷の「人間としての権利」を承認することであるとは直ちに言えない。というのも、これら立法が奴隷を権利の主体ではなく単なる保護の対象と見ていた可能性も残るからである。しかし、少なくとも奴隷が完全な財産として法的にみなされているわけではないとするCobbの主張はある程度の説得力を持っている。

建国期以前のイギリス植民期に遡ると、植民期アメリカの法律家たちに強い影響を与えた William Blackstone の Commentaries on the Laws of England において、奴隷制とは「奴隷の生命と運命に対して完全(absolute)かつ無制約(unlimited)な権力が奴隷主に与えられた<sup>41</sup>」制度であると説明されている。そして、Blackstone もまたこのような奴隷制が、少なくとも執筆当時のイングランドには存在していないとする<sup>42</sup>。イギリスとアメリカという違いはあるものの、純粋奴隷制という概念を引き合いに出す点で、Cobbは Blackstone の考え方を継承している。しかしながら、イギリスとアメリカでは奴隷制に関する状況が異なっていた。というのもイギリスでは、当時の段階で、すでに奴隷もしくは黒人が自由人であり、身体・自由・財産を享受することが保障されていたからであった<sup>43</sup>。

ただし、Cobb によるアメリカ奴隷制理解は、建国者たちが示していた合衆国憲法上の「奴隷」概念とも一致している部分があることに気づかされる。奴隷制を明示的に否定した修正第 13 条が制定される 1865 年まで、合衆国憲法には「奴隷制(slavery)」という文言が用いられていない。しかし、奴隷制を前提とするいくつかの条項が含まれている。とくに奴隷の法的地位に関する条項として注目されるのは、以下に見る 2 つの条項である。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 1845 年テキサス州憲法の原文は Tarlton Law Library (The University of Texas School of Law) の HP "Texas Constitutions 1824-1876" [URL

http://tarlton.law.utexas.edu/constitutions/texas1845/〕を参照した(閲覧日 2017 年 5 月 10 日)。なお、当該条項の邦訳として[福本 1983:192-193]を参考にした。

<sup>40</sup> この共和国法の原文は[LAWS OF TEXAS vol.2:345-346]所収のものを利用した。

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> Blackstone 1765:411.

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> Blackstone 1765:411.

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Blackstone 1765:412.

まず1つ目は、合衆国憲法第1条第2節のいわゆる「5分の3条項」である。当該条項は連邦下院議員および直接税の配分を人口に比例させて割り当てるものであり、各州の人口の構成要素が「自由人(free Persons)」と「自由人以外(other Persons)」の2つに区別される。そして、その算出方法について、自由人(文言上は年期を定めて労務に服する者を含むが、納税の義務のないインディアンを除く)の総数に、すべての自由人以外の総数の5分の3を加える、と当該条項は定める。すなわち、一人の人間としてカウントされる自由人と、その5分の3として低くカウントされる者としての自由人以外が規定されていたのである。1787年5月25日から9月17日まで開かれた合衆国憲法制定会議(Constitutional Convention)では、この「自由人以外」が奴隷を意味することで一致していた。そして、奴隷の法的地位に関する条項として注目すべき2つ目の条項は、1808年まで「人々の移住および輸入(Migration or Importation)を禁止してはならない」と定める、合衆国憲法第1条第9節のいわゆる「奴隷貿易禁止条項」である。当該条項では、人(Person)の移動につき、移住とならんで、輸入という文言を用いて示している。この条項についても、奴隷制を前提としていることが合衆国憲法制定過程に関する先行研究から明らかにされている<sup>44</sup>。

これら2つの条項を突き合わせてみると、共に奴隷制を前提とするものであるが、合衆国憲法において奴隷概念が一義的でなかったと考えることができる。「5分の3条項」では、人口の算出方法において自由人よりも奴隷が価値の低い者とされているものの、一応は人(Person)として捉えられている。逆に、「奴隷貿易禁止条項」では、一応は人という文言が用いられているものの、物に対して使われる「輸入」という文言が用いられており、奴隷が財産として捉えられていたと考えることができるからである。The Federalist 第54編において合衆国憲法上の「奴隷」について「人間と財産の混合性質をもつもの」45としていることは、Cobbの見立てと一致するものである。

# 2.3 純粋奴隷制としてのアメリカ奴隷制?

しかしながら、Cobb の見立てが妥当であったか否かについては議論の余地があるだろう。とくに、アメリカの奴隷制が純粋奴隷制と区別できるという点については再検討する必要がある。なぜならば、1830年の State v. Mann 事件ノースカロライナ州最高裁判決<sup>46</sup>において、Thomas Ruffin 判事は「奴隷の服従を完璧なものとするために、奴隷主

<sup>44</sup> Finkelman 1999a:427-433.

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> ハミルトン/ ジェイ/ マディソン 1991:267。

<sup>46 13</sup> N.C. 263 (1829).この事件の概要は以下のとおりである。Elizabeth Jones は Lydia という名前の奴隷を所有していた。Jones は Mann に彼女を 1 年間貸していた。Mann は彼女を折檻し、それに耐えきれなくなった Lydia は逃げだそうとした。そこで Mann は Lydia に向けて銃を発砲した。Lydia は一命を取り留めたが重傷を負った。Mann は Lydia に対する暴行および脅迫 (assault and battery) の罪で起訴された。下級審では、陪審により Mann は有罪と評決され、罰金刑が科された。これに対して被告側 Mann が上訴した。当該事件の詳細につき[Greene 2009:707-727]参照。また、Ruffin に関する分析として[児玉 2015]

の権力は絶対的でなければならない(The power of the master must be absolute, to render the submission of the slave perfect)」 $^{47}$ と述べ,奴隷主の奴隷に対する絶対的な支配権を容認していたからである。ここで Ruffin 判事が述べていることは,アメリカの奴隷制が純粋奴隷制であったことを示唆している。そして実際に An Inquiry において Cobb は,純粋奴隷制を説明する文脈で当該判決を脚注に挙げている $^{48}$ 。それゆえ,Cobb が当該判決をアメリカの奴隷制の例外として組込もうとしていたのか,それとも例外として排除しようとしていたのかが問題となる。

1839 年, State v. Hoover 事件ノースカロライナ州最高裁判決<sup>49</sup>において, Ruffin 判事 は Mann 事件における自らの判断が一定の限界を有していると述べる。すなわち、「奴 隷主は合法的に奴隷を罰することができる……が奴隷主の権限は無制限でもない。奴隷 主は〔奴隷を〕殺してはならない」と述べ、奴隷主の権力の絶対性を限界づけたのであ る<sup>50</sup>。 当該判決は AN INQUIRY において引用されていないため、Cobb が Ruffin 判事のこ の修正をどのように捉えていたのか明確ではない。ただ、ここで興味深いのは、AN INOUIRY において脚注にも挙げられている、State v. Will 事件ノースカロライナ州最高裁 判決51である。当該判決を執筆した William Gaston 判事は、「無条件の服従は奴隷の一 般的な義務であり,無制限の支配権(unlimited power)は奴隷主の法的権利である」も のの、「奴隷主は自らの所有する奴隷を殺害する権利を有さず……奴隷は自らの奴隷主 による生命を奪おうとする不法な試みから自らを守る権利を有する」と判示する52。実 は AN INQUIRY において Cobb は、当該判決を引き合いに出しながら、奴隷が自分の身 体を守るために実力を行使することが認められるとする53。それゆえ, Cobb のなかでは Mann 判決はノースカロライナ州最高裁自体が否定した判決であったと捉えられていた と考えられる。つまり、過去の例外的な判決として Mann 判決は排除されるべきもので あった。

ただし、人間としての側面を認めるこれら判決とは別に、財産としての側面のみが強調された判決も存在する。その典型例として、AN INQUIRY が出版される 1 年前に出された Dred Scott v. Sandford 連邦最高裁判決 $^{54}$ を挙げることができるであろう。Roger B.

参照。

<sup>47 13</sup> N.C. 266.

<sup>48</sup> Cobb 1858a:93.

<sup>49 20</sup> N.C. 500 (1839).この事件の被告である John Hoover は、自らの所有する女性奴隷 Mira に対して長期間にわたって鞭打ちを行った。その時にできた傷が原因となって Mira は死亡し、Hoover は殺人罪の疑いで大陪審にかけられ、有罪とされた。

<sup>50</sup> Ruffin 判事が Mann 判決を修正した背景について[児玉 2015]参照。

<sup>51 18</sup> N.C. 121 (1834).James S. Battle に所有されていた Will という奴隷が彼の監督者を 銃で撃ち殺したとして、Will が殺人罪の疑いで起訴された。下級審では死刑判決が出され ていたが、ノースカロライナ州最高裁は下級審の判断を覆した。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> 18 N.C. 165.

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> Cobb 1858a:94.

<sup>54 60</sup> U.S. 393 (1857).当該事件の事実の概要については「田中 1957:665-673; 根本

Taney 首席判事が執筆した法廷意見において、奴隷および奴隷として輸入された者の子孫が合衆国市民とはなり得ないことを示した上で、奴隷を他の財産と区別することができず、合衆国憲法修正第5条のデュープロセス条項によって保護されると判示していた55。ここで Taney が奴隷を他の財産と同一視したことからは、理論的には、奴隷に対する奴隷主の絶対的な支配権を導き出すことができるだろう。それゆえ、人間としての性質を併せ持った特殊な財産として扱われているとする Cobb の見立てとは緊張関係にあるはずである。しかしながら、AN INQUIRY では当該判決に言及はあるものの、奴隷州から州境を越えて自由州に居住した奴隷が、その居住を根拠として自由人の身分を得ることができるか否かという問題が限定的に紹介されるに留まる56。そのため、少なくとも AN INQUIRY に限って言えば、この緊張関係を Cobb がどのように捉えていたのか結論づけることは困難である。

このように見てくると、本節で扱ってきたノースカロライナ州最高裁判決からすると、純粋奴隷制と通常奴隷制を区分し、アメリカの奴隷制がすんなりと後者に位置づけられた訳ではないことは明らかであろう。Cobbは、自由人に認められる私的財産を所有する権利(the right of private property)が奴隷に対しては一切認められないと述べる。すなわち、「彼〔奴隷——引用者注〕の身体(person)と時間(time)は彼の奴隷主の財産」であり、たとえ「奴隷自身の労働によって貯めこまれたものであろうが」それは奴隷主の財産となる<sup>57</sup>。植民期から自由と所有が密接に結びついていたアメリカにおいて<sup>58</sup>、たとえ人間としての権利が認められるといっても、自由を得る可能性すら否定された財産として扱う側面が根底に横たわっていたといえるだろう。むしろ、常に純粋奴隷制的な現実が生じ得るかもしれないという緊張感があったがゆえに、あえてアメリカの奴隷制を通常奴隷制に位置づけようとした Cobb の意図があったことを示唆している。

#### 2.4 なぜ奴隷制が必要なのか

では、自国の奴隷制を通常奴隷制に位置づけ、人間としての権利を奴隷に認めることの利益は何であったのだろうか。ラディカルかつ単純に奴隷主の立場から考えてみれば、Mann 判決における Ruffin 判事が言うように、完全な支配権が認められていた方が都合は良いはずである。そうであるにもかかわらず、奴隷主の奴隷に対する権利を制約しようとした理由は何であったのか。この問いに答えるためには、奴隷制擁護論者がなぜ奴隷制を必要な制度として正当化しようとしていたのか、その意図を分析することが役立つであろう。

2012:74]参照。

<sup>55 60</sup> U.S. 451.

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> Cobb 1858a:119-120.

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> Cobb 1858a:235.

<sup>58</sup> 本論文第1部序章参照。

アメリカ史研究者である清水忠重によれば、南部の奴隷制擁護論の論拠は、その違いに応じて「宗教的擁護論」「社会学的擁護論」「科学的擁護論」の3つに区分することができる<sup>59</sup>。AN INQUIRY では、これらのうち宗教的擁護論がまず目につく。たとえば、AN INQUIRY の第2章では奴隷制が神の啓示によるものであることを聖書の字句を参照しながら論じている<sup>60</sup>。奴隷制を擁護した聖職者たちの言説について研究蓄積のあるLarry E. Tise によれば、奴隷制を道徳的に正当化するために聖書は重要な拠り所であったが、その使い方には強弱があったとされる。すなわち、聖書を根拠として黒人を劣った存在であると積極的に主張するものから、奴隷制には神聖なサンクションが与えられていると主張するもの、そして、少なくとも聖書には奴隷制を非難する箇所が見当たらないとする消極的な主張まで存在した<sup>61</sup>。Cobb の宗教的擁護論は、黒人の性質が急激に変わらない限り奴隷とされているのが神の意志であると結論づける点で、積極的な擁護論であった。

そして、社会学的擁護論もまた AN INQUIRY に確認することができる。清水は社会学的擁護論を George Fitzhugh に代表させる $^{62}$ 。その Fitzhugh が 1854 年に出版した Sociology for the South では、奴隷が妻と子どもとのアナロジーで捉えられている。つまり、妻は夫によって、子どもは両親によってサポート・保護され、幸福で望ましい状態にある。奴隷もまた、奴隷主によって保護されることで安心して日々を送ることができるというのである $^{63}$ 。 Cobb は南部の奴隷制を端的に「家長的な社会システム(patriarchal, social system)」として言い表している。すなわち、奴隷主は家族の長であり、家族である奴隷を守り、奴隷が欲するものを提供し、そして奴隷の労働を導く者であった $^{64}$ 。ここには Fitzhugh の社会学的擁護論と軌を一にする論理が組み込まれている。

さらに、Cobb は、「名誉ある自然科学者たちが同意する」ものとして提示される、 黒人の脳は白人のそれよりも小さいと結論付ける研究や、黒人の精神的能力(mental capacity)が白人のそれよりも劣るものであるという研究を論拠としながら、黒人が身体的、精神的、道徳的に白人よりも劣った存在であると述べる<sup>65</sup>。それゆえ、科学的擁護論も AN INQUIRY において確認することができる。

<sup>59</sup> 清水 2001:149-205. なお宗教的擁護論とは「聖書の字句を引き合いに出して、奴隷制は神によって是認された制度であると主張するもの」であり、社会学的擁護論とは「奴隷制下における温情主義的な人間関係を美化して描く」ことによって奴隷制を正当化するもの、そして、科学的擁護論とはアメリカ人種学派の科学者たちが実証的な手法を用いて示したとされる黒人の生物学的な劣等性を根拠として奴隷制を正当化する主張と定義される[清水2001:154,170,182-183]。

<sup>60</sup> Cobb 1858a:53-64.

<sup>61</sup> Tise 1987:118.

<sup>62</sup> 清水 2001:170-182。

<sup>63</sup> Fitzhugh 1854:167.

<sup>64</sup> Cobb 1858a:ccxviii.

<sup>65</sup> Cobb 1858a:32-38.

ここで注目すべきなのは、根本的に、いずれの論拠も奴隷を白人よりも劣等な存在と みなし、保護の客体として位置づけることに主眼が置かれていることである。 このよう に黒人を劣等視することは、修正第14条がまだ制定されていない当時の状況下では、 少なくとも合衆国憲法上の問題として俎上に直に載る可能性は低かった66。しかし、ア メリカ独立宣言の「人は等しく造られ」という「自明の真理」、ひいては自然法との関 係で、黒人を劣等視することが同宣言を逸脱するものであるのか否かは問題となり得る。 この点につき、まず考えられるのは「自明の真理」が黒人と白人の平等を意味してい ないと解釈していた可能性である。「自明の真理」における平等の意味につき、独立宣 言の起草者である Thomas Jefferson が黒人も自然権の享有主体であると捉えていたかは 疑わしい。というのも彼は、黒人が理性(「頭脳の資質」)の点において白人よりも劣 った存在であると認識しており、黒人に自然権を認めるという発想が存在していなかっ た可能性が高いからである<sup>67</sup>。もっとも、AN INQUIRY において Cobb が Jefferson のこの 人種に対する意識を直にくみ取った箇所を確認することはできない。むしろ Cobb は、 独立宣言の「自明の真理」それ自体は独立当時の熱い感情を反映したものにすぎず、抽 象的な真理を外交上の文書に公的に盛り込んだものではないと述べる<sup>68</sup>。彼の中で,そ もそも独立宣言という文書それ自体の重要性が低く見積もられていたのである。

ただし、独立宣言を脇に置いておくとしても、自然法との関係は別に問題となるはずである。たとえば John Locke は、『統治二論』の後篇「政治的統治について」で自然状態を支配する自然法が存在し、その自然法が人間を拘束すると考えていると示す。。そしてこの自然状態において、人は平等であると想定されていた。独立宣言とは別に存在していた、このような自然法理論が奴隷制を否定し得る可能性を Cobb は認める。しかし同時に彼は、自然法から演繹的に導き出される結果が論者によって異なることに注意を促す $^{70}$ 。むしろ、自然法とは自然世界(the natural world)の作用に関する注意深い考察(examination)から導かれるものであると述べ、自然法の概念を操作する $^{71}$ 。言葉の選択から分かるように、ここで活きてくるのも科学的擁護論であり、白人と黒人の生物学上の違いが自然法に放り込まれるのである $^{72}$ 。

さらに Cobb は、自然法と自然状態の区別を意識することを喚起する。その際、Cobb は自然状態に反するものとして「婚姻、政府、あらゆる文明」を、そして、自然法に反

<sup>66</sup> ただし後で見るように、反奴隷制論者のなかには合衆国憲法修正第5条のデュープロセス条項が規定する「person」の解釈に平等の観念を持ち込む者もいた。

<sup>67</sup> Jefferson が奴隷制をどのように捉えていたのかについては本論文第1章参照。

<sup>68</sup> Cobb 1858a:clxviiii.

<sup>69</sup> ロック 2010:298。

<sup>70</sup> たとえば、Hobbes と Montesquieu の自然状態に関する対立的な結論がこの例であるとされる[Cobb 1858a:7]。

<sup>71</sup> Cobb 1858a:8.

<sup>72</sup> Cobb 1858a:9.

するものとして暴力をそれぞれ位置づける<sup>73</sup>。Cobb の描き出した通常奴隷制としてのアメリカ奴隷制を踏まえるならば、奴隷主の支配権が奴隷の生命・身体保護のために規制された制度は、自然状態には反するが、自然法には反していないことになるのである。

### 3. 奴隷の法的地位を巡る反奴隷制論との対立

### 3.1 反奴隷制論者にとっての奴隷制

南北戦争が勃発する直前の段階における反奴隷制論は、合衆国憲法と連邦主義への態度に応じて、Garrison派、急進的立憲主義者、穏健的立憲主義者の3つに分類することができる。合衆国憲法への態度とは、合衆国憲法が奴隷制を認めていると解釈するか否かに着目した分類である。合衆国憲法が奴隷制を支持していると解釈するのが Garrison派であり、逆に、急進的/穏健的立憲主義者は合衆国憲法が反奴隷制的な文書であると解釈する立場である。また、連邦主義への態度とは、両立憲主義者を分かつメルクマールであり、奴隷制を州内の制度として連邦政府の管轄権を及ぼさないでおこうとするいわゆる「連邦合意」を尊重するか否かで分かれる。連邦合意を尊重せず、連邦政府には州内の奴隷制を規制する権限が認められるとする立場が急進的立憲主義者として、その反対の立場が穏健的立憲主義者としてそれぞれ分類される74。

1830年代から活発に反奴隷制論を展開し、Garrison派とも呼ばれる反奴隷制論グループを率いたWilliam Lloyd Garrisonは、奴隷制を人間が「法律によって、そして仲間によって、市場で取引可能な商品として、物として、動産(chattel)として、理性の無い動物として認識され扱われる」ことであるとする。続けて、アメリカにおいて奴隷とされた者たちは、「彼らの身体に対する乱暴で殺人的な暴行からの憲法上、あるいは法律上の保護を実質的に享受していない」状況に置かれていると奴隷制を非難する75。ここで興味深いのは、Garrisonが批判しているのが、奴隷の身体が法的に保護されているはずなのに、「実質的」に保護されていない、としていることである。Cobbが用いた区分に当てはめるならば、アメリカ奴隷制が実質的には純粋奴隷制になっているとGarrisonは認識していたのである。

急進的立憲主義者に分類される William Goodell は、1853 年に THE AMERICAN SLAVE CODE IN THEORY AND PRACTICE と題された,批判的に奴隷法を解説した書物を出版した。この本の冒頭で Goodell は当時の奴隷所有の根本的な観念が「人間動産性(Human Chattelhood)、もしくは人間に対する所有(Property in Man)という措定された原理」であると述べる<sup>76</sup>。すなわち、奴隷制の本質的要素は人間を財産として扱うことにある

<sup>74</sup> Wiecek 1977a:15-16.

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> Cobb 1858a:13.

<sup>75</sup> 本論文第1章参照。

<sup>76</sup> Goodell 1853:23. 同じく急進的立憲主義者に含まれる Lysander Spooner もまた,奴隷制の本質として「人間が財産として所有されている」ことを挙げている[Spooner 1860:69]。

と捉えられているのである。Goodell は、この本質的要素をサウスカロライナ州をはじめとする各奴隷州の州法に言及しながら実証的に示す。しかしその一方で Goodell は、ローマ法が奴隷州において参照されていることにも目を向ける。すなわち、奴隷とは私有財産(peculium)であり、主人の自由な裁量で罰せられ、場合によっては主人の権限によって殺されることもあるといった法的扱いである。それゆえ、Goodell の反奴隷制論では純粋奴隷制としてのアメリカ奴隷制が前提となっていた。

さらに、穏健的立憲主義者に分類される Salmon P. Chase もまた、奴隷制とは「ある人が、合法化された力(legalized force)によって、他者の支配もしくは処分権(control and disposal)に完全かつ絶対的に服従すること」であり、そこで奴隷は「合法化された力によって、自然権に反して、財産として所有される人間」として扱われると定義する $^{77}$ 。このことから Chase においても、純粋奴隷制としてのアメリカ奴隷制が前提とされていたことが明らかになる。

これまで見てきた反奴隷制論者は、いずれも純粋奴隷制を批判していた。純粋奴隷制を否定的に捉える点では、奴隷制擁護論者 Cobb の主張とは共通している。すなわち、Cobb の主張を前提とする限りでは、純粋奴隷制を否定したうえで、通常奴隷制を容認できるか否かが奴隷制擁護論と反奴隷制論の実質的な論点であったのである。

### 3.2 反奴隷制論における平等の規範構造

### (1) 人種的平等の揺らぎ

通常奴隷制を正当化できるか否かが問題となっていたことは,人種を区分とした不平 等な取り扱いを正当化できるかという問題と表裏の関係にある。なぜならば,通常奴隷 制においては黒人を劣等な存在として扱うことが前提とされていたからである。

実際、Garrisonの即時奴隷制廃止論が一つの強力な拠り所としているのは、アメリカ独立宣言における「自明の真理」であった<sup>78</sup>。すなわち、ここでは「すべて人は等しく造られ」、自由・生命・幸福追求への奪われがたい権利を与えられている、という命題が論拠とされていたのである。ただし、独立宣言の起草者である Jefferson が「自明の真理」のなかに人種的な平等までをも含めていなかったことからすると、Garrison が人種的平等と「自明の真理」をどのように結びつけたのかを検討する必要がある。

Garrison は、独立宣言の「自明の真理」だけではなく、聖書にも依拠していた。Garrison が関わったアメリカ反奴隷制協会(American Anti-Slavery Society)の憲章では、神が一人の人間からすべての民族を作り出したとする、新約聖書の使徒言行録第 17 章第 26 節の言葉が引用される。そして、このことに基づき、「人は等しく造られた」という原理が独立宣言に盛り込まれたと説明される<sup>79</sup>。すなわち、聖書の言葉を用いて平等を基礎づけていた<sup>80</sup>。この点で前述の宗教的な奴隷制擁護論と Garrison の主張は対立している。また、Cobb が「自明の真理」を独立当時の感情的な文書にすぎないと捉えていたのに対して、Garrison においては、聖書で示された原理が「自明の真理」に読み込まれていたことからも分かるように、独立宣言は重要視された文書であった。つまり、独立宣言の扱い方についても両者の間で対立していた。

急進的立憲主義者である Lysander Spooner は、法(law)には永遠性と普遍性が内在していなければならないと述べる。それゆえ、彼が示す法の定義によれば、自然の事物のなかに存在していないルールは法たり得ない。そして Spooner はそのような法の根拠を自然権に基礎づけられる自然的正義(natural justice)に求める。このことから、諸個人の自然権を保障し、それに対する侵害を禁止すること、さらに労働や契約によって財産を獲得することを保障するものが法であるとされる $^{81}$ 。すなわち、根本的には、奴隷制は自然的正義に基礎づけられた自然法のもとで禁じられている、と Spooner は捉えていたのである。そして彼は、自らが正しい定義として示すこの法の定義を独立宣言にも実質的に読み込み、さらに独立宣言を憲法(constitution law)として位置づける $^{82}$ 。

Spooner の主張において注目すべきなのは、自然的正義に基礎づけられた自然法がすべての人に適用される、すなわち人種とは無関係に適用されると考えられていることで

<sup>78</sup> 本論文第1章参照。

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> American Anti-Slavery Society 1835:7.

<sup>80</sup> 清水 2001:221。

<sup>81</sup> Spooner 1860:6.

<sup>82</sup> Spooner 1860:36.

ある。ただし、Spooner はこの革新的な考え方を明示的に正当化しようとはせず、単に 人種とは無関係に適用されることを措定するに留まっている。しかし、先にみた Jefferson や Cobb のような考え方からすれば、黒人にも自然権が認められると考える Spooner と Garrison の立場は革新的であったと言えるだろう。

ところが、反奴隷制論すべてが革新的であったわけではない。たとえば、Salmon P. Chase も奴隷制が自然権を侵害する制度であると捉えていたが、同時に少なくとも州法レベルでは奴隷主に奴隷を所有することが自然権として認められるともしていた<sup>83</sup>。それゆえ、合衆国全土に渡って人種的平等が実現されることを Chase は主張しているわけではなかったのである。

Chase は、1850 年代中頃から結党される共和党の反奴隷制論に大きな影響をあたえていた。共和党は、後の修正 13 条の審議において同修正条項の制定を積極的に支持したことからも明らかなように、連邦政府レベルでの奴隷制廃止に大きく関与する<sup>84</sup>。たしかに、特に州権理解に関する Chase の影響力があったとはいえ、人種的平等に関して党内での見解は分かれていた。1863 年の奴隷解放宣言で知られる共和党初の大統領 Abraham Lincoln の場合、独立宣言の「自明の真理」はすべての人間が平等であることを宣言するものではあるが、その起草者たちは「すべての点で平等であると宣言した」わけではないと主張する。それゆえ、奴隷解放宣言を出すまで Lincoln は、黒人を国外に移住させる政策へのこだわりを見せていたのである<sup>85</sup>。

一方、同じく共和党に所属し、長期間にわたって連邦上院議員を務めていた Charles Sumner の場合は、1837~40 年のヨーロッパ遊学の際にフランスで見てきた光景、すなわち「有色人種の若者が大学で最も高い名誉をうけ、そしてあたかも彼らが白人であるかのように歓迎されていた。ロー・スクールでも私は彼ら有色人種と同じ椅子に座っていた」ことを背景として、反奴隷制論を主張していた<sup>86</sup>。このような経験を持つ Sumnerは、Boston市の公立学校における人種別学がマサチューセッツ州最高裁で争われた 1850年の Sarah C. Roberts v. City of Boston事件<sup>87</sup>において、入学が拒否された黒人側の弁護人を務め、マサチューセッツ州憲法で定められた「法の下の平等」に基づいて、人種別学が認められないと主張していた<sup>88</sup>。州憲法レベルであるとはいえ、「法の下の平等」から人種別学を否定した Sumner の考えは、植民計画にこだわった Lincoln の平等観と緊張関係にあったのである。

<sup>83</sup> 本論文第3章参照。

<sup>84</sup> 本論文第9章参照。

<sup>85</sup> Lincoln の黒人嫌悪および植民政策へのこだわりにつき[山本 1984:175-184]。

<sup>86</sup> COMPLETE vol. 1:161.

<sup>87 59</sup> Mass. 198.

<sup>88</sup> Sumner 1849:14. Sumner は、「有色人種の子どもを公立学校から排除することは、白人が被ることのない、その子どもと親に対する実際上の不便さ(practical inconvenience)の源であり、それゆえ、それは平等の侵害である」と主張する。

### (2) 労働における平等

このように反奴隷制論者たちの間でも黒人を白人よりも劣等な存在として捉えるか否かに揺らぎがあったが、人種にとらわれることのない1つの要素が彼らの間に共通して認識されていた。それは、白人と同様に、黒人も労働をしているという点である。たとえば、Garrisonは自然権としての「労働の成果を取得する権利」を、Spoonerは自然的正義の下で労働によって財産を獲得することが不可侵であることを、さらに Chase やSumner も労働の成果を享受する権利があることを、それぞれが主張しながら奴隷制を批判していた<sup>89</sup>。このように AN INQUIRY で Cobb が示した奴隷制擁護論、すなわち自然法のもとで黒人が劣った存在であり、奴隷制は彼らを保護する善い制度であるとする主張に対抗して、反奴隷制論側は、白人と黒人が共に人種として平等であるか否かについて認識の内部的相違はあるものの、人種にかかわらず労働の成果を享受するのは労働者本人であるという点で平等を語り、奴隷制の廃止を訴えかけていたのである。

反奴隷制論者たちが労働者という点で人種を考慮せずに平等を語ることができた理由としては、当時の北部社会に通底していた自由労働イデオロギーの存在を挙げることができる。自由労働イデオロギーとは労働者が自らの労働によって適正な成果を得るべきとする観念であり、この観念において「他人のための労働から『自由』であることが肝要な価値」とされる<sup>90</sup>。自由労働イデオロギーを前提とするならば、奴隷制における奴隷の取り扱いが適切であるか否か以前に、そもそも奴隷主が労働主体たる奴隷の労働成果を簒奪することがなぜ正当化できるのかが問題となる。その一方で Cobb の場合は、奴隷における人間的要素を限定的に認めつつも、財産としての要素を認めていた。そして既に言及したとおり、彼は、奴隷によって取得された財産がその奴隷の所有者である奴隷主に帰属すると述べる<sup>91</sup>。これを突き詰めるならば、Cobb の親奴隷制論における奴隷とは、財産を所有する主体でも、自らの労働力を労働に投下する労働主体でもなかったのである。

南北戦争直前期から南北戦争期におけるアメリカの奴隷制論争では、白人と黒人の平等性を否定する見方が親奴隷制論だけではなく、反奴隷制論においても確認できた。しかしながら、上でみたように、反奴隷制論においては、黒人奴隷を労働者として捉え、労働における平等を切り口として奴隷制の不当性を共通して訴えていたのである。

人種に基づく奴隷制という,現代から見れば正当化困難な社会構造が親奴隷制論者によってどのように正当化されていたのかを当時の文脈に可能な限り潜り込んで明らかにした。そして,同時に,その社会構造に不当さを訴えていた反奴隷制論者の言説を検討してきた。その結果,南北戦争期においては,人種によって能力に差があるという想定それ自体について修正が迫られたというよりも,むしろ,黒人奴隷が白人と同じく労働をしているという事実に着目する反奴隷制論が共通して主張されていた。

<sup>89</sup> 本論文第1章から第4章参照。

<sup>90</sup> Foner 1995:20; 辻内 1997:6-71。

<sup>91</sup> Cobb 1858a:235.

この対立点は、Cobb が典型的にそうであったような、パターナリスティックな親奴隷制論で前提とされる保護の客体としての奴隷像と、反奴隷制論において描き出される自分のために自らの労働力を労働に投下する主体的な人間像のせめぎ合いであったと捉えることができるだろう。そして、そのせめぎ合いのなかで反奴隷制論者が労働における平等に着目したことは、主体的な人間像と労働という営みが結びついていたことを示している。19世紀中頃のアメリカの状況と現代日本の状況を直接結びつけることは不可能であるものの、奴隷制論争における労働の意義は、労働市場への参加を意識する現代の社会包摂論にとって、特に自律的な個人を前提とする権利論にとって、常に意識されるべきであろう。

### 4. Cobb の奴隷制擁護論における州権問題

## 4.1 メルクマールとしての「連邦合意」

今日において、修正第 13 条が制定されるより前の合衆国憲法が奴隷制を暗に容認していたことは、アメリカ憲法学において広く共有された理解である $^{92}$ 。しかしながら、Cobb が An Inquiry を執筆した当時、反奴隷制論内部においてですら、合衆国憲法が奴隷制を容認しているのか否かにつき、合衆国憲法第 1 条第 2 節のいわゆる「5 分の 3 条項」をはじめとする個々の条文の解釈はもちろんのこと、憲法起草者の意図、共和政体とはなにか、さらには実定法としての合衆国憲法と自然法の関係に至るまで、さまざまな議論が交わされていた。

反奴隷制論内部における対立点の一つとなっていたのは、合衆国憲法制定時になされた妥協、すなわち、①州内の奴隷制に関する権限は当該州政府が有している、②連邦政府はそれを廃止もしくは規制する権限が認められない、という2つの要素を持った想定、いわゆる「連邦合意(federal consensus) <sup>93</sup>」を受け入れるか否かにあった。

たとえば、合衆国憲法のベースに連邦合意があると主張する反奴隷制論者の一人として、既に言及した William Lloyd Garrison がいる。彼は、1830 年代から修正第 13 条が連邦議会で成立するまで反奴隷制論を活発に展開し、合衆国憲法を奴隷制を認めた文書として捉え、それを批判していた。その際、彼の合衆国憲法に対する批判の矛先には憲法起草者たちがいた。Garrison が 1844 年に行った演説によれば、合衆国憲法は州内の奴隷制に介入する権限を連邦政府に付与しておらず、これは合衆国憲法が奴隷州と自由州との間で一つの連邦を作り出すためになされた妥協の文書であることを示している%。また、1856年に結成された共和党が採用した反奴隷制論に影響を与えた Salmon P. Chase

<sup>92</sup> 制定当初の合衆国憲法が奴隷制を容認していたことが現代のアメリカにおいて合衆国憲法への「愛着」に対する「懐疑」の一つの要因となっていることにつき、日米のコンテクストの違いを踏まえた上で検討するものとして[阪口 2015:227]。

<sup>93</sup> Wiecek 1977a:15.

<sup>94</sup> Garrison 1844.

もまた,後で論じるように,連邦合意を土台としながら合衆国憲法を解釈し,その枠組 みのなかで反奴隷制論を展開していた。

それに対して、合衆国憲法上、連邦議会には州内の奴隷制に介入する権限が認められるとする反奴隷制論者もいた。たとえば、1845年にTHE UNCONSTITUTIONALITY OF SLAVERY を出版し、合衆国憲法の下で奴隷制は認められていないことを主張していた Lysander Spooner がその一人である。彼は、奴隷州の人々のいう州権理論(state-rights doctrine)とは、人民が人民として合衆国政府を創設したというのではなく、単なる諸州の連合体であるとするものであった95。奴隷州の人々がこのような州権理論を主張する理由は、彼自身の推測によれば、もし既存の奴隷が合衆国市民であるとされてしまうと、奴隷主は今までのように奴隷を保持できなくなると考えているので、誰が合衆国市民であるかを決める権限を有するのは州であると考えたかったからである。そして、Spooner は、このような州権理論が成り立たないことを主張する。というのも、合衆国憲法前文において、州政府ではなく、「合衆国人民(the people of the United States)」が憲法制定権者となっているし、そもそも合衆国人民が誰であるかを決定する権限が州にあるとしたら連邦が崩壊する危険性があるからであった。それゆえ、彼は、合衆国市民がだれであるかを決定する権限を有するのは連邦政府であり、連邦政府は州内の奴隷制を廃止する権限をも有すると論じていたのである96。

これら反奴隷制論内部における対立を踏まえた上で、Cobb の奴隷制擁護論における 州権理解は、それらとの関係性のなかにどのように位置づけることができるのであろうか。Cobb の州権理解を分析するにあたり、連邦合意をどのように捉えていたのかを明らかにすることが有用であろう。

ただし、Cobb が連邦合意をどのように捉えていたのかを見極めるにあたり、留意すべきことがある。それは、Cobb の場合、奴隷制を廃止することと、奴隷制に規制を課すこととが区別されていたことである。というのも、Cobb は、黒人を身体面、精神面において白人よりも劣った人種であると想定し、そのような黒人を保護するために奴隷制が必要であると論じている。それゆえ、Cobb の場合は、奴隷制を完全に廃止すべきである、という結論が導きだされることは想定し得ない。そう考えると、州政府にせよ、連邦政府にせよ、奴隷制を廃止する権限の問題は、彼の奴隷制擁護論において検討の俎上にのせるべきものではなかったのである。ところが一方で、Cobb は、Montesquieu が『法の精神』において奴隷の貞操を守る法律の必要性を論じていることを根拠に98、女性奴隷に対する強姦に対して刑罰を科さなくても良いのかどうか、さらに、強姦が奴隷主によってなされた場合には被害を受けた女性奴隷は他の奴隷主に売られるべきなの

<sup>95</sup> Spooner 1845:109-110.

<sup>&</sup>lt;sup>96</sup> Spooner 1845:109-110.

<sup>97</sup> Cobb 1858a:ccxviii.

<sup>98</sup> Montesquieu 1777:320-321.

かどうか、という問題を立法者たちが検討すべきであると述べる<sup>99</sup>。つまり、彼は、女性奴隷に対する強姦を違法化すべきであると考えていたのである。このことは、Cobb が奴隷主に対する一定の規制に限っては必要であると考えていたことを示している。このように、Cobb は、奴隷制の廃止と規制を区別していたのである。

もっとも、ひとくちに奴隷主に対する規制といっても、奴隷制を制度として成立させるための法的規律と、奴隷の利益を保護するための法的規律という2通りが想定できる。この点につき、Cobb は、奴隷には財産(property)としての側面と人間(person)としての側面の両方があるとして、これら側面にそれぞれ応じた規律を想定している。彼によれば、コモン・ロー上、あらゆる市民に3つの重要な権利が保障されている。すなわち、身体の安全(personal security)、身体的自由(personal liberty)、私有財産権である $^{100}$ 。Cobb は、奴隷には身体の安全だけが保障されているとする。すなわち、AN INQUIRYでは、奴隷主の有する私有財産権の行使が、奴隷の身体の安全という権利によって制約されるという論理構造がとられていた。

奴隷制に対する規制を認めるにあたり、Cobb は、州がその規制権限を有していることを前提としている。それは、奴隷制に対する一定の規制の例として挙げるのはいずれも州法だからである。たとえば、奴隷主の絶対的な支配(absolute dominion)から奴隷を解放する(relieve)ため、そして奴隷の身体の安全を保障するために、すべての奴隷州で奴隷殺しが殺人罪として法定されていると述べる。さらに、Cobb の住んでいるジョージア州など4州では州憲法で奴隷の身体が保護されていることにも言及する $^{101}$ 。これら記述は、州政府が奴隷制に関する規制権限を有していることを前提としなければ成り立たないものである。

州政府には認められるとして,連邦政府にも奴隷制を規制する権限が認められるのか。 **Cobb** は、これまでの奴隷制論争において合衆国憲法によって連邦議会に与えられた権 限の内容を巡って議論が展開されてきたことを踏まえつつも<sup>102</sup>、州内の関係性を規制す る権限についてはその州が有しているということは、すでにこの国の政治家たちによっ て承認されたことであるとする<sup>103</sup>。

ところが Cobb は、連邦政府にも奴隷制を規制する一定の権限が認められるとする。 その一つが、合衆国憲法第1条第9節が連邦議会に与えている奴隷貿易を禁止する権限

<sup>99</sup> Cobb 1858a:99-100.

<sup>100</sup> Cobb 1858a:83.

<sup>101</sup> Cobb 1858a:84-85.

<sup>102</sup> なお、具体的に Cobb は、次の5つの論点が反奴隷制論者と奴隷制擁護論者の対立点であったと整理する。すなわち、① 連邦に新たに加入する州の承認において、その州に奴隷制を認めるか否か、② コロンビア特別区における奴隷制および奴隷貿易を廃止できるか否か、③ 連邦政府の要塞や兵器庫などで奴隷制を認めるか否か(特に南部州で)、④ 合衆国のテリトリーにおいて奴隷制を禁じることができるか否か。⑤ 奴隷州の間でなされる奴隷貿易を規制することができるか否か、である[Cobb 1858a:ccx]。

<sup>&</sup>lt;sup>103</sup> Cobb 1858a:ccx.

である<sup>104</sup>。ただし、この権限が付与されているからといって、連邦議会が州の間で行われる州際奴隷貿易を禁止することはできないと解釈する。というのも、州際奴隷貿易を禁止することは、実質的には、奴隷制に関する権限を連邦議会に認めることになるからであった<sup>105</sup>。その一方で Cobb は、州政府が存在せず、合衆国憲法上<sup>106</sup>、連邦議会が専属的な立法権を有するコロンビア特別区における奴隷貿易に対する連邦議会権限を認める。実際に 1850 年の妥協において、当該特別区内の奴隷売買を禁止する連邦法<sup>107</sup>が制定されていたが、Cobb はこれを連邦議会の権限を越える立法であると批判していない。

以上のことから、Cobbは、少なくとも合衆国憲法理論としては、州内の奴隷制については当該州に管轄権があり、連邦政府にはそれが認められないとする連邦合意を尊重していたと評価することができる。

## 4.2 テリトリーにおける奴隷制問題

さらに、州政府がまだ存在していないテリトリーにおける奴隷制について、連邦議会が規制権限を有しているか否かも問題となる。合衆国憲法上、テリトリーに関する必要な規則を制定する権限は連邦議会に与えられている<sup>108</sup>。それゆえ、この条項を文言通りに解釈するならば、連邦議会には、テリトリー内の奴隷制を規制する権限を有していることになる。事実、1820年には新たに獲得されたテリトリーの一部において奴隷制を禁じたミズーリ協定<sup>109</sup>が連邦議会で制定されていた。しかし、ミズーリ協定は AN INQUIRY が出版された段階ですでに Dred Scott v. Sandford 事件合衆国最高裁判決<sup>110</sup>によって違憲と判断されていた。同判決の Roger B. Taney 首席判事執筆の法廷意見は、奴隷が財産であるという理解のうえで、この奴隷財産を修正第5条の保障するデュープロセスなしに剥奪するミズーリ協定は、連邦議会の権限を越えた立法であり違憲であると述べていた<sup>111</sup>。Cobb は、この Dred Scott 判決を根拠として、テリトリーにおける奴隷制を規制する権限が連邦議会に認められないことは確定済みであるとする<sup>112</sup>。

<sup>104</sup> 当該条項では「奴隷」という文言が使われていなかったため、そこで言われる "Importation of such Person"が奴隷の輸入を意味しているのか議論があった。しかし Cobb は、この論点には触れることなく、奴隷の輸入を意味していると解釈している。このように Cobb が" Importation "の意味を問題にしていないのは、いわゆる 1807 年奴隷貿易禁止法 (Slave Trade Act of 1807) が連邦議会で制定されていたことを踏まえると、それなりの合理性があるだろう。

<sup>&</sup>lt;sup>105</sup> Cobb 1858a:ccxi.

<sup>106</sup> 合衆国憲法第1条第8節第17項。

<sup>&</sup>lt;sup>107</sup> 9 Stat. 467.

<sup>108</sup> 合衆国憲法第4条第3節。

<sup>&</sup>lt;sup>109</sup> 3 Stat. 545.

<sup>110 60</sup> U.S. 393 (1857).

<sup>111</sup> 事件の概要ならびに各判事の意見につき[根本 2012:74-75]参照。

<sup>112</sup> Cobb 1858a:ccxi.

しかしながら、テリトリーにおける奴隷制に対する規制権限が連邦議会に認められないとする理解においては、一方で、その奴隷制が何によって根拠づけられるのかが問題になる。それだけでなく、先に述べたように Cobb の場合は、奴隷主の権力行使に対して一定の規制を求めていた。それゆえ、Cobb の議論からすれば、テリトリーにおいて奴隷主が奴隷を殺したような場合に、その行為に刑罰を科すことができるのは誰かという問題が生じてくる可能性もある。これらの問題につき、彼の答えは不明瞭である。

Cobb は、1772年にイギリスの王座裁判所 (King's Bench) において下された Somerset v. Stewart 判決113で示された、奴隷制が実定法によってのみ成立するという前提を否定 する。その際、彼は、当該判決の論理の流れに飛躍があること、さらに、そもそも自然 法の定義それ自体が不明確であることを根拠とする。Cobb によれば、この判決では「自 然状態においてすべて人は自由である」という想定から自然法の下で奴隷制が存在し得 ないとされる。それに対して、たとえ自然状態に反する事柄があったとしても、それが 自然法を侵害しない場合もあるではないかと Cobb は批判する<sup>114</sup>。彼の論理では、たと え奴隷制が「自然状態においてすべて人が自由である」という命題と矛盾したとしても, このことから直ちに自然法違反が導かれることにならなかったのである。また、Cobb は、自然法の定義が論者によって異なることを指摘した上で、自然法を考慮するときに は、人種・気候・歴史によって決まる人間の本性(the nature of man)が重要な要素であ るとする<sup>115</sup>。つまり、Cobb にとって自然法とは、人種などを勘案した人間の本性と調 和するルールのことであり、自然法の内容はそれら人間の本性に応じて変化するもので あった。この自然法観念を前提として、Cobbは、特に人種に関しては黒人が白人より も劣等な存在であるということを彼らの本性として捉え, 黒人を奴隷とすることは自然 法に反しないと論じていたのである。それゆえ,すくなくとも抽象的なレベルでは,た とえテリトリーにおいて奴隷制を創設する連邦法または規則が存在しなくとも,奴隷主 が奴隷を所有することが自然法によって根拠づけられることになる。とはいえ, テリト リーにおいて具体的に、どのような実定法がそれを正当化するのかは明らかではない。

#### 4.3 逃亡奴隷問題

奴隷制について規制することができるのは州政府であるとする理解は、理論上、深刻な問題を生じさせることになる。それは、奴隷州から自由州に逃げ込んだ逃亡奴隷がいた場合、自由州政府は当該逃亡奴隷をその所有者である奴隷主に返還しなければならないのか、という逃亡奴隷問題である。Cobb の場合、奴隷の身体を保護するため、奴隷主に対して一定の規制を州政府が行うことができるとしていた。つまり、自由州がこの論理に基づいて、自らの州の管轄権に入った逃亡奴隷を元の奴隷主に返還することを拒

<sup>&</sup>lt;sup>113</sup> 98 ER 499 (1772).

<sup>114</sup> Cobb 1858a:14-15.

<sup>115</sup> Cobb 1858a:12-13.

否することも可能になる。それゆえ、理論的には自由州を利する可能性を秘めた Cobb の州権理解は、逃亡奴隷問題を巡る深刻な矛盾を抱え込むことになるのである。

この点につき、Cobb が合衆国憲法第4条第2節のいわゆる「逃亡奴隷条項」をどのように解釈していたのかを確認する必要がある。まず、合衆国憲法が州の立法に反して逃亡奴隷の返還を要求する奴隷主の権利を保障しているか否かにつき、Cobb は1847年の Jones v. Van Zandt 事件合衆国最高裁判決<sup>116</sup>などを根拠としながら、憲法はそのような権利を保障しているとする<sup>117</sup>。なぜならば、当該条項を執行するために1793年に連邦議会が逃亡奴隷法<sup>118</sup>を制定したが、約50年間に渡って同法の憲法適合性が「真剣に(seriously)」問われてこなかったからである。むしろ彼は、Van Zandt 判決に至るまでいくつかの州裁判所、連邦裁判所、合衆国最高裁判所による合憲判断が積み重ねられてきていると説明する<sup>119</sup>。

続けて Cobb は、逃亡奴隷法に反対する主張についても取り上げる。その際、もっとも「詳細に、巧みに、雄弁に」語られた反対論としてここで指摘されるのは、Charles Sumner 連邦上院議員が 1852 年 8 月 2 日に議会で行った Freedom national, slavery sectional と題された演説であった 120。この演説は、とくに 1850 年の妥協の一つとして新たに制定された逃亡奴隷法について、そもそも合衆国憲法上、逃亡奴隷を奴隷主に返還することを求めることはできないと批判するものであった。Sumner の逃亡奴隷法批判に対して、Cobb は、逃亡奴隷法を合憲とした Prigg v. Pennsylvania 事件合衆国最高裁判決 121 において、合衆国憲法の逃亡奴隷条項が「諸州の間の契約(compact)」であり、それが連邦政府ではなく、州政府によって執行されなければならないと考えられていたことに注目する。すなわち、合衆国憲法に逃亡奴隷条項が盛り込まれた理由は、奴隷制に反対する州政府に対しても逃亡奴隷の返還を執行するようにさせるためであると Cobb は主張する。

一般的に、主権を有する州同士の契約として合衆国憲法をとらえ、各州が憲法の条項の意味を決定する権限を維持しているという考え方は「契約理論(compact theory)<sup>122</sup>」と呼ばれている。 Van Zandt 事件において逃亡奴隷側の弁護人を務めていたのは、これまで本論文で既に言及した Chase であった。彼は、逃亡奴隷の返還が争われた事件において逃亡奴隷人側の弁護人をいくつか担当するが、それらのうち最初に担当した Matilda v. Larkin Lawrence 事件<sup>123</sup>では、次のように論じて 1793 年逃亡奴隷法が違憲であ

119 Cobb 1858a:222.

<sup>&</sup>lt;sup>116</sup> 46 U.S. 215 (1847).

<sup>117</sup> Cobb 1858a:204.

<sup>&</sup>lt;sup>118</sup> 1 Stat. 302.

<sup>120</sup> Cobb 1858a:224. Sumner の当該演説は[CONG. GLOBE., 32nd Cong., 1st Sess., Appendix, 1102-1113]に収められている。

<sup>&</sup>lt;sup>121</sup> 41 U.S. 539 (1842).

<sup>122</sup> Graber 2015:118-119; 藤原 1960:218-266.

<sup>123</sup> この事件はオハイオ州 Hamilton 郡民事裁判所(the Court of Common Pleas)で争わ

ると主張していた。すなわち,逃亡奴隷条項は州間での契約なので,逃亡奴隷の返還に関する権限は連邦政府には存在せず,当該連邦法は違憲であると Chase は主張していた <sup>124</sup>。彼は、州政府が逃亡奴隷法を合衆国憲法に反すると考えた場合、州政府はそれを執行しないことを決定できるとする前提に立っていたのである。

このような Chase の契約理論的な逃亡奴隷法批判を踏まえると、Prigg 判決に依拠しながら逃亡奴隷条項の執行は州政府に任せられているという Cobb の理論は諸刃の剣であったのである。

### 4.4 州間の礼譲

契約理論は州政府にかなり強固な権限を想定するものであるが、Cobb の奴隷制擁護論において、州政府にはそこまで強い権限が認められるわけではない。Cobb は、たしかに州権は認められるものの、完全な連邦を目指す合衆国憲法<sup>149</sup>の下でその権限行使は制限されていると捉えるからである。たとえば、奴隷州であるジョージア州から自由州であるマサチューセッツ州に逃げ込んだ逃亡奴隷につき、マサチューセッツ州の執行官が当該逃亡奴隷の返還を拒否した場合、ジョージア州はどのような対抗措置を憲法上となり得るのか、という想定問題を彼は示す。そして Cobb は、このような場合にジョージア州がとることのできる対抗措置は憲法上制約されていると結論づける。なぜならば、合衆国憲法では、州際通商に関する規制権限が連邦議会に与えられているので、ジョージア州にはマサチューセッツ州との奴隷のやり取りを規制する州法を制定することができない。また、逃亡奴隷を返還しないことに腹を立てたとしてもジョージア州がマサチューセッツ州に対して戦争をしかけることもできない。というのも、合衆国憲法上、戦争権限は連邦議会に付与されているからである。それゆえ、合衆国憲法上、ジョージア州にはマサチューセッツ州に対抗する措置をとりようがないことになる<sup>150</sup>。

そこで、州権が実質的には制約されていることをふまえて、Cobb が強調するのは州同士の「礼譲(comity)」である。ここでいう州同士の礼譲とは、国際法の文脈で言われる原則をアメリカの連邦制に合わせながら導入したものである。つまり、ある州の法は当該州の領土外に効果を有するものではないが、州同士の間での正義が促進されたり、州民の友好的な交流が促進されたりする場合には、当該州以外の裁判所はその州法を承認しなければならないということである<sup>151</sup>。この州際礼譲は、国際礼譲よりも義務の度合いは強いものとされる。なせならば、国際礼譲とは違い、完全な連邦の統一を目指す合衆国憲法に基づいて設立された連邦制のなかに州政府が存在しているからである<sup>152</sup>。

れたものである[Chase 1837]。

<sup>124</sup> 本論文第3章参照。

<sup>149</sup> 合衆国憲法前文。

<sup>150</sup> Cobb 1858a:186-188.

<sup>&</sup>lt;sup>151</sup> Cobb 1858a:127.

<sup>152</sup> Cobb 1858a:184.

具体的には、Cobb は、合衆国憲法第4条第1節および同条第2節を契約として捉え、 州政府に対して一定の州際礼譲を求める条項として理解する。つまり Cobb にとって、 逃亡奴隷条項というのは、1つの完全な連邦を達成するために、各州政府に逃亡奴隷を 返還する義務を課すものであったのである。それゆえ、先に言及した Chase のような、 州政府が逃亡奴隷条項を執行しないことが許容される契約理論的な州権理解と、Cobb の州権理解は本質的に相容れないものである。

ただし、州際礼譲の原則の下で自由州に課される義務について、実際の Cobb の主張は自由州に対して敬譲的なものであった。逃亡奴隷問題につき Cobb は州際礼譲の観点から3つのルールを設定する<sup>153</sup>。まず1つ目は、奴隷主が自由州に留まる意思を持って住所(domicile)を移した場合には奴隷の身分はその州に留まる限り変更される、というルールである。2つ目は、奴隷主が自由州を単に通過(transit)するだけならば、奴隷の身分は変更されないこと。そして3つ目は、元の州に戻る意思を持った奴隷主が自由州に一時的に居住した場合には、彼の奴隷に対する権利が保護されるというルールである。すなわち、Cobb が州際礼譲を持ち出して論じることの内容は、自由州が積極的に奴隷制を擁護する立法を行う義務ではなく、あくまでも州裁判所が奴隷主の権利を保護する程度のものであった。

AN INQUIRY における Cobb の奴隷制擁護的憲法理論の検討を通じて, 反奴隷制論との関係性は次のように整理することができる。

まず、連邦合意が合衆国憲法に取り込まれており、連邦議会には州内の奴隷制を規制する権限が与えられていないという立場をとる点では、Garrisonの反奴隷制論と Cobbの奴隷制擁護論は対立しない。しかし、Garrisonが自由州は連邦政府から離脱すべきであるとするが、Cobbは逃亡奴隷問題の文脈において州際礼譲を説得的に論じることを試みており、自由州と奴隷州が合衆国憲法の下で共存することを前提としていた。この点で両者は大きく異なる。

また,連邦合意が合衆国憲法には取り込まれていないと考える Spooner の反奴隷制論, と Cobb の奴隷制擁護論は相容れない。この違いは、さらに、合衆国憲法のもとで自由州と奴隷州が共存可能であるという Cobb の認識が、州内の奴隷制が連邦議会によって廃止されるべきであるとする Spooner の反奴隷制論との対立を産むことになる。この意味では、Cobb の奴隷制擁護論と真正面から衝突していたのは Spooner の反奴隷制論であった。

そして、自由州と奴隷州が合衆国憲法のもとで共存可能であるとする点では、Chase の反奴隷制論と Cobb の奴隷制擁護論は一致している。しかし、Chase の場合は、合衆 国憲法の逃亡奴隷条項を契約と捉えて、自由州に逃げ込んできた逃亡奴隷を返還する義務を負っているか否かは、その自由州の裁量に任されていると考えていた。それに対して、Cobb の場合は、Chase と同じように州内の奴隷制について決定できるのは連邦政府

-

<sup>153</sup> Cobb 1858a:199-200.

ではなく州政府であるとする前提を共有しながらも、合衆国憲法が各州に課している州際礼譲を強調することによって、逃亡奴隷を返還するのは合衆国憲法によって州に課された義務としていた点で異なっていた。

もっとも、これら整理はあくまでも AN INQUIRY を執筆・出版した当時の Cobb の理論を前提としたものに過ぎない。1860 年大統領選挙では、共和党、民主党、立憲統一党(Constitutional Union)、南部民主党(通称 Breckinridge Democrats)の各候補者が争った。共和党からは Abraham Lincoln が、民主党からは Stephen A. Douglas、立憲統一党からは John Bell、南部民主党からは John C. Breckinridge がそれぞれ候補者として指名されていた。この選挙に対して Cobb は、Lincoln 以外の者であれば、誰が当選しても良いと考えていた<sup>154</sup>。ところが、結局のところ Lincoln が当選し、Cobb の希望は裏切られることになった。

Lincoln の当選を受けて、Cobb は南部連邦離脱論者(secessionist)へと方針を転換する。Lincoln の当選が明らかになって以降、南部奴隷州では連邦を離脱すべきではないかという声が高まっていた。1860年12月には South Carolina 州が州民大会を開催し、連邦からの離脱を決議した。これに続いて他の南部奴隷州も連邦を離脱していくことになるが、Cobb の住むジョージア州も例外ではなかった。

1861年1月から3月にかけてジョージア州連邦離脱大会(The Georgia Secession Convention)が開催された。この大会では、すでに1月の段階で連邦から離脱することが決議されており、その後は新しい州憲法の起草が問題となっていた。ここでCobbは、その起草に関する委員会の委員長を務める。また、連邦を離脱した各州は、61年2月にはAlabama州 Montgomeryにおいてアメリカ連合国を結成する。その連合国議会には、Cobbと兄 Howell が州の代表者として参加する。そして兄 Howell は連合国議会の議長に就任し、Cobbは連合国憲法の起草にも携わる。最終的に制定された同憲法の署名欄には、Howell が議長として、Cobbがジョージア州選出議員として刻まれることになった。

1861 年 4 月 12 日に南北戦争が勃発すると、Cobb は連合国軍准将(brigadier general)として南北戦争に参加する。そして彼は、Fredericksburgの戦い(The Battle of Fredericksburg)において負った傷が原因となり、1862 年 12 月 13 日に 39 歳で死亡する 155。

-

<sup>154</sup> McCash 2004:183.

<sup>&</sup>lt;sup>155</sup> McCash 2004:65.

### 第6章 奴隷制の社会的正当化 George Fitzhugh

### 1. 奴隷制と自由は対立するのか?

現代において、奴隷制が人間の自由と対立する制度であることは、当然のこととして受け止められている。日本国憲法第 18 条前段の禁じる「奴隷的拘束」について、これまでの憲法学では、身体が不当に拘束されない自由を保障するものと捉え、このような自由が「他の一切の自由の根源ともいうべきもの」であり「まさしく基本的な人権」として位置づけられてきた¹。もっとも、日本国憲法第 18 条の文言的由来とされる修正第 13 条が制定される以前の、実際に奴隷制が存在していた時代の議論に目を向けると、奴隷制と自由との関係が対立的であるとするこの前提は、あくまでも現代的なものに過ぎない。

1845 年にアメリカの Cincinnati で開催された自由党大会において,反奴隷制論者である Salmon P. Chase は,奴隷制が南部の産業と企業が麻痺させているだけでなく,労働の尊厳の低下をもたらしていると述べた上で $^2$ 、南部の奴隷所有者に対して次のことを呼びかける。「あなたたちは,奴隷所有という制度が間違っていることを知っている」し,奴隷制が自然権に反することが裁判所によって確立されており,「あなたもそうであると感じている」はずであると $^3$ 。しかしながら,1857 年,南部の奴隷制擁護論者である George Fitzhugh は,自らの執筆した著書のなかで,奴隷制が自然的かつ通常の状態であると述べる $^4$ 。そして,「南部の黒人奴隷ほど幸せで,自由な人々は他にはいない」という,現代的な前提からするとあまりにも自己矛盾に陥ったメッセージが登場するのである $^5$ 。

南北戦争勃発前のアンテ・ベラム期アメリカにおいて自由と奴隷制が調和するとした理解があったことを踏まえると、修正第13条が奴隷制を廃止したことは、自由と労働の関係性を巡るモデル選択の結果であったと言うことができる。もしそうであるならば、奴隷的拘束が自由と反することを自明的な前提とする、現在の日本の憲法学における通説的な理解は、奴隷制を禁じるべき根拠を巡る対立を見落としてしまっている危険性がある。それゆえ、上で見たような奴隷制に関する議論を前史として抱える修正第13条の制定に至る過程における思想に着目し、時代内在的に当時の議論を整理し、その対立軸を明らかにする必要がある。

そこで、本章では上述の Fitzhugh の言説の分析を通じて、彼の奴隷制擁護論において 自由と労働がどのように位置づけられていたのかを確認し、さらに、当時の反奴隷制論 との比較を通じて対立点の中身を明らかにしたい。

<sup>1</sup> 樋口/ 佐藤/ 中村/ 浦部 1984:373〔浦部法穂〕.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Chase/ Cleveland 1867:114-119.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Chase/ Cleveland 1867:119-120.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Fitzhugh 1857:61.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Fitzhugh 1857:29.

アメリカにおける歴史・思想史研究及び憲法研究では、Fitzhugh は、「奴隷所有者の世界観をもっとも首尾一貫して解説した者<sup>6</sup>」や、「もっとも光り輝く南部の奴隷制擁護論者<sup>7</sup>」などと、南部奴隷制擁護論の代表的な存在として位置づけられてきた<sup>8</sup>。また、日本のアメリカ思想史研究では、彼の奴隷制擁護論について、奴隷制が南部社会の必要悪ではなく、「支配・服従・自由・保護という人類史におけるノーマルな社会的結合」の「理想的なひとつの形態」として描き出すことを最初に可能にした主張であったと評価される<sup>9</sup>。これら評価を踏まえると、奴隷制と自由の関係性を検討するにあたり、彼の奴隷制擁護論は適切な検討素材であると言える。

もちろん、当時のアメリカで奴隷制擁護論を積極的に語っていた論者は、Fitzhughに限られない。たとえば、法的な視点から重要な論者として、彼と同時期に活躍し、前章でも取り上げ Cobb を挙げることができる。後に見るように、Cobb と Fitzhughは、奴隷制の正当化根拠として人種という要素を直接的に用いるか否かの点で異なるものの、共に奴隷制が劣った存在のための保護であると位置づける。しかし、Cobb の著作には、なぜ劣った存在が奴隷制によって保護されなければならないのか、曖昧な部分が残っている。それに対して、自由と保護の関係を法的な視点から論証することを回避し、哲学的な考察から描き出そうとした Fitzhugh の議論 には、奴隷制の正当化根拠がより鮮明に現れる。それゆえ、当時の奴隷制擁護論がなぜ奴隷制の存続にこだわっていたのかを分析するためにも、やはり Fitzhugh の議論を検討することは必須の前提となる。

Fitzhugh は様々な媒体で奴隷制擁護論を展開しているが、本章ではさしあたり彼の主著である 2 冊の著作、すなわち 1854 年に出版された Sociology for the South, or, The Failure of Free Society  $^{12}$  と、1857 年に出版された Cannibals All!, or Slaves Without Masters  $^{13}$  を素材として検討したい。なぜならば、これら 2 冊の著書は、アンテ・ベラム期に彼の奴隷制擁護論の集大成 $^{14}$ であり、Sociology は当時の他の南部奴隷制擁護論者にも影響を与え $^{15}$ 、また、Cannibals は「彼の最高傑作 $^{16}$ 」とも評されているからである。

なお、ここで結論を先取りするならば、Fitzhughの奴隷制擁護論と、アンテ・ベラム期の反奴隷制論との間には、自由と労働の位置づけについて次のような異同が見られる。まず、自由については、自然的自由の存在それ自体を認めるか否かという点において、

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Genovese 1988:130-131.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Balkin/ Levinson 2012:1490-1491.

<sup>8</sup> 他の評価については[清水 1979:94]を参照。

<sup>9</sup> 清水 1979:94。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Leavelle/ Cook 1945:147-148.

<sup>12</sup> Fitzhugh 1854. なお, 当該書の一部邦訳として[フィッツヒュー 2016:149-164]。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Fitzhugh 1857.

<sup>14</sup> 清水 2001:157。

<sup>15</sup> Wish 1943:126-127. 本論文では、当該書のリプリント版に依拠している。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Balkin/ Levinson 2012:1490.

両者の間には和解しえない対立が存在していた。というのも,反奴隷制論者たちは奴隷制が自然的自由を侵害することを議論の前提と置いていた一方で,Fitzhugh は,そもそもそのような自由が存在するわけがないとするからである。このように,自由という観念それ自体について対立があるものの,労働を通じて自由かつ独立した存在になるという労働観については,両者の間で一部重なる部分も存在していた。とはいえ,自由かつ独立した存在となるために他者に従属することが正当化できるのか否かという点で,両者は袂を分かつのであった。

## 2. 奴隷主の世界観の解説者 George Fitzhugh

## 2.1. Fitzhugh の置かれた環境

1804 年 11 月 4 日,Fitzhugh は,当時奴隷州であったヴァージニア州 Prince William 郡で生まれた $^{17}$ 。彼の父親 (George Fitzhugh) は,外科医であった。そして,母親 (Lucy Stuart) はヴァージニア州で著名な軍人 John Stuart の妹である。1812 年頃,Fitzhugh 一家は同州の King George 群へ引っ越す。同地には父親の所有するプランテーションがあった。このプランテーションは,400 から 500 エーカー程度の大きさのものであり,多数の奴隷がそこでの労働に従事していた $^{18}$ 。同州における当時の人口比率を見ると,全人口のうち黒人奴隷が占めていた割合は約 40%となっている $^{19}$ 。6歳の少年 Fitzhugh は,プランテーション及び奴隷の存在を身近に感じながら育つ環境にあったのである。

Fitzhugh は、この時期に地域の学校(field-school)に出席してラテン語の読み書きを身につける。その後、彼は、専門家としての成功を志ざし、独学で法律関係の知識を身につけていった。そして、同地において弁護士事務所に入り、実務の経験を積んでいった。1829 年、23 歳となった彼は、Mary M. Brockenbrough と結婚し、ヴァージニア州のPort Royal へ引っ越して、弁護士事務所を開業する。彼にとって、この年は人生の転機点であった $^{20}$ 。というのも、彼の妻となった Mary は、同州の名家出身であり、彼女の親族には Virginia 銀行の頭取を勤めていた John Brockenbrough をはじめとして、多数のプランターや奴隷所有者がいた。Fitzhugh 自身も彼女との結婚を通じて奴隷を所有することになった $^{21}$ 。

 $<sup>^{17}</sup>$  Fitzhugh について, 来歴などを簡潔にまとめたものとして[Phillips 1997:269-72]がある。また, 特に詳細な伝記的研究としては, Harvey Wish によるものがある。Wish 1943. 本論文における Fitzhugh の来歴については, 主に Wish の研究を参照している。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Wish 1943:6-7.

<sup>19</sup> Jewett/Allen 2004:258.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Wish 1943:13.

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> Wish 1943:16.

#### 2.2 奴隷制擁護論へのコミットメント

Fitzhugh が生まれてから Port Royal で活動しはじめる 1800 年代から 30 年代は、アメリカ領土の西方拡大にともなって、新たに獲得されたテリトリーに奴隷制を認めるか否かが本格的に争われるようになった時期である。1803 年にアメリカ政府は Louisiana 領地をフランスから購入し、アメリカの領土は広大となった。連邦議会レベルでは、1820年にはいわゆるミズーリ協定が成立し、ミズーリ・テリトリーが奴隷州として連邦に加入することを認める代わりに、メインを自由州として連邦に加入させ、上院における南北間の均衡を保とうとする妥協が図られていた。そして、この妥協では、ルイジアナ購入によって獲得したテリトリーの北緯 36 度 30 分以北で奴隷制を認めないことも定められた。

また、ヴァージニア州では 1831 年に黒人奴隷である Nat Turner が自分の奴隷主を殺害し、さらに他の奴隷約 80 人と共に多数の白人を殺害するという反乱(Nat Turner's Rebellion)が起こった。この反乱は、最終的には同州の民兵(Militia)によって制圧されるが、プランターたちには大きな衝撃を与えた。プランターたちは、もはや黒人奴隷制に対する批判を無視することができず、奴隷制度における奴隷主と奴隷の関係性を再考する必要性に迫られたのであった $^{22}$ 。もちろん、同州のプランターの一人として、Fitzhugh も無関係ではなかった。

さらに、1840年代に入っても、1845年のテキサス併合、46年のオレゴン領有、48年にはカリフォルニアとニューメキシコが新たにアメリカ領土となり、大西洋から太平洋に至る広大な領土がアメリカのものとなった。そのため、これら新たな領土に奴隷制を認めるべきか否かという先の問題は、引き続き政治的な論争となっていった。この論争は、いわゆる「1850年の妥協」という形で一端の決着をみる。ただし、その過程において、奴隷制の拡大を阻止しようとする Salmon P. Chase が中心となって自由土地党

(Free Soil Party) が結党され、1848 年大統領選挙の際の綱領には「自由な土地、自由な言論、自由な労働、そして自由な人間(FREE SOIL、FREE SPEECH、FREE LABOR and FREE MEN)」という同党のスローガンが掲げられた<sup>23</sup>。同政党は Martin Van Buren を大統領候補として指名するが、Van Buren は当時の二大政党であるホイッグ党と民主党の前に敗れる。しかし、大統領選挙と同時に行われた連邦上院議会選挙では Chase を上院議会に送り込むことに成功した。そして、彼は、連邦議会において奴隷制の拡大を阻止すべきであると積極的に主張し、後には 1854 年の共和党結党にも関わっていくことになる<sup>24</sup>。

Fitzhugh が奴隷制擁護論を積極的に展開した時期は、上でみた 1840 年代から 50 年代である。1849 年に、彼は、SLAVERY JUSTIFIED, BY SOUTHERNER<sup>25</sup>と題された小冊子を出

<sup>22</sup> バーリン 2007:310-313.

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Johnson/ Porter 1973:13-14.

<sup>24</sup> 本論文第1部序章参照

<sup>25</sup> Fitzhugh 1854. 当該書は、後に SOCIOLOGY に付録として再録されている[Fitzhugh

版する。タイトルからも分かるように、すでにこの小冊子で彼は奴隷制擁護論を展開している。ただし、これは匿名で出版され、しかも友人に配る程度のものであった。しかし、その後彼は、1854年に Sociology を、1857年には Cannibals をそれぞれ自分の名前を付して出版し、奴隷制擁護論者としての名声を得ることになる。まさに、これら著作は、連邦議会において奴隷制に関する南北間の緊張感が再び高まる中で、いかにして奴隷制を擁護すべきか、という課題を扱おうとするものであった。

## 3. Fitzhugh の奴隷制擁護論の目的

## 3.1 なぜ自由社会が批判されるのか?

Fitzhugh は、CANNIBALS における自らの主張を次のように要約する。「労働が価値を創出し、知恵がそれら価値を搾取し蓄積する。そしてそれゆえ、いわゆる自由社会の無制約な搾取は、奴隷制よりも、労働者に対してより抑圧的であるという結論が導き出される $^{26}$ 」。この要約に現れているように、彼の奴隷制擁護論には「自由社会(free society)」に対する批判意識が存在している。特に、それは、自由社会において労働者が置かれている現状に対する問題意識が根底には存在している $^{27}$ 。

Fitzhugh の言う自由社会とは、「封建制 (feudalism) とカソリシズムが廃止された後の、計り知れないほどの束縛されていない才能、素質、産業、資本が自由競争という競技場に持ち込まれた<sup>28</sup>」社会と定義される。この定義からは、彼の奴隷制擁護論が乗りこえようとする2つの社会理念の存在が浮かび上がってくる。すなわち、封建制を破壊し、宗教的信仰心を低下させた近代社会改革者たちの抱いていた社会理念と、自由競争という社会理念である。

前者の具体的な批判対象として Fitzhugh が狙いを定めるのは、自由社会を支える理念としての John Locke の社会契約説である $^{29}$ 。 Locke は、政治的統治の正当性を論じるにあたり、まず、人間を生まれながらにして自由かつ平等で独立した存在として想定し、各個人が自らのプロパティの保全のために他の個人と契約して社会を創出すると説明した $^{30}$ 。ここでは、自然状態において個々の人間が独立した存在として位置づけられて

<sup>1857:</sup>Appendix, 226-258]<sub>o</sub>

<sup>26</sup> Fitzhugh 1857:ix. なお、原文は以下の通りである。"Labor makes values, and Wit exploitates and accumulates them; and hence to deduce the conclusion that the unrestricted exploitation of so-called free society, is more oppressive to the laborer than domestic slavery."

<sup>27</sup> Fitzhugh の自由社会批判の手法,内容,またその斬新さについては,清水によって紹介がなされている[清水 2001:170-175]。しかし,Fitzhugh の奴隷制擁護論における自由と労働の位置づけを検討するためには,屋上屋を架すことになるが,彼の自由社会批判を改めて整理しておく必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> Fitzhugh 1854:8.

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Fitzhugh 1857:xxi-xxii.

<sup>30</sup> ロック 2010:406。

いる。これに対して Fitzhugh は,そもそも人間というものが自然的に集団的かつ協同的(gregarious and associative)な存在であると述べ,Locke の描き出した人間本性を否定する $^{31}$ 。そして,彼は,あくまでも人間は社会の構成員として生まれるのであって,諸個人が契約を通じて社会を創出するという構想も誤りであると述べる $^{32}$ 。

同時に、Fitzhughによる社会契約説批判は、自由競争というもう一つの社会理念への批判へと連なる。彼によれば、Adam Smith を典型例とする経済学者たちは、各個人が自らの幸福を利己的に追究することによって、個人の幸福(well-being)と社会・国家の富がもっとも良く促進される、ということを第一原理とした<sup>33</sup>。対して Fitzhugh は、この第一原理が社会を個人よりも後天的と捉える Locke の社会契約説に基づくものと捉えた上で、この原理の下で利己性(selfishness)だけが人間の行為の唯一の動機とされるがゆえに、個人が「助けのない(helpless)な動物」になってしまったと述べる<sup>34</sup>。すなわち、ここでは経済学が人間を自らの利己的な幸福を追求する「敵対と闘争(antagonism and war)の仕組み<sup>35</sup>」に取り込む学問として批判されるのである。

以上の自由社会批判からは、Fitzhughの奴隷制擁護論の根本的な目的が、個人化された人間像から協同的な人間像へと転換し、そして、相互に助け合う義務が履行される社会の確立にあったと捉えることができる。

## 3.2 自由社会における自由と平等への懐疑

社会の構成員としての人間像を強調する Fitzhugh の社会契約説批判は、その理論の根幹にある自然的自由と権利における平等という想定にも当然及ぶことになる。 Fitzhugh は、Locke の社会契約説における「人は生まれながらにして自由である」という想定、言い換えるならば、人間が自然的自由を享有するという考え方を否定する。このことに権威を持たせるために、彼は、William Paley、Montesquieu、Blackstone の自由観念を引き合いに出す。筆頭にあげられた Paley は、自らの望むことを為すことができるのが自然的自由であると定義し、この自由は一人の状態でしか存在し得ないとする。そして、自らの望むことのうち、コミュニティの利益と矛盾しないことを為すことができるのが市民的自由(civil liberty)と定義され、社会において存在するのは市民的自由であるとされる<sup>36</sup>。同様に、Blackstone もまた、自然的自由と、公共の一般利益によって制限され

33 Fitzhugh 1857:11.

<sup>31</sup> このような Fitzhugh の人間本性論はアリストテレスのそれに依拠しつつ論じられている[清水 1979:95; 清水 2001:171]。

<sup>32</sup> Fitzhugh 1857:25-27.

<sup>34</sup> Fitzhugh 1857:24-25.

<sup>35</sup> Fitzhugh 1857:27.

<sup>36</sup> Fitzhugh 1857:109-111. ここで Fitzhugh が依拠するのは Paley が 1785 年に出版した The Principles of Moral and Political Philosophy である。Paley は、当該書において、「伝

る市民的自由を区別し、社会においては後者が存在しているとする<sup>37</sup>。さらに、民主制における自由というのが法律の許すことを為す権利であるとする Montesquieu の見解がここでは参照される<sup>38</sup>。結局のところ、個人に対する社会の先天性を前提とする Fitzhughが論じようとする自由は、自然的自由ではなく、市民的自由であった。彼にとって自然的自由を語ることは不必要かつ有害なことだったのである。このように、彼にとっての自由観念は、人間は社会の構成員として生まれるがゆえに、人間の自由は社会の構成員としての範囲にあらかじめ限定づけられたものであった。

Fitzhugh が、個人の利己的な行動を社会の利益によって単に限界づけようと目論んでいるように思われるかもしれない。もしそうであるならば、彼の構想が奴隷制を擁護する必然性はなかったであろう。なぜならば、わざわざ奴隷制を正当化せずとも、成功するかどうかは別としても、社会の利益の内容を明らかにし、それによって市民的自由を制約する必要性を説得的に論じることでも、その目的は達成できたはずだからである。しかし、彼は、自由の享受を確保しようとする試みの無益さを述べ、奴隷制を積極的に擁護する。彼の自由観念と奴隷制を結びつけているのが、権利の平等への懐疑であり、自由と社会の関係性に関する彼なりの想定であった。

Fitzhugh は、Locke の社会契約説によって自然的かつ歴史的に存在してきた社会(以下では単に自然的社会と記す)が破壊されたとする。この自然的社会というのは、社会契約によって創られた人工的な社会とは異なり、個人の地位(rank)や力(power)に濃淡が存在する社会のことである<sup>39</sup>。すなわち彼は、そもそも人間が自然的に不平等であることを前提としている。それゆえ、自然状態において人が等しい存在であるとするLocke の社会契約説における命題もまた、Fitzhugh の奴隷制擁護論において否定されているのである。

Fitzhugh が描き出す自然的社会は、Locke のいう自然状態とは異なり、あくまでも社会の存在が先行しているモデルである。そして、彼は、人間が自然的に不平等であることに基づいて社会の目的を設定する。人間が不平等であるがゆえに、他者に従属する人間が存在すると彼は想定し、それこそが自然的関係性であると彼は捉える。この自然的関係性とは、博愛の精神に満ちたパターナリスティックなものとして描き出される。たとえば、自然的関係性の1つとされる家族では「愛と尊敬(veneration)40」が原理とさ

統的なキリスト教倫理とは切り離された人々の幸福に関する基本的な考え方」を示した[大村 1994:1]。また、彼の自由概念において、市民的自由は「社会的自由の最良の形態」であり、そこでは「市民の安全、政府の秩序、社会の道徳律が強調され」た形で示される[大村 1996:34]。

- <sup>37</sup> Fitzhugh 1857:112-115.
- <sup>38</sup> Fitzhugh 1857:111-112.
- <sup>39</sup> Fitzhugh 1857:106-107.
- 40 Fitzhugh 1857:284.

れ、父親には子どもを保護する義務が課されることになる。ここにおいては、まだ道徳的・知的に未成熟な状態にある子どもは、父親の保護があってこそ自由に生きることができると、彼は考えていたのである。そして、家族だけではなく、奴隷制もまたこのような自然的関係性の1つであった。

## 3.3 Fitzhugh の理想とする奴隷社会

奴隷制擁護論者 Cobb は、奴隷制について2つの定義が存在することを示していた。 1つ目は純粋奴隷制であり、ここでは、奴隷が完全な財産として見なされ、奴隷主には 自らの所有する奴隷に対して絶対的な支配権が認められる。そして2つ目は、通常奴隷 制と呼ばれる制度であり、ここでは、奴隷は総じて財産として扱われるものの、人間と しての側面も認められる。つまり、通常奴隷制では、奴隷主には自らの所有する奴隷に 対して有する支配権は絶対的なものではなく、奴隷の生命・身体に著しい危害を加える ことは許されない。Cobbは、南部奴隷州で奴隷主による奴隷の殺人などが州法で禁じ られていることを踏まえ,アメリカの奴隷制を通常奴隷制に位置づけていたのである41。 同様に、Fitzhugh もまた、アメリカの奴隷制を通常奴隷制に位置づけていると理解す ることができる。もっとも、彼の場合、奴隷制を積極的に定義するというよりは、他の 論者のそれの欠点を論じ、消極的に定義している。たとえば、先に登場した Paley の「使 用人の同意や契約なしの、主人の利益のための労働への義務」という奴隷制の定義を引 用し、ここには自らの所有する奴隷を保護する奴隷主の義務が欠けていることを Fitzhugh は指摘する42。そして、Blackstone が純粋奴隷制として奴隷の生命が奴隷主の 自由裁量に任されることとする理解に対して、Fitzhugh は、文明社会において奴隷主に は自らの所有する奴隷を殺す権利は認められないと述べる<sup>43</sup>。文明社会で純粋奴隷制が 存在しないとする彼の認識は、Cobb と共有されている。このことから、彼がアメリカ の奴隷制を通常奴隷制として捉えていることが明確に伺われる。

ただし、Cobb と Fitzhugh の間には、人間が奴隷化される根拠の点で不一致が存在している。Cobb の場合は、当時の科学的な知見に依拠しながら、人種をメルクマールとして黒人が奴隷となることを正当化する。つまり彼は、黒人は白人よりも身体的、精神的、道徳的に劣っており、そうであるがゆえに、彼ら黒人を保護するために奴隷制が必要であると説いていた $^{44}$ 。それに対して、Fitzhugh は、人種を直接的なメルクマールとはしない $^{45}$ 。そうなると問題になるのが、Fitzhugh の奴隷制擁護論において、奴隷となるべき者の実質的なメルクマールである。彼は、人種ではなく、道徳的・知的状態(moral

<sup>41</sup> Cobb 1858a:3-4.

<sup>42</sup> Fitzhugh 1857:121.

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Fitzhugh 1857:122.

<sup>44</sup> Cobb 1858a:32-38.

<sup>45</sup> Finkelman 1993:1022.

and intellectual condition)を奴隷化のメルクマールとする<sup>46</sup>。すでに述べたように、彼は人間を自然的に不平等な存在であると措定していたが、ここでは道徳的・知的状態の劣っている者が優れている者によって保護されるのが自然的な関係性だと考えられていたのである。

しかしながら、少なくとも CANNIBALS を出版した段階で、Fitzhugh が人種を奴隷化のメルクマールから完全に排除していたという訳ではない。たとえば、Justified において彼は、「黒人が自由に適しておらず、彼らに自由が与えられていないことを私たちは知っている $^{47}$ 」と述べる。また、CANNIBALS においても、黒人が奴隷主を必要とすることを当たり前の前提としている箇所が存在している $^{48}$ 。これら記述からすると、彼にとって黒人が奴隷主を必要とすることは所与の事柄であったと考えざるを得ない。すなわち、彼は、奴隷となることを正当化するメルクマールとして人種を直接的に用いている訳ではないが、黒人に対する人種的劣等視を否定してはいないのである。

このように見てくると、Fitzhugh が想定している奴隷制とは、人種を越えた広範な関係性を含み得るものとして捉えることができる。そこで、人種以外の理由により奴隷とされる人々の特質を確認する必要がある。Fitzhugh は、南部における女性(特に妻)も奴隷として取り扱われる存在として位置づける。彼によれば、そもそも女性は、本質的に人生の闘争や競争を避ける気質を備え、穏やかさを持った存在だとされる。もし、女性が自由社会における自由競争という闘技場に放り込まれたとすると、彼女は劣悪な状況に必然的に陥らざるを得ない。女性をこのように位置づけたうえで、Fitzhugh は、そうであるからこそ女性に唯一認められるのは「保護を求める権利」は、従属する義務を伴うとされる⁴。

このことからすると、Fitzhughにとって奴隷制とは、保護一被保護の関係性であったと位置づけることができる。それゆえ彼の奴隷制擁護論においては、たとえ白人男性であったとしても、保護されるべき地位にある者が奴隷制に取り込まれることすら認めるものであった $^{50}$ 。

# 4. 反奴隷制論との対決

<sup>46</sup> Fitzhugh 1857:115-116.

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> Fitzhugh 1854:242.

<sup>48</sup> Fitzhugh 1857:297-298.

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> Fitzhugh 1854:213-216.

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> Finkelman 1993:1022.

## 4.1 自然的自由を巡る対決

アンテ・ベラム期における反奴隷制論の根底には、奴隷制が自然法もしくは自然的自由に反する、少なくとも自然的な制度ではない、という認識が存在していた。たとえば、1830年代から反奴隷制論を積極的に展開していたWilliam Lloyd Garrison は、奴隷制がアメリカ独立宣言の「自明の真理」――すなわち、すべて人は等しく造られ、生命、自由、幸福追求に対する譲り渡すことのできない権利を有する――に反するとして、その即時無償廃止を主張していた51。彼の反奴隷制論の基本的な構造は、本来、独立宣言の「自明の真理」の下で奴隷制が廃止されていたはずであったのに、起草者たちが奴隷制と妥協の産物として創り出した合衆国憲法の下でそれが存続し続けてしまっている、というものであった。それゆえ、彼は独立宣言に依拠しながら、成文憲法たる合衆国憲法を親奴隷制的文書として批判していた。彼が合衆国憲法を「死神との契約」と批判する根拠には、独立宣言に含まれる自然的自由観念が存在していた。

また、1845 年に The Unconstitutionality of Slavery を出版した反奴隷制論者 Lysander Spooner は、合衆国憲法と自然法を順接的に結びつけ、自然法の下で奴隷制が認められないがゆえに、合衆国憲法の下でもそれは認められないと主張していた $^{52}$ 。さらに、後に反奴隷制政党として結党される共和党に奴隷制に関する憲法解釈の土台を提供したといわれる Salmon P. Chase もまた、逃亡奴隷の弁護人として参加した裁判において、奴隷制が自然権と矛盾し、また独立宣言の「自明の真理」に反するものであると主張していた $^{53}$ 。

これらアンテ・ベラム期の反奴隷制論と、Fitzhughの奴隷制擁護論は、自由の観念の点で明確に衝突する。すでに紹介したように彼は、個人に対する社会の先天性という認識から、社会の存在しない状態での自然的自由という観念を否定していたからである。この衝突が顕著に表れるのは、独立宣言の「自明の真理」に対する評価である。彼は、Lockeの社会契約説をきっかけとし、独立宣言を愛国的な熱心さと誤った哲学に駆られた文書にすぎないと位置づける<sup>54</sup>。その上で、彼は、「自明の真理」に対して、男女、身長の高低、健康状態がそれぞれ人によって異なるように、「すべて人が身体的、道徳的、知的に等しく生まれていない」という事実を対置させ、この事実を信じると述べる<sup>55</sup>。そして、人間が自然的に等しい存在ではないことから、権利における不平等という結論を導き出すのである。

また、Fitzhugh は、「自明の真理」において生命、自由、幸福追求への権利が譲り渡すことのできないものとされている点についても攻撃する。なぜならば、あらゆる国で法と機関 (institutions) はそれらが制約されることを認めているからである。たとえば、

<sup>51</sup> 本論文第1章参照。

<sup>52</sup> 本論文第2章参照。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> Chase 1837:38-39.

<sup>54</sup> Fitzhugh 1854:175.

<sup>55</sup> Fitzhugh 1854:177-178.

アメリカにおいても、大砲によって死んでいったアメリカ独立革命期の兵士や船員たちはそれらすべてを、妻たちは自由を譲り渡してきたではないか、と述べる。また、幸福追求への権利が譲り渡すことのできないものであるとしたら、罪を犯すことも正当化される可能性があり、犯罪に因る処罰を科すこともできなくなるだろう、とも述べる<sup>56</sup>。彼の自由社会批判の目的を踏まえると、彼の「自明の真理」に対する批判には、その真理を文字通りに貫徹したときに生じる無制約な自由への問題意識が通底しているのである。究極的には、Fitzhughの奴隷制擁護論とアンテ・ベラム期の反奴隷制論とが対立するのは、自然的自由を認めるか否かの論点においてであった。

このように自然的自由を巡る調和し得ない対立が存在するのと同時に、合衆国憲法が 奴隷制を認めた文書であるか否かについても、Fitzhugh は破壊的な議論を展開する。そもそも、自然的に社会が存在し、その社会において統治も行われると考えていた Fitzhugh にとって、憲法(constitution)というのは、統治の存在を根拠づけるものでは なく、制度の運用に関するルールであった。ここで彼は、イギリスにおける憲法の存在 形態、すなわち形式的意味の憲法としてのそれではなく、経験的に確認されてきた実質 的意味の憲法に言及する。こうすることによって、彼は、予め何かを定めるものとして の憲法ではなく、むしろ、既存の制度の作用に関して経験的に確認されたルールとして 憲法を理解していたのである。それゆえ、成文憲法たる合衆国憲法を解釈する権限は、実際の制度の作用の観察から憲法とは異なるルールが導き出されれば、成文憲法を無効 化することも当然認められることになる57。もはや Fitzhugh にとって、「紙に書かれた 保障というのは、それが書かれた紙と同じだけの価値58」しかなかったのである。

Fitzhugh の憲法観は、特に成文憲法が自然権をより保障するために存在しているとする、Spooner の反奴隷制論を前提から掘り崩すものである。また、既存の州内の奴隷制は例外として、合衆国憲法が奴隷制を禁じているとする Chase の解釈も Fitzhugh の奴隷制擁護論の前では無力化される。Garrison の反奴隷制論と Fitzhugh の関係では、合衆国憲法を否定する点で両者の間に相違はないものの、前者が独立宣言の「自明の真理」を根拠として合衆国憲法を否定していたのに対して、後者の場合は憲法の観念それ自体を操作することによって否定している点で大きく異なる。Fitzhugh が合衆国憲法それ自体の価値を否定しようとしたのは、それが彼の批判していた自然的自由の要素を含むものであり、かつ、それが近代政治改革の産物であったからであろう。あえて独立宣言および合衆国憲法を自らの奴隷制擁護論から切り離したのは、自由社会批判の延長線上に位置づけることができるのである。

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> Fitzhugh 1854:181.

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> Fitzhugh 1854:188-189.

<sup>58</sup> Fitzhugh 1854:189.

## 4.2 人間に対する財産権を巡って

Fitzhugh が自然的自由を否定して自由に対する制約を求めることは、本来であれば、奴隷主にとって望ましい帰結をもたらすものではなかったはずである。というのも、奴隷主の自由もまた無制約である訳ではないからである。この点で奴隷主が奴隷を所有することを正当化するために用いた「人間に対する財産権」は、特に深刻な問題となる。アメリカ建国期において、財産を獲得し所有する権利は至上の価値を有すると考えられており、憲法起草者たちもまたそうであった<sup>59</sup>。とはいえ、1791年に制定された合衆国憲法修正第5条の収用条項は、連邦政府が正当な補償を条件として私有財産を徴収することができるとしている。このことから、財産権の絶対性が合衆国憲法において貫かれていると見ることはできないであろう。しかし、次章で確認するように、奴隷制の文脈においては、1857年 Dred Scott v. Sandford 事件合衆国最高裁判決 Roger B. Taney 首席判事執筆の法廷意見がそうであったように、財産としての奴隷を所有する権利が憲法上確約されており、それを侵害することは認められないとされていたのであった<sup>60</sup>。

その一方で興味深いのは、Fitzhughの財産権に対する態度が慎重であったことである。そもそも、彼にとって財産権は「法と社会の産物」に過ぎず、場合によっては公共のために財産を見返り無く差し出すことも忌避するべきではなかった<sup>61</sup>。彼のこのような立場は、もし奴隷制が不当であり廃止すべきであるという認識を採用したとすると、奴隷主に対して無償で奴隷を解放することもあり得る論理である。もちろん、彼は、奴隷制を望ましい制度とする前提をとっているので、奴隷主が無償で奴隷を解放すべきという結論には至らない。しかし、そうであるからといって、奴隷主の奴隷に対する裁量をあえて制約する必要性はなかったはずである。奴隷を財産として捉える見方が強いなかで、彼はなぜ財産権をわざわざ相対化したのであろうか。

先に述べた反奴隷制論側の議論を踏まえ、Fitzhughは、独立宣言の「自明の真理」が現実にはありえないとした時と同じ論法を用いて、人間が他の人間を財産として所有することを肯定する。すなわち、実際に人間が財産として所有される現実があると述べるのである。たとえば、ここで彼は、財産として所有される存在の例として、妻、夫、未成年の子ども、船員、兵士、白人労働者を挙げる。彼によれば、夫は妻のサービスに対して、逆に妻は夫のサービスに対して、父は未成年の子どものサービスに対して、その子どもは両親のサービスに対して、外長は船員のサービスに対して、政府は兵士のサービスに対して、そして、雇用主は労働者のサービスに対して、それぞれ財産権を有して

<sup>59</sup> 本論文第1部序章参照。

<sup>60</sup> U.S. 451. 南北戦争勃発後にも奴隷制の廃止が財産権に対する侵害であるとする,奴隷制擁護論は存在する。たとえば,1864年段階においてもアメリカ合衆国憲法修正第13条に関する連邦議会審議において,民主党所属のFernando Wood下院議員は,奴隷主に補償なく奴隷制を廃止することが奴隷主の財産権に対する侵害であるとして,同修正に反対していた。CONG. GLOBE., 38th Cong., 1st Sess., 2940 (1864年6月14日).

<sup>61</sup> Fitzhugh 1854:26-27.

いるとされる $^{62}$ 。そうであるがゆえに、人間が財産として所有されることは奴隷制に特異な現象ではなく、むしろ一般的なことであると Fitzhugh は位置づけるのである。

しかしながら、Fitzhugh の奴隷制擁護論において、奴隷主が奴隷を財産として所有することが、直ちに、奴隷主の奴隷に対する絶対的な支配権を意味するわけではない。なぜならば、もし奴隷に対する財産権が絶対的な支配権を意味するならば、彼が批判していたはずの自由社会と同じ状況に陥る可能性があるからである。それゆえ、奴隷所有権というのは、一定の制約を受けることが前提とされているはずである。また、彼が Cobbと同じようにアメリカの奴隷制を通常奴隷制として位置づけていたことにも留意されるべきであろう。彼らにとって、奴隷は完全な財産ではなく、人間としての要素も認められる存在だったのである。

Fitzhugh の奴隷制擁護論において奴隷所有権に対する制約は、法的な制約というよりも、奴隷主の道徳的かつ経済的な制約として構想される。彼は、自由社会における自由労働よりも奴隷制の方が優れている理由として、自由労働において雇用主には労働者を保護する必然性が無いのに対して、奴隷制社会では奴隷主の自己利益の増大という目的と、奴隷主のもつ愛情ゆえに、奴隷は手厚い保護を受けることができると述べる<sup>63</sup>。すなわち、奴隷は重要な財産であるため、それを失うことは経済的損失となる。それゆえ、奴隷主にとって、所有する奴隷を手厚く保護することが自らの経済的利益の増大となり、そこにインセンティブが発生する、というのである。また、彼は、そもそも人間が外的な事柄に対して有する愛情を自然的に持っており、夫を出発点として身近な順番で、最初に妻、次に子ども、そして両親、奴隷に対して愛情を持つと捉えている<sup>64</sup>。Fitzhughにとって、温情的な奴隷主が自らの所有する奴隷の生命や身体などを損なうことは、経済的にも、自然的にもあり得ないことだったのである。

このように見てくると、たしかに Fitzhugh は無制約な自由を否定するものの、その内容としては奴隷主の財産権については奴隷主自身の道徳的な制約としてしか想定されていないことが分かる。

#### 4.3 自由労働 vs. 奴隷労働

上でみたように、Fitzhugh の言う財産権というものは、家族関係から政府と個人の関係性に至る広範な関係性を含み得る概念として用いられている。それゆえ、彼の財産権理解がどこまで法的なものとして観念されているのかについては曖昧な部分が残るものの、少なくとも、他者の労働を要求することができる権利と捉えていたことは明らかである。CANNIBALS の要約にもあったように<sup>65</sup>、Fitzhugh の奴隷制擁護論にとって労働

<sup>62</sup> Fitzhugh 1857:341-342.

<sup>63</sup> Fitzhugh 1857:59-69.

<sup>64</sup> Fitzhugh 1857:55-56.

<sup>65</sup> 本章前掲注 26 参照。

は重要な地位を占めている。しかし,反奴隷制論においてもまた,労働というのは重要な要素であった。

アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちには、労働の成果を享受するのはその労働を行った者である、という共通認識があった。これは労働者が適正な成果を受け取ることによって、社会的流動性を高め、「今日の労働者が明日の資本家となる」ことを目指す、当時の北部で一般的であった自由労働観念の根底に位置付く命題である<sup>66</sup>。自由労働観念は、南北戦争期の修正第13条案審議においても、制定支持派の主張のなかにも「労働の成果を享受する権利」として確認することができる。

対して、Fitzhughは、自由社会を批判する文脈において、労働と資本(capital)を調和的な関係に置くことは不可能であると論じる<sup>67</sup>。なぜならば、自由社会において自由労働者は価値を生み出し、それによって資本に利益をもたらす。資本は自由労働者に対してその対価として「いわゆる賃金(wage)<sup>68</sup>」を支払うが、そこで支払われる賃金は他の労働者によってもたらされた利益から支払われることになる。それゆえ、自らが利益を生み出すことの無い資本と利益を自ら生み出し続ける労働者の関係性は対立的なものとならざるを得ないからであった。しかも、自由社会において、労働者は雇用されなければ餓死することになるが、資本はその餓死しそうな労働者を雇用する義務を負うわけでもないので、その結果どうなるのかといえば、自由労働者が自由を享受する余地がなくなってしまう、とされるのである<sup>69</sup>。

そこで Fitzhugh は、自由労働より望ましいものとして奴隷制を提案する。愛情と経済的動機に基づいて奴隷が手厚く扱われる奴隷制の方が、人間性の欠如した資本の下で働く自由労働者よりも自由をより享受できるというのである。もっとも、奴隷制においても、彼が批判していた資本と労働者の対立的な関係性と同様のものがあるのではないかという疑問が生じる。つまり、自ら働くことなく利益を得る奴隷主と、利益を生み出すがそれを享受できない奴隷という関係性である。この点について彼は、奴隷主は奴隷のケアのために働いているのである、と述べる70。また、逆に、奴隷は働いているか否かにかかわらず、奴隷主から手当(allowance)としてのケアを享受しているとする。

Fitzhugh の提案の中身を見ると、彼が奴隷労働それ自体を奴隷制の必要要件としていないように受け止めることができる。実際に、すでに述べたように、彼のいう奴隷制は、妻や子どもなど保護を必要とする人と保護する人という、実に幅広い関係性を含むものであった。それゆえ、たしかに、働くことのできない子どもの存在を考えると、彼にとって労働は奴隷制の必要条件であったとは言えないであろう。しかし、そうであるからといって、労働が全く不要であると彼が考えていた訳でもない。そもそも、彼の自由社

<sup>66</sup> Foner 1995:20.

<sup>67</sup> Fitzhugh 1857:48.

<sup>68</sup> Fitzhugh 1857:49.

<sup>69</sup> Fitzhugh 1857:48-49.

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> Fitzhugh 1857:44-45.

会批判において素材とされているのは自由労働者であり、文字通り働くことが前提とされているからである。しかも、この文脈において彼は、人間が奴隷主のケアなき独立した存在となることを求める、ということを述べる<sup>71</sup>。このことからすると、もし彼の望みが叶って北部に奴隷制が確立されたとすれば、奴隷になった元自由労働者たちは、自らが奴隷主となるために働くことになるはずである。つまり、働くことができる者は働いて独立して自由な存在となり、働くことのできない者は奴隷主の愛情のもとで自由を享受するという構造が彼の奴隷制擁護論に存在している。

以上のことからすると、Fitzhughの奴隷制擁護論における労働の目的は、独立した存在を目指す自由労働観における労働の目的と同じ方向性を目指すものであったと位置づけることができる。むしろ、自由かつ独立した存在となるという労働の価値を共有しつつも、両者が異なるのは、そのために他者に従属することが認められるか否かという点にあった。本章で検討してきた Fitzhugh の奴隷社会は、あくまでも奴隷制を正当化するための理想社会であった。それゆえ、もちろんのことながら、彼の描いている奴隷制は、当時のアメリカの奴隷制の実態から乖離している部分もある。たとえば、彼は奴隷主が愛情と経済的動機によって奴隷を手厚く保護するというが、実際問題として、奴隷主が奴隷を殺したり、強姦したりした事例は枚挙に暇がない。そう考えると、自由を確保するために他者に従属するという彼の主張は、彼が「自明の真理」が実際には存在しないと捉えていたのと同じように、疑わしいものであった。

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> Fitzhugh 1857:49.

## 第7章 奴隷制とアメリカ合衆国最高裁

#### 1. 悪名高き Dred Scott 判決

第1部で見たように、アンテ・ベラム期において特に深刻化した政治的争点の1つは、新たに獲得されたテリトリーにおける奴隷制問題であった。この問題に関して連邦議会では、1820年のミズーリ協定や「1850年の妥協」といった自由州と奴隷州との間で妥協が積み重ねられていた。これら妥協は、その地に奴隷州を1つ認めるならば自由州も1つ認める、というように連邦上院議会における自由州と奴隷州の均衡を意識したものであった。

1848 年には新たなテリトリーに奴隷制を拡大させるべきではないことを党是とする 自由土地党が結成され、同年の選挙においてその中心人物である Chase が連邦上院議員 に当選した。その Chase は、合衆国憲法の下で奴隷制は禁じられているが、既存の州内 の奴隷制を廃止するものではないと主張していた。つまり、州政府が存在しないテリト リーにおける奴隷制は禁じられるというのである。

ところが、1854年に制定されたカンザス・ネブラスカ法では、1820年のミズーリ協定が「連邦議会は州及びテリトリーの奴隷制度に干渉してはならないという原理に反する」ため無効であると規定された<sup>1</sup>。さらに同法は、民主党の Stephen Douglas 連邦上院議員が主唱した、奴隷制を採用するか否かについてはテリトリーの住民たち自身で決定できるとする、いわゆる住民主権原理を採用するものであった。そのため同法は、上院における勢力均衡を考慮しない点で、従来の妥協とは質的に異なるものであった。

このカンザス・ネブラスカ法の制定は共和党が結成される一要素となった。共和党の 1856 年綱領では、連邦議会にはテリトリーに関して主権を有しているという主張が記され、奴隷制が自由なテリトリーへ拡大することを阻止すべきだと述べられている<sup>2</sup>。 たとえば、共和党所属の連邦上院議員 Charles Sumner は、1856 年に The Crime against Kansas と題された演説においてテリトリーにおける奴隷制を禁じるべきであると主張していた<sup>3</sup>。政治的に争われていたこの論点に対して、1857 年の合衆国最高裁が口を挟むことになる。それがアメリカ憲法史において最悪の判決の一つに数えられる Dred Scott v. Sandford 事件合衆国最高裁判決<sup>4</sup> (以下では単に Dred Scott 判決と記す) である。

この Dred Scott 判決は、上記の論点について、テリトリーに対する連邦議会の権限を限定的に捉え、さらにミズーリ協定が修正第5条のデュープロセス条項に反して財産を

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 10. Stat. 277, 第 14 条参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Johnson/ Porter 1973:27.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> CONG. GLOBE, 34the Cong. 1st Sess., Appendix, 531.

<sup>4 60</sup> U.S(. 19 Howard)393. Dred Scott 判決については"infamous"といったネガティブな 形容詞が付される場合がほとんどである。 Dred Scott 判決がどのように呼ばれてきたかに ついて[Graber 2006:15-17]参照。

剥奪するものであるため違憲であるとした⁵。そのため、Dred Scott 判決は特に共和党に 属する反奴隷制論者たちから批判の的となった。

Dred Scott 判決は、1861 年に南北戦争が勃発する唯一の直接的なきっかけではないとしても、1 つの要因となった<sup>6</sup>。Dred Scott 判決によってテリトリーへの奴隷制拡大問題が再び浮上し、その翌年の中間選挙ではこの合衆国最高裁判決を支持するのか否かが大きな争点となっていた。特にイリノイ州では連邦上院議員の議席を巡り、民主党のDouglas と共和党の Abraham Lincoln が論戦を交わしていた。Lincoln は、中間選挙では破れるものの、この論戦により共和党内で注目を集める存在となった。これによりLincoln は 1860 年大統領選挙で勝利し、この勝利がサウスカロライナ州を筆頭として南部奴隷州の連邦離脱を引き起こし、南北戦争勃発の緊張感が高まったのであった<sup>7</sup>。

このような Dred Scott 判決について,現代から見れば,「合衆国憲法を素直に読み,南北戦争前までの慣行を共和党の反『奴隷主権力』イデオロギーにとらわれずに覚めた目で観察する限り,少なくとも主観的には彼らは誠実に憲法の文言に従って奴隷所有権を擁護していたと判断してよい<sup>8</sup>」と言えるのかもしれない。しかし,反奴隷制論者たちは合衆国憲法の文言をどのように解釈すれば「誠実」であるかを巡り対立していたことも事実である。そうであるならば,Dred Scott 判決による合衆国憲法解釈と,Lincolnに限らず Garrison,Spooner,Chase といった反奴隷制論者たちの憲法解釈を整理し,そこにある緊張関係を分析する必要がある。

ここでいう緊張関係とは具体的には次の事柄である。まず Dred Scott 判決の法廷意見は、黒人が白人よりも劣った存在であり、黒人が合衆国市民とはなり得ないと判断した。この判断は、独立宣言の「自明の真理」一すなわち「すべて人は、等しく造られた」という理念一に依拠していた反奴隷制論者と対立的である。そして次に Dred Scott 判決法廷意見は、奴隷が自由州及びミズーリ協定で奴隷制が禁じられたテリトリーに居住した実績があっても自由身分を獲得するわけではないと判断した。これは、奴隷州から自由州へ逃亡してきた奴隷たちを自由州がどのように処遇すべきかという論点と結びつく。逃亡奴隷問題については、特に奴隷州に隣接する Cincinnati で活動していた Chase は活発な議論を展開し、自由州へ足を踏み入れた奴隷には自由身分が推定されると主張していた。つまり、Dred Scott 判決の法廷意見と Chase の主張は対立的である。そして最後に、Dred Scott 判決がミズーリ協定を修正第5条のデュープロセス違反とした点が問題となる。これは合衆国憲法の下で——少なくとも連邦政府の直轄地において——奴隷制

122

<sup>5</sup> なお, Dred Scott 判決に関する評釈として[長内 1996; 54-55; 早川 1978:128-129; 根本 2012:74-75; 畑 1992:23-41;甲斐 2013:119-153; 田中 1968:459-470; 田中 1987:89-116]。 特に, 黒人の市民権に着目する研究として[高佐 2003:117-126]。歴史研究者によるものとして[安武 2011:93-96;山本 1963:291-298, 藤原 1970:501以下]などがある。

<sup>6</sup> 田中英夫は、Dred Scott 事件が南北戦争勃発の原因として捉えることに抑制的ではあるものの、当該判決によって南北戦争の勃発が早まったことを否定はしない[田中 1968:467]。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Fehrenbacher 1978:485; 根本 2012:75。

<sup>8</sup> 安武 2011:93。

が禁じられているとする Spooner や Chase といった反奴隷制論者の主張と真っ向から対立するものである。そこで本章ではこれら論点において、Dred Scott 判決が反奴隷制論者たちの主張をどの程度否定するものであったのかを検討する。

# 2. 事案の概要と論点整理

#### 2.1 事案の概要

Dred Scott 判決に係わる事実の概要は次のとおりである<sup>9</sup>。原告 Dred Scott は、合衆国軍の軍医である John Emerson に所有される奴隷であった。1834 年から 1836 年春頃にかけて Emerson は、イリノイ州 Rock Island にある軍隊駐屯地(military post)へ Scott を伴い赴任した。さらにその後 Emerson は、Scott を伴い、Upper Louisiana とよばれるテリトリー内にある Fort Snelling に 1838 年まで赴任した。この Fort Snelling は、1820 年のミズーリ協定で奴隷制が禁じられたテリトリー内に位置していた。つまり Scott は、Emerson に連れられ自由州及び奴隷制が禁じられたテリトリーに計約 4 年間滞在していたのである。

1843 年に Emerson が死亡すると、Scott は Emerson 夫人 Irene に相続された。Scott は Irene に自身の自由の買い取りを願い出るも、拒否される。そのため、1846 年 4 月 6 日 に Scott は、イリノイ州及び Fort Snelling の居住実績を根拠として、自身の自由人としての地位を確認するため、ミズーリ州巡回裁判所(St. Louis 巡回裁判所)に提訴する。ミズーリ州巡回裁判所は、Scott の居住実績を考慮し、彼が自由人であることを宣言した。しかし 1852 年、ミズーリ州最高裁は巡回裁判所の判決を覆した $^{10}$ 。

ミズーリ州最高裁判決が出された後、Irene は、反奴隷制論者であり 1855 年から 59 年まで連邦下院議員を務める Calvin C. Chaffee と再婚するが、その際に彼女の兄弟でありニューヨーク市民の John F. A. Sanford  $\sim$  Scott の所有権を譲渡した  $^{11}$  。このことによって、Scott には連邦裁判所へ提訴できる可能性が開けた。なぜならば、合衆国憲法第 3 条第 2 節第 1 項が連邦裁判所の管轄権が及ぶ争訟の 1 つとして 「異なる州の市民 (citizens of different States) 間の事件」を規定しているからである。そして Scott は、自身がミズーリ州市民であるとして、彼と彼の家族が Sanford から不法に監禁されたことを理由に 9000 ドルの損害賠償を求める訴えを連邦地裁に起こした。これに対して Sanford は、Scott が州市民でなく原告適格を有しないとして、訴却下抗弁(plea in abatement)を行った。

<sup>9</sup> Dred Scott 判決に関する研究書として最も有名なものは、Don E. Fehrenbacher が 1978 年に出版した THE DRED SCOTT CASE, ITS SIGNIFICANCE IN AMERICAN LAW AND POLITICS である。本書は Dred Scott 判決を包括的かつ詳細に分析するものであり、この判決に関する最も重要な文献とされている[Allen 2006:3]。以下、Dred Scott 判決の事実の概要については主に [Fehrenbacher 1978:239 以下]を参照した。また本書の縮減版として [Fehrenbacher 1981]がある。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Scott v. Emerson, 15 Mo. 576(1852). Fehrenbacher 1978:239-265.

<sup>11</sup> Finkelman 2006:25°

連邦地裁判決は Sanford の勝訴に終わった。そのため、Scott は合衆国最高裁へ上告した
12

Dred Scott 判決では9人の判事がそれぞれ意見を執筆している。法廷意見を執筆したのは合衆国最高裁首席判事を務めていた Roger B. Taney 判事である。そして,6人の判事が同意/補足意見を執筆している<sup>13</sup>。これに対して,2人の判事が反対意見を執筆している。John McLean 判事と Benjamin Robbins Curtis 判事である。

# 2.2 論点整理

## (1) 論点1: 黒人は市民か?

まず Dred Scott 判決で Taney 法廷意見が問題とするのは、Scott が先に述べた合衆国憲法第3条第2節第1項の言う「州の市民」であるか否かである。もし Scott がミズーリ州市民でないならば、連邦裁判所はこの事件を扱う管轄権を有しないことになる。また、たとえ Scott が州法上のミズーリ州市民であったとしても、それが合衆国憲法の言う「州の市民」に直結するか否かも問題となった。さらにはそれとは区別された独立の争点として、そもそも Scott が合衆国市民であるか否かも問われた。Scott が合衆国市民であるならば、「州の市民」であるか否かにかかわらず、連邦裁判所に訴訟を提起する合衆国憲法上の権利が認められるからである。

Taney 法廷意見は,Scott が合衆国憲法第 3 条第 2 節第 1 項の「異なる州の市民」にはあたらず,Scott には連邦裁判所へ提訴する権利・特権が認められないと結論付ける $^{14}$ 。そのロジックの説明に膨大なページ数が割かれているが,大筋は次のようなものである $^{15}$ 。合衆国憲法における「合衆国人民(people of the United States)」と「市民」は同じ意味の言葉である。そして Taney によると,それらは「主権を有する人民(sovereign people)」を意味し,すべて市民はこの「人民」の 1 人なのである $^{16}$ 。Scott のような黒人を市民に含めるべきか否かという問題は政治部門に属する問題であるため,裁判所としては合衆国憲法が制定された当時の意図や意味に即して解釈を行うことが責務である。こう述べて Taney は植民期まで遡る歴史的検討を行う $^{17}$ 。

まず Taney は、合衆国憲法制定時に各邦で実際に市民として扱われていた者は合衆国という新しい政治共同体の市民となる、という原則を示す<sup>18</sup>。そのため、各邦で黒人た

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Fehrenbacher 1978:267-283.

<sup>13</sup> 同意/補足意見を執筆した 6 人の判事は James Wayne 判事, John Catron 判事, Peter Vivian Daniel 判事, Samuel Nelson 判事, Robert Cooper Grier 判事, John Archibald Campbell 判事である。

<sup>14 60</sup> U.S. 423.

<sup>15</sup> Fehrenbacher によると、黒人の市民権について書かれた頁数は 24 頁であり、Taney 法 廷意見の中で最も頁数(約 44%)が割かれている。そして次に頁数が割かれているのがテリト リーに関する部分である[Fehrenbacher 1978:337, 340]。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 60 U.S. 404.

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 60 U.S. 405.

<sup>18 60</sup> U.S. 406-407.

ちが市民として扱われていたか否かが問題となる。Taney は、植民期において黒人たちが劣った人種であると見なされており、彼らの自身の利益のために正当かつ合法的

(justly and lawfully) に奴隷にされた存在として認識されていたと述べる<sup>19</sup>。このような認識を Taney は、植民期になされた幾つかの植民地法 (colonial law) を引き合いに出して根拠づける<sup>20</sup>。さらに Taney は、当時採択された独立宣言及び合衆国憲法も同様の認識に基づいて書かれていると理解し、「自明の真理」には黒人たちが想定されておらず、合衆国人民に黒人が含まれると考えることはできない、と結論付ける<sup>21</sup>。

しかし、Taney 法廷意見が描き出したこのような歴史内容は、Spooner が明らかにしてきた歴史内容と大きく異なる。Spooner は、UNCONSTITUTIONALITY OF SLAVERY において、植民期にイギリス本国で出された Somerset 判決やヘイビアス・コーパスといったコモン・ロー上の原理を引き合いに出しながら、アメリカで奴隷制が合法的に存在してきたわけではないと論じていた。とはいえ、歴史内容について反奴隷制論者たちは一枚岩ではなかった。Chase は、奴隷制が植民地に導入される際に抵抗があったとしながらも、植民地の抵抗はイギリス政府に振り切られて奴隷貿易を認める植民地法が制定されたと述べ、奴隷制を支持する植民地法の存在を認めていた22。このような状況を踏まえると、実は Taney が描き出した歴史内容は反奴隷制論者たちにとっては以前からの論争の一枝に過ぎなかった。

一方で Taney が独立宣言には黒人が想定されていないとした部分は, 反奴隷制論者たちとの間で深刻な対立を生じさせている。Garrison の反奴隷制論は独立宣言の「自明の真理」に強く依拠するものであったし、Spooner、Chase、そして Sumner たちも、「自明の真理」が奴隷制と矛盾することを指摘していたからである。そのため、Taney 法廷意見は、独立宣言の背後に潜む自然権思想と奴隷制との関係性を巡る争いとなり得た。しかし、Taney 法廷意見は、奴隷制自体が自然権を侵害するか否かということまで立ち入るものではなかった。そのため、独立宣言から黒人を排除する部分は、根本的には上で述べた歴史内容の選択問題に帰ってきてしまう問題であった。

同様に、Taney 法廷意見のうち黒人が合衆国憲法の言う合衆国市民でないとする部分も依拠する歴史の内容によって変化する。たとえば Chase は、憲法起草者たちが合衆国憲法で奴隷制が保護されていると安易に考えられないように慎重に憲法を作り上げたと主張していた。しかし、Garrison は、合衆国憲法が奴隷制との妥協の産物であり、結果として合衆国憲法では黒人が「我ら人民」から排除されていると指摘した上で、反奴隷制論を展開していた。これを踏まえると、Taney の法廷意見と Garrison の反奴隷制論

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 60 U.S. 407-408.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 60 U.S. 408-409. Taney は、この一例として、黒人と白人の婚姻を禁じる 1705 年のマサチューセッツ植民地法をあげている。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 60 U.S. 409-412.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> CONG. GLOBE, 31st Cong., 1st Sess., Appendix, 469.

との間には、合衆国憲法上の「人民」に黒人が含まれていないという解釈レベルにおいて対立が存在していない<sup>23</sup>。

しかし、合衆国憲法には「市民」という言葉が用いられている条項や関連する規定があり、黒人が合衆国市民であるか否かは、これら条項をどのように解釈するか次第であった。実際に Taney は、合衆国憲法第 1 条第 8 節第 4 項が連邦議会に与えている帰化に関する規則制定権限に着目する。つまり Taney は、この権限の下で帰化した人は合衆国市民として扱われるとするのである。しかし Taney は、帰化という用語が意味するのは外国人を合衆国市民にすることであると述べ、そもそも合衆国内で生まれた黒人はこの連邦議会権限の対象ではないとした $^{24}$ 。

ところが、反対意見を執筆した McLean は、合衆国憲法及び連邦法の下で生まれた者は、帰化という要件なしに合衆国市民となると述べる<sup>25</sup>。また Curtis は、合衆国大統領の資格要件を定める合衆国憲法第 2 条第 1 節第 5 項で「生まれながらの合衆国市民(a natural-born citizen)」という文言が使われていることに着目し、合衆国憲法のもとで州の土地に生まれたすべての「自由人」が合衆国市民であるとする<sup>26</sup>。「生まれながらの合衆国市民」という文言に着目するアプローチは、Dred Scott 判決の約 10 年前の Spooner の主張にも確認することができる<sup>27</sup>。しかし、Curtis が「自由人」という言葉を用いていることから明らかなように、彼は幾つかの州で「自由黒人(free negro)」とされた者だけが合衆国市民となる可能性を示唆しているに過ぎない<sup>28</sup>。それに対して Spooner は、合衆国領土で出生したあらゆる人間が区別されることなく合衆国市民となると主張している<sup>29</sup>。それゆえ Curtis よりも射程の広い議論を Spooner は展開していた。

ただし、Spooner の主張は反奴隷制論者たちの間で共有されたものではなかった。 Chase は、合衆国憲法修正第 5 条のデュープロセス条項の下で奴隷制が禁じられると主張する一方で、合衆国憲法上連邦議会には州内の奴隷制に介入する権限を有していないことを認める。すなわち Chase は州権を尊重する立場をとっていた。また Garrison も合衆国憲法が親奴隷制的である理由として、連邦議会に州内の奴隷制を廃止する権限が無いことを指摘していたのである。これに対して Spooner は、州権を否定し、連邦議会が州内の奴隷制を廃止することができると主張していた。むしろ Curtis 反対意見は、州の決定を重視する点で、実質的には Chase の主張と同一線上にある。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> もちろん, Garrison は平等という観点から奴隷制それ自体を批判していた。あくまでも合衆国憲法解釈の結論が Taney と同じであるということである。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 60 U.S. 417-418.

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 60 U.S. 531.

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 60 U.S. 576.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> Spooner 1845:117-118.

<sup>28</sup> Finkelman は、そもそも Scott が居住していたミズーリ州では自由黒人が市民とされていなかったため、Curtis の反対意見を採用したところで、Scott は依然としてミズーリ州市民となることはできなかったと分析している[Finkelman 2008:a 1250]。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Spooner 1845:119.

## (2) 論点2:自由州に居住した奴隷は自由人となるか?

Taney 法廷意見は、先にみたように、 Scott が合衆国憲法の言う「市民」ではなく、連邦裁判所には本件に関する管轄権が無いと判断するものであった。そのため、本来であればここで判決としては終わってもよいはずであった<sup>30</sup>。しかし Taney は、Scott が自由州であるイリノイ州に居住したことによって彼が自由身分を獲得したのか否かの判断に足を踏み入れる。

もっともこの論点に関しては、州を移動した奴隷に関する Strader v. Graham 事件合衆国最高裁判決<sup>31</sup>という先例が存在しており、そのなかで自由州に訪れた奴隷の身分を決定するのはその奴隷が居住する州であるとする原則が示されていた<sup>32</sup>。この先例に従うならば、Scott の身分はイリノイ州法ではなく、もとのミズーリ州法によって決定される。さらに、連邦裁判所に訴訟が持ち込まれる以前、ミズーリ州最高裁は Scott が自由ではなく被告の財産であるとする判決を下していた。そのため、ミズーリ州最高裁の判断を尊重する形で Taney は、Scott が依然として奴隷であると結論付けることができた<sup>33</sup>。しかし、自由州に立ち入った奴隷の身分問題——すなわち逃亡奴隷問題——に深くコ

しかし、自由州に立ち入った奴隷の身分問題——すなわち逃亡奴隷問題——に深くコミットしていた Chase は、Matilda 事件で、1772 年にイギリス王座裁判所で下された奴隷主から奴隷を釈放した Somerset v. Stewart 判決を引き合いに出して、逃亡奴隷 Matilda は自由州であるオハイオ州に移動してきた時から自由が推定される、と主張していた。 Chase はこの Somerset 判決の州バージョンを打ち立てようとしていたと言える。すなわち、自由州であるオハイオ州では奴隷制を認める実定法が存在しないため、奴隷州から逃亡してきた奴隷は自由身分となる、というものである<sup>34</sup>。つまり、Taney 法廷意見は Somerset 判決で示された原則を否定するものであった。

#### (3) 論点3:自由なテリトリーに居住した奴隷は自由人となるか?

自由州に居住した奴隷問題に比べ、テリトリーに居住した奴隷の場合の方が複雑な問題が生じる。なぜならば、テリトリーに関する連邦議会権限の範囲という問題と、州政府及び州法が存在しない状況下で事案を処理しなければならないという難しさが混在するからである。

合衆国憲法第4条第3節第2項は、合衆国に属するテリトリーその他の財産を処分し、これに関し必要な一切の準則および規則を制定する権限(以下ではテリトリー規則制定権限と記す)を連邦議会に付与している。そこでTaneyは、ミズーリ協定がこの連邦議

<sup>30</sup> 畑 1992:31; 甲斐 2013:140。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 51U.S(.10Howard) 82.

<sup>32</sup> 田中 1968:450-451。

<sup>33 60</sup> U.S. 452-453. ちなみに、当初法廷意見を執筆するはずであった Nelson は、主に Strader 判決に依拠して Dred Scott 事件を処理しようとしていた [Finkelman 1981:277]。
34 Maltz 2007:59.

会権限の範囲内であるか否かを検討し、テリトリー規則制定権限は合衆国憲法制定時に合衆国に属していた、もしくは、属すると主張されていたテリトリー、およびイギリスとの条約で定められたテリトリーに対してのみ及ぶものとして意図されていた、と判断する<sup>35</sup>。つまり、合衆国憲法制定後に外国政府から購入されたテリトリーに対してはテリトリー規則制定権限が及ばないとした。またテリトリー規則制定権限は、憲法上の文言が「規則と規制」となっていることから、通常の一般的な立法権を議会に与えるものでもない、と Taney は解釈する<sup>36</sup>。

では、ミズーリ協定が対象とするルイジアナ購入地のように、合衆国憲法制定後に新たに獲得されたテリトリーについて連邦政府はどのような権限を有しているのか。この点について Taney は、新しい州を連邦に加入させる権限(以下では連邦加入権限と記す)を連邦議会に付与する合衆国憲法第4条第2節第1項に着目する<sup>37</sup>。 Taney は、「合衆国のテリトリーを拡大する権限」を連邦加入権限でもって基礎づけるのである。しかし、テリトリーを州として加入させるか否かはあくまでも連邦議会であるため、裁判所はテリトリーに住む諸個人の身体的自由及び財産権という憲法上確保された権利を認めなければならない、と Taney は述べる<sup>38</sup>。そして Taney は、連邦加入権限は合衆国憲法の他の条項——たとえば自由及び財産をデュープロセスなしに剥奪してはならないとする修正第5条——によって限界付けられているとし、奴隷は財産であるがゆえに、ミズーリ協定は連邦議会の権限を越えた立法であり無効であるとした<sup>39</sup>。

Taney がミズーリ協定を違憲無効とした部分は、Chase の反奴隷制論と深刻な対立を 孕んでいる。なぜならば、Chase は新たに獲得されたテリトリーに奴隷制が拡大するの を阻止しようとしていたからである。もっとも、Taney 法廷意見は Chase 個人の反奴隷 制論だけでなく、共和党の目的とも対立するものであった。Dred Scott 判決が下される 前年の 1856 年共和党綱領は、連邦議会がテリトリーに関する主権を有しており、それ によりテリトリー内の奴隷制を禁じることができると決議するものであった<sup>40</sup>。

たしかに Taney 法廷意見は、共和党の綱領を否定するものであり、合衆国最高裁の政治的中立性に対する信頼を失わせたといえるであろう。しかし、McLean と Curtis による反対意見を合わせ鏡として用いると、実はこの論点が単なる政治的な争いだけではなく、合衆国憲法と奴隷制の関係性を巡る深刻な論点における対立が根底に潜んでいることが明らかとなる。反対意見を執筆した McLean は、連邦議会がテリトリー規則制定権限に基づいてテリトリー内の奴隷制を制限する立法を、合衆国憲法の目的と一致もしくは合衆国憲法が禁じていることと衝突しない範囲で行うことができると述べる41。そし

<sup>35 60</sup> U.S. 432.

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> 60 U.S. 440.

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> 60 U.S. 446.

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> 60 U.S. 446-447.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 60 U.S. 450-452.

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> Johnson/ Porter 1973:27.

<sup>41 60</sup> U.S. 542.

て McLean は、白人であっても黒人であっても彼らを奴隷にする連邦議会権限は合衆国憲法上存在しないと明確に述べる<sup>42</sup>。また Curtis は、McLean と同じように、合衆国憲法が禁じていない範囲においてテリトリー規則制定権限の下で奴隷制を制限する立法を行うことができると述べる<sup>43</sup>。 Taney がテリトリー規則制定権限の射程を制憲期におけるテリトリーに限定していたのに対して、McLean と Curtis はその射程を Dred Scott判決当時のテリトリーに及ぶとする点で、法廷意見と反対意見は対立している。しかし、Taney の場合はテリトリー加入権限が、そして McLean と Curtis の場合はテリトリー規則制定権限がそれぞれ合衆国憲法によって制約されるという点で両者は一致しているのである。つまり、根本的には合衆国憲法が奴隷制を認めているか否かという論点に対する認識の違いが彼らの対立を生じさせている。

## (4) 論点4: 合衆国憲法と奴隷制

かくしてテリトリーにおける奴隷制に介入する連邦権限の有無の問題は、根本的には合衆国憲法が奴隷制を認めているか否かという問題にたどり着く。ただし「認めている」と一口にいっても、2つの意味を区別する必要がある。1つは、合衆国憲法は奴隷制を州の問題としている、すなわち連邦法上は何も語っていないという意味での、消極的な容認である。そしてもう1つは、合衆国憲法が奴隷主の奴隷所有権を保護しているという意味での積極的な承認である。補足意見を執筆した Campbell は、ミズーリ協定の合憲性について連邦議会権限の観点から違憲であると述べているが、デュープロセス条項の観点から違憲であるとは述べていない⁴。一方、先に述べたように Taney は、ミズーリ協定をデュープロセス条項に反し違憲無効であるとしていた。つまり Taney は、奴隷という財産を有罪宣告無しに没収することはできないし、正当な補償なしに収用することもできないとする積極的な承認論を展開していた。

Taney のこのような解釈が成り立つ前提として、奴隷が財産であるという命題が必要である。実際、Taney は奴隷財産が他の財産と同じ財産として取り扱われるべきことを肯定する $^{45}$ 。また Dred Scott 判決において同意意見を執筆した Daniel 判事は、Scott が市民ではないとする文脈において、Scott を奴隷主の利益・便益・意思に従属すべき財産であると捉えていた $^{46}$ 。その一方、反対意見を執筆した McLean は、奴隷は単なる家畜(cattle)ではないと明確に述べる $^{47}$ 。また Curtis は、奴隷制が州法上の制度であると述べつつも、修正第 5 条のデュープロセス条項とミズーリ協定の関係性についても踏み込んで検討している $^{48}$ 。ここで Curtis は、デュープロセス条項がマグナ・カルタに由来す

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 60 U.S. 542.

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 60 U.S. 614.

<sup>44</sup> Fehrenbacher 1981:219.

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 60 U.S. 439.

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 60 U.S. 476.

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 60 U.S. 550.

<sup>48</sup> 以上 Curtis の補足意見につき 60 U.S. 624-626.

るものであり、植民期においてはこのマグナ・カルタが効力を持ち、州憲法にも同様の規定が置かれていたことをまず指摘する。その上で Curtis は、オハイオ川以北の領土における奴隷制を禁じる 1787 年の北西部条令がデュープロセスに違反するといった主張を確認できないこと、さらに 1808 年以降に奴隷貿易を禁じる権限を連邦議会へ実質的に付与する合衆国憲法の奴隷貿易条項について制憲議会でデュープロセス違反であるとする主張が無かったことを引き合いに出す。加えて、そもそもミズーリ協定は、奴隷を没収(forfeit)するものではなく、当該地域における奴隷制を禁じるものである⁴9。そうであるならば、なぜミズーリ協定がデュープロセス条項違反なのであろうか、とCurtis は問いかけるのである⁵0。

反奴隷制論者のなかでも Chase は、修正第 5 条のデュープロセス条項が連邦議会の立法を制約すると考えていた<sup>51</sup>。この点では Taney 法廷意見と大きな違いはない。しかし、奴隷=財産という命題に関して、Taney と反奴隷制論者たちは鋭く対立する。たとえば、Garrison は人間を財産として所有することが自然法の下で許されないことを主張していた。また Spooner は、自然法の下で各個人は自らの身体を支配する自然権を有しており、人間を財産として所有することはこのような自然権を侵害するものであると捉えていた。そして合衆国憲法を自然権に有利になるように解釈しなければならないとする Spooner にとって、人間所有は合衆国憲法上も承認できるものではなかった。 さらに Chase と Sumner も共に合衆国憲法上、人間が財産であるとする理解を否定していた。 このことは、黒人=合衆国市民という命題に関して反奴隷制論者たちの間でも見解が分かれていたこととは事情が大きく異なる。

#### 3. Dred Scott 判決と反奴隷制論の緊張関係

#### 3.1 連邦議会外における応答

Garrison は、1858 年 3 月 12 日の the Liberator 紙において Dred Scott and Disunion と題された記事を書いている<sup>52</sup>。そのなかで Garrison は、独立宣言における「自明の真理」を繰り返し述べ、その実践的執行を求める<sup>53</sup>。Garrison から見れば、Dred Scott 判決は「憲法的悪事(constitutional evil)」を明確化するものであった<sup>54</sup>。そして Garrison は、奴隷

<sup>49</sup> ミズーリ協定が奴隷を没収するものではない、とする Curtis の指摘は大きな問題を孕んでいる。というのも、南北戦争が勃発すると連邦議会では 第 1 次財産没収法及び第 2 次財産没収法を制定するが、これらは合衆国に敵対する奴隷主から奴隷を「没収」もしくは「解放」することを規定しているからである。これら南北戦争勃発後に制定された連邦法に関する検討は本論文第8章で行う。

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> 60 U.S. 626-627.

<sup>51</sup> Chase/Cleveland 1867:86.

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> ここでは[Harris/Tichenor 2010:75-76] 所収のものを利用した。

<sup>53</sup> Harris/Tichenor 2010:76.

<sup>54</sup> Balkin/Levinson 2007:78.

制と道徳的堕落との連邦ではなく、自由と良心の備わった分離を我らにあたえよ、と述べて北部連邦離脱論を主張する $^{55}$ 。また Spooner は 1857 年 9 月 10 日に Gerrit Smith  $^{\circ}$  てた手紙の中で、1856 年 12 月 6 日の連邦上院議会において連邦議会には奴隷制を廃止する権限があるとする自身の主張が取り上げられたことに言及しつつ、Dred Scott 判決が明らかに間違っており、奇妙な前提に立っていると述べている $^{56}$ 。

Dred Scott 判決は奴隷主が奴隷を自由州に持ち込むことをも許容するものであったため、いくつかの自由州の議会では同判決を非難する決議が出されている。たとえば、ペンシルベニア州議会では、1857年3月23日に Dred Scott 判決が「奴隷制に好意的な政治家たちが喜ぶツールであり」、「真理と正しさをおぞましく歪曲する」ものであると非難し、この判決が自由人を拘束する権限がない、とする決議を行っている<sup>57</sup>。当時 Chase が知事を務めていたオハイオ州の州議会も同様に Dred Scott 判決を非難する決議を行っている<sup>58</sup>。

Dred Scott 判決に対する批判のなかでも最も有名なものは、Lincoln による批判である。 Lincoln は、1857 年 6 月 26 日に Springfield で Dred Scott 判決を批判する演説を行う $^{59}$ 。 この演説で彼はまず、Taney 法廷意見が描き出した歴史の内容が事実と異なると批判し、 Curtis 反対意見の方が正しいと述べる $^{60}$ 。そして、Taney が独立宣言の起草者たちが「自 明の真理」から黒人を排除していたとすることに対しても、起草者たちがあらゆる人間 を「自明の真理」に含めていると Lincoln は批判する $^{61}$ 。しかし Lincoln の独立宣言解釈は曖昧である。というのも、起草者たちは人があらゆる点(肌の色、知能、道徳的発達、社会的能力など)で平等であると述べているわけではない、と彼は解釈するからである $^{62}$ 。また、この演説で Lincoln は、自人と黒人の混血を避けるために人種を分離することを提案する。そしてこの人種分離を効果的に行うために、黒人たちを外国へ植民させる政策が必要であると主張している $^{63}$ 。

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> Harris/Tichenor 2010:76. なお、山本幹雄は Dred Scott 判決が下された時に、Garrison の「連邦解体論」が集約点を迎えたとする[山本 1989:125-128]。

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> Letter and envelope from Lysander Spooner to Gerrit Smith, 1857 年 9 月 10 日, New-York Historical Society Online, [Item ID nyhs\_lsp\_v-01\_243] [Knowles 2013:547]. 
<sup>57</sup> The Dred Scott Decision in the Pennsylvania Legis-lature., New York Daily Times, 8 (1857 年 3 月 27 日). Fehrenbacher 1978:434-435.

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> The Dred Scott Decision in the Ohio Legislature., New York Daily Times, 11(1857年4月11日)。

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> CWAL II:398-410.

<sup>60</sup> CWAL II:401.

<sup>61</sup> CWAL II:403.

<sup>62</sup> CWAL II:405.

<sup>63</sup> CWAL II:409. Lincoln が北部多数派,特に白人多数派世論の動向を読み取る能力が高く,奴隷制反対と黒人嫌悪(「黒人反対」)の両方を探り当てたとする分析がなされている[清水 2001:282-291]。

## 3.2 連邦議会内における応答

Dred Scott 判決が下される直前の 3 月 4 日,1856 年大統領選挙で当選した民主党の James Buchanan は就任演説で,これから下される Dred Scott 判決に従う旨を述べていた 64。Buchanan と Taney の間で実際にどのようなやり取りが事前にあったのかは不明であるが,少なくとも Buchanan は Dred Scott 判決の結果を知っていた 65。そのため,第 35 回連邦議会では Buchanan と Taney の「なれ合い」を批判する声があがった。たとえば,共和党所属の William Seward 連邦上院議員(ニューヨーク州選出)は,この「なれ合い」を西部テリトリーに奴隷制を拡大させるための陰謀(conspiracy)であると批判している 66。ただし,Seward による批判はそれだけに留まるものではない。彼は Dred Scott 判決のうち,ミズーリ協定を違憲とした部分はあくまでも傍論であり,連邦議会は「無視」すべきであると主張している。また Scott を所有していた Irene の再婚相手である Calvin C. Chaffee も,ミズーリ協定に関する部分を傍論であり,判決とは違って法的な拘束力は無いと論じる 67。

また共和党所属の John P. Hale 連邦上院議員(オハイオ州選出)は,自由州では奴隷を財産とは見なしてこなかったことを根拠に,これまで合衆国において奴隷が他の財産と同様の財産と見なされてきたとする Taney 法廷意見が不適切であり間違いであると批判する $^{68}$ 。この Hale の批判は,あくまでも奴隷制が地方的な制度に過ぎないという主張と表裏一体の関係にある $^{69}$ 。奴隷制があくまでも地方的な制度に過ぎないという主張は,Chase が以前から主張していたものであり,特に目新しいものではない。

逆に民主党員の多くは、テリトリーにおける奴隷制を規制する連邦議会権限が無いとする Dred Scott 判決を共和党の主張を退けるものとして歓迎した。たとえば、民主党所属の Judah Philip Benjamin 連邦上院議員(ルイジアナ州選出)は、Dred Scott 判決を支持することを議会で明確に述べる。そのなかで、そもそも奴隷制が州法によって創設されたものだとする想定、奴隷制を認める州の外側で奴隷が財産ではなくなるという想定、そして人間所有が合衆国憲法によって認められていないとする想定それ自体が間違っているのだと主張する<sup>70</sup>。また彼の演説は Somerset 判決にも触れるが、イギリス以外にも、フランス、スペイン、ポルトガルが植民期アメリカに植民地を有していたことを踏まえ、Somerset 判決だけを重視するのは適切ではないと主張する<sup>71</sup>。ただし、民主党員の中でも住民主権論を支持する論者たちは、Dred Scott 判決をそのまま歓迎することは

<sup>64</sup> この就任演説で Buchanan は、カンザス準州で起きている奴隷制を巡る争いに関する法的正当性について最高裁が近々判断を下すという見通しを明らかにし、それに喜んで従うつもりだと述べている。CONG. GLOBE, 35th Cong., 4th Sess., Appendix, 371.

<sup>65</sup> Finkelman 2006:28-29.

<sup>66</sup> CONG. GLOBE, 35th Cong., 1st Sess., 941.

<sup>67</sup> CONG. GLOBE, 35th Cong., 1st Sess., 852-855.

<sup>68</sup> CONG. GLOBE, 35th Cong., 1st Sess., 341.

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> CONG. GLOBE, 35th Cong., 1st Sess., 342.

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> CONG. GLOBE, 35th Cong., 1st Sess., 1066.

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> CONG. GLOBE, 35th Cong., 1st Sess., 1067.

できなかった。というのも Taney 法廷意見を素直に読めば、住民たちが奴隷制を認めない決定をすること自体不可能になるからである $^{72}$ 。そのため、 $^{13}$  Dred Scott 判決は後に民主党の分裂を促す素材を提供するものでもあった $^{73}$ 。

黒人を合衆国市民から排除するために Taney 法廷意見が描き出したアメリカ合衆国の歴史は、Spooner、Chase、Sumner ら合衆国憲法が奴隷制を認めていないとする立場が依拠する歴史観と内容的な対立があった。さらに奴隷=財産という命題についても、同様に対立が確認できる。これと合わせて、修正第 5 条が奴隷主の奴隷財産所有を保護するのか否かという論点でも対立するが、少なくとも合衆国憲法が奴隷制に積極的承認を与えるものではないという点につき、Dred Scott 判決が共和党の憲法的確信に揺らぎを生じさせるものではなかった。

<sup>72</sup> 山本 1984:141.

<sup>73</sup> 山口 1985:503.

## 第2部のまとめ

第2部では、Thomas R.R. Cobb、George Fitzhugh の奴隷制擁護論と、Dred Scott 判決を検討してきた。Cobb と Fitzhugh の奴隷制擁護論、そして Dred Scott 判決における Taney 首席判事法廷意見では、いずれも奴隷を財産として捉えていた。すなわち、彼らの奴隷制擁護論は、人間を財産として扱うことの不当性を訴えた反奴隷制論者の主張と真っ向から対立するものであった。もっとも、この点について、3者の間には違いも確認することができる。Cobb と Fitzhugh は、奴隷を財産と捉える一方で、そこには人間としての要素も認めていた。そうすることによって、彼らは、黒人を温情的な奴隷主の下で保護するためのシステムとして奴隷制を正当化していた。それに対して、Taneyの場合は、奴隷財産を他の財産と同じように扱われるべきであると考えていた。この違いは、Cobbと Fitzhugh の場合は自ら奴隷制を積極的に擁護しようとしたのに対して、Taney の場合は持ち込まれた事件について法的な判断を行ったに過ぎないということに求められるかもしれない。ただし、3者の間にこのような違いがあったとしても、人間を財産として扱うことを正当化したという点では共通性が確認できる。

そして、第1章で扱った反奴隷制論者たちの主張に共通する自らの労働の成果を享受する権利は、Cobb と Fitzhugh の奴隷制擁護論において否定されていたことも明らかである。Cobb は、奴隷には人間的要素が認められるとしつつも、奴隷が取得した財産はその奴隷主に帰属すると述べる。彼が認める奴隷の人間的要素というのは、結局の所、自己の身体と生命に対する権利に限られていたのである。それゆえ、彼の奴隷制擁護論には、自らの労働の成果を享受するという権利が成立する余地がない。また、Fitzhughの反奴隷制論においては、奴隷の労働の成果は保護の対価として奴隷主に帰属させられるため、自らの労働の成果を享受する権利は否定されることになる。

# 第3部 修正第13条制定へ

## はじめに 南北戦争と奴隷制論争

#### 1. 連邦離脱という危機の時代

1861年4月12日,南部連合軍はアメリカ合衆国政府の管轄するサムター要塞を砲撃した。これがいわゆる南北戦争の勃発とされる。この事件からさかのぼること約半年前,1860年11月に行われた合衆国大統領選挙では4人の候補者が大統領の座をめぐり争っていた。共和党からはAbraham Lincoln,民主党民主派からはStephen Douglas,民主党南部派からはJohn Breckenridge,立憲連邦党(Constitutional Union Party)からはJohn Bellがそれぞれ大統領候補者に指名されていた。この大統領選挙時の各政党の綱領を見てみると、各政党の奴隷制に対する政策は次のように整理することができる。

共和党は、独立宣言における「自明の真理」を引用し、これが共和政体を維持するうえで必須の原理であるとする。併せて、合衆国憲法、州権、合衆国それ自体が維持されなければならないと主張する。そして、合衆国憲法があらゆる合衆国テリトリーへの奴隷制拡大を認めているという「新しい」ドグマは、危険な政治的異論(political heresy)であると非難する。その理由は、建国者たちが「何人もデュープロセスなしに生命、自由、財産を奪われることはない」と定めており、テリトリーにおける奴隷制はこれを侵害する試みであり、それを合法的な存在とする議会権限を否定することになるからであった」。このように共和党は、テリトリーにおける奴隷制については連邦議会の下で禁じることができるとするアプローチを採用していた。このアプローチ自体はすでに1856年共和党綱領において主張されていた。

1860年大統領選挙において民主党は、誰を大統領候補者に指名するかをめぐって党内で見解が対立し、北部民主党員を中心とする北部派と南部民主党員を中心とする南部派とに分裂し、それぞれが異なる候補者を指名、異なる綱領を採択していた<sup>3</sup>。Douglasを候補者に指名した民主党北部派の綱領は、テリトリーにおける奴隷制に対する連邦議会権限について党内で意見の不一致があるため、このような問題については合衆国最高裁の判決に従うつもりであると述べた。奴隷制がテリトリーへ拡大することを明示的に禁じない点で、上でみた共和党綱領とは異なる。ただし、州議会が逃亡奴隷法の執行を妨げる立法を行うことは、合衆国憲法の破壊であるとも主張している。民主党北部は、合衆国憲法の逃亡奴隷条項によって州内の奴隷制は保護されていることを前提としていた<sup>4</sup>。

一方の Breckenridge を候補者に指名した民主党南部派の綱領では、テリトリーに奴隷制を確立することに問題はなく、むしろ合衆国政府は奴隷制を保護すべきであると主張

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Johnson/Porter 1973:31-33.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Johnson/Porter 1973:27-28.

<sup>3</sup> 民主党の分裂につき[山口 1985:565-582]参照。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Johnson/Porter 1973:30-31.

されている<sup>5</sup>。これはテリトリーにおける奴隷制問題に深入りしなかった民主党北部派の綱領よりも奴隷制支持に一歩踏み込んだ内容であるとともに,さきに述べた共和党の政策と真っ向から対立するものであった。また立憲連邦党の綱領には奴隷制問題について言及されていないが,これはこれで「なにも言わない」という態度決定として考えることができる<sup>6</sup>。これら綱領からは、特にテリトリーにおける奴隷制問題に対して合衆国政府が介入すべきか否かという点で対立していたことを確認できる。

結局この1860年大統領選挙では、共和党が指名した Lincoln が当選した。ただし当然ながら、Lincoln の当選をもって奴隷制問題が決着したわけでない。実際に、一般投票数におけるLincoln の得票数が他の候補者たちの得票数の合計よりも約95万票低いことから明らかなように、彼の当選には全国的な支持があったわけではないっ。このような状況下で Lincoln が当選したことによって、テリトリーにおける奴隷制、さらに南部の奴隷制にも合衆国政府が今後介入するのではないかと南部奴隷州のなかで懸念が高まった。言い換えれば、Lincoln の当選は、奴隷州の連邦離脱の引き金ともなったのである。というのも、地力に依存する当時の収奪的奴隷農業にとって西方のテリトリーに広がる新たな農地は必須のものであったからである。そのため、それらテリトリーに奴隷制を拡大させるべきでないとする共和党綱領は、実質的には奴隷制の消滅を意味していたからである。

#### 2. 妥協の模索

Lincoln が大統領に就任したのは 1861 年 3 月 4 日であるが,前年の 12 月 20 日にはサウスカロライナ州民大会で連邦離脱条令 $^{11}$ が採択され,さらに,その 4 日後には同州議会で「サウスカロライナ州が連邦を離脱する直接的原因及び正当化宣言(Declaration of the immediate causes which induce and justify the secession of South Carolina from the Federal Union) $^{12}$ 」が可決された。後者では,サウスカロライナ州が連邦を離脱するのは,州に課された逃亡奴隷の返還義務という各州の間で取り交わされた合衆国憲法上の契約が,奴隷制に敵対的な自由州によって反故にされていることが連邦離脱の原因であると

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Johnson/Porter 1973:31.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Johnson/Porter 1973:30.

<sup>7 1860</sup> 年大統領選挙の得票数について, さしあたり[山本 1984:186;Potter2011:442-445] 参照。

<sup>8</sup> 長田 1994:395-396。

<sup>9</sup> アメリカ学会 1955:62-63; 田中 1986:416-420。

<sup>10</sup> 斎藤 1955:62-63。

<sup>11</sup> 正式名称は "An Ordinance to dissolve the union between the State of South Carolina and other States united with her under the compact entitled 'The Constitution of the United States of America'"。同条令の原文につき[Urofsky/ Finkelman 2008:431-432],採決の結果につき Journal of the Convention of the people of South Carolina, 1862, 42-45.

12 Journal of the Convention of the people of South Carolina, 1862, 461-466.

されている。このように、Lincoln の大統領就任以前から、連邦が州内の奴隷制を規制もしくは廃止するのではないかという南部奴隷州の懸念が既に高まっていたのである。そのため、James Buchanan 大統領と連邦議会は、この危機を回避すべく妥協を模索していく。Buchanan 大統領は、1860年12月の教書において、奴隷州の溜飲を下げるために合衆国憲法を修正することを議会に提案する。そのBuchanan の提案は、合衆国憲法で奴隷所有権を認め、その権利を連邦政府が保護する義務を負い、さらに逃亡奴隷の返還を認めることを憲法典に明示的に書込もうとするものであった。これはBuchananが用いた言葉を使えば「説明的修正(explanatory amendment)」、すなわち何か新しいことを憲法に付け加えるものではなく、既存の条項を説明するための憲法修正であるとされた「3。

しかし、第 36 回連邦議会は Buchanan の提案とは異なる妥協案を模索し始める $^{14}$ 。その 1 つがいわゆる Crittenden Compromise である。これは、ミズーリ協定の北緯 36 度 30 分ラインをカリフォルニアまで延長してそのライン以南の奴隷制を認めることや、コロンビア特別区における奴隷制を保護することと等を規定する計 6 つの条項から構成されるオムニバス形式の憲法修正案である $^{15}$ 。この提案は 1860 年 12 月 18 日に連邦上院議会に提出されたが、共和党員の強い反対があり最終的には否決される。なぜならば、Crittenden Compromise は実質的にはテリトリーへの奴隷制拡大を容認するものであり、テリトリーへの奴隷制拡大阻止を謳った 1860 年共和党綱領とは相容れなかったからである $^{16}$ 。

Crittenden Compromise は失敗に終わったが、第 36 回連邦議会では南部との妥協を目的とするもう1つの憲法修正が 1861年3月2日通過していた。それが Corwin Amendmentである $^{17}$ 。この憲法修正案は、連邦議会にいかなる州に対しても、州内の制度を廃止もしくはそれに介入する権限を与える憲法修正を禁じるものであった $^{18}$ 。 Crittenden Compromise と比較すると、Corwin Amendment はテリトリーにおける奴隷制存廃問題を回避し、あくまでも州内の奴隷制に焦点を絞るものであった。このことにより、Corwin

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> CONG. GLOBE, 36th Cong., 2nd Sess., Appendix, 1-7, 4.

<sup>14</sup> もっとも、Buchanan 大統領の提案と似たような憲法修正が提案されてもいた。たとえば、1860年12月24日にJefferson Davis 連邦上院議員(ミシシッピー州選出・民主党)は、奴隷州の州法上認められた奴隷所有権が州境を超えても保護されることを規定する憲法修正案を提案している[Ames 1970:195]。

<sup>15</sup> CONG. GLOBE, 36th Cong., 2nd Sess., 114 (1860 年 12 月 18 日). この呼び方は、提案者である John J. Crittenden 連邦上院議員(ケンタッキー州選出・立憲連邦党)に由来している。Crittenden Compromise の審議過程および内容について[山岸 1973:231-240]参昭。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Vorenberg 2004:19.

 $<sup>^{17}</sup>$  Corwin Amendment は,連邦下院議会においては  $^{2}$ 月  $^{28}$ 日に  $^{133}$  対  $^{65}$  で,連邦上院議会においては  $^{3}$ 月  $^{2}$ 日に  $^{24}$  対  $^{12}$  で可決された。それぞれ CONG. GLOBE,  $^{36}$ th Cong.,  $^{20}$ 2nd Sess.,  $^{1285}$ ,  $^{1375}$  参照。

<sup>18 12</sup> Stat. 251, 36 Pub. Res. 13(1861年3月2日).

Amendment はテリトリーにおける奴隷制拡大阻止という共和党綱領と深刻な対立を回避することができた。実際 Corwin Amendment が可決された背景には、多くの共和党議員、特に南部の連邦離脱の動きを緩和させることを優先する人たちから支持を得ることができたことを指摘できる<sup>19</sup>。

連邦議会を通過した Corwin Amendment は、合衆国憲法第 5 条の規定に従い各州へ送付された。しかし、連邦議会で Corwin Amendment について議論している間に、サウスカロライナ州に続いてミシシッピ州、フロリダ州、アラバマ州、ジョージア州、ルイジアナ州、テキサス州も連邦を離脱していった。そして 1861 年 2 月 4 日、これら 7 州によってアメリカ連合国(Confederate States of America、以下では南部連合と記す)が結成される $^{20}$ 。さらに約 1 ヶ月後の 3 月 11 日には南部連合が「南部連合国憲法(Constitution of the Confederate States)」を採択する。もはやこのような状況下では、合衆国憲法の修正という方策を色あせてしまっていた。そのため、Corwin Amendment にはわずか 3 州が批准しただけで、合衆国憲法修正としては成立しなかった $^{21}$ 。

## 3. 南部連合国憲法

連邦議会が妥協を模索している間に採択された南部連合国憲法については、合衆国憲法と類似するとの指摘もある<sup>22</sup>。たしかに、条文の並び方や言い回しの類似性が両憲法には確認することができる。しかし、両憲法における奴隷制の位置づけ方は根本的に異なる<sup>23</sup>。

まず合衆国憲法は"slave"という文言を使用していなかったのに対して、南部連合国憲法は"slave"という文言を用い、奴隷制を憲法上明文位置づけている<sup>24</sup>。また南部連合国憲法は、黒人奴隷所有権(the right of property in negro slaves)を明記し、それを否定したり侵害したりする法律が制定されてはならないと規定する<sup>25</sup>。合衆国憲法修正第5条のデュープロセス条項は法の適正な手続によらずに財産を奪うことを禁じているが、このデュープロセス条項のもとで奴隷主の奴隷所有権が保護されるか否かについては争いがあった。反奴隷制論者のなかには奴隷制がデュープロセス条項に違反しているという主張があった。これに対して奴隷制擁護論者たちは、奴隷は財産であり、デュープロセス条項のもとで奴隷財産も保護されると主張していた。こういった対立を前提とする

20 南北戦争勃発後にヴァージニア州, ノースカロライナ州, テネシー州, アーカンソー州 が南部連合に加入し, 最終的に同連合は計 11 の離脱州によって構成された。

23 長田 1994:411-412; 勝田 2011:53-54; 田中 1968:476.

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Lee 1961:21.

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 1861 年 5 月 13 日にオハイオ州が、1862 年 1 月 10 日にメリーランド州が、同年 2 月 14 日にイリノイ 州がそれぞれ批准した[Ames 1970:196; 勝田 2011:53]。

<sup>22</sup> 有賀 1985:124.

 $<sup>^{24}</sup>$  南部連合国憲法において "slave"もしくは "slavery"が用いられている条項として、連合 国憲法第 1 条第 2 節、同条第 9 節、第 4 条第 2 節、同条第 3 節参照。

<sup>25</sup> 南部連合国憲法第1条第9節第4項。

ならば、南部連合国憲法に黒人奴隷所有権が明記された狙いが奴隷制の憲法上保障しようとする点にあるのは明らかである。さらに南部連合国憲法は、南部連合国内で奴隷を伴って州を超えて移動すること<sup>26</sup>やテリトリー内における奴隷制を南部連合国議会が承認し保護しなければならないことも規定しており<sup>27</sup>、州同士の関係内で生じる奴隷問題に関する議会の責任を明記することによって、奴隷制を憲法上積極的に認めるものであった。

このような親奴隷制的性格を前面に押し出した南部連合国憲法が採択された以上,南部離脱州が Corwin Amendment を真剣に考える必要性はなかったと言えるだろう。そして遂に,1861年4月12日には連邦政府のサムター要塞が南部連合国によって砲撃され,南北戦争が勃発したのである。

Lincoln の大統領就任後に招集された第 37 回連邦議会は、南北戦争が勃発すると、南部との妥協のために奴隷制を棚上げせず、むしろ積極的に介入する姿勢を見せる。それは、いわゆる第一次財産没収法(the First Confiscation Act)をはじめとするいくつかの連邦法の制定という形で表れている。これら一連の立法動向は、奴隷制を禁じる修正第13 条と同一方向へと転換し始めたことを示唆している。

そこで第8章では、まず、アンテ・ベラム期に唱えられた反奴隷制論が、連邦議会には奴隷制に介入する権限がないとする当時の支配的な理解を乗り越え、連邦法による奴隷制を禁ずる修正第13条制定に向かう動きと結びつく契機を探るために、これら Corwin Amendment をはじめとする妥協および一連の反奴隷制的立法を検討する。その際まず問題となるのは、そもそも合衆国憲法は奴隷制を保障しているのか否かという論点である。さらにこの論点を細分化すると、連邦議会には州内の奴隷制に介入する権限が合衆国憲法上認められているのか否かという州と連邦の権限配分上の問題と、合衆国憲法修正第5条のデュープロセス条項が保障する財産に奴隷は含まれるのか否かという権利論上の問題に分けることができる。この2つの論点は、1857年の Dred Scott v. Sandford 事件合衆国最高裁判決28でも争われており、南北戦争が勃発する前から奴隷制問題における大きな論争の種であった。これら2つの論点が連邦離脱および南北戦争という状況下でどのように変化しているのかを検討し、修正第13条が制定される直前の理論状況を明らかにする。その上で、第9章と第10章では、第38回連邦議会における修正第13条審議を素材として、アンテ・ベラム期の反奴隷制論と奴隷制擁護論との関連性を探り、憲法によって奴隷制を廃止したことの意味を明らかにする。

140

<sup>26</sup> 南部連合国憲法第4条第2節第1項。

<sup>27</sup> 南部連合国憲法第4条第2節第3項。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 60 U.S. 393.

## 第8章 反奴隷制憲法理論の連続と変容

## 1. 連邦議会の権限を巡る変化?

1861年3月4日から開かれた第37回連邦議会<sup>1</sup>では、その第1会期中に勃発した南北戦争の状況とリンクする形で第1次財産没収法<sup>2</sup>、コロンビア特別区奴隷解放法<sup>3</sup>、第2次財産没収法<sup>4</sup>といった一連の連邦法が制定される。いずれの連邦法も奴隷制を規制するものであり、実質的には連邦議会が奴隷制に介入するものである。それゆえ、奴隷制に関する従来の連邦議会権限にかかわる合衆国憲法解釈には一定の変化がある。結論を先取りするならば、連邦議会では南北戦争の勃発によって連邦議会が有する「戦時権限」が議論の前面に躍り出た。そして逆に、連邦議会が奴隷制に介入することができるか否かという問題が相対的に後退したことをこれら立法は示している。

第1次財産没収法(the First Confiscation Act,以下ではFCAと記す)は、1861年8月6日にLincolnの署名をもって制定された。FCAは、連邦に対して反乱を企てた者から財産を没収することを規定している。ここでは財産一般の没収だけでなく、反乱のために「奴隷」を使った「奴隷主」からその「奴隷」を働かせる権利を剥奪する規定が置かれている(FCA第4節)。それゆえ、FCAの制定に反対する立場からは、同法が実質的には奴隷主の手から奴隷財産を没収するのと同じ効果を持つものとして捉え、連邦議会権限の合衆国憲法上の限界論を引き合いに出して違憲論が展開された。

このことが特に浮かび上がっているのは、FCAの射程を巡る議論においてであった。まず同法が適用されるのは誰かが問題である。たとえば、連邦を離脱しなかった奴隷州内で自身が所有する奴隷が勝手に連邦に対する反乱に参加した場合に、その奴隷に対して労働を求める権利が剥奪されるのから。また、連邦を離脱した反乱州に住んでいるだけの奴隷主もFCAが適用されるのか否か。もし、このようにFCAの射程が広範なものであるとするならば、同法の効果が実質的には奴隷制の廃止に他ならないこととなる。そうすると、連邦議会には州内の奴隷制に介入する立法権限が合衆国憲法上認められな

 $^3$  12 Stat. 376. 正式名称は"For the release of certain persons held to service or labor in the District of Columbia".

<sup>1</sup> 第 37 回連邦議会は、1861 年 3 月 4 日から 1863 年 3 月 3 日まで開かれた。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 12 Stat. 319.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 12 Stat. 589. 正式名称は"To suppress insurrection to punish treason and rebellion, to seize and confiscate the property of rebels, and for other purposes".

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 本文中で「奴隷」という言葉を用いているが、これは"any person claimed to be held to labor or service"を意訳したものである。FCA で"slave"という言葉は用いられていない。この原案を提案した Trumbull はこの規定が奴隷と奴隷主を対象としていることを明言している CONG. GLOBE, 37th Cong. 1st Sess., 218-219(1861 年 7 月 22 日)。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong. 1st Sess., 410(1861 年 8 月 2 日) [Charles A. Wickliffe 連邦下院議員発言(ケンタッキー州選出・立憲連邦党)]。

い以上,FCA が憲法を逸脱した立法である。FCA の制定に反対する立場からはこのような連邦議会権限の限界論に基づく反対論が展開された<sup>7</sup>。

これに対して FCA を支持する立場は、あくまでも同法の下で奴隷に対する権利を剥奪されるのは反乱のために奴隷を使用したものに限られると応答し、射程を限定する。さらに、同法は州法上認められた奴隷所有権それ自体を否定するわけではなく、州内の奴隷制に介入するものではないため、合衆国憲法には違反しないと反論した®。FCA の射程が限定されていることについて、現代からは一般的に、奴隷解放法としての不完全性が指摘されることがある。なぜならば FCA は、反乱に加わった(反乱を支援した)奴隷主が所有する奴隷だけを対象とするものであり、すべての奴隷を対象とするものではなかったからである。

この不完全性は、連邦議会には州内の奴隷制に介入する権限が合衆国憲法上認められないという従来の理解が連続していたことを反映していると評価することができる。それゆえ、FCAが議論されていた段階では、州内の奴隷制に介入する連邦議会権限は憲法上認められないとする理解が継続されていたと考えるべきである。ただし、合衆国憲法上の限界論を引きずりながらも、FCAが制定されたことは連邦議会が徐々に奴隷解放へと方向性を転換しはじめたことを示唆している。

FCA の制定時にみられるこの転換は、1862 年 4 月 16 日に制定されたコロンビア特別 区奴隷解放法(the District of Columbia Emancipation Act, 以下では CEA と記す)に関する審議のなかでより鮮明に確認することができる。FCA が奴隷主の奴隷に対する権利の剥奪を規定するに留まったのに対して、CEA 第 1 節は、コロンビア特別区においてアフリカ系の子孫であるという理由で労働に従事させられているすべての者を解放することを規定している。この CEA は奴隷の即時無条件解放が明文で規定された最初の連邦法である<sup>10</sup>。コロンビア特別区は当時既に合衆国政府の直轄地であり、連邦議会には同地に関する専属的な立法権を合衆国憲法上有していた<sup>11</sup>。それゆえ CEA の制定を進める立場は、連邦議会に州内の奴隷制へ介入する権限があるか否かという憲法上の問題を容易にクリアすることができたのである<sup>12</sup>。

実際に CEA の制定に反対する立場は、連邦議会がコロンビア特別区における奴隷制を廃止する合衆国憲法上の権限を有していることを認めざるを得なかった<sup>13</sup>。 そのため

<sup>7</sup> たとえば、CONG. GLOBE, 37th Cong. 1st Sess., 411 (1861 年 8 月 2 日) [Henry C. Burnet 連邦下院議員(ケンタッキー州選出・民主党)発言〕;ibid., 〔Crittenden 連邦下院議員発言〕 参照。

<sup>8</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong. 1st Sess., 411 (1861 年 8 月 2 日) [William Kellog 連邦下院議員(イリノイ州選出・共和党)発言] 参照。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Finkelman 2008b:367-368.

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Fabrikant 2006:337.

<sup>11</sup> この時期の共和党議員が州権尊重の立場をとっていたことにつき[朝立 2010:110]。

<sup>12</sup> 合衆国憲法第1条8節17項参照。

<sup>13 1808</sup> 年以降, コロンビア特別区については連邦議会に設置された委員会が管轄権を有し

議論の主たる争点は、連邦議会の権限の限界論を飛び越えて、実際に奴隷解放をどのように行うべきかであった<sup>14</sup>。もちろん、連邦議会に立法権限が認められるとしても、合衆国憲法修正第5条のデュープロセス条項との兼ね合いでそれは限界付けられている。しかし後で述べるように、CEAの制定を支持する立場は、奴隷の労働の成果こそが財産であるとデュープロセス条項を解釈することで、むしろコロンビア特別区における奴隷制を廃止しなければならないと主張していた。このことは、CEA制定の段階で連邦議会が奴隷解放の方向性を明確に打ち出したことを表している。

さらに CEA の約3ヶ月後の7月17日に制定された第2次財産没収法(the Second Confiscation Act,以下ではSCAと記す)では、州内の奴隷制に関してFCAよりも一歩踏み込んだ規定がなされる。SCA第1節は、反逆罪につき有罪判決を下された者が有する奴隷が自由となると規定する。またSCA第2節は、合衆国政府への反乱を煽動、支援して有罪とされた者についても、その者が有する奴隷が解放されると規定している。そしてSCA第9節は、合衆国政府への反乱に加わる者から合衆国政府の支配下に逃げてきた逃亡奴隷、加えて、一旦南部連合軍が占領しその後に連邦軍が占領した地で発見されたすべての奴隷が元の奴隷主から解放され、再び奴隷として所有されることは永久にないと規定する。特にこの第9節は、反乱に加担する奴隷主の元からといった条件が付くものの、再度奴隷として所有されないことを規定する点で州法上の奴隷所有権を否定するものであった15。

そのため、FCAの審議過程で見られたような、州内の奴隷制に介入する連邦議会権限の有無が再び問題となるはずである。しかし、SCAの制定に反対する立場からの州内の奴隷制に介入する連邦議会権限が無いとする主張は、前年よりもトーンダウンしている。たとえば SCA の制定に反対する Lazarus W. Powell 連邦上院議員(ケンタッキー州選出・民主党)は、4月16日に長時間の演説を行っているが、州内の奴隷制に介入する連邦議会権限がそもそも憲法上認められないとする主張が合衆国憲法修正第10条の観点から論じられているに過ぎない<sup>16</sup>。その理由は、SCA の制定を支持する立場が、合衆国憲法第3条第3節が反逆罪の刑罰を宣明する権限を連邦議会に与えていることを

ていた。コロンビア特別区における奴隷制について[Jewett 2004:53 以下]参照。

<sup>14</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., 1300(1862 年 3 月 20 日) [Waitman T. Willey 連邦上院議員(ヴァージニア州選出・立憲連邦党)発言]。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> たとえば, CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., 1449 (1862年3月31日) [Sumner 発言] 参照。

<sup>16</sup> Lincoln は、南部連合国政府を認めず、連邦を離脱した「州」を依然として合衆国内の州であると認識していた。すなわち Lincoln は、南北戦争をあくまでも反乱であると見なしていた[Masur 2011:25]。その一方で連邦議会では、南北戦争を内戦と 位置づける見方と、南部連合国との戦争と位置づける見方の両方が主張されていた。しかし、連邦議会では二者択一的な決定をせず、むしろ「二元的性格」を有するものとされていた[山口1985:699-737]。実際に SCA 審議において Sumner は、当時の状況と「疑いようのない反乱」であると同時に「疑いようのない戦争」と主張している。CONG. GLOBE, 37thCong., 2ndSess.,2963 (1962 年 5 月 19 日)。

根拠としていたからであった。たとえば SCA の制定を支持した Charles Sumner 連邦上院議員(マサチューセッツ州選出・共和党)は、同法第 1 節が「合衆国に対する叛逆罪を今後犯したすべての者は」と規定しており、憲法上連邦議会に認められた権限の行使であると説明している<sup>17</sup>。このように SCA 審議の段階では、これまでの州内の奴隷制に介入する連邦議会権限の有無という論点が、反逆罪に関する連邦議会権限によって相当程度後退させられるという現象が起きていたのである。

もっとも Sumner は、合衆国憲法第1条第8節が連邦議会に与える戦争権限(war power) によってこのような立法が可能であるとも説明している。彼の説明によれば、合衆国憲法では連邦議会の戦時権限について特段制約を課しておらず、この権限に基づく立法については憲法上の制約を受けないとされる<sup>18</sup>。南北戦争下において共和党が憲法上の連邦権限を拡張解釈することで合衆国政府の中央集権理論が強化されたと言われているが、上でみた Sumner の言説はその1つの具体例に位置づけることができる<sup>19</sup>。

#### 2. 奴隷=財産という理解の連続性と揺れ動き?

アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちは、様々なアプローチを採りながら、あるべき 奴隷解放の手段を模索していた。しかし、代表的な反奴隷制論者の間には共通する認識 が存在していた。それは奴隷を財産として取り扱うことの不当性であった。

この共通認識を踏まえて FCA および SCA を見てみると、奇妙な関係性にあることが分かる。もし奴隷が財産でないならば、奴隷を「没収」することは理論上可能なのであろうか。また CEA は有償解放を定めているが、これは正当な補償なしに私有財産を公共の用のために収用されないとする修正第5条を踏まえると、CEA が奴隷=財産という認識に基づくものであるのか。そうであるならば、後に述べるように、奴隷=財産という定式を批判していたはずの Sumner がなぜ CEA を支持することができたのだろうか。

アメリカ憲政史研究者の Silvana R. Siddali は、FCA・SCA を素材としながら、この時期の連邦議会において奴隷に関する認識が単なる財産から人間へと地位が変化したことを明らかにし、その意義を積極的に評価する。その変化の根拠の1つとして、FCAが財産一般に関して定める第1節から第3節と奴隷に関する第4節を注意深く分けて規定していることがあげられる $^{20}$ 。もし奴隷=財産という認識に立つならば、わざわざ第4節を設ける必要性はないのである。また、財産一般に関する没収を定める FCA 第1節は、合衆国に対して反乱(insurrection)に加わったり促進する者がそのために用いた財産が拿捕・捕獲(prize and capture)の合法的な対象であると規定し、財産それ自体が没収の対象であるとしている。その一方、FCA 第4節は、奴隷主から剥奪されるのは

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., Appendix, 105-114, 105(1862 年 4 月 16 日)。

<sup>18</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., 2963(1862年6月27日)。

<sup>19</sup> ベネディクト 1994:96-97。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Siddali 2005:81.

奴隷主の有する奴隷に対する労働を請求する権利であり, 奴隷それ自身が没収の直接的 な対象とはされていない。

さらに、奴隷=財産とするならば、修正第5条が正当な補償なしに私有財産を公共の用のために収用されることはないと規定していることから、奴隷の没収には正当な補償が必要となるはずである。ところが、FCAには奴隷主から奴隷に対して労働を要求する権利を剥奪するにあたり補償規定が置かれていないのである。またFCAの約一年後に制定されたSCAにおいても、奴隷の解放を明記するものであったが、FCAと同じように補償規定が置かれていない。

これらのことから、FCA・SCA ともに奴隷=財産という定式に基づくものではないと言うことができるかもしれない。しかしながら、FCA と SCA が南部連合軍を弱体化させることを 1 つの目的<sup>21</sup>とする軍事的措置の側面が強いため、有償解放が採用されなかったとみる方が適切であろう。というのも、たとえば FCA 第 4 節の原案者である Trumbull は、1861 年 7 月 21 日のブル・ラン会戦における連邦軍の敗因を南部連合国軍に奴隷が徴用されていることに求め、南部連合国軍の兵力を弱らせるために第 4 節の規定が必要であると説明していた<sup>22</sup>。この Trumbull の意図を考慮すると、合衆国政府に対する反乱に加担した奴隷主に補償を行うという発想は、敵に塩を送ることに等しいためそもそも生じにくいからである。たしかに、FCA 第 4 節を提案した Trumbull が奴隷=財産という定式を回避するために注意深く起草したとの指摘もある<sup>23</sup>が、少なくとも審議過程における彼の発言を確認する限りでは、彼が奴隷=財産という定式を積極的に否定していたとは言いがたい。

このことは CEA においてより顕著に表れてくる。CEA 第 2 条は、コロンビア特別区における奴隷の解放する際、合衆国に忠誠を誓う奴隷所有者に奴隷一人当たりにつき 300 ドルを上限とする補償を行うと規定されている。つまり、CEA は有償解放を行うものであり、同法は奴隷=財産という観念と一致する $^{24}$ 。FCA や SCA で無償解放がとられたにもかかわらず、CEA で有償解放となったのはなぜだろうか。

CEA の目的は、コロンビア特別区における奴隷制を廃止することそれ自体にあり、FCA や SCA よりも軍事的措置としての側面が弱かったという理由を考えることができる。もちろん、CEA では補償を受けることができるのはあくまでも合衆国に忠誠を誓う奴隷主だけであり、反乱に加わる奴隷主に対しても補償がなされるものではない。その意味では CEA に軍事的措置という側面が完全に欠落しているとは言えない。しかしこれは、軍事的措置という例外部分を除けば、CEA の制定段階において有償解放とい

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> Finkelman は、FCA が軍事的措置として注意深く起草されているとする[Finkelman 2008b:367]。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong. 1st Sess., 218-219 (1861 年 7 月 22 日)。ブル・ラン会戦における連邦軍の敗北が FCA の制定を加速させたとみるものとして[福本 1992:38; Berlin/Fields/Miller/ Reidy/ Rowland 1992:21]参照。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Siddali 2005:81.

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Finkelman 2012:589.

う手段が原則として想定されていたことを示唆している。この有償解放に対しては、反奴隷制論者 Garrison が 1838 年の段階から批判していたように、人間=財産とする前提を認めるものであり批判の対象であった。

CEA の審議において、Garrett Davis 上院議員 (ケンタッキー州選出・連邦党) は、Sumner 上院議員に対して、奴隷が法的に財産権の対象であるのかを質問している<sup>25</sup>。 Sumner は、特に連邦議会の管轄下にある場所においては、人間に対する財産権は存在しないので、奴隷として所有される者が奴隷主に対する補償無しに自由になる権利を有しているのは当然だという立場をとる。そして、奴隷主に対する補償ではなく、むしろあらゆる権利や所有を奪い取られてきた奴隷に対して生じる補償が問題となると述べる。しかし、奴隷たちが被ってきた損害は計り知れず、完全な補償を行うことは不可能であるため、連邦議会にできる残されたことは遅滞無く奴隷に自由を与えることであるとして、即時無償解放が大原則であると主張する<sup>26</sup>。では、合衆国に忠誠を誓う奴隷主に対して補償を行う同法について Sumner はどのように説明するのか。 Sumner は、文言は「補償」となっているが、その実質は「身代金(ransom)」であるとする苦肉の策を打ち出す<sup>27</sup>。 Sumner は、有償解放を「身代金」と読み替えることで、奴隷=財産という定式をなんとか回避しようとしたのである。

#### 3. 南北戦争と自由労働

これまで見てきた一連の反奴隷制的立法は、奴隷に対して労働の対価を払うように奴隷主へ求めるものではなかった。自由労働観念を中核に据えてアンテ・ベラム期と再建期の政治状況を分析する歴史研究家 Eric Foner は、自由労働観念を共和党の中核的イデオロギーとして位置づけ、その現れを Lincoln の言説に依拠しながら明らかにしている<sup>28</sup>。たしかに Lincoln の言説からは、彼が自由労働を 1 つの理念としていたことを確認することができる。では、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちが守ろうとしていた自由労働は、これら連邦法の立法過程で一切考慮されなかったのであろうか。

FCA については、同法案の支持者たちが奴隷制の廃止を意図するものではないと主張したために、奴隷制それ自体の是非は主たる論点ではなかった。それゆえ FCA の審議過程において自由労働観念それ自体を見いだすことはできない。しかし FCA には、奴隷と奴隷の労働との区別という自由労働観念にとって1つの重大な大前提が含まれていることを看過すべきではないだろう。

すでに述べたように FCA 第 4 節は、合衆国政府に対する反乱を助けたり支援した奴隷主から奴隷に労働を求める権利を剥奪するものであった。そしてあわせて同節は、当該奴隷がそのような奴隷主の労働を求める権利から免除される(discharged)と規定し

146

<sup>25</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., 1446(1862年3月31日)。

<sup>26</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., 1446(1862年3月31日)。

<sup>27</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., 1449(1862年3月31日)。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> Foner 1995:9.

ている。このように奴隷を労働から免除することは、奴隷主の奴隷所有権から奴隷の労働をくくりだすことを意味している。すなわち、奴隷主の奴隷所有権の範囲について連邦議会が判断するものであった。それゆえ、奴隷を所有すること=奴隷の身体と労働の両面を所有することを意味すると考えられていた当時の奴隷所有権観念にとって、FCAは奴隷の法的地位に関するラディカルな前提を含むものであった<sup>29</sup>。しかしながら、FCAの審議過程ではこの前提が表立って論じられているわけではないため曖昧さが残っている。

ところが CEA の審議過程では、奴隷制を廃止することの正当性が問題となるため、自由労働観念が引き合いに出されている。たとえば Sumner は、奴隷制を維持することの目的は賃金を支払うことなしに働かせることであると指摘する<sup>30</sup>。そしてこのような理性ではなく力に基づく野蛮な奴隷制の下で、奴隷の自由が法の適正な過程なくして奪われているだけでなく、奴隷は自身の努力(industry)の成果すべてを奪われているため、これは奴隷の財産(property)もまた法の適正な過程なくして奪われていることになる、と述べる<sup>31</sup>。ここでは、労働の成果が修正第 5 条のデュープロセス条項における財産に含まれる形で、奴隷制の違憲論が展開されている。Sumner は、1860 年 6 月に連邦上院議会で行った Barbarism of Slavery という演説において、奴隷制の本質的要素として「労働の成果すべてを他人が横領すること」をあげていた<sup>32</sup>。しかしこの演説において Sumner は、このような奴隷制の野蛮性を批判するだけであり、奴隷の労働と合衆国憲法の具体的な繋がりについては曖昧なままであった。その曖昧さが CEA ではぬぐい去られているのである。

# 4. 小括

Lincoln は、1862年9月22日に奴隷解放予備宣言<sup>33</sup>(以下では単に予備宣言と記す)、そして1863年1月1日に奴隷解放宣言<sup>34</sup>(同じく解放宣言と記す)を連邦軍総司令官として発令した。予備宣言は、1863年1月1日以降は反乱州で奴隷として所有されるすべての人が永久に自由であると宣言するものであり、FCAやSCAよりも広い射程を有している。しかし、予備宣言の冒頭でLincolnは、自発的に奴隷制を廃止した奴隷州に対しては奴隷解放に対する金銭的援助(pecuniary aid)を行うよう議会に勧告する意図があることを述べる<sup>35</sup>。ここでは補償(compensation)という言葉が用いられていないが、同宣言の最後の部分で、合衆国に忠誠を保った市民については奴隷の損失に対し

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Siddali 2005:81.

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., 1447(1862年3月31日).

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> CONG. GLOBE, 37th Cong., 2nd Sess., 1449(1862年3月31日).

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> COMPLETE VI:137.

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> CWAL V:433-436.

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> CWAL VI:28-30.

<sup>35</sup> CWAL V:434.

て補償するように勧告する意図を述べている<sup>36</sup>。予備宣言において Lincoln は、南北戦争中に連邦に留まった奴隷州に対しては有償解放に固執していた<sup>37</sup>。

Lincoln が有償解放に固執したことは、予備宣言の約3ヶ月後の年次教書にも表れている38。この年次教書において Lincoln は、次のような内容を規定する憲法修正案を提示している。奴隷制が現在存在しているすべての州は、1900年1月1日より前に奴隷制を廃止しなくてはならず、合衆国から補償を受けなければならない。この戦争の機会によってもしくは反乱の終結以前のいずれかの時点で実際に自由であったすべて奴隷は永遠に自由である。ただし、合衆国に忠誠的でなかった奴隷主は、奴隷解放に対して補償を受けることができない39。Lincoln は、予備宣言で勧告する意図があると述べていたが、それは憲法修正という形で有償解放を実施しようとするものであった。このLincoln の憲法修正案は、南北戦争前の Corwin Amendment と比較すると、実際に奴隷解放に踏み切った点では奴隷制との妥協を目的とする憲法修正から、奴隷制廃止のための憲法修正へと転換していると評価することができるだろう。しかしながら、それは有償解放を含むものであり、Garrison や Sumner のような反奴隷制論者からすれば、奴隷制と依然として妥協的な憲法修正であったとも評価することができる。

ところが、1863年1月1日の解放宣言には、予備宣言や年次教書に見られた有償解放策は消えている。そして反乱州と見なす地域を列挙したうえで、これら地域内の奴隷が自由である、もしくは、今後自由となることを宣言されている<sup>40</sup>。さらに、自由となった奴隷に対して、合理的な賃金 (reasonable wages) で誠実に働くように求めている<sup>41</sup>。この奴隷解放宣言は Garrison や彼と行動を共にしていた Wendell Phillips などから支持されたものの、この宣言に限界があることも問題となった。たとえば、この解放宣言では列挙された反乱地域における奴隷だけを対象としているため、ケンタッキー州のように奴隷州ではあるが連邦側に残った州内の奴隷も解放されるのかといった限界が問題となったのである<sup>42</sup>。そして、修正第13条の審議は奴隷解放宣が抱える限界を踏まえながらスタートしていくことになる。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> CWAL V:436.

<sup>37</sup> フォーナー 2013:322。

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> CWAL V:518-537.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> CWAL V:530.

<sup>40</sup> CWAL VI:30.

<sup>41</sup> CWAL VI:30.

<sup>42</sup> Tesis 2004:36.

## 第9章 修正第13条における奴隷制廃止の意味

## 1. 修正第13条の審議過程

#### 1.1 修正第13条審議の流れ

第 38 回連邦議会において奴隷制を禁じる憲法修正が最初に提案されたのは、1863 年 12 月 14 日であった $^1$ 。この日,下院議会では 2 つの修正第 13 条案が提出された。1 つは James M. Ashley 下院議員によるものであり,もう 1 つは James F. Wilson 下院議員 (共和党・アイオワ州) による修正案である。

Ashley 案は、すべての州及び現在もしくはこれから獲得されるであろうテリトリーにおける奴隷制及び意に反する苦役を禁じるシンプルなものである $^2$ 。そして Wilson 案は、2つの節から構成されており、その第 1 節は「奴隷制は自由な政府と相容れないものであり、合衆国において永遠に禁じられる。そして、意に反する苦役は犯罪に因る処罰の場合のみ許される」と規定し、そして第 2 節は「連邦議会は適切な立法によって本条前節を執行する権限を有する」と規定するものであった $^3$ 。

その約1ヶ月後,上院議会では,1864年1月11日に John B. Henderson 上院議員(共和党・ミズーリ州)により奴隷制を禁じる憲法修正案が提出される $^4$ 。Henderson 案は,その第1節において,奴隷制及び意に反する苦役を犯罪による処罰の場合を除き禁止するものである $^5$ 。これら修正案に共通する"slavery"と"involuntary servitude"という文言,および Wilson 案と Henderson 案で用いられている「犯罪による処罰の場合を除き」という言い回しは,オハイオ川以北のテリトリーに奴隷制を認めない 1787年のいわゆる北西部条令第6条において使用されていたものであった $^6$ 。

また、2月8日にはCharles Sumner 上院議員(共和党・マサチューセッツ州)は、すべて人は法の下に平等であり、人が他者を奴隷として所有することは許されないとする修正案を提出している<sup>7</sup>。これは先の修正案と異なり、「法の下の平等」という文言を明記したという点で特徴的なものである。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 修正第 13 条の審議過程を整理したものとして [Ames 1970:214-217; Buchanan 1974:3-4; Ten Broek 1965:158-173; Maltz 1990:13-28; 勝田 2008:57-58]。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess.,  $19(1863 \oplus 12 \oplus 14 \oplus)$ 。提案者である Ashley は、共和党が結成された際のメンバーの 1 人であり、卓越した反奴隷制論者である。彼は、奴隷制が不道徳であるだけでなく、合衆国憲法に違反する制度として捉えていた[Zietlow 2012b:412]。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 21(1863年12月14日)。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 145(1864年1月11日)。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1313(1864年3月28日)。

<sup>6 1.</sup> Stat. 50. ちなみに、北西部条令第 6 条は"There shall be neither slavery or involuntary servitude in the said territory, otherwise than in the punishment of crimes where of the party shall have been duly convicted"と規定する。

<sup>7</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 521(1864年2月8日)。本文であげた者以外でもWilliam Wisdom (共和党・ミネソタ州選出)やIsaac Newton Arnold (共和党・イリノイ州

1864年2月10日,上院司法委員会(Committee on the Judiciary)の委員長を務める Lyman Trumbull 上院議員(共和党・イリノイ州)は,北西部条令の文言を用いた修正案 を下地とした上院司法委員会案を上院議会に報告する $^8$ 。この上院司法委員会案は,実際に制定された修正第13条と文言上大きな違いはなく,実質的な修正第13条の原案である $^9$ 。上院議会では,1864年3月28日から4月8日にかけて,この上院司法委員会案 をたたき台として審議が行われた。そして,その4月8日には上院議会において表決が行われ,38 対 6 で合衆国憲法第5条が定める憲法修正のための特別多数要件(3分の2以上の賛成)を満たし,可決された $^{10}$ 。

下院議会では、上院議会で可決された修正案をもとに 1864 年 5 月 31 日から審議がなされ、6 月 15 日には表決が行われた。ところがこの時は、93 対 65 で、合衆国憲法第 5 条の規定する特別多数要件を満たすことができず、失敗に終わる<sup>11</sup>。しかし、同年秋に行われた大統領選挙及び連邦議会議員選挙において、Lincoln が大統領に再選され、共和党も議席数をのばした結果、次の第 39 回連邦議会において奴隷制を廃止する憲法修正が成立する可能性が高まった。そのため、第 38 回連邦議会において修正第 13 条の制定に反対する立場にとって、自分たちが反対することに意味がなくなった<sup>12</sup>。そこでAshley 下院議員によって修正第 13 条の再審議が提案され、第 2 会期において議論が再スタートする。そして 1865 年 1 月 31 日には修正第 13 条に関する表決が行われ、119 対 56 で可決された<sup>13</sup>。その後、上院・下院議会で可決された修正第 13 条案は各州へ送付され、合衆国憲法第 5 条が規定する 4 分の 3 以上の州の批准を経て 1865 年 12 月 18 日に成立が宣言された<sup>14</sup>。

選出)などが奴隷制を廃止する憲法修正案を提案している[Ames 1970:214]。

<sup>8</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess.,  $552(1864 \mp 2$ 月 10日)。ここでは形式的には Henderson 案を下地とされている。Sumner 案が採用されなかったことが法の下の平等を 退けるものであったか否かは後に検討する。なお,この時の上院司法委員会でどのような 議論がなされたのかについては資料が欠如しており,困難であるとされている[Vorenberg 2004:53]。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 上院司法委員会案第 1 節は"Neither slavery nor involuntary servitude, except as punishment for crime whereof the party shall have been duly convicted, shall exist in the United States, or any place subject to their jurisdiction." と規定する。この案において"shall exist in the United States"となっているのが、実際に制定された修正第 13 条では"shall exist within the United States"と変更されているに過ぎない。また第2節について、上院司法委員会案と現行の修正第 13 条で文言上の違いはない。

<sup>10</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1490(1864年4月8日)。

<sup>11</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2995(1864年6月15日)。

<sup>12</sup> 勝田 2008:58。

<sup>13</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 2nd Sess., 531(1865年1月31日)。

<sup>14</sup> なお, 各州の批准について[Vorenberg 2004:212-233]参照。

#### 1.2 文字通りの「修正」と延長線としての「修正」

第38回連邦議会において修正第13条を制定する必要性はさまざまな観点から出されていたが<sup>15</sup>, その中核には奴隷制を確実に永続的に廃止するためという理由が存在した。たとえば、上院司法委員会案を報告した Lyman Trumbull 上院議員は、奴隷制問題に端を発する連邦の分裂状態および南北戦争を終わらせるには奴隷制それ自体を永続的に廃止しなければならず、州によって再び奴隷制が確立されないために憲法修正という形が適していると説明している<sup>16</sup>。奴隷制を永続的に廃止するためという理由の背景には、南北戦争勃発後から連邦議会では奴隷制を規制する立法を行ってきたが<sup>17</sup>, これら立法では奴隷制を根絶することができなかったという事情がある。また、1863年1月1日に Lincoln 大統領が奴隷解放宣言を発出したが、この宣言は奴隷制の廃止という点から見て不安定かつ不完全なものであった<sup>18</sup>。それゆえ、より確実な方法である憲法修正が必要とされたのである<sup>19</sup>。

ただし、永続的に奴隷制を廃止するために憲法修正が必須であるかというと、そうとも言い切れない。これまで確認してきたように、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちの間には、合衆国憲法が奴隷制を認めているか否かについて見解の相違が存在した。そのなかで、修正第 13 条審議において Sumner は、既存の合衆国憲法のもとで奴隷制が禁じられており、そうする義務があるとする。なぜならば Sumner によれば、合衆国憲法前文が自由の恵沢を確保する目的を謳い上げていることや、修正第 5 条がデュープロセスなしに自由を奪われないとしていることなどから、連邦政府には自由を保障する義務があるからである $^{20}$ 。ここで Sumner は、Garrison とは異なり、修正第 5 条のデュープロセス条項を独立宣言の「自明の真理」と調和的なものとみなしている。すなわち Sumner

<sup>15</sup> 修正第 13 条の制定を支持した Francis W. Kellog 下院議員(共和党・ミシガン州)自身, 修正第 13 条の制定についてたくさんの理由や主張があり, どれから議論を始めて良いか分からないと述べる。CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2954(1864年6月14日)。

<sup>16</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1313-1314 (1864年3月28日)。

<sup>17</sup> たとえば, 前章で検討した 1861 年第 1 次財産没収法(the First Confiscation Act)と, 1862年コロンビア特別区奴隷解放法(the District of Columbia Emancipation Act)。

<sup>18</sup> 奴隷解放宣言は、南部連合国(Confederate States) に加入して連邦に対して反乱を行った州における奴隷のみを解放するものであった[CWAL VI:29-30]。それゆえ、ケンタッキー州やミズーリ州といった連邦内に留まった奴隷州にいる奴隷は、同宣言 とは無関係であった。また Lincoln 自身が述べるように、同宣言は、合衆国に対する反乱があった 場合に、それを制圧するために陸・海軍の最高司令官(Commander-in-Chief)として与えられた権限により出されたものである[CWAL VI:29]。それゆえ、奴隷解放宣言が現に存在する反乱への措置であるならば、南北戦争後にもその効力があるのか否かも曖昧であった。奴隷解放宣言は、奴隷制それ自体の廃止を実現するためには地域的にも時間的にも限界を抱えるものであった[Tsesis 2004:36]。

<sup>19</sup> 前述の Trumbull 自身も, 奴隷解放宣言の永続制および憲法上の正当性について見解の相違が生じているとする。CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1313-1314(1864年3月28日)

<sup>20</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1479-1480 (1864年4月8日)。

は、修正第 13 条審議において合衆国憲法=反奴隷制的文書という見方を捨てていなかった。しかし Sumner は、自由の避難所であるべき裁判所は奴隷制に有利になるように憲法を解釈してきたし、連邦議会による奴隷制問題への対応は不十分であったとする。そして、合衆国憲法を修正して裁判所と連邦議会がしてはならないこと、もしくは、しなくてはならないことを含める必要がある、と Sumner は憲法修正の必要性を主張した<sup>21</sup>。つまり Sumner は、内在的には修正第 13 条を既存の憲法規範の延長線上に位置づくものとして支持していたのである。

この Sumner の立場を理解するためには、修正第 13 条の「修正」に関して指摘されてきた 2 つの性質が参考になる。その 2 つの性質とは、既存の憲法規範を文字通り修正するもの(amendatory)としての憲法修正と、既存の憲法規範を再び宣言するもの

(declaratory) としての憲法修正である $^{22}$ 。もし既存の合衆国憲法が奴隷制を認めていたと捉えるならば、奴隷制を廃止した修正第 13 条は amendatory な憲法修正であったといえる。逆に、もし既存の合衆国憲法が奴隷制を認めていなかったとするならば、修正第 13 条は奴隷制の禁止を改めて規定するものといえる。ゆえに、Garrison のような憲法理解を採用するならば修正第 13 条は既存の憲法規範を修正するものとして捉えることができ、Sumner のそれを前提とするならば修正第 13 条は奴隷制の禁止を再提言したものであった $^{23}$ 。これらのことから、修正第 13 条が奴隷制を廃止した意味を検討する際には $^{24}$ 、修正第 13 条が制定される以前の合衆国憲法のもとで奴隷制がなぜ許されないのかを細かく検討する必要がある。

# 2. 修正第13条審議の内容

#### 2.1 自由な政府の確立

修正第 13 条の制定を支持する立場からは、合衆国憲法前文が一般の福祉(general welfare)の増進および自由の恵沢を確保することを憲法の目的としていることを踏まえれば、奴隷制が認められないと主張された。このような主張は、すでに述べたように Charles Sumner 上院議員の主張に確認することができるが、Francis W. Kellogg 下院議員(共和党・ミシガン州)の発言にも表れている。Kellogg は、合衆国憲法前文がそこで示された目的のために十分な権限を持ち、すべて恵沢を人民に約束する連邦政府を打ち立てたとする<sup>25</sup>。また自身でも奴隷制を禁じる修正第 13 条案を提出した James Wilson 下院議員は、合衆国憲法前文こそが彼の修正案にとっての拠り所(authority)であると述べる。そのうえで、合衆国憲法が作り出した連邦政府は「自由に基づく連邦政府(free

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1481-1482 (1864年4月8日)。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Ten Broek 1965:170-171.

<sup>23</sup> Ten Broek 自身も Sumner を後者に位置づけている[Ten Broek 1965:170]。

<sup>24</sup> 奴隷制を廃止するための立法権限を連邦議会に与えるという点については、合衆国憲法 が奴隷制問題を州の問題としてきたとする既存の理解を文字通り修正するものであった可 能性が高い。この点については、次章で共和政体保障条項との関係を軸に検討する。

<sup>25</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2955(1864年6月14日)。

Government)」であり、「ある人が他人の意思に完全に従属する」奴隷制は共和政と一致しないと James Wilson は主張する<sup>26</sup>。そして、具体的には憲法前文で謳われている「より完全な連邦の形成」、「正義の樹立」、そして「国内の平穏の保証」という3つの目的を合衆国憲法と奴隷制が両立しない根拠として示す<sup>27</sup>。連邦が諸州の単なる契約に過ぎないという考え方と結びつく奴隷制は「より完全な連邦の形成」と一致せず、奴隷制が不正義(injustice)である以上「正義の樹立」とも一致せず、そして奴隷制が南北戦争の原因となったことからも分かるように「国内の平穏」とも一致しないというのである。

このような合衆国憲法前文を根拠に奴隷制を否定する主張の説得力はあまり高いものではなかった。たとえば、James Wilson が示すこれら前文の3つの目的のうち「より完全な連邦の形成」と「国内の平穏の保証」については、修正第13条の制定に反対する立場から異論があるところであろう。なぜならば、彼らからみれば、連邦が分裂して国内の平穏が打ち砕かれたのは奴隷制廃止論者たちの頑固さも原因だからである<sup>28</sup>。

また、奴隷制が不正義であるとする主張にも、修正第 13 条の制定に反対する立場から反論があるだろう。James Wilson は正義を「誰もが従うものと一致する徳、諸個人がお互いに対して行動する際の正しさの諸原理および法と実践的に一致する徳(the virtue which consists in giving to everyone what is his due; practical conformity to the laws and to the principles of rectitude in the dealings of men with each other)」と定義し、奴隷制がこのような正義に完全に反していると述べる<sup>29</sup>。しかし、奴隷制が正義に反するか否かは、正義の定義次第でもある<sup>30</sup>。さらに付け加えるならば、1861 年の南部連合国憲法

(Constitution of the Confederate States)は、合衆国憲法前文と同様に、「永続的な連合政府の形成(form a permanent federal government)」、「正義の樹立」「国内の平穏の保証」、そして「自由の恵沢の確保」を前文で謳い上げながらも、その他の条項で奴隷制を積極的に保障するものでもあった<sup>31</sup>。

それゆえ,これら合衆国憲法前文の3つの目的を引き合いに出したところで,奴隷制が禁じられるか否かは議論の余地があるところであった。

<sup>26</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1200(1864年3月19日)。 実際に Wilson が提出した修正第13条案は,「自由な政府と両立し得ない奴隷制は合衆国において永遠に禁じられる」とするものであった。

<sup>27</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1201(1864年3月19日)。

<sup>28</sup> 修正第 13 条の制定に反対した Lazarus W. Powell 上院議員(民主党・ケンタッキー州) は、James Wilson 下院議員への直接的な反論ではないが、奴隷制が困難の元凶であるとする見方を否定し、過激な反奴隷制論者が過激な奴隷制擁護論者を生み出しているのだと述べている。CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1483(1864 年 4 月 8 日)。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1201(1864年3月19日)。

<sup>30</sup> たとえば,後述のように,修正第 13 条の制定に反対する Fernando Wood 下院議員(民主党・ニューヨーク州)は,奴隷制の廃止が奴隷主の財産を破壊するものなので不正義であると主張していた。本章注 51 参照。

<sup>31</sup> 南部連合国憲法が奴隷制を保障するものであったことにつき[山口 1985:765-767]。

## 2.2 共和政の保障

また、修正第 13 条の制定を支持する立場からは、合衆国憲法第 4 条第 4 節のいわゆる共和政体条項も反奴隷制的条項の 1 つとして引き合いに出されていた。この条項は、合衆国(the United States)が連邦のすべての州に共和政体(a republican form of government)を保障すると規定するものである。ただし、共和政体条項から何を強調するかは論者により異なっている。たとえば Charles Sumner 上院議員は、合衆国憲法の下で奴隷制が許されない理由の 1 つとして共和政体条項をあげ、連邦議会には諸州の共和政体を保障する義務があるとする。もっとも、Sumner によれば、ここでいう共和政体とは独立宣言における自明の真理と、それと調和的な憲法上の保障である修正第 5 条のデュープロセス条項を要素とするアメリカの政体のことである32。それゆえ Sumner の場合、根本的には自明の真理と修正第 5 条のもとで奴隷制が禁じられていると捉えている。これは後述のように自己の労働の成果を享受する権利と密接な結びつきをもったものである。

さらに、前述のように James Wilson 下院議員も奴隷制が自由な政府と両立しないとする際に、奴隷制が共和政と一致しないと述べていた。ここで James Wilson は、共和政のもとでは「労働者は自らの労働の報酬を受けなければならない (The laborer is worthy of his hire)」という原則が人種に関係なく守られなくてはならないと述べる<sup>33</sup>。このように修正第 13 条審議において、共和政という理念から奴隷労働を否定する論理が出てきていることは、既存の奴隷制を廃止するだけでなく、あるべき労働の姿が主張されていたことを示している。

#### 2.3 「法の下の平等」

修正第 13 条が審議されていた当時の合衆国憲法には「法の下の平等」という文言が盛り込まれていなかった。広く知られているように、この文言が合衆国憲法に書込まれたのは 1868 年の合衆国憲法修正第 14 条においてであった。しかし実は、修正第 13 条審議中の 1864 年 2 月 8 日に上院議会へ提出された Charles Sumner 上院議員案にこの文言が登場している。その Sumner 案は、「…すべて人は法の下に平等であり、人は他人を奴隷として所有することはできない(all persons are equal before law, so that no person can hold another as a slave)」と規定するものである $^{34}$ 。

しかしながら、実際に制定された修正第 13 条に「法の下の平等」が盛り込まれていないことからも明らかなように、Sumner 案は採用されなかった<sup>35</sup>。Sumner 案が採用されなかった事実から当時の共和党議員たちが権利の平等性にまで踏み込む準備ができていなかったと評価することもできるが、実際の審議を見る限りではそこまで言い切る

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1480(1864年4月8日)。

<sup>33</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1204(1864年3月19日)。

<sup>34</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 521(1864年2月8日)。

<sup>35</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 552(1864年2月10日)。

ことは難しい $^{36}$ 。たとえば、Jacob M. Howard 上院議員(共和党・ミシガン州)は、Sumner が「法の下の平等」について根本的に間違って理解していると批判する。というのも、Howard によれば、「法の下の平等」という文言は 1791 年フランス憲法において特権階級を廃止するために用いられたものであり、奴隷制を廃止するためのものではなかった。その一方、上院司法委員会案の"Neither slavery nor involuntary servitude..."という文言は、アメリカの建国者たちが 1787 年の北西部条令で奴隷制を制限するために用いたものだった。このことを踏まえれば、わざわざフランス憲法から文言を拝借するよりも、北西部条令の文言を使用した方が奴隷制を廃止する文脈では望ましいというのである $^{37}$ 。Howard によるこの批判を率直に受け止めるならば、あくまでも文言をどこから借りるべきかが問題となっており、Sumner の「法の下の平等」それ自体が否定されたわけでない $^{38}$ 。

それに対し修正第 13 条の制定に反対する立場からは、それが奴隷制を廃止するだけでなく、解放された奴隷が白人と等しい地位になることを保障するものであるから受け入れがたいとする反論が提起された。たとえば、1864 年 3 月 3 日に Garret Davis 上院議員(連邦党・ケンタッキー州選出)が提出した憲法修正案は、黒人(母親及び祖母が黒人であるものを含む)が合衆国市民ではなく、公務に就任することができないとする条項を上院司法委員会案に追加するように求めるものであった $^{39}$ 。しかし 1864 年 4 月 5 日,G. Davis 案は 5 対 32 で否決される $^{40}$ 。この事実も「法の下の平等」という考えが否定されたわけでないことを表している。

# 2.4 労働成果の保障

修正第 13 条審議において, 修正第 13 条の制定を支持する側から南北戦争が労働のあり方を巡る争いであるという認識が示されている。すなわち, 自分で働いた成果を享受することが正当であるとする北部と, 他人(奴隷)の労働の成果によって生きることが正当であるとする南部奴隷所有者との間の争いという整理である<sup>41</sup>。このことからも分かるように, 修正第 13 条審議では, 奴隷制の廃止が労働のあり方にもたらす意味を巡

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Tsesis 2004:40.

<sup>37</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1488-1489 (1864年4月8日)。

<sup>38</sup> Tsesis 2004:40. Lea S. VanderVelde は、"Neither …"というフレーズが奴隷制の廃止以外の意味を持たないだけでなく、Thomas Jefferson という建国者の言葉を用いることで「修正」の色合いを薄めるものであったとする[VanderVelde 1989:450]。Michael Vorenberg も、Sumner 案が上院司法委員会において採用されなかったことをもって法の下の平等が切り捨てられた訳ではないことに注意を促している [Vorenberg 2004:55]。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 921(1864年3月3日)。

<sup>40</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1424(1864年4月5日)。

 $<sup>^{41}</sup>$  たとえば Lyman Trumbull 上院議員は、上院司 法委員会案について説明する際に、これまでの奴隷制を巡る争いを「他人の労役(toil)によって生きることが正しいと考える奴隷所有貴族と、自らの働きによって獲得したパンを食べる権利を信じる北部自由労働者」との間の衝突と捉えている。 CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess.,  $1313(1864 \mp 3 月 28 日)。$ 

る豊富な議論が交わされている $^{42}$ 。そこで、ここでは、修正第 13 条審議においてその制定を支持する側がよく用いた「労働の成果に対する権利 (right to the fruits of his labor、以下では労働成果享受権と略記する)」に着目してみたい $^{43}$ 。

もともと、修正第 13 条審議以前から反奴隷制論者たちは、あらゆる人間が労働の成果を享受する権利を有しており、奴隷の労働の成果を奴隷主が剥奪する奴隷制はこの権利を侵害するものであるとしてすでに批判していた。たとえば William L. Garrison は、1832 年 12 月 29 日の THE LIBERATOR において「200 万の人々〔奴隷のこと——引用者注〕が自らの自由と労役の成果(the fruits of their toil)が略奪されている」として奴隷制を批判し、翌 33 年に執筆したアメリカ反奴隷制協会の宣言では、いかなる人間にも「労働の成果を取得する権利」があると述べていた46。また、Lincoln 大統領も、いくつかの演説・討論において、労働成果享受権を誰もが有する自然権であると述べていた45。

第38回連邦議会における修正第13条審議において、Ebon C. Ingersoll 下院議員(共和党・イリノイ州)は、修正第13条がこれまで抑圧されてきた奴隷の自然権を保障するものなので、その制定を支持すると述べる。そして、「土地を耕し、自らのパンを手にし、そして、自身の労働の報酬を享受する権利」は黒人も自由権として有していると述べる<sup>46</sup>。このことから Ingersoll によれば、労働成果享受権が修正第13条によって保障されると考えられていたことになる。また James Wilson 下院議員も既に述べたように、共和政のもとで労働の成果を得るという原則の重要性を指摘していた<sup>47</sup>。さらに、John F. Farnsworth 下院議員(共和党・イリノイ州)も、自らの努力の成果に対する権利こそ保障されるべき既得権(vested right)であると述べる<sup>48</sup>。

これら労働成果享受権という主張の背景には、奴隷が財産であるのか否か、人間を奴隷として所有することが認められるのか否かという根本的な問題が横たわっている。もし奴隷が財産であるならば、修正第5条のデュープロセス条項および収用条項は奴隷主に有利に働く。逆に、奴隷を財産ではなく人間と捉えるならば、デュープロセス条項が奴隷にとって有利に働く可能性が高まるからである。修正第13条の制定に反対する立場は、奴隷が奴隷主の財産であるという前提に立ち、奴隷制の廃止が奴隷主の財産を侵害することであり、修正第5条のデュープロセス条項のもとで認められないと主張していた。たとえば、Lazarus W. Powell 上院議員(民主党・ケンタッキー州)は、合衆国憲

<sup>42</sup> VanderVelde 1989:473.

<sup>43</sup> アンテ・ベラム期の南部プランテーション制における黒人奴隷は、「商品」であっても、「商品としての労働力の所有者」とは見なされていなかった[平出 1976:170]。

<sup>44</sup> The Liberator, Dec. 29, 1832. ニューイングランドの反奴隷制論者たちの共通認識として「自己の身体を所有し守る権利」,「自己の労働に対する権利」を意味する自然権的な「自己所有権」 が存在したことにつき[宮井 1989:38-40]参照。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> フォーナー 2008:134。

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2990(1864年6月15日)。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1204(1864年3月19日)。

<sup>48</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 2nd Sess., 200(1865年1月10日)。

法起草者たちが財産を破壊する意図をもって合衆国憲法を作ったわけではないと述べる。そして、連邦政府には何が財産であるか否かを決定する権限もないとして修正第13条に反対する<sup>49</sup>。それに対して、修正第13条の制定を支持する側は、労働の成果を財産として捉える。そして、奴隷は自身の労働の成果をデュープロセスなくして奪われているので、むしろ奴隷制が修正第5条に反すると対抗した。

さらに Powell は、奴隷主に奴隷の価値が補償されなければ奴隷は解放されないという規定を修正第 13 条に追加するように提案してもいた<sup>50</sup>。また Fernando Wood 下院議員(民主党・ニューヨーク州)も、提案されている修正第 13 条が補償無しに奴隷を解放するものであり、個人の財産を破壊するものであるがゆえに不正義な条項であるとその制定に反対していた<sup>51</sup>。すなわち有償解放を修正第 13 条に盛り込もうとしたのである。これに対して修正第 13 条の制定を支持する側は、そもそも人間を奴隷として所有すること自体が憲法上認められていないと応答する。Charles Sumner 上院議員は、奴隷主に対して補償することが人間を財産として所有できるとする想定に立つものなので認められないとする<sup>52</sup>。それゆえ、もし補償が支払われるとしても、奴隷主にではなく、自らの労働の成果を奪われてきた奴隷に対して支払うべきだと論じる。ここには奴隷も労働の成果を享受することが修正第 5 条のもとで保障されるとする Sumner の考え方が貫かれている。

しかし、労働の成果を財産として修正第 5 条の保障範囲に入れようとしたところで、奴隷が修正第 5 条のいう「すべて人」に含まれるか否かという問題が前提として存在した。この点につき、南北戦争前の 6 Dred 6 Scott 事件合衆国最高裁判決が黒人を合衆国市民と認めなかったことからすれば、修正第 6 条の「すべて人」に奴隷が含まれないとする見方も当時の状況としては成り立ち得る6 実際に第 6 38 回連邦議会においても、すでに述べたように、解放奴隷が公務に就けないことを規定する修正第 6 13 条案が出されていた。これにたいして 6 Sumner は、修正第 6 条が「すべて人」と定めていることから、黒人であっても白人であってもデュープロセスによって守られると論じていた6 2

ここで重要なのは、労働の成果を享受することが人種にかかわらず保障されなければならないとされていることである。上述のIngersollは、修正第13条の制定が奴隷のためだけでなく、奴隷州にいる700万人のプア・ホワイト(poor white<sup>55</sup>)のためでもある

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1483(1864年4月8日)。

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1425(1864年4月5日)。この Powell 案に対しては Powell 自身と Davis 上院議員の2人が賛成票を投じたのみであった。

<sup>51</sup> CONG. GLOBE., 38th Cong., 1st Sess., 2940(1864年6月14日)。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1480(1864年4月8日)。

 $<sup>^{53}</sup>$  60 U.S. 393. Roger B. Taney 首席判事執筆の法廷意見は,歴史的に黒人は合衆国憲法前文のいう人民(the people)と認識されてこなかったとして,黒人が合衆国市民ではないとした。 $^{60}$  U.S. 409-412.本論文第7章参照。

<sup>54</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1480(1864年4月8日)。

<sup>55</sup> いわゆるプア・ホワイトについて[三浦 1954:41-57]参照。

と述べる。奴隷制研究の泰斗である本田創造によれば、プランテーション奴隷制度に関する根本的特徴とは少数のプランターが黒人奴隷と大土地を独占的に私的所有することである。そして、南部奴隷州ではこのようなプランターになることができなかったプア・ホワイトが存在していた<sup>56</sup>。修正第 13 条の制定を支持する側は、単に奴隷労働を廃止しようとしていただけでなく、このようなプア・ホワイトが自らの労働の成果を享受することをも求めていたのである。

<sup>56</sup> 本田 1971:475-476。

## 第10章 「再建」の論理と州権理論

# 1. 「再建」と連邦議会権限問題

奴隷制の存廃問題につき、常につきまとってきたのが《連邦議会には州内の奴隷制を 廃止する合衆国憲法上の権限があるか否か》という問題である。

合衆国建国者たちは、独立宣言で「すべて人が等しく造られ」たことを「自明の真理」と謳い上げ、連合規約の制定を経て、最終的に合衆国憲法を制定し13州を1つの連邦としてまとめ上げた。合衆国憲法を制定するさい、新たに創設される連邦政府にどのような権限を与えるべきかが一つの論点であった。連合規約においてアメリカ合衆国は、主権・自由・独立を有する各州同士の「友好の堅い連合(a firm league of friendship)」であった」。しかし、連合規約が連邦政府に課税権を付与しなかったことなどから、州の間での争いが生じてしまった。そこで、合衆国憲法前文には、「より完全な統一」の実現という目的が、そして、憲法を制定する主体が、州の人民ではなく、合衆国人民であることが明記された。

ところが、合衆国憲法起草者たちは、それまでの州の権限一切を連邦政府に委譲させる方法をとったわけではなかった。というのも、強大な権限を有する一つの連邦政府を作ることよりも、州に共通する事柄を処理する権限を有する中央政府と、それ以外の権限を有する州政府をそれぞれ設置した方が人民の自由の保障にとって有利であると考えられたからである。たとえば『ザ・フェデラリスト』の第10篇において James Madisonは、「大きい共和国」と「小さい共和国」という対比を用いて次のように論じる。「小さい共和国」では、代表者を選出する母体の人数が少ないため、選挙において不正が行われたり、自由な投票が阻害されたりする危険性が高い。それゆえ、「大きい共和国」の方がより適切な代表者を選出することができるので望ましい。しかしながら「大きい共和国」には、地方の事情や利益を把握していない代表者が選ばれてしまうという欠点がある。そこで、合衆国憲法では、重大な全体的な利益については連邦議会に付託され、地方的・「特殊的利益」については州議会に付託されているのである、と Madison は述べている<sup>2</sup>。

合衆国憲法第1条第8節は、Madisonの言葉を使うならば、全体的な利益とされる事柄に関する連邦議会権限を列挙している。しかし、ここには奴隷制(もしくは奴隷制を想起させる事柄)を規制する権限は書き込まれていない。合衆国憲法で付与されていない連邦政府の権限は州政府に留保されるとする修正第10条を踏まえると、連邦議会には奴隷制に関する立法権限は付与されていないことになる。また、合衆国憲法第1条から修正第12条まで、奴隷制を規制する立法権限を連邦議会に付与した条項は存在しない。むしろ、1808年まで州が奴隷貿易をすることを連邦議会が禁じてはならないと定

<sup>1</sup> 連合規約第2条及び第3条。

<sup>2</sup> ハミルトン/ ジェイ/ マディソン 1991:47-48 [マディソン執筆]。

める,合衆国憲法第1条第9節第1項では奴隷制に関する権限は州政府にあることが前提とされている。これら条項からは,建国時において奴隷制が州の特殊な利益であると考えられていたことになる。建国時に存在した13州の中には,独立宣言で謳われた「自明の真理」と明らかに矛盾する奴隷制を採用している州があった。それゆえ建国者たちは,合衆国を形成するために,新たに設立される連邦政府には州内の奴隷制に対して介入する権限が及ばないとする「連邦合意(federal consensus)」を取り結ぶことになる³。その結果として,合衆国憲法では「奴隷」という文言を使うことが避けられながらも,いわゆる逃亡条項⁴をはじめとする親奴隷制条項を組み込み,実質的には奴隷制を保護する憲法構造が構築されたのである⁵。

その後、合衆国領土が西北へと拡大するにつれて、奴隷制の拡大が問題となり、1820年には北緯36度60分以南での奴隷制を容認するミズーリ協定が連邦議会で制定される。このような奴隷制との妥協はその後も引き続き行われ、南部奴隷州が連邦を離脱していくのとほぼ同時並行で、南北戦争勃発直前の1861年3月2日には、憲法修正によって連邦議会に奴隷制に介入する権限及びそれを廃止する権限を付与することを禁じる憲法修正、いわゆる Corwin Amendment が連邦議会を通過していた7。すなわち、南北戦争の勃発直前まで、奴隷制との妥協のために、連邦議会が州内の奴隷制に介入しないとする方針が維持されていたのである。

Corwin Amendment が連邦議会を通過した翌4月12日,連邦を離脱した南部州によって設立されたアメリカ連合国(Confederate States of America)によって連邦政府のサムター要塞が攻撃され、南北戦争が勃発する。南北戦争勃発後、連邦議会では、アメリカ連合国軍の弱体化を目的として第1次財産没収法や第2次財産没収法を制定する。これら連邦法は、連邦政府に対する反乱のために自らが所有する奴隷を用いた奴隷主から、当該奴隷に対する労働を求める権利を剥奪するものであった。

つまり、両連邦法は、実質的には、南部奴隷主の奴隷財産を規制する反奴隷制立法であった。それゆえ、これら連邦法を制定するに当たり、連邦議会には州内の奴隷制を規制する権限があるのか否かが問題となる。しかしながら、たとえば第2次財産没収法の制定を支持した Charles Sumner 上院議員は、これら連邦法はあくまでも反乱に荷担した奴隷主だけに適用されるものであり、当該連邦法は反逆罪に対する刑罰を宣言する権限を連邦議会に付与する合衆国憲法第3条第3節の下で認められると主張していた。すなわち、反乱罪に関する連邦議会権限を持ち出すことで、連邦議会に州内の奴隷制に介入するか否かという問題が後退していたのである。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Wiecek 1977:15-16.

<sup>4</sup> 合衆国憲法第4条第2節第3項。

<sup>5</sup> 本論文第1部序章参照。

<sup>6</sup> ミズーリ協定につき[アメリカ学会 1953:25-26; 清水 1994:296-299; 甲斐 2013:124-126]参照。

<sup>7</sup> 本論文第2部の「はじめに」を参照。

その一方で、Abraham Lincoln 大統領は、軍最高指揮官(Commander in Chief)として、1863年1月1日に奴隷解放宣言を発令する。ところが、この宣言は、南部連合国内における奴隷を解放するものであり、離脱せずに連邦に留まったいわゆる南北境界奴隷州、すなわちデラウェア州・ケンタッキー州・メリーランド州・ミズーリ州における奴隷制を廃止するものではなかった。すなわち、奴隷解放宣言は「部分的解放宣言」に過ぎなかった。。

修正第 13 条が制定されたことを知る現代の目から見ると、奴隷制廃止論者たちが連邦政府に奴隷制を廃止する権限があることを前提としていたように推測することができる。しかしながら、その推測は正当ではなない。1830 年代以降、William Lloyd Garrisonをはじめとして、さまざまな反奴隷制論が全国的に展開されていた。これら反奴隷制論内部において、連邦議会が州内の奴隷制を廃止することができるのか否か、議論が分かれていた。たとえば、1845 年に THE UNCONSTITUTIONALITY OF SLAVERY を出版したLysander Spooner は、合衆国憲法の下で奴隷制が認められないと主張していた。その書物のなかで Spooner は、合衆国憲法前文が合衆国人民(the people of the United States)によって当該憲法を制定したと規定していることを 1 つの根拠として、州権を超えて連邦政府が奴隷制を廃止することができると主張していた。

ところが、Spooner のような、州内の奴隷制を廃止する連邦議会権限を認める憲法解釈は、政治的には傍流にすぎなかった。第 38 回連邦議会において修正第 13 条の制定を支持した共和党の反奴隷制的憲法解釈の土台を提供したと評価される 10 Salmon Portland Chase は、合衆国憲法の下で奴隷制が認められないという認識から、連邦政府が管轄権を有するテリトリーにおける奴隷制を連邦議会が廃止できるとする。しかし Chase は、合衆国憲法上、州政府の管轄下に置かれている奴隷制に対しては連邦議会権限が及ばないと考えていた。また、連邦議会外で Garrison は、すべて人が等しく造られたとする独立宣言の「自明の真理」の下で奴隷制が廃止されるべきであったのに、その後に制定された合衆国憲法が奴隷制を保護するものであり、それゆえ、奴隷制が存続してしまったと主張していた。その Garrison も、合衆国憲法が連邦議会に対して州内の奴隷制に介入する権限を認めていないことを認めていた。

#### 2. 修正第 13 条制定反対派の理論的根拠

州内の奴隷制に介入する連邦議会権限が合衆国憲法上認められないと広く考えられていたため、修正第 13 条の制定に反対する側は、当該修正によって州権が侵害されてしまうと主張した<sup>11</sup>。より突き詰めて言うならば、反対派は、奴隷制それ自体が廃止さ

<sup>8</sup> 長田 1994:407。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Spooner 1845:109-110.

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Foner 1995:75.

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> TenBroek 1965:160.

れることよりも、むしろ州権を尊重する連邦主義のあり方が破壊されることに懸念を抱いていたのである<sup>12</sup>。

たとえば、上院議会において Garrett Davis 上院議員(ケンタッキー州選出・Unionist)は、連邦政府と州政府が混合(commingled)して成り立つ連邦制度において、各州が独立した存在であることを重視することが本質的要素であると、建国以来の歴史を説き起こして説明する。そして、連邦制の下で、そもそも何を財産とするか、その財産をどのように規制するかは、連邦政府ではなく州政府の管轄権に属すると考えられてきた。修正第13条案は各州が有するこの管轄権を否定するものであり、根本的には、連邦制を破壊するものであるとして同案に反対した<sup>13</sup>。

他にも,Lazarus Whitehead Powell 上院議員(ケンタッキー州選出・民主党)や Willard Saulsbury 上院議員(デラウェア州選出・民主党)も,G. Davis と同じように,何が財産であるかを決定する権限が州にあるとし,特に後者は,たとえ修正第 13 条が成立したとして,州がそれに抵抗したならば,当該州は修正第 13 条に拘束されないとまで述べる $^{14}$ 。

同じように下院議会において、修正第 13 条制定支持派の「対極<sup>15</sup>」として位置づけられている Fernando Wood 下院議員も、そもそも奴隷制は州内の制度であり、そのような州内の制度を破壊することが合衆国憲法の精神に反すると主張する。 Wood は、合衆国憲法修正第 9 条及び同修正第 10 条を憲法解釈の一般的ルールとしながら、合衆国憲法における連邦制の精神を導き出す。修正第 9 条は合衆国憲法に列挙された特定の権利以外の他の権利も否認・軽視された訳ではないことを定め、そして、修正第 10 条は合衆国憲法が合衆国に委任している権限、または、州に禁止されていない権限が州および人民に留保されると規定している。

このことから、すでに合衆国憲法によって連邦議会に与えられた権限については、修正によって改正・拡大・消滅されることができる一方で、人民や州に留保された権限は合衆国に委任することはできない。それゆえ、合衆国憲法が奴隷制を廃止する権限を連邦議会に与えていない以上、たとえ憲法修正という手段を使ったとしても、連邦政府にそのような権限を付与することは不可能である、と Wood は主張する<sup>16</sup>。

下院議会では Wood 以外にも, Samuel Jackson Randall 下院議員 (ペンシルベニア州選出・民主党), Samuel Sullivan Cox 下院議員 (オハイオ州選出・民主党), そして Charles

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Buchanan 1974:8.

<sup>13</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., Appendix, 104 (1864年3月30日)。

<sup>14</sup> Powell 上院議員発言につき CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1483(1864 年 4 月 8 日)。Saulsbury 上院議員発言につき CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1365(1864 年 3 月 31 日)。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Schwartz 1970:24.

<sup>16</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2940-2941 (1864年6月14日)。

Augustus Eldredge 下院議員(ウィスコンシン州選出・民主党)など多くの反対派が州権 侵害を主張している<sup>17</sup>。

州への尊重を重視する反対派からは、修正第13条案に対する「修正」案が提出される。たとえば、先述の G. Davis は、「合衆国政府が自由黒人の居住を州法によって認めていない州から〔黒人を〕移動させない限り」、修正13条が効力を有しないとする規定を追加するように求めた<sup>18</sup>。また、Saulsbury 上院議員も上院司法委員会案に対して全20節から構成される修正案を提出している<sup>19</sup>。Saulsbury案では、その第5節において北緯36度30分以南における奴隷制を廃止する連邦議会権限を封じ込め、第9節では同じく北緯36度30分以南における奴隷制を規制する権限は州の排他的権限によるものとすること、そしてそれら州の同意なくして奴隷制を廃止するように憲法修正することができない、と規定するものであった<sup>20</sup>。さらにSaulsbury案では北緯36度30分という、かつてのミズーリ協定で定められた自由州一奴隷州の境界線が「復活」している。ミズーリ協定自体がDred Scott v. Sandford 事件合衆国最高裁判決によって違憲であると宣言されていたことをふまえると、奴隷制擁護論側からの妥協と捉えることができるが、これら G. Davis 案と Saulsbury 案はともに否決される<sup>21</sup>。

#### 3. 修正第13条制定支持派による応答

## 3.1 修正第13条の必要性と連邦議会の権限問題

修正第13条の実質的原案となった上院司法委員会案について、同委員会委員長であり支持派のLyman Trumbull 上院議員は、その必要性を次のように説明している。今回の反乱(すなわち南北戦争)原因は奴隷制にあり、南北戦争の勃発後、連邦議会は、連邦に対する反乱に荷担している奴隷主の奴隷や、連邦政府の占領地に逃亡してきた奴隷を解放する連邦法を制定し対応してきた。また、大統領も奴隷解放宣言を通じて、反乱州にいる奴隷の解放を命じている。ところが、連邦法は十分に執行されず、奴隷解放宣言の効力についても疑問が提示されている。それゆえ、より実効性のある連邦法を制定する必要がある。しかしながら、合衆国憲法上、州内の奴隷制を廃止する権限が認めら

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Randall 下院議員発言につき CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2991(1864年6月15日)。 Cox 下院議員発言につき CONG. GLOBE, 38th Cong., 2nd Sess., 192(1865年1月10日)。 Eldredge 下院議員発言につき CONG. GLOBE, 38th Cong., 2nd Sess., 195(1865年1月10日)。また本文中で言及した以外にも、CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2939(1864年6月14日)[John Van Schaick Lansing Pruyn 下院議員(ニューヨーク州選出・民主党)]。

<sup>18</sup> なお原文は"But no slave shall be entitled to his or her freedom under this amendment if resident at the time it takes effect in any State the laws of which forbid free negros to reside therein, until removed from such State by the Government of the United States." CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1425(1864 年 4 月 5 日)。

<sup>19</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1489-1490(1864 年 4 月 8 日)。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1489(1864年4月8日)。

<sup>21</sup> G. Davis 案につき, CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1425(1864年4月5日)。 Saulsbury 案につき, CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 14901(1864年4月8日)。

れているとは言えない。そこで、奴隷制を廃止する唯一の方法は、合衆国憲法を修正して奴隷制を廃止し、州権限によって再び奴隷制が設立できないようにすることである<sup>22</sup>。ここには、奴隷制を廃止するための連邦議会権限が憲法上欠けていることが憲法修正の理由の一つとなっている。これは奴隷制に関する従来の連邦政府と州政府との間における権限配分に修正を図ることが修正第 13 条には意図されていたことを示唆している。

他の支持派からも、同じように、この従来の権限配分に修正を図ろうとすることを根底に据えた主張がなされている。このことは、州権尊重に基づく修正第13条の制定反対派に対して、支持派による直接的な応答のなかに確認できる。たとえば先述のG. Davis 上院議員からの反対論に対して、Reverdy Johnson 上院議員(メリーランド州選出・Unionist)は、州が独立した統治体であると認識する点でG. Davis は正しいと評価する。しかしながら、合衆国憲法は、州それ自体ではなく諸州の人民(the people)によって制定されたものである。それゆえ、合衆国憲法下で州が独立した統治体であることが意味するのは、各州が人民によって付与された範囲において部分的に至高だということだ、と Johnson は応答している<sup>23</sup>。

同様に、州権侵害という主張に対する、Thomas Bowles Shannon 下院議員(カリフォルニア州選出・共和党)による次のような応答がある。もし連邦政府が諸州のパートナーシップであると想定したならば、奴隷制に関する事柄を統制する権限は州の手にあると言えるだろう。しかしながら、奴隷制はあらゆる徳(virtue)を破壊するものであり、連邦それ自体をも破壊するものである。南部が蛇〔すなわち奴隷制のこと〕を自分たちの檻のなかに入れておくならば、私たちはそれに介入しない。しかしながら、その蛇が檻から出て我々に危害を加えるものであるならば、我々はそれに介入すべきだと、Shannon は主張する<sup>24</sup>。彼の主張の中心は、奴隷州が自由州に奴隷制を維持するために反乱を起こしていることへの批判であろう。つまり彼の応答は、たとえ州権侵害であったとしても、連邦政府を維持するためには奴隷制に介入すべきだとする点で、州政府に

もっとも、これら直接的な応答は、なぜ連邦政府に州内の奴隷制を廃止する権限が認められるのかについて多くのことを語っていない。Johnson による応答は、州権が部分的なものであることを示す一方で、なぜ連邦政府に奴隷制を廃止する権限が認められるのかを示すものではない。そもそも G. Davis は、財産に関する規制権限、つまり、奴隷制に関する規制権限が連邦政府には存在しないことを主張していたはずである。そう考えると、Johnson の応答には不十分な部分が残る。

また、Shannon の応答にも、特定の徳を連邦政府が州政府に押しつけることが連邦制の下で認められるのか、という疑問が残る。単に「徳」という観念を持ちだしたとして

対する連邦政府の優位性を根底に据えるものである。

164

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1313-1314 (1864年3月28日)。

<sup>23</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1422-1423 (1864年4月5日)。

<sup>24</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2949(1864年6月14日)。

も,問題はその中身であり,徳の定義しだいでは奴隷制を擁護することも可能である点 に留意しておく必要がある。

さらに、既に紹介した Wood 下院議員が提起していた憲法修正の限界問題に対して、 支持派の Moses Fowler Odell 下院議員(ニューヨーク州選出・民主党)は、第 36 回連 邦議会において共和党議員たちが Corwin Amendment に賛成していたことを指摘する。 そして、もし憲法修正によって奴隷制に変更を加えることができないと言うのであれば、 なぜ Corwin Amendment に賛成することができたのかと批判する<sup>25</sup>。

そして、奴隷制を廃止する権限を連邦議会に付与できないとする反対派からの主張に対しては、Martin Russell Thayer 下院議員(ペンシルベニア州選出・共和党)は、合衆国憲法第5条によれば、合衆国憲法それ自体が修正を禁じている事柄を除き、連邦議会に憲法修正を発議する権限が与えられているのは明らかであると直接的に応答している。ここで Thayer が合衆国憲法によって修正が禁じられている事柄として言及するのは、第5条に列挙された修正の限界である。すなわち、州の同意なく上院の投票権の平等を剥奪するような憲法修正の禁止と、第1条第9節第1項(奴隷貿易条項)と同条同節第4項を1808年より前に修正することの禁止である。Thayer は合衆国憲法第5条を素直に解釈することで、憲法修正によって奴隷制を廃止することは可能であると述べたのである<sup>26</sup>。もっとも、第38回連邦議会において修正第13条案の審議が行われた1863年時点では、後者の憲法修正の限界は既に意味をなさないものである。それゆえ憲法修正の限界という論点は、少なくとも合衆国憲法第5条を前提とする限りにおいて、そこまで深刻な問題ではなかった。

以上の支持派からの応答を踏まえると、憲法修正によって連邦議会に新たな事柄に立 法権を付与することによって、連邦政府の権限が拡大してしまい、連邦制が崩壊するの ではないか、という反対派の懸念を解消できたと評価することは難しい。

#### 3.2 奴隷制に介入する連邦議会権限を認める立場

ただし,第 38 回連邦議会で修正第 13 条の制定を支持した者のなかには,連邦議会権限について Trumbull とは異なるスタンスをとる論者も存在した。なかでも Charles Sumner 上院議員は,課税徴収条項 $^{27}$ ,戦争権限 $^{28}$ ,共和政体保障条項 $^{29}$ ,デュープロセス条項 $^{30}$ の 4 つの憲法上認められた連邦議会権限の下で,奴隷制を廃止することができると論じる。

<sup>25</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 2nd Sess., 174(1865年1月9日)。

<sup>26</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2980(1864年6月15日)。

<sup>27</sup> 合衆国憲法第1条第8節第1項。

 $<sup>^{28}</sup>$  ここで Sumner は、合衆国憲法第 1 条第 8 節第 11 項から第 13 項を引き合いにだしている。

<sup>29</sup> 合衆国憲法第4条第4節。

<sup>30</sup> 合衆国憲法修正第5条。

まず、合衆国憲法第1条第8節第1項の課税徴収条項は連邦議会に「共同の防衛及び一般の福祉という目的のために」課税し徴収する権限を付与している。当該条項について Sumner は、ヴァージニア Convention における Patrick Henry の「〔いずれ奴隷制を忌み嫌う気持ちが議会に圧力をかけるようになったときに〕賢明なアメリカ人はこの紙〔合衆国憲法〕に目を落として、解放の権限を彼らが有していることに気がつくだろう・・・。彼らは共同の防衛及び一般の福祉のための権限を有していないのか?・・・合衆国憲法は適切に述べている。彼らは明らかにそのような権限を有している・・・」という発言を持ち出してくる<sup>31</sup>。 Sumner は、課税徴収権限が連邦議会に与えられている目的に着目し、奴隷制を廃止することがその目的の達成に必要であると解釈したのである。

また、戦争権限について Sumner は、特に軍を編成する権限が連邦議会に与えられていることに着目する。Sumner によれば、当該権限は本質的に無制約なものであり、どんな人間と雇用契約を結ぼうとも連邦議会の自由である。そして、奴隷とそのような契約を連邦議会が結ぶことは、実質的には、その奴隷の解放を意味している。なぜならば、契約ができるということは、その奴隷を人として扱うことになるからである。それゆえ、連邦議会には奴隷を解放し、ひいては奴隷制を廃止する権限を有していると Sumner は結論づけるのである<sup>32</sup>。

連邦議会が奴隷制を廃止することができる3つ目の憲法上の根拠である共和政体保障条項について、Sumnerは、当該条項が合衆国憲法の目的に適した意味を有しなければならないと述べる。そこで参照されるのが、独立宣言の「自明の真理」であり、この「自明の真理」と調和的なデュープロセス条項であった。Sumnerによれば、これらは共和政体の本質的要素であり、合衆国はこれらを保障するように拘束されている。そして、奴隷制はこれらのことを不可能にさせるものなので、連邦議会には奴隷制をコントロールする権限が認められると述べる33。

さらに、共和政体条項に関する発言のなかで既に言及されていたように、デュープロセス条項も連邦議会に奴隷制を廃止する権限を認めるものであった。自由はデュープロセスなくして奪われない。合衆国憲法は、この原則を人種に限定せず「人(person)」に保障している。それゆえ、奴隷の自由をデュープロセスなく奪っている奴隷制は、合衆国憲法に反するものである。このデュープロセス条項が適用されるのは合衆国政府の排他的管轄権内部に限定されるという見解もあるが、この条項に対してそのような限定を課す文言は無いと述べ、このような見解を Sumner は否定する<sup>34</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1480(1864年4月8日)。ここでSumnerは、Patrick Henry の発言を[ELLIOT'S DEBATES, vol.3:590]から引用している。

<sup>32</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1480(1864 年 4 月 8 日)。なお, Reverdy Johnson 上院議員(メリーランド州選出・Unionist)も、戦時権限の下で連邦議会には奴隷を解放することができると述べる。CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1422(1864 年 4 月 5 日)。

<sup>33</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1314(1864年3月28日)。

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1480-1481 (1864年4月8日)。

しかしながら、Sumner の挙げた 4 つの条文から連邦議会に州内の奴隷制を廃止する権限が認められるのか否か、支持派内部でも議論が分かれる。たとえば、戦争権限と奴隷解放を結びつけることについて、同じ支持派の Trumbull 上院議員は、上院司法委員会案を提出する際に疑問をすでに示していた。Trumbull は、たとえ軍隊を編成する権限が連邦議会に与えられていたとしても、それを実施するための手段は適切かつ必要なものでなければならない、と述べる。そして、もし、より良い軍隊を編成するために奴隷を雇用することが望ましいとしても、別の方法でそれと同等の良い軍隊を編成することができるであろう、と結論づける³5。それゆえ Trumbull の提出理由の説明においては、当該条項の下で、連邦議会には奴隷を解放する権限までもが必然的に導かれるわけではない。つまり、修正第 13 条の制定支持派といっても、理論的に一枚岩でなかったことが確認できる。

また、Powell 上院議員は、Sumner 上院議員がかつて、合衆国憲法のもとで私たちは諸州における奴隷制に介入する権限を有しない、と発言したことを聞いたことがあると述べる<sup>36</sup>。同じく反対派の Wood 下院議員や Eldredge 下院議員が指摘するように、1860年の共和党綱領においても表れている<sup>37</sup>。 Powell が具体的に何時の Sumner 発言を指すのか明らかではない。しかしながら、Sumner をはじめとする共和党の基本的な立場は、既に確認したように、連邦議会には既存の州内の奴隷制を廃止する権限が憲法上認められないとするものであった。このことを踏まえると、第 38 回連邦議会審議においてSumner は、それまでの自身の立場を実質的に転換させた。

# 3.3 連邦再建と共和政体保障条項

Sumner が州内の奴隷制を廃止する連邦議会権限を正当化する際に大きな役割を果たしたのは、上で述べた4つの憲法上の根拠のなかでも共和政体保障条項であった可能性が高い。1863年9月、Sumner は The Atlantic Monthly 誌に"Our Domestic Relations; or How To Treat the Rebel States"と題された記事を寄せている。このなかで Sumner は、反乱州を再建する権限が連邦政府にあることを共和政体条項に基づいて正当化しているからである<sup>38</sup>。

しかしながら,連邦政府が各州に共和政体を保障するといっても,大統領・連邦議会・合衆国裁判所のいずれの連邦政府機関が保障するのかについて,当該条項は明示していない。先ほどの Sumner の 1863 年 9 月の記事においても,共和政体を保障する連邦機関として連邦議会と大統領が並列に言及されている<sup>39</sup>。この点につき,1849 年の Luther v.

167

<sup>35</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1314(1864年3月28日)。

<sup>36</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1486(1864年4月8日)。

<sup>37</sup> Wood 下院議員の発言につき、CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2940-2941(1864 年 6 月 14 日)。 Eldredge 下院議員の発言につき、CONG. GLOBE, 38th Cong., 2nd Sess., 192(1865 年 1 月 10 日)。

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> Sumner 1863:525-526.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Sumner 1863:525.

Borden 事件合衆国最高裁判決の Roger Brooke Taney 最高裁首席判事執筆法廷意見では, どのような政府が州に設立されるのかについて,連邦議会に決定する権限があると述べられていた $^{40}$ 。これは,州政府が共和政体となっているか否かについて裁判所は判断を 控えるという,今日的に言えば「政治的問題の法理」の一部として知られる判断枠組みである $^{41}$ 。修正第 13 条支持派は,共和政体保障条項における共和政体という理念にさまざまな要素を放り込むことが可能であった。

それだけでなく、Lincoln 大統領と連邦議会との間で南部再建策に関して軋轢があったことも、修正第 13 条支持派が共和政体保障条項に依拠する理由の一つと考えることができる。1863 年 12 月 8 日に Lincoln 大統領は、反乱州にいる有権者のうち 10%以上が連邦に対して忠誠を誓い、彼らが州政府を組織した場合に連邦への復帰を認める再建案を公にしていた。これに対して連邦議会内部では 10%以上という条件が甘すぎるとして、有権者の過半数が忠誠を誓うことを条件とする Wade-Davis 法案を通過させた。同法案は、「再建をあくまでも内戦を勝利に導く手段としてプラグマティックにとらえ」る Lincoln 大統領と、「南部社会の変革を考え」る連邦議会の対立であった42。この対立において連邦議会の広範な権限を認める共和政体保障条項は、連邦議会が再建の主導権を握るために有効な手段の一つであった。しかも、共和政体保障条項は、連邦議会に憲法上付与された戦争権限とは異なり、戦時に限定されないという利点もあったのである。

修正第13条は共和政体条項の「鏡像(mirror image)<sup>43</sup>」とする評価もあるが、そもそも共和政体保障条項が言う共和政体とはいったい何かが問題となる。ここで保障される共和政体という言葉は、制憲期においては「国民の共同容認に基づく政治形態を説明する」ために用いられ、その政治形態は「直接民主制ではなく、代表者を媒介として統治する代議民主制を意味<sup>44</sup>」するものとされていた。第38回連邦議会審議において、修正第13条支持派は、連邦政府を設立した建国者たちの奴隷制に対する考え方まで遡って、あるべき共和政体の姿を描き出している。ここで支持派は、単なる代議民主制という意味を超えて、さまざまな意味を共和政体のなかに盛り込んでいる。たとえば、John Franklin Farnsworth 下院議員(イリノイ州選出・共和党)は、建国者たちが人間(human nature)の権利のために独立革命を戦ったのであり、彼らは奴隷制が人間の権利と調和しないと信じていたと論じる<sup>45</sup>。そして Farnsworth は、建国者が求めて戦った人間の権利を維持することが共和政の中身とする<sup>46</sup>。

40 48 U.S. 1, 42-43(1849 年)。なお Wiecek は、当該合衆国最高裁判決が共和政体条項の歴史において大きな最初のターニングポイントであったと評価する[Wiecek 1972:129]。

<sup>41</sup> 樋口 2011:164-166。

<sup>42</sup> 長田 1994:432-433。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Balkin/ Levinson 2012:1470.

<sup>44</sup> 阿部 2011:433。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> Farnsworth は、建国者が奴隷制と人間の権利とが調和しないと信じていたことを、 Thomas Jefferson が NOTES ON VIRGINIA で「我ら市民の心が人間の完全な解放へと成熟

また Thomas Treadwell Davis 下院議員(ニューヨーク州選出・共和党)は,建国者たちが平等と正義の諸原則の上に共和政的連邦政府を創設し,そして彼らが独立宣言で明らかにされた自由がすべて人(every man)に固有のものであると世界に宣言した,と述べる。 T. Davis によれば,彼ら建国者たちは,奴隷制が一時的な制度であり,それが廃止されることを予期していたし,廃止されるように願っていた $^{47}$ 。しかし南部は,Whitney の発明により綿の価値が増大したことなどから,奴隷労働を維持するようになった。そして労働〔もちろんここでは奴隷の労働〕・筋肉・骨・血に対する所有権に基づく貴族制的な奴隷制は,共和制政治と共和的諸制度と完全に矛盾している,と T. Davis は述べる $^{48}$ 。

この T. Davis 発言で示唆されているように、奴隷制というのは、単に身体(筋肉・骨・血)だけでなく、労働それ自体を所有する制度であると捉えられ、それが共和政と一致しないと考えられていたのである。労働のあり方の問題として、奴隷制が共和政と相容れないことを端的に主張したのが James Falconer Wilson 下院議員(アイオワ州選出・共和党)である。彼は、「労働者は自らの労働の報酬の成果を受けなければならない」という原則が共和政体では人種に関係なく守られなくてはならない、と述べていたのである49。修正第13条の制定を支持した人々は、共和政体において自由労働、すなわち労働の成果はその労働を投下したものが得るべきとする労働観念と結びつけていたのである。

第38回連邦議会において修正第13条の制定を支持した人々は、当該条項を成立させるにあたり、各州が本来のあるべき共和政体へと「再建」させることを望んでいた。そして、その共和政体としての要素として、自由を保障する政府や自由労働観念に基づく労働のあり方が主張されていた。これは、共和政体保障条項からすれば連邦政府に課された義務であり、州権を乗り越えてまで保障されなければならないものであったのである。そして、連邦制という二元的な法秩序において州権を乗り越えるという点において、共和党が採用してきた反奴隷制論それ自体をも乗り越えるものであった。これら転換が再建期修正の基礎部分を形成し、その基礎部分があったからこそ、州ではなく、連邦が保障しなければならない権利を連邦議会自身が探究することが可能になったのである。

していくであろう」と述べていることを引用して説明している。CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2978(1864年6月15日)。

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 2979(1864年6月15日)。

<sup>47</sup> ここでは Jefferson と Washington の名前が挙げられている。

<sup>48</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 2nd Sess., 154(1865年1月7日)。なお,本文中に挙げた以外の支持派のなかで共和政と奴隷制が相容れないと述べるものとして, CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1323 (1864年3月28日) [Henry Wilson 上院議員]。

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> CONG. GLOBE, 38th Cong., 1st Sess., 1204(1864年3月19日)。

## 第3部のまとめ

第3部では、南北戦争勃発後の連邦議会の動向に注目し、そこにアンテ・ベラム期の 反奴隷制論がどのように引き継がれていたのかを検討した。

南北戦争勃発後に制定された第一次財産没収法など一連の反奴隷制立法の審議において、それらの制定を支持した連邦議会議員たちは、人間を財産として扱うことを回避していた。たしかに、コロンビア特別区奴隷解放法は有償解放措置を採るものであったが、それですら奴隷主に対する解放に伴う経済的補償ではなく、囚われている奴隷を解放するための身代金として理解されるものであった。また、同連邦法の審議において、Sumner 連邦上院議員は、自らの労働の成果を剥奪するものとして奴隷制を批判していた。すなわち、これら一連の反奴隷制立法が制定される間にも、人間を財産として扱うことの不当性と、自らの労働の成果を享受する権利という、アンテ・ベラム期の反奴隷制論の中核に据えられた2つの要素が維持されていたのである。

また、修正第13条審議においても、これら2つの要素が確認できる。特に、修正第13条審議において注目すべきは、奴隷制を廃止すべきという主張と共和政体という理念との関係である。修正第13条制定支持派の連邦議会議員は、様々な観点から奴隷制を批判していたが、その根拠として、共和政体において自らの労働の成果の享受が確保されていなければならないという原則が含まれていた。このように共和政体と自らの労働の成果の享受を結びつけたことは、州内に共和政体を保障する権限を連邦政府に付与した合衆国憲法第4条第4節の共和政体保障条項を奴隷制廃止のための憲法上の根拠とすることを可能にした。修正第13条の制定を支持した連邦議会議員たちは、州内の奴隷制を連邦政府が廃止できるか否かという憲法制定以来の問題を、共和政体保障条項を媒介として乗り越えたのである。すなわ、修正第13条は、アメリカ共和政という理念に含まれ、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちも依拠していた、自らが財産を獲得し独立した存在になるという価値を確認するものであったと位置づけることができる。

# 終章 「奴隷的拘束の禁止」の憲法上の意味

#### 1. 本論文の到達点

本論文では、日本国憲法第 18 条前段が禁じる「奴隷的拘束」とは何かを探求するための前提として、アメリカにおいて奴隷制を廃止した合衆国憲法修正第 13 条の制定に至る議論をここまで検討してきた。

第1部では、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちの言説を分析し、彼らの理論の中核には人間を財産として扱うことの不当さと、自らの労働の成果を享受する権利が置かれていたことを明らかにした。それに対して、第2部ではアンテ・ベラム期の奴隷制擁護論および Dred Scott 事件合衆国最高裁判決を素材として、そこでは、黒人が白人よりも劣った存在と位置づけられていたこと、そしてそのような黒人たちを保護する制度として奴隷制が正当化されていたことを明らかにした。最後の、第3部では、南北戦争勃発後の連邦議会の立法動向を分析し、アンテ・ベラム期における反奴隷制論者たちの主張の中核に存在していた2つの要素が、財産没収法をはじめとする反奴隷制的立法や、修正第13条の制定を促進した連邦議会議員たちに引き継がれていたことを明らかにしてきた。

以上の検討から、本論文の到達点として次のことが明らかとなった。アメリカ合衆国憲法修正第13条により奴隷制を廃止したことの意義は、アンテ・ベラム期の反奴隷制論の中核に存在した2つの要素、すなわち人間を財産として扱うことを否定し、さらに、自らの労働の成果を享受する権利を何人にも保障しようする点にあったことである。

結では、これら2つの要素の位置づけを本論文の成果に即して改めて整理し直し、そして、そこから日本国憲法第18条前段の「奴隷的拘束」の意味にとってどのような示唆を引き出すことができるのかをまとめたい。

# 2. なぜ人間を財産として扱ってはならないのか?

本論文で扱ってきたアンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちは、いずれも奴隷制の本質として人間を財産として扱うことにあると見なしていた。ここでいう財産として扱うとは、彼らが奴隷制を自然法と矛盾すると考えていたことを踏まえると、比喩的な意味でのそれではなく、売買や相続の対象となる実定法上の財産として扱うことである。たしかに、奴隷を財産として扱うことができなくなれば、法的な意味での奴隷制は崩壊せざるを得ない。なぜならば、奴隷主の奴隷に対する支配を法的に正当化することが不可能になるからである。実際、奴隷制擁護論者である Cobb は奴隷主の奴隷に対する支配の源泉を奴隷主が奴隷を購入したことに求めていたが、このような正当化根拠が崩されるのである。その意味で、反奴隷制論者たちが人間を財産として扱うことの不当さを主張したのは、奴隷制それ自体に対する根本的な批判であった。

しかし、奴隷制擁護論者たちは、奴隷を完全な財産と捉えていた訳ではなかった。このことは、Cobb と Fitzhugh がアメリカにおける奴隷制を通常奴隷制として位置付けていたことから明らかである。もし、奴隷が完全な財産(たとえば家畜)であったとしたならば、その所有者たる奴隷主には奴隷の命や身体を傷つけることが認められ得る。しかし両者ともに、このような奴隷主の奴隷に対する絶対的な支配権を否定し、むしろ、そのような行為が禁じられているとしていた。すなわち、奴隷制擁護論者にとってみれば、奴隷とは財産としての要素と、人間としての要素を兼ね備えた存在であった。ここでは、奴隷は、まさに James Madison が FEDERALIST で述べていた「混合性質」を持つ存在として理解されていたのである。アンテ・ベラム期の奴隷制擁護論は、建国期からなされていた奴隷概念を引き継ぐものであった。

これらのことを踏まえると、反奴隷制論は、奴隷制擁護論が前提とする奴隷の混合性質論から財産としての要素を除去することを求めていたと考えることができる。つまり、彼らは奴隷を完全な人間として扱うことを要求していたのである。この反奴隷制論者による要求は、奴隷化のメルクマールとして肌の色を用いることに対する批判的意識に基づくものであった。

Dred Scott 判決における Taney 首席判事法廷意見は、建国期において黒人が劣った存在であると見なされていたことを、Dred Scott が合衆国市民たり得ないことの根拠に据えていた。また、奴隷制擁護論者である Cobb は、黒人を身体的・精神的に劣った存在であると考え、そうであるがゆえにこのような黒人を保護するために奴隷制が必要であると論じ、奴隷制を正当化していた。さらに、Fitzhugh の場合、肌の色が奴隷化の直接的なメルクマールとはされないものの、黒人を劣等視する点で Taney や Cobb と同じである。こういった奴隷制擁護論に対して、反奴隷制論は人種的平等の観点から批判を行うが、その批判の根拠は、独立宣言の自明の真理に求められていた。すなわち、「人は等しく創られ」たという建国と同時に掲げられた命題である。ただし、反奴隷制論内部においては、この命題を単純に自然法と結びつけて理解するのか、それとも、その自然法との結びつきにアメリカ共和主義の要素を加味するのかといったヴァリエーションが存在する。しかし、修正第13条審議においては、特に共和政体保障条項を用いて修正第13条の制定を正当化しようとした主張の中に明らかなように、後者の形が採られていた。

#### 3. 自らの労働の成果を享受する権利

次に、アンテ・ベラム期の反奴隷制論から修正第 13 条まで一貫して中核に据えられていた、自らの労働の成果を享受する権利について整理しておきたい。

第1部で見たように、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちは、いずれもこの権利を 根拠として奴隷制を批判していた。そして、本論文では、この権利の思想的背景として アメリカ共和主義が存在していることを確認してきた。すなわち、人民それぞれが経済 的に独立した存在であるというアメリカ共和政体の前提の上に、自らの労働の成果の享 受が成り立っていたのである。ここで言う「自らの労働の成果を享受すべき」という命題は、Foner が分析軸として用いた自由労働観念に含まれるものである。このことは、Foner が描き出したように、Chase や Sumner のような、修正第 13 条の制定を支持した共和党のメンバーにおいては重要な要素であったと言えるであろう。しかし、本論文で明らかにしたように、一見すると宗教的信念に突き動かされていた Garrison や、自然権思想に根拠を置く Spooner にも、共和主義と結びついた自由労働観念が確認できる。これらのことを踏まえると、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちは、経済的に独立した存在となることを妨げる制度であるがゆえに、奴隷制を批判していたと言うことができる。

もっとも、自由労働観念の思想的背景は、アメリカの共和主義的な価値だけに求められると考えるのは短絡的かもしれない。たとえば、労働史研究者である Jonathan A. Glickstein は、アンテ・ベラム期の自由労働観念がそれ以前のイギリス商業資本主義に付随した「所有的個人主義(Possessive Individualism)」の影響を受けていたことを指摘している¹。この所有的個人主義とは、カナダの政治学者 C. B. Macpherson によって 17世紀から 19世紀のイギリス政治思想の土台として描き出された概念であり、自己所有の概念から自由が導き出されるという観念である。すなわち、「個人は、自己の身体と諸能力の所有者であるゆえに自由である」と考えるものであり、「自由は所有(possesion)の函数」として位置づけられる²。所有的個人主義は、John Lockeの政治思想においても土台となっているものであり、彼のいわゆる労働価値説もまたこれに基礎づけられたものであった³。Glickstein は、この所有的個人主義が当時のイギリスの反奴隷制論者たちの根拠となっており、これがアメリカのアンテ・ベラム期の反奴隷制論者にも影響していると指摘するのである。

この指摘は、本論文において扱ってきた反奴隷制論者にも当てはまる部分がある。もっとも典型的には、Spoonerの反奴隷制論を挙げることができるだろう。彼は、ヘイビアス・コーパスが自然権たる「身体の自由」、すなわち自らの身体を自らが支配するということを確保するものであると理解していた。また、彼は、労働によって財産を獲得することを自然権の1つとして措定してもいた。これはLockeの身体所有論と軌を一にする前提である。このように考えると、Glicksteinが言うように、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者には所有的個人主義の影響があったことは否定できないであろう。

しかしながら、合衆国憲法修正第 13 条が奴隷制を廃止した文脈においては、共和主義の影響を強調しておく必要がある。アンテ・ベラム期においては、州内の奴隷制に連邦政府が介入できないとする共通理解が存在していた。この共通理解を乗り越えて、合衆国憲法によって州内の奴隷制を廃止するために共和政体保障条項が用いられた。そして、修正第 13 条の制定を支持した連邦議会議員たちは、共和政体と自らの労働の成果

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Glickstein 1991:1.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> マクファーソン 1980:13。

<sup>3</sup> マクファーソン 1980:228-229; 小松 2008:5-6。

の確保を結びつけることによって、奴隷制の廃止を正当化していた。たしかに、自らの 労働の成果を享受することは自然権として考えられており、Locke 的な所有的個人主義 の影響は存在している。しかし、少なくとも修正第13条審議においては、自らの労働 の成果の享受が保障されなければならない根拠は共和政体に求められたのであった。

## 4. 日本国憲法第 18 条前段の「奴隷的拘束」の意味

本論文の序章でも述べたように、これまで日本の憲法学では日本国憲法第 18 条前段の「奴隷的拘束」の意味について深められてこなかった。通説的には、奴隷的拘束とは「自由な人格と両立し得ない程の身体的拘束」を意味すると解されており、特に身体の自由が剥奪された状態が想定されてきた。しかしながら、本論文で明らかにしてきたように、奴隷制を禁じるアメリカ合衆国憲法修正第 13 条が制定された意図には、単なる身体的自由の保障を超える内容が含まれていた。すなわち、人間を財産として扱ってはならないという規範と、自らの労働の成果を享受する権利の保障である。このことを踏まえると、日本国憲法第 18 条前段の奴隷的拘束を身体的自由の保障に求める通説的な理解は、これら 2 つの要素を取りこぼしてきたと言うことができる。

これら2つの要素は共に、奴隷的拘束状態の意味について再考を迫るものである。従来の憲法学の通説的理解においては、単なる身体的拘束ではなく、「自由な人格と両立し得ない程度」という限定が付されてきた。そして、その程度の低いものについては第18条後段の「意に反する苦役」の範疇に含まれるとも解されてきた。すなわち、相対的に高い程度の身体的拘束のみ同条前段の奴隷的拘束に該当すると考えられてきたのである。そのため、奴隷的拘束の禁止という規範の射程はあまりにも狭く設定されてきてしまった。

それに対して、本論文で扱ってきた人間を財産として扱ってはならないというアンテ・ベラム期の奴隷制擁護論者たちの主張した規範は、奴隷には財産としての要素と人間としての要素の両方が認められるとする奴隷制擁護論に向けられたものであった。特に、Cobbや Fitzhughの奴隷制擁護論では、劣った存在とされた黒人を保護する制度として奴隷制が正当化されていた。つまり、少なくともこれら奴隷制擁護論を前提とするならば、奴隷主には自らの所有する奴隷の保護者としての家父長制的側面があったのである。もちろん、実際には、奴隷制擁護論者の言うような通常奴隷制とは異なり、自らが所有する奴隷の身体や生命に危害を加える奴隷主も存在していたことは事実である。しかしながら、修正第13条は、奴隷制擁護論者によるこのような奴隷制正当化論をも否定するものであった。すなわち、修正第13条が否定しようとした奴隷的拘束状態とは、必ずしも身体的自由が剥奪された状態に限られないのである。

また、同様に、修正第13条が保障しようとした自らの労働の成果を享受する権利についても、日本国憲法第18条前段の奴隷的拘束状態の意味に再考を迫る。すなわち、奴隷的拘束状態とは身体的自由が剥奪された状態だけではなく、たとえ身体的自由が確保されていたとしても、自らの労働の成果が剥奪されていれば、奴隷的拘束と言えるの

ではないか、ということである。これは政令 201 号事件最高裁判決において示されていたような、職場からの離脱可能性という論点が奴隷的拘束であるか否かを判断するために必然的ではないことを意味しているであろう。

もっとも、本論文で扱ってきた反奴隷制論と、それに連なる修正第 13 条の意図をそのまま現代に適用できるという訳ではない。修正第 13 条の現代的適用可能性を探るアメリカの憲法理論家 William M. Cater は、奴隷制を法的に廃止したという歴史から現代奴隷制のための教訓を得ようとする際に、時代の違いを考慮することなく現代の視点から分析してしまうことの危険性と、各国の社会的基盤における違いを無視するという 2 つの危険性に注意を促している<sup>4</sup>。日本国憲法第 18 条における奴隷的拘束の意味を明らかにするために、合衆国憲法修正第 13 条に至る議論を検討しようとする、まさに時代と国境を越えようとする本論文にとって、彼の主張は傾聴に値する。特に、後者の危険性については、日本国憲法第 18 条への示唆を得るためには検討する必要がある。

そもそも、歴史的に見て、日本がアメリカにおける奴隷制論争とまったく同じ経験を経ていないことは明らかである。実際、本論文で扱ってきた奴隷制論争は、奴隷制に関する特殊アメリカ的な条件の上に成り立っている。たとえば、連邦議会に州内の奴隷制を廃止する権限が認められるのか否か、という論点は反奴隷制論者を二分するほど重要なものであった。しかしこの論点は、連邦政府と州政府との間での権限配分に関する連邦主義のあり方を巡る特殊アメリカ的な議論に基づいている。また、何を奴隷制と捉えるかという部分で議論の余地はあるものの、少なくとも、アメリカのような肌の色をメルクマールとして、特定の人種を財産として扱う制度が存在したわけでもない。

しかしながら、そうだからといって、本論文で明らかにした修正第 13 条の意図が日本国憲法第 18 条にとって全く無関係だという訳でもない。たとえば、本論文の序章で述べたように、日本国憲法案の起草に関わった民政局は、日本国憲法第 18 条の原型ともなる条項について、人を財産として扱わないことをその内容に含めようとしていた。人間を財産として扱ってならないとする命題は、アンテ・ベラム期の反奴隷制論者たちから修正第 13 条制定支持派へと引き継がれたものであった。また、第 90 回帝国議会における日本国憲法案の審議における金森徳次郎の答弁のなかにも、修正第 13 条との連関性を想起させる部分が含まれている。たとえば、1946 年 7 月 16 日の衆院帝国憲法改正特別委員会において、吉田安は「奴隷的と云ふのは中々ぴんと参りませぬ」と述べた上で、奴隷的拘束を禁じることの立法意思が何であるのかを質問した。それに対して金森徳次郎は、次のように答弁している。

御説の如く近代の日本に於きまして、奴隸と目すべきものはなかつたと 考へます、併しながら過去に於ては恐らくあつたのでありまして、其の 氣持が尚ほ世の中の一部に潛在的に殘つて居ることも一應推測され得る

-

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Carter 2012:186-188.

所のものであります、大體奴隸と云ふ考へは身分的隸屬の關係に於きまして、或る範圍の法律秩序の外に立たしめられ、謂はば自由を拘束せらるる、或は其の人の働いた利益が脇に吸收されてしまふと云ふやうな特殊な地位であるのでありまして、現實に左樣なものが日本にあるとは思はれませぬけれども、併し何となく奴隸に近き、自分の力で以て謂はば容易に足が洗へない、斯う云ふことを申しますさう云ふやうな状況に於て、社會正義の許さざる拘束を受けて居る部面が確かにあるとは申し得ませぬけれども、あるが如くに感ぜられます、それは世間でそれに眼を着けて居りまするのは、比較的近い過去に於て婦人の一部にさう云ふ境遇に置かれて居つた人があるやうに思ふのであります、今正しき民主主義政治を行ひまする上には、本當の奴隸でなくても、奴隸的なる状況に置かれて、其の自由を束縛されると云ふことはならぬ斯う云ふ趣旨で此の規定を設けた次第であります5

この金森答弁において奴隷を「其の人の働いた利益が脇に吸收されてしまふと云ふやうな特殊な地位」と説明している部分には、自らの労働の成果を享受すべきという認識が前提となっている。このことを踏まえると、本論文で明らかにした修正第13条の意図と日本国憲法第18条が無関係でないことは明らかである。

以上のことから、日本国憲法第 18 条が奴隷的拘束を禁じていることの意味について、 人間を財産として扱ってはならないという規範と、労働の成果を享受すべきはその労働 を行ったものであるという規範が含まれていると解することは、国境を越えたとしても 妥当し得るのである。

もっとも、本論文の到達点は、修正第 13 条が制定された時点における意図を明らかにしたに過ぎない。それゆえ、奴隷制廃止後のアメリカにおいて、修正第 13 条の意図がどのように実現されたのか、また、実現されなかったのかについては検討することができていない。実際、南北戦争後に産業資本が成立したことによって賃労働が一般化すると、生産手段を有し経済的に独立しているというアンテ・ベラム期の自由労働観念が前提とする人間像に動揺がもたらされる。このなかで、資本家たちは契約の自由に基礎づけられた自由放任主義的な自由労働観念を、対する労働運動側は共和主義的な自由労働観念を採用し、両者が対立する。このように、南北戦争後に自由労働観念の定義を巡る対立が生じていたことを踏まえると、修正第 13 条制定時の意図を現代奴隷制に直接的に応用することは困難である。再建期以降の修正第 13 条の展開、および、それを踏まえた上で日本国憲法第 18 条前段が禁じる奴隷的拘束の現代的意味についての検討は、他日を期したい。

<sup>5</sup> 第 90 回帝国議会衆議院帝国憲法改正委員会議録第 14 回(1946 年 7 月 16 日)。

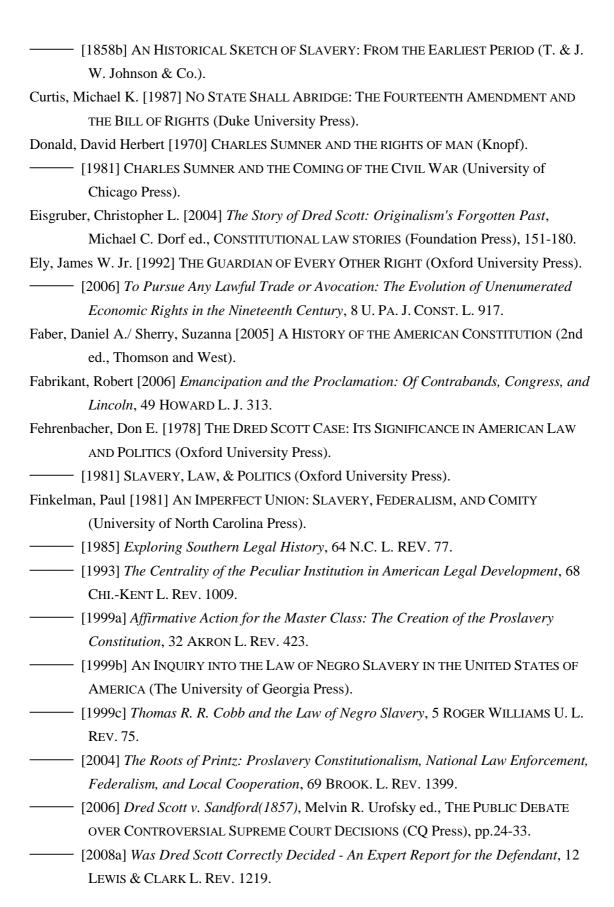
<sup>6</sup> 阪口 1991:31-28。

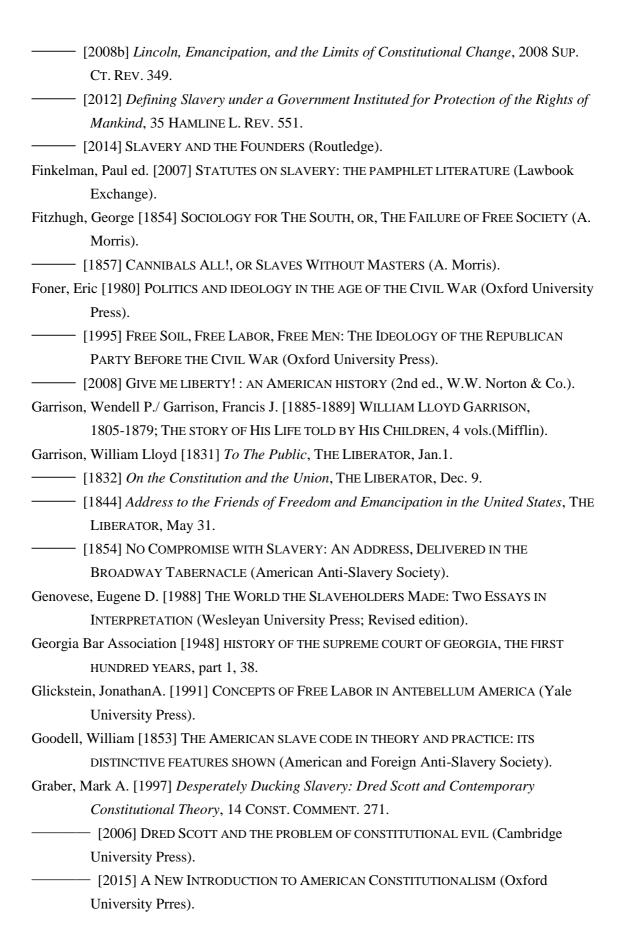
# 【引用文献】

# ■ 英語文献

- Allen, Austin [2006] ORIGINS OF THE DRED SCOTT CASE: JACKSONIAN JURISPRUDENCE AND THE SUPREME COURT, 1837-1857 (University of Georgia Press).
- Alpert, Jonahan L. [1970] *The Origin of Slavery in the United States*, 14 AM. J. LEGAL HIST. 189.
- American Anti-Slavery Society [1838] THE CONSTITUTION OF THE AMERICAN ANTI-SLAVERY SOCIETY: WITH THE DECLARATION OF THE NATIONAL ANTI-SLAVERY CONVENTION AT PHILADELPHIA, DECEMBER, 1833 AND THE ADDRESS TO THE PUBLIC, ISSUED BY THE EXECUTIVE COMMITTEE OF THE SOCIETY, IN SEPTEMBER, 1835 (American Anti-Slavery Society).
- Ames, Herman Vandenburg [1970] THE PROPOSED AMENDMENTS TO THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES DURING THE FIRST CENTURY OF ITS HISTORY (Burt Franklin).
- Balkin, Jack M. [1997] *Agreements with Hell and other Objects of our Faith*, 65 FORDHAM L. REV. 1703.
- Balkin, Jack M./ Levinson, Sanford [2007] *Thirteen Ways of Looking at Dred Scott*, 82 CHI.-KENT L. REV. 49.
- [2012] *The Dangerous Thirteenth Amendment*, 112 COLUM. L. REV.1459.
- Barnett, Randy E. [1997] Was Slavery Unconstitutional Before the Thirteenth Amendment?: Lysander Spooner's Theory of Interpretation, 28 PAC. L. J. 977.
- Belz, Herman [1998] ABRAHAM LINCOLN, CONSTITUTIONALISM, AND EQUAL RIGHTS DURING THE CIVIL WAR ERA (Fordham University Press).
- Benedict, Michael Les [2006] PRESERVING THE CONSTITUTION: ESSAYS ON POLITICS AND THE CONSTITUTION IN THE RECONSTRUCTION ERA (Fordham University Press).
- Berlin, Ira/ Fields, Barbara J./ Miller, Steven F./ Reidy, Joseph P./ Rowland, Leslie S [1992] SLAVES NO MORE: THREE ESSAYS ON EMANCIPATION AND THE CIVIL WAR (Cambridge University Press).
- Bestor, Arthur [1961] *State Sovereignty and Slavery: A Reinterpretation of Proslavery Constitutional Doctrine, 1846-1860*, JOURNAL OF THE ILLINOIS STATE HISTORICAL SOCIETY, vol. 54, 117-80.
- Basler, Roy P. ed. [1953] COLLECTED WORKS OF ABRAHAM LINCOLN, vol.1-8 (Rutgers University Press).
- Billings, Roger D. Jr. [1993] Salmon P. Chase and the great Lincoln Biographers, 21 N. Ky. L. REV. 225.
- Bilotta, James D. [1992] RACE AND THE RISE OF THE REPUBLICAN PARTY, 1848-1865 (Peter Lang Publishing).

- Blackstone, William [1765] COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND, vol.1 (Clarendon Press).
- Blue, Frederick J. [1993] From Right to Left: The Political Conversion of Salmon P. Chase, 21 N. Ky. L. Rev. 1.
- [1994] CHARLES SUMNER AND THE CONSCIENCE OF THE NORTH (Harlan Davidson).
- Bowditch, Ingersoll [1855] THE UNITED STATES CONSTITUTION (American Anti-Slavery society).
- Brennan, Denis [2014] THE MAKING OF AN ABOLITIONIST: WILLIAM LLOYD GARRISONS PATH TO PUBLISHING THE LIBERATOR (Mcfarland & Company, Inc. Publishers).
- Bryant, A. Christopher [2003] *Stopping Time: The Pro-Slavery and "Irrevocable" Thirteenth Amendment*, 26 HARV. J. L. & PUB. POL'Y 501.
- Buchanan, Sidney G. [1974] *The Quest for Freedom: A Legal History of the Thirteenth Amendment*, 13 Hous. L. Rev. 63.
- Bush, Jonathan A. [1993] Free to Enslave: The Foundations of Colonial American Slave Law, 5 YALE, J. L. & HUMAN, 417.
- Carter, William M. [2012] *The Abolition of Slavery in the United States: Historical Context and its Contemporary Application*, Allain, Jean ed., THE LEGAL UNDERSTANDING OF SLAVERY (Oxford University Press), 177-196.
- Case, Sarah H. [2002] *The Historical Ideology of Mildred Lewis Rutherford: A Confederate Historian's New South Creed*, THE JOURNAL OF SOUTHERN HISTORY, Vol. 68, No. 3, 599–628.
- Chase, Salmon P. [1832] *Effects of Machinery*, NORTH AMERICAN REVIEW, vol.34, no. 1, 220-246.
- —— [1837] SPEECH OF SALMON P. CHASE, IN THE CASE OF THE COLORED WOMAN,
  MATILDA, WHO WAS BROUGHT BEFORE THE COURT OF COMMON PLEASE OF
  HAMILTON COUNTY, OHIO, BY WRIT OF HASEAS CORPUS; MARCH 11, 1837(Pugh &
  Dodd).
- ——— [1847] RECLAMATION OF FUGITIVES FROM SERVICE; AN ARGUMENT FOR THE DEFENDANT, SUBMITTED TO THE SUPREME COURT OF THE UNITED STATES... IN THE CASE OF WARTON JONES VS. JOHN VAN ZANDT (R. P. Donogh).
- Chase, Salmon P./ Cleveland, Charles D. [1867] ANTISLAVERY ADDRESSES OF 1844 AND 1845 (J. A. Bancroft And Co.).
- Cobb, Thomas R. R. [1851] A DIGEST OF THE STATUTE LAWS OF THE STATE OF GEORGIA (Christy & Kelsea).
- ——— [1858a] AN INQUIRY INTO THE LAW OF NEGRO SLAVERY IN THE UNITED STATES OF AMERICA (T. & J. W. Johnson & Co.).





- Greene, Sally [2009] State v. Mann Exhumed, 87 N.C. L. REV. 701.
- Grimke, Archibald [1891] WILLIAM LLOYD GARRISON: THE ABOLITIONIST (Funk & Wagnalls).
- Guelzo, Allen C.[2007] Restoring the Proclamation: Abraham Lincoln, Confiscation, and Emancipation in the Civil War Era, 50 HOWARD L. J. 397.
- Hall, Kermit L./ Finkelman, Paul/ Ely, Jr., James W. [2005] AMERICAN LEGAL HISTORY, (3rd ed., Oxford University Press).
- Hamburger, Phillips A. [1993] *Natural Rights, Natural Law, and American Constitutions*, 102 YALE L.J. 907.
- Harris, Richard A./ Tichenor, Daniel J. [2010] A HISTORY OF THE U.S. POLITICAL SYSTEM: IDEAS, INTERESTS, AND INSTITUTIONS, 3 vols. (ABC-CLIO).
- Horwitz, Morton J. [1977] THE TRANSFORMATION OF AMERICAN LAW, 1780-1860 (Harvard University Press).
- Huston, James L. [2003] CALCULATING THE VALUE OF THE UNION: SLAVERY, PROPERTY RIGHTS, AND THE ECONOMIC ORIGINS OF THE CIVIL WAR (The University of North Carolina Press).
- Hyman, Harold Melvin [1982] EQUAL JUSTICE UNDER LAW: CONSTITUTIONAL DEVELOPMENT, 1835-1875 (Harper & Row).
- ——— [1997] THE RECONSTRUCTION JUSTICE OF SALMON P. CHASE: IN RE TURNER AND TEXAS V. WHITE (University Press of Kansas).
- Jager, Ronald B. [1969] *Charles Sumner, the Constitution, and the Civil Rights Act of 1875*, 42 NEW ENG. Q. 118.
- Jewett, Clayton E./ Allen, John O. [2004] SLAVERY IN THE SOUTH: A STATE-BY-STATE HISTORY (Greenwood Press).
- Johnson, Donald B./ Porter, K. H. [1973] NATIONAL PARTYPLATFORMS, 1840-1972, (5th ed., University of Illinois Press).
- Johnson, Reinhard O. [1982] *The Liberty Party in Massachusetts, 1840-1848: Antislavery third party politics in the bay state*, CIVIL WAR HISTORY, vol.28, no.3, pp.237-265.
- Kaczorowski, Robert J. [1986] Revolutionary Constitutionalism in the Era of the Civil War and Reconstruction, 61 N.Y.U. L. REV. 863.
- Knowles, Helen J. [2013] Seeing the Light: Lysander Spooner's Increasingly Popular Constitutionalism, 31 LAW & HIST. REV. 531.
- Krick, Robert K. [1993] *Cobb, Thomas R. R.*, in Richard N. Current ed., ENCYCLOPEDIA OF THE CONFEDERACY, VOL. 1 (Simon & Schuster).
- Kyvig, David E. [1996] EXPLICIT AND AUTHENTIC ACTS: AMENDING THE U.S. CONSTITUTION, 1776-1995 (University Press of Kansas).
- Laurie, Bruce [2005] BEYOND GARRISON: ANTISLAVERY AND SOCIAL REFORM (Cambridge University Press).

- Leavelle, Arnaud B./ Cook, Thomas I. [1945] *George Fitzhugh and the Theory of American Conservatism*, THE JOURNAL OF POLITICS, vol.7, no. 2, 145-168.
- Lee, Alton [1961] *The Corwin Amendment In the Secession Crisis*, OHIO HISTORICAL QUARTERLY, vol. 70, pp. 1-26.
- Lowance, Mason Jr. ed. [2003] A HOUSE DIVIDED: THE ANTEBELLUM SLAVERY DEBATES IN AMERICA, 1776-1865 (Princeton University Press).
- Luthin, Reinhard H. [1943] Salmon P. Chase's Political Career Before the Civil War, THE MISSISSIPPI VALLEY HISTORICAL REVIEW, vol.29, no.4, 527-540.
- Maltz, Earl M. [1990] CIVIL RIGHTS, THE CONSTITUTION, AND CONGRESS, 1863-1869 (University of Kansas).
- ——— [2007] DRED SCOTT AND THE POLITICS OF SLAVERY (University Press of Kansas).
- Mannino, Edward F. [2009] SHAPING AMERICA: THE SUPREME COURT AND AMERICAN SOCIETY (University of South Carolina Press).
- Marzen, Chad G. [2010] *Charles Sumner: History's Misunderstood Idealist*, 35 OKLA. CITY U. L. REV. 607.
- Masur, Louis P. [2011] THE CIVIL WAR: A CONCISE HISTORY (Oxford University Press).
- McCash, William B. [2004] THOMAS R. R. COBB: THE MAKING OF A SOUTHERN NATIONALIST (Mercer University Press)
- McConnell, Joyce E. [1992] Beyond Metaphor: Battered Women, Involuntary Servitude and the Thirteenth Amendment, 4 YALE J. L. & FEMINISM 207.
- McCormick, Gregg M. [2007] Personal Conflict, Sectional Reaction: The Role of Free Speech in the Caning of Charles Sumner, 85 Tex. L. Rev. 1519.
- Middleton, Stephen [1993] Salmon Portland Chase: Reluctant Antislavery Reformer: Comment on Frederick Blue's from Right to Left, 21 N. Ky. L. REV. 23.
- Montesquieu, Charles Louis de Secondat [1777] *The Spirit of Laws*, 320 —321, in Charles Louis de Secondat, COMPLETE WORKS OF MONTESQUIEU, 4 vols, vol. 1 (T. Evans).
- Morris, Thomas D. [1999] SOUTHERN SLAVERY AND THE LAW, 1619-1860 (University of North Carolina Press).
- Nelson, William E. [1974] The Impact of The Antislavery Movement upon Styles of Judicial Reasoning in Nineteenth Century America, 87 HARV. L. REV. 513.
- Niven, John [1995] SALMON P. CHASE: A BIOGRAPHY (Oxford University Press).
- Nowak, John E./ Rotunda Ronald D. [1995] CONSTITUTIONAL LAW (5th ed., West Publishing Company).
- Osborn, Ronald [2008-2009] William Lloyd Garrison and The United States Constitution: the Political Evolution of An American Radical, 24 J. L. & RELIGION 65.
- Perry, Lewis [1973] RADICAL ABOLITIONISM: ANARCHY AND THE GOVERNMENT OF GOD IN ANTISLAVERY THOUGHT (Cornell University Press).

- Phillips, Michael [1997] *George Fitzhugh*, in Junius P. Rodriguez, ed., THE HISTORICAL ENCYCLOPEDIA OF WORLD SLAVERY (ABC-CLIO), vol.1, 269-72
- Phillips, Ulrich B. [1918] AMERICAN NEGRO SLAVERY: A SURVEY OF THE SUPPLY,

  EMPLOYMENT AND CONTROL OF NEGRO LABOR AS DETERMINED BY THE PLANTATION

  RÉGIME (D. Appleton and Co.).
- Phillips, Wendell [1844] THE CONSTITUTION A PRO-SLAVERY COMPACT (American Anti-Slavery Society).
- ——— [1847] REVIEW OF LYSANDER SPOONER'S ESSAY ON THE UNCONSTITUTIONALITY OF SLAVERY (Andrews & Prentiss).
- Potter, David M. [2011] THE IMPENDING CRISIS, 1848-1861 (Harper Perennial).
- Ramage, C. J. [1922] Howell Cobb, 8 VA. L. REG. N.S. 486.
- Reed, Thomas Walter [1949] HISTORY OF THE UNIVERSITY OF GEORGIA (University of Georgia)
- Richards, David A. J. [1992] *Abolitionist Political and Constitutional Theory and the Reconstruction Amendments*, 25 LOY. L. A. L. REV. 1187.
- Rierson, Sandra L. [2011] *The Thirteenth Amendment as a Model for Revolution*, 35 VT. L. REV. 765.
- Rootes, T. R. [1896] *The Rootes Family*, THE VIRGINIA MAGAZINE OF HISTORY AND BIOGRAPHY, vol. 4, No. 2, 204-211.
- Schlesinger, Arthur M., Jr. ed. [1973] HISTORY OF U.S. POLITICAL PARTIES, VOL. 2 1860-1910 THE GILDED AGE OF POLITICS (Chelsea House Publishers).
- Schuckers, J. W. [1874] THE LIFE AND PUBLIC SERVICES OF SALMON PORTLAND CHASE:

  UNITED STATES SENATOR AND GOVERNOR OF OHIO, SECRETARY OF THE TREASURY,

  AND CHIEF-JUSTICE OF THE UNITED STATES (D. Appleton).
- Schwabach, Aaron [1997] Jefferson and Slavery, 19 T. JEFFERSON L. REV. 63.
- Schwartz, Bernard ed. [1970] STATUTORY HISTORY OF THE UNITED STATES: CIVIL RIGHTS (Chelsea House Publishers).
- Seavoy, Ronald E. [2006] AN ECONOMIC HISTORY OF THE UNITED STATES: FROM 1607 TO THE PRESENT (Routledge).
- Siddali, Silvana R. [2005] FROM PROPERTY TO PERSON: SLAVERY AND THE CONFISCATION ACTS, 1861-1862 (Louisiana State University Press).
- Spooner, Lysander [1845] THE UNCONSTITUTIONALITY OF SLAVERY (Bera Marsh).
- ——— [1860] THE UNCONSTITUTIONALITY OF SLAVERY (Burt Franklin).
- Stroud, George [1827] A SKETCH OF THE LAWS RELATING TO SLAVERY IN THE SEVERAL STATES OF THE UNITED STATES OF AMERICA (Kimber and Sharpless).
- Sumner, Charles [1849] ARGUMENT OF CHARLES SUMNER, ESQ., AGAINST THE CONSTITUTIONALITY OF SEPARATE COLORED SCHOOLS: IN THE CASE OF SARAH C.

- ROBERTS VS. THE CITY OF BOSTON: BEFORE THE SUPREME COURT OF MASS., DEC. 4, 1849. (B. F. Roberts).
- ——— [1863] *Our Domestic Relations*, THE ATLANTIC MONTHLY, vol.12, issue 71, pp.507-529.
- Taylor, Anne-Marie [2001] YOUNG CHARLES SUMNER: AND THE LEGACY OF THE AMERICAN ENLIGHTENMENT, 1811-1851 (University of Massachusetts Press).
- Ten Broek, Jacobus [1965] EQUAL UNDER LAW (Collier Books).
- Tise, Larry E. [1987] PROSLAVERY: A HISTORY OF THE DEFENSE OF SLAVERY, 1700-1840 (University of Georgia Press).
- Trefousse, Hans L. [1973] *The Republican Party 1854-1864*, Schlesinger, Arthur M., Jr. ed., HISTORY OF U.S. POLITICAL PARTIES, VOL. 2 1860-1910 THE GILDED AGE OF POLITICS (Chelsea House Publishers), 1141-1172.
- Tsesis, Alexander [2004] THE THIRTEENTH AMENDMENT AND AMERICAN FREEDOM: A LEGAL HISTORY (New York University Press).
- [2006] A Civil Rights Approach: Achieving Revolutionary Abolitionism Through the Thirteenth Amendment, 39 U.C DAVIS L. REV. 1773.
- ——— [2010] THE PROMISES OF LIBERTY: THE HISTORY AND CONTEMPORARY RELEVANCE OF THE THIRTEENTH AMENDMENT (Columbia University Press).
- [2011] Congressional Authority to Interpret the Thirteenth Amendment, 71 MD. L. REV. 40.
- Tushnet, Mark V. [2003] SLAVE LAW IN THE AMERICAN SOUTH: STATE V. MANN IN HISTORY AND LITERATURE (University Press of Kansas).
- Urofsky, Melvin I./ Finkelman, Paul [2008] DOCUMENTS OF AMERICAN CONSTITUTIONAL AND LEGAL HISTORY, VOL.1 (3rd.ed., Oxford University Press).
- U.S. Department of State [2016] TRAFFICKING IN PERSONS REPORT, June.2016

  [https://www.state.gov/documents/organization/258876.pdf] (最終閲覧日 2017年6月13日).
- VanderVelde, Lea S. [1989] *The Labor Vision of the Thirteenth Amendment*, 138 U. PA. L. REV. 437.
- VanDeusen, Glyndon G. [1973] *The Whig Party*, Schlesinger, Arthur M. Jr ed., HISTORY OF U.S. POLITICAL PARTIES VOL. 1 1789-1860 (Chelsea House Publishers), 333-363.
- Vorenberg, Michael [2001] FINAL FREEDOM: THE CIVIL WAR, THE ABOLITION OF SLAVERY, AND THE THIRTEENTH AMENDMENT (Cambridge University Press).
- Waldstreicher, David [2009] SLAVERY'S CONSTITUTION: FROM REVOLUTION TO RATIFICATION (Hill and Wang).
- Warden, Robert B. [1874] AN ACCOUNT OF THE PRIVATE LIFE AND PUBLIC SERVICES OF SALMON PORTLAND CHASE (Wilstach, Baldwin & Co.).

- Watson, Alan [2006] Lord Mansfield; Judicial Integrity or Its Lack; Somerset's Case, 1 J. COMP. L. 225.
- Wheeler, Jacob D. [1837] A PRACTICAL TREATISE ON THE LAW OF SLAVERY (A. Pollock, Jr.).
- Wish, Harvey [1943] GEORGE FITZHUGH: PROPAGANDIST OF THE OLD SOUTH (Louisiana State University Press, reprinted 1962),
- White, G. Edward [1993] *Reconstructing the Constitutional Jurisprudence of Salmon P. Chase*, 21 N. Ky. L. Rev. 41.
- Wiecek, William M. [1972] THE GUARANTEE CLAUSE OF THE U.S. CONSTITUTION (Cornell University Press).
- [1974] Somerset: Lord Mansfield and the Legitimacy of Slavery in the Anglo-American World, 42 U. CHI. L. REV. 86.
- [1977a] THE SOURCES OF ANTISLAVERY CONSTITUTIONALISM IN AMERICA 1760-1848 (Cornell University Press).
- —— [1977b] The Statutory Law of Slavery and Race in the Thirteen Mainland Colonies of British America, 34 WILLIAM & MARY Q. 258.
- —— [2007] *The Emergence of Equality as a Constitutional Value: The First Century*, 82 CHI. KENT L. REV. 233.
- Young, Jeffrey Robert [2010] *Proslavery Ideology*, Mark M. Smith and Robert L. Paquette eds., THE OXFORD HANDBOOK OF SLAVERY IN THE AMERICAS (Oxford University Press), pp.399-423.
- Zietlow, Rebecca E. [2012a] *The Ideological Origins of the Thirteenth Amendment*, 49 Hous. L. Rev. 393.
- [2012b] James Ashley's Thirteenth Amendment, 112 COLUM. L. REV. 1697.

## 【略記】

COMPLETE: Sumner, Charles [1969] CHARLES SUMNER; HIS COMPLETE WORKS, 20 VOLS. (Negro Universities Press).

CWAL: [1953] THE COLLECTED WORKS OF ABRAHAM LINCOLN, Roy P. Basler ed., 8vols. (Rutgers University Press).

ORATIONS: Sumner, Charles [1845-1850] ORATIONS AND SPEECHES, 2 VOLS. (Ticknor, Reed, and Fields).

## ■ 邦語文献

愛敬浩二 [2003] 『近代立憲主義思想の原像』 (法律文化社)。

- 朝立康太郎 [2008]「南北戦争期の奴隷州における自由労働社会観」,歴史人類学会『史境』56号,66-85頁。
- ---- [2010]「南北戦争と奴隷制廃止」, 常松洋=中野耕太郎=肥後本芳男編『アメリカ合衆国の形成と政治文化』(昭和堂), 106-130 頁。

芦部信喜 [2011] 『憲法〔第5版〕』〔高橋和之補訂〕(岩波書店)。

阿部竹松 [2011]『アメリカ憲法〔第2版〕』(成文堂)。

アメリカ学会 [1953] 『原典 アメリカ史 第3巻』 (岩波書店)。

---- [1955] 『原典 アメリカ史第 4 巻』 (岩波書店)。

有賀貞 [1985] 『アメリカ政治史』(福村出版)。

有賀貞/大下尚一/志邨晃佑/平野孝編 [1994] 『アメリカ史 1』 (山川出版社)。

有賀弘 [1982]「アメリカ社会の発展と宗教」,阿部斉/有賀弘/本間長世/五十嵐武士編『世紀転換期のアメリカ』(東京大学出版会),29-59 頁。

ウッド, ゴードン S. [2016] 『アメリカ独立革命』〔中野勝郎訳〕 (岩波書店)。

大村照夫 [1994] 『ウィリアム・ペイリー研究』(晃洋書房)。

---- [1996] 『ウィリアム・ペイリーの政治哲学』(晃洋書房)。

岡田泰男 [1994] 『フロンティアと開拓者:アメリカ西漸運動の研究』(東京大学出版会)。

奥平康弘 [1999] 『「表現の自由」を求めて』(岩波書店)。

長田豊臣 [1992]『南北戦争と国家』(東京大学出版会)。

- ----- [1994]「第5章 南北戦争と再建」,有賀貞=大下尚一=志邨晃佑=平野孝編『世界歴史体系 アメリカ史1』(山川出版社),373-468頁。
- 長内了 [1996]「Dred Scott Case [Scot v. Sandford] 奴隷制と合衆国最高裁」,藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選〔第 3 版〕』,別冊ジュリスト No.139(有斐閣), 54-55 頁。
- 落合明子 [2002]「最近の再建期研究」『アメリカ史研究』(日本アメリカ史学会)第 25号, 15-23頁。
- 甲斐素直 [2013]「米国奴隷制とドレッド・スコット事件」『日本法學』第 78 巻 4 号, 119-153 頁。
- 勝田卓也 [2011] 『アメリカ南部の法と連邦最高裁』 (有斐閣)。

カルフーン, J. C. [1977] 『政治論』 〔中谷義和訳〕 (未来社)。

菊池謙一 [1954] 『アメリカの黒人奴隷制度と南北戦争』(未来社)。

- 児玉真希 [2015]「19 世紀前半のノースカロライナ州に見る奴隷所有者の権利」東京大学大学院総合文化研究科附属アメリカ太平洋地域研究センター『アメリカ太平洋研究』15 号, 200-217 頁。
- 小松敏弘 [2008] 「グローバリズムとハイエク, ラスキ, マクファースン」『東海大学 総合経営学部紀要』 1 号, 1-14 頁。
- 阪口正二郎 [1991-1992]「第一次大戦前の合衆国における表現の自由と憲法学 (一) (二・完)」東京大学社会科学研究所『社會科學研究』第 43 巻 4 号, 1-77 頁, 同『社會科學研究』第 43 巻 5 号, 109-199 頁。
- ---- [2001] 『立憲主義と民主主義』 (日本評論社)。

[2015]「憲法に対する愛着と懐疑」大島和夫=楜澤能生=佐藤岩夫=白藤博行
=吉村良一編『民主主義法学と研究者の使命』(日本評論社),227-244 頁。
佐藤達夫 [1994] 『日本国憲法成立史 第3巻』(有斐閣)。
猿谷要 [2004]『検証 アメリカ 500 年の物語』(平凡社)。
[2009]『アメリカ黒人解放史』(二玄社)。
ジェファソン,T. [1972]『ヴァジニア覚え書』〔中屋健一訳〕(岩波書店)。
清水忠重 [1974]「ウィリアム・ロイド・ガリスン」史学研究会『史林』第57巻4号,
97-122 頁。
[1979] 「ジョージ・フィッツヒュー:その奴隷制擁護論をめぐって」,神戸女
学院大学『論集』, 第 25 巻第 3 号, 93-125 頁。
[1994]「共和国の発展と領土膨張」,有賀貞=大下尚一=志邨晃佑=平野孝編『世
界歴史体系 アメリカ史 1』(山川出版社),273-372 頁。
[2001]『アメリカの黒人奴隷制論』(木鐸社)。
渋谷秀樹 [2013] 『憲法〔第2版〕』(有斐閣)。
下川潔 [2000] 『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』(名古屋大学出版会)。
初宿正典/辻村みよ子編 [2010]『新解説世界憲法集〔第2版〕』(三省堂)。
スチュワート , ジェームス B. [1994] 『アメリカ黒人解放前史』〔真下剛訳〕(明石書
店)。
高木八尺/ 斎藤光訳 [1957]『リンカーン演説集』(岩波書店)。
高佐智美 [2003]『アメリカにおける市民権』(勁草書房)。
高柳賢三/ 大友一郎/ 田中英夫編著[1972]『日本国憲法制定の過程: 連合国総司令部側
の記録による 1』(有斐閣)。
竹本友子 [1979]「ウィリアム・L・ギャリソンとアメリカ植民協会」立教大学史学会『史
苑』,第 39 巻 2 号,1-16 頁。
田中きく代 [2000]『南北戦争期の政治文化と移民』 (明石書店)。
田中英夫 [1957]「私有財産権の保障規定としての Due Process Clause の成立 (4)」東京
大学大学院法学政治学研究科『國家學會雜誌』71巻6号633頁。
[1964]「Dred Scott Case」,『英米法判例百選』,ジュリスト臨時増刊第 295
号(有斐閣),102-103 頁。
[1968]『アメリカ法の歴史 上』(東京大学出版会)。
—— [1980] 『英米法総論 上』(東京大学出版会)。
<b>―――</b> [1987]『英米法研究 2 デュー・プロセス』(東京大学出版会)。
種谷春洋 [1971]『アメリカ人権宣言史論』(有斐閣)。
鳥澤円[2005]「ライサンダー・スプーナー『不徳は犯罪にあらず:道徳上の自由の擁護』」,
森村進編著『リバタリアニズム読本』(勁草書房),208-212 頁。
辻内鏡人 [1997]『アメリカの奴隷制と自由主義』(東京大学出版会)。

- 中川剛 [1981]「アメリカの財産権思想と土地収用」広島大学法学会『広島法学』第 4 巻 3 ・ 4 号, 205-232 頁。
- 中谷義和 [1979]『アメリカ南部危機の政治論』(御茶の水書房)。
- 西出敬一 [2016] 「合衆国憲法の制定と奴隷制」日本アメリカ史学会『アメリカ史』第 39 号, 79-93 頁。
- 根本猛 [2012]「奴隷制と合衆国最高裁」, 『アメリカ法判例百選』, 別冊ジュリスト no.213(有斐閣), 74-75 頁。
- 畑博行 [1986]「アメリカ合衆国司法部の軌跡 2」, 『判例タイムズ』第 37 巻 50 号, 6-10 頁。
- ---- [1992] 『アメリカの政治と連邦最高裁』(有信堂)。
- ハミルトン, A./ ジェイ, J./ マディソン, J. [1991] 『ザ・フェデラリスト』 〔斎藤真= 武則忠見訳〕 (福村出版)。
- 早川武夫 [1978]「デュー・プロセス」 『英米法判例百選 I』別冊ジュリスト no.59(有 斐閣), 128-129 頁。
- 早瀬博範 [2017] 「ジェファソンは偽善者か?:アメリカ民主主義と奴隷制」『佐賀大学教育学部研究論文集』第1巻2号, 21-32頁。
- バーリン,アイラ [2007] 『アメリカの奴隷制と黒人』 〔落合明子/ 大類久恵/ 小原豊 志訳〕 (明石書店)。
- 樋口範雄 [2011] 『アメリカ法ベーシックス 10 アメリカ憲法』 (弘文堂)。
- 樋口陽一/ 佐藤幸治/ 中村睦男/ 浦部法穂 [1984] 『注釈 日本国憲法 上巻』(青林書院)。
- 平出宣道 [1976]「奴隷制南部の地域類型構造」,都留重人/本田創造/宮野啓二編『アメリカ資本主義の成立と展開』(岩波書店),164-193頁。
- フォスター, W. Z. [1970] 『黒人の歴史』 [貫名美隆訳] (大月書店)。
- フィッツヒュー,ジョージ [2016] 「ジョージ・フィッツヒュー『南部の社会学』(1854年): 序文・第一章」〔朝立康太郎訳〕西南学院大学学術研究所『西南学院大学国際文化論集』第 30 巻 2 号, 149-164 頁。
- フォーナー, エリック [2008]『アメリカ 自由の物語(上)』〔横山良=竹田有=常松 洋=肥後本芳男訳〕(岩波書店)。
- ---- [2013] 『業火の試練』 〔森本奈理訳〕 (白水社)。
- 福本保信 [1982]「奴隷制廃止運動」日本アメリカ史学会 『アメリカ史研究』,第5号, 32-37頁。
- ----- [1992]『奴隷解放宣言への道』西南学院大学学術研究所紀要 No. 26。
- 藤原守胤 [1970]『アメリカの民主政治』(慶應義塾大学法学研究会)。
- ベネディクト,マイケル L. [1994] 『アメリカ憲法史』 〔常本照樹訳〕 (北海道大学図書刊行会)。
- 本田創造 [1971]「アメリカ資本主義の発達と南北戦争」『岩波講座世界歴史第 20 巻 近代世界の展開 IV』(岩波書店),443-482 頁。

- マクファーソン, C. B. [1980] 『所有的個人主義の政治理論』〔藤野渉/将積茂/瀬沼長一郎訳〕(合同出版)。
- 真下剛 [1982a] 「第三節 自由党と政治的アボリショニズム」関西アメリカ史研究会編著『アメリカの歴史 上』(柳原書店), 127-141 頁。
- ----- [1982b]「自由土地党の結成」『大阪音楽大学研究紀要』第 21 号, 73-91 頁。 松井茂記 [2012]『アメリカ憲法入門〔第 7 版〕』(有斐閣)。
- 三浦進 [1954]「南北戦争直前における『プア・ホワイト』について」日本西洋史学会 『西洋史学』第 22 号, 41-57 頁。
- 宮井勢都子 [1989]「奴隷の即時解放を求めて」本田創造編『アメリカ社会史の世界』 (三省堂), 27-55 頁。

宮沢俊義 [1974]『憲法Ⅱ〔新版〕』(有斐閣)。

森脇由美子 [1997] 「アメリカにおける職人の「伝統」と共和主義: 建国期から 19 世 紀中葉まで」日本西洋史学会『西洋史学』第 185 号, 1-19 頁。

安武秀岳 [2011]『自由の帝国と奴隷制』(ミネルヴァ書房)。

山岸義夫 [1973]『南北戦争研究序説』(ミネルヴァ書房)。

山口房司 [1979]「逃亡奴隷法と人身自由法」『大阪経済法科大学論集』第8号,1-62頁。

**——** [1985] 『南北戦争研究』(啓文堂)。

山本幹雄 [1963]『南北戦争』(法律文化社)。

- ---- [1984]『リンカーン』(世界思想社)。
- ----- [1989] 『異端の説教師ギャリソン』 (法律文化社)。
- 標博行 [2005]「アメリカにおける奴隷制度とその 変遷:植民地奴隷法制の形成とその根拠」京都文教大学『人間学研究』第6号,1-11 頁。

ロック, ジョン [2010] 『完訳 統治二論』 〔加藤節訳〕 (岩波書店)。